

令和七年十二月定例会

令和 7 年 第 4 回

菊陽町議会 12 月定例会会議録

令和 7 年 12 月 3 日～12 月 16 日

菊陽町議会
会議録

熊本県菊陽町議会

令和7年第4回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
12/3	水	開会・行政報告・提案理由説明、（報告第13号）質疑・委員長報告
12/4	木	休会（議案等整理）
12/5	金	一般質問（4人）
12/6	土	休会（議案等整理）
12/7	日	休会（議案等整理）
12/8	月	一般質問（4人）
12/9	火	一般質問（4人）
12/10	水	一般質問（1人） 総務住民生活常任委員会・文教厚生常任委員会・経済産業建設常任委員会
12/11	木	休会
12/12	金	休会
12/13	土	休会（議案等整理）
12/14	日	休会（議案等整理）
12/15	月	休会（議案等整理）
12/16	火	議案審議（議案第60号～議案第75号、同意第5号～同意第6号、諮問第1号～諮問第3号）・質疑・討論・表決、発議、議案審議（報告第14号～議案第76号）・閉会

令和7年第4回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	上田 茂政 (P36～)	1. 令和8年度当初予算編成について	(1) 第7期菊陽町総合計画や不交付団体を踏まえた予算編成の基本的な考え方について問う。 (2) 政策調整会議における今年度の内容について問う。
		2. (仮称)原水駅周辺土地区画整理事業について	(1) 市街化区域編入及び事業認可に向けた進捗状況について問う。 (2) 新駅整備に向けた進捗状況について問う。 (3) 共同事業体との協定締結後の市街地整備に関する検討状況と今後の取り組みについて問う。
		3. くまモンアーバンスポーツパークについて	(1) 令和8年4月オープンに向けた施設整備の進捗状況について問う。 (2) 名実ともに誇れる施設にしていくための取り組みと決意について問う。 (3) 既存の町民グラウンドの廃止に関するスケジュール等について問う。
2	西本 友春 (P50～)	1. 公共工事について	(1) 入札に伴う積算はどのように行っているのか。 (2) 工事請負契約書における請負代金額変更はどのように行っているのか。 (3) 単品スライドにどのように取り組んでいるのか。 (4) インフレスライドにどのように取り組んでいるのか。 (5) 指名競争入札に伴う指名業者の選定基準はどのようになっているのか。 (6) 電子納品についてどのように取り組んでいるのか。 (7) 電子納品に伴い、遠隔による完了確認の環境整備はどのように進めていくのか。
		2. 予防医療について	(1) 予防医療について町はどのように考えているのか。 (2) 予防医療として町はどのように取り組んでいるのか。 (3) 予防医療の定着等はどのように行っているのか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. R Sウイルス感染症について	<p>(1) R Sウイルス感染症に対するワクチンの必要性についてどのように考えているのか。</p> <p>(2) R Sウイルスワクチンの高齢者を対象とした任意接種への助成を提案するが町はどのように考えているのか。</p> <p>* R Sウイルス感染症とは、R Sウイルスの感染による呼吸器の感染症で、特に乳幼児では細気管支炎や肺炎など重症化することがあり、高齢者でも重症な肺炎を起こすことがある。</p>
		4. 窓口のDXについて	<p>(1) 書かない窓口の現状はどのようになっているのか。</p> <p>(2) おくやみコーナーの現状はどのようになっているのか。</p>
		5. 病児、病後児保育について	<p>(1) 病後児保育の運用の見直しをどのように整理したのか。</p> <p>(2) 病児保育の実施に当たっての隔離室などの保育環境の整備はどのようになっているのか。</p> <p>(3) 病児保育に対応できるよう体制強化はどのようになっているのか。</p>
3	廣瀬 英二 (P64～)	1. 将来を見据えた菊陽町のまちづくりの方向性について	<p>(1) 新庁舎建設は今後のまちづくりにおいて重要な拠点となるが、当初予定地からの変更の有無や整備計画の方向性をどのように考えているのか。</p> <p>(2) 県営野球場の誘致について、2箇所を候補地として表明しているが、今後の進め方や県との調整方針をどう考えているのか。</p> <p>(3) 新駅の設備・機能構想について、交通結節点としての機能や駅周辺のまちづくりの方向性をどのように考えているのか。</p> <p>(4) 豊肥本線の複線化に向け、町としてどのような取り組みや関係機関への働きかけを行っていく考えか。</p>
		2. アーバンスポーツパーク開業に向けて	<p>(1) 開業までのスケジュールと町の役割について問う。</p> <p>(2) 交通アクセスや安全対策の整備状況について問う。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. 高齢者福祉の充実について	<p>(1) 高齢者の生きがいづくりと地域での活躍促進に向け、ボランティア活動や老人クラブ等の関係団体との連携をどのように推進していくのか。</p> <p>(2) 認知症施策や在宅医療・介護の連携強化など、高齢者が安心して暮らせる地域づくりをどのように推進していくのか。</p> <p>(3) 高齢者福祉事業について、令和8年度予算の拡充を検討しているのか。検討しているのであれば、どのように進めていくのか。</p>
		4. 生活困窮者への支援について	<p>(1) 生活支援と自立に向けた支援の充実について、町の取り組みについて問う。</p> <p>(2) 相談・支援体制の充実について、町の取り組みについて問う。</p>
4	吉村 恭輔 (P78～)	1. 放置竹林問題について	<p>(1) 菊陽町において竹林の面積はどれくらいか。</p> <p>(2) 放置されている竹林はどれくらいあるか、調査はしているか。</p> <p>(3) 下津久礼区において、防犯灯の配線を切断する等の被害が発生しているが、他地区において竹の被害は発生しているか。</p> <p>(4) 町は放置竹林に対する対策はしているか。</p> <p>(5) 放置竹林を新たな産業にしようと行動している自治体もあるが、菊陽町でも取り組んだらどうか。</p>
		2. 町民体育館へスポットクーラーの設置について	<p>(1) 町民体育館利用者の方々より、スポットクーラー設置の要望をいただいたが、町は現状を把握しているか。</p> <p>(2) 夏場の利用中に熱中症になり体調を崩す方が出ていると聞いている。来年の夏までにスポットクーラーの設置ができないか。</p>
		3. カスハラについて	<p>(1) 菊陽町においてカスハラ、またはカスハラの疑いがある事例は発生しているか。ある場合は過去3年間の発生件数は何件あるか。</p> <p>(2) 菊陽町においてカスハラ対策はしっかり取れているか。</p> <p>(3) 他自治体において、長期間カスハラを行っていた住民を提訴するという事例が出ている。今後、菊陽町で同様の事例が発生した場合、職員を守る意味でも提訴に踏み切ることは考えているか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
5	坂本 秀則 (P91～)	1. 町民への生活支援について	(1)各地方自治体が、自由に使える重点支援地方交付金は、本町も交付対象なのか問う。 (2)物価高騰対策で町民全員に、町内だけで利用できるプレミアム商品券を交付すべき時ではないか。
		2. 町内業者育成支援について	(1)町長の政策提言集で、「菊陽町の仕事は、菊陽町の業者へ依頼することを推進します。」と記してあるが、菊陽町の業者の定義について問う。 (2)町の仕事発注は、町内に本店もしくは本社があり、その職の町内組合ないし協会に加入している業者に絞るべきではないか。
		3. 中学校部活動の地域移行について	(1)令和9年度までに休日の中学校部活動を地域に移行する進捗状況について問う。 (2)町は、どのように支援するのか考えを問う。
		4. 各行政区の発展と振興について	(1)現状での個人情報伝達では、行政区活動及び民生児童委員活動等に変支障がある。なんらかの対策は考えているのか問う。 (2)行政区設置・管理・運営のゴミステーション及び街灯は公益及び公共性が高いので、今後は町主体での設置・管理・運営に移行するべきではないか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
6	矢野 厚子 (P108～)	<p>1. 第7期総合計画の基本理念くらしとみどりが調和する豊かな町について</p> <p>2. ふるさと納税の現状について</p>	<p>(1)町長の政策提言に産官学連携による取り組みを加速させるとあるが具体的にどのような取り組みを行っているのか。</p> <p>(2)自然と共生するまちづくりとして国土交通省、農林水産省、環境省が支援するグリーンインフラをどのように考えるか。</p> <p>①グリーンインフラの具体的な取り組みとして自然災害の脅威へ「そなえる」とあるが、町は具体的に雨庭など増やしたり、何か計画しているか。</p> <p>②豊かな自然の質を「まもる」などがあるが、町はどのように取り組む考えか。</p> <p>(3) (仮称) 原水駅周辺土地区画整理事業周辺の緑地について。</p> <p>①失われる農地や緑地に対して、脱炭素の取り組みは考えているか。</p> <p>②開発予定地域に隣接して歴史ある神社があり、開発地に隣接する水路には蛍が生息している。環境省アセスメントで、調査済みだと思うが、結果はどのようなものだったか。</p> <p>③開発予定地域から取り残される豊肥本線南側に沿っての450m延びた約5,000㎡の荒れた耕作放棄地の扱いはどう考えているか。</p> <p>④その耕作放棄地をビオトープとして生物の保護を目的とした公園にできないか。</p> <p>*ビオトープとは本来その地域に生息する生物が生息できるようにした空間をさす。生物多様性の保全に重要な役割を果たす。</p> <p>(1)町外からの申込者数と町民の町外への利用者数はどうなっているか。また金額はどちらがどのくらい多いか。</p> <p>(2)町民のふるさと納税の利用により、税収が減ると思うが、町の財政に影響は出ないのか。</p> <p>(3)今後、ふるさと納税の増収対策として、何か考えているか。</p> <p>(4)町外のイベントにふるさと納税の紹介を積極的に実施したり、町外から町内の企業に勤務されている方々への商品の紹介はできないか。</p> <p>(5)企業版ふるさと納税は増加の傾向にあると思うが、現在までのその活用状況と今後の目標金額はどう考えているか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
7	馬場 功世 (P120～)	1. 県営野球場の誘致について	(1) J R原水駅周辺に県営野球場を誘致した場合に、プロ野球の公式戦を想定した時、駐車場の確保について町はどう考えているか。 (2) 町は「誰もが菊陽町に野球場をもっていきたい」と思えるような、菊陽町だからこそ魅力ある提案とあるが、町はどう考えているか。
		2. 物価対策について	(1) 物価高騰に伴い地域振興券等の配布について町はどう考えているか。 (2) 水道代の補助について町は今後も継続するのか。
		3. 子育てについて	保育料を無料にすることについて町はどう考えているか。
		4. 有償ボランティアについて	キャロットサービスについて同乗者保険等助成を町はどう考えているか。
8	甲斐 榮治 (P130～)	1. 地下水の保全について	(1) 環境省の「PFOSとPFOAの除去及び濃度低減技術に取り組む」事業について、選ばれた業者名並びにその事業の中間評価を町は把握しているか。 (2) 坪井川でPFAS 2種類の濃度が上昇したことの因果関係の調査結果を熊本県が公表する、と先回の一般質問に対して答弁があったが、町は情報を把握しているか。 (3) 地下水の水量保全に関わる「水稲作付推進協議会」の事業への企業と農家の参入状況はどうか。 (4) 国の農業政策が再び主食用米減産に向かうとの報道があるが、上記協議会の事情も踏まえ、町はこれをどう考え、どう対処しようとしているか。 (5) 熊本県は地下水量の観測井戸を4箇所追加し、7箇所とすると公表しているが、追加する箇所は決定したか。 (6) 熊本セミコン特定公共下水道整備計画の進捗状況はどうなっているか。 (7) 水の管理に関わる県及び町の相談窓口及び責任機関はどこか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 第7期総合計画の展開状況について	<p>(1) 熊本県のサイエンスパーク構想と菊陽町の町づくりとの整合性はとれているか。両者はどのように関連し合い、その企画の進捗状況はどうであるか。</p> <p>(2) 以下の事業または計画の進捗状況を簡潔に示せ。</p> <p>①セミコンテクノパーク周辺「工業・流通ゾーンの拡大」</p> <p>②仮称「原水駅周辺土地区画整理事業」・新駅設置</p> <p>③久保田台地（工業・流通ゾーン）の開発</p> <p>④新駅・町民運動公園・くまもんアーバンスポーツ施設</p> <p>⑤主要道路の改善及び新設（大津植木線の多車線化・合志インターチェンジアクセス線・南方大人足線・国道443号線・菊陽空港線など）</p> <p>⑥南部地区「市街化ゾーンの整備」計画</p>
9	小林久美子 (P151～)	1. 自衛隊への名簿提供について	<p>(1) 18歳になる町民の名簿を自衛隊に提供していることについて いつから提供しているのか。</p> <p>(2) 名簿提出を希望しない除外申請の対応はどうなっているのか。</p>
		2. 健軍駐屯地への長射程ミサイル配備問題について	<p>(1) 防衛省が「敵基地攻撃能力保有」に向け、全国6か所に長射程ミサイルを配備する計画で、そのさきがけとして今年度中に健軍駐屯地に配備することが決められた。移動式であり、県内どこでも攻撃対象になりかねない。町民の安全を守るためにも配備中止を求めるべきだと思うが、町はどう考えるか。</p> <p>(2) 町民への丁寧な説明会を開くよう国・県に求めるべきだと思うが、町の見解はどうか。</p>
		3. 木村知事の発言について	<p>知事の講演の中で、TSMC進出による地下水の保全、交通渋滞などについての住民の懸念、声について、「肥後の引き倒し」「土着の宗教」と述べられている。</p> <p>この発言に対する町長の受け止めはどうか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
10	藤本 昭文 (P161～)	<p>1. 内水氾濫の解釈について</p> <p>2. 道路開発による周辺地域への影響について</p>	<p>(1) 9月定例会の一般質問における内水氾濫の解釈について、町と見解の相違があった点について、県に確認した結果はどうか。</p> <p>(2) 新たな解釈に基づけば、町が把握している内水氾濫による被害は拡大することとなるが、その対策は検討しているのか。</p> <p>(3) 原水駅周辺の開発においても、内水氾濫被害への対策として調整池整備や排水機能強化などが必要となるが、開発地域のみならず周辺地域への影響についても慎重に検討する必要があると考えるが、町の考えはどうか。</p> <p>(1) 町内には、大津街道や鉄砲小路など、歴史的価値の高い道路があるが、近年の道路開発によってその歴史的価値が損なわれることはないか。</p> <p>(2) 新たな道路開発は、交通渋滞の緩和など期待される部分も多い一方で、交通量の増加や周辺地域の生活環境への影響など、マイナスの要素も含まれる。その点についての対応を町はどう考えているのか。</p> <p>(3) 都市計画に基づく道路開発の結果、変則的な交差点となってしまった箇所があるが、町は現状を把握しているのか、また、その対策についての検討は行われているのか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
11	鬼塚 洋 (P171～)	1. 若者の薬物乱用・依存防止について	<p>(1) 町内小中学校における薬物乱用防止教室や関連指導の実施状況はどのようなか。</p> <p>(2) 当該教育は若者の薬物乱用防止に効果を上げているか。また町はどのように検証しているか。</p> <p>(3) 若者が大麻や市販薬などの薬物を誘われても「断る力」や相談行動を身につけられるよう、学校現場で効果的な教育は実践されているか。</p> <p>(4) 「大麻は安全」「市販薬は問題ない」といったSNS上の誤情報に若者が惑わされないよう、町として正しい知識の周知をどのように図っているのか。</p> <p>(5) 若者や保護者に対し、町の広報紙やSNS等を活用した薬物乱用防止の注意喚起をより積極的に進めていくべきと考えるが、町の考えはどうか。</p> <p>(6) 大麻や市販薬の乱用を含む、薬物に関する若者の悩みを早期に把握するため、町や県などの相談窓口をどのように周知し、対応体制をどのように強化していくのか。</p> <p>(7) 若者が孤立せず、薬物に依存しにくい環境を作るため、町は地域の住民や関係団体との連携をどのように推進していくのか。</p>
		2. 物価高騰対策について	<p>(1) 物価高騰が進む中、町の税収は増えている。町として、税収増を急ぎ町民に給付金等で還元する必要があると考えるが、町の考えはどうか。</p> <p>(2) 町内事業者への支援も併せて、商品券の給付はできないか。</p>
12	布田 悟 (P188～)	1. 北朝鮮による日本人拉致問題の啓発及び解決に向けた取り組みについて	<p>(1) 町としては啓発活動推進のため何を実施しているか。</p> <p>(2) 平成31年3月定例議会と令和2年12月定例議会の私の一般質問で、小中学校での拉致問題啓発に向けた取り組みを聞いている。その後の推進状況はどうか。</p> <p>(3) 福岡県行橋市では、毎年12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に、課長級以上の職員がブルーリボンバッジを着用している。拉致被害者のご家族が居住している本町においても着用し「啓発推進の証」とすれば、と思うがどうか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 所有者所在不明土地問題及び空き家対策について	<p>(1)町内における所有者所在不明土地及び宅地における空き家の現状はどのようになっているか。また、その発生原因は何か。</p> <p>(2)当該土地や家屋の管理上、その地域に生活安全上の問題（防犯や環境衛生）が発生することが懸念される。そのような問題解決のための対策として、どのようなことを実施しているか。また、問題解決のための障害となっている点は何か。</p>
13	佐藤 竜巳 (P206～)	1. 農業全般について	<p>(1)鳥獣被害による農作物の被害状況と今後の対策を問う。</p> <p>①農作物の被害調査の面積と金額を示せ。</p> <p>②町が補助している電柵への申請条件と金額とその成果を示せ。</p> <p>③今後農作物を守るための策はあるか。</p> <p>④カラス罠の成果と処理方法を示せ。</p> <p>⑤鳥獣捕獲・駆除額や派遣費用の見直しを検討すべきではないか。</p> <p>⑥猟友会員が減るなか狩猟免許取得者の確保を、町はどう考えるか。</p> <p>(2)耕作放棄地の現状と対策を問う。</p> <p>①令和7年度現在までの耕作放棄地の面積を示せ。</p> <p>②耕作放棄地を農地に戻すための補助金への申請条件を示せ。</p> <p>③令和5年度から町が実施している耕作放棄地の補助金を見直しができないか町の考えを示せ。</p> <p>④農業協同組合・農業法人への補助金を個人農業経営者にも支援の検討をすべきではないか。</p>
		2. 柳水湧水公園の復旧について	復旧の見込みはあるのか。あるならば町の対策への考えを示せ。
		3. 道路整備について	<p>災害に強い道路整備について問う。</p> <p>①菊陽空港延伸道路</p> <p>②杉並木公園線延伸道路</p> <p>③川久保南方線延伸道路</p> <p>④（仮称）原水駅周辺区画整理事業</p>

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

令和7年12月3日（水）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(令和7年第4回菊陽町議会12月定例会)

令和7年12月3日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出報告第13号から諮問第3号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 報告第13号 専決処分の報告について(工事請負契約の変更について(東部町民センター(新館)屋根・外壁等改修工事))

日程第8 研修報告

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	鬼塚 洋 議員	2番	吉村 恭輔 議員
3番	藤本 昭文 議員	4番	馬場 功世 議員
5番	廣瀬 英二 議員	6番	矢野 厚子 議員
7番	大久保 輝 議員	8番	西本 友春 議員
9番	佐々木 理美子 議員	10番	中岡 敏博 議員
11番	布田 悟 議員	12番	佐藤 竜巳 議員
13番	甲斐 榮治 議員	14番	岩下 和高 議員
15番	上田 茂政 議員	16番	小林 久美子 議員
17番	坂本 秀則 議員	18番	福島 知雄 議員

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠 さん
書記 牟田 修人 さん
書記 豊住 祐太 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	吉本 孝寿 さん	副 町 長	小牧 裕明 さん
教 育 長	二殿 一身 さん	総 務 部 長	村上 健司 さん
住民生活部長	吉本 雅和 さん	健康福祉部長	梅原 浩司 さん
産業振興部長	山川 和徳 さん	都市整備部長	荒牧 栄治 さん

総務課長 平 征一郎 さん
施設整備課長 鈴木 理 さん
教育部長 矢野 博 則 さん

人権教育・啓発課長 弓 削 浩 昭 さん
総務課総務法制係長 高山 智 裕 さん

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

- 議長（福島知雄議員） ただいまから令和7年第4回菊陽町議会定例会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（福島知雄議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番廣瀬英二議員、6番矢野厚子議員を示します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

- 議長（福島知雄議員） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
今定例会の会期は、本日から12月16日までの14日間としたいと思います。異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は本日から12月16日までの14日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

- 議長（福島知雄議員） 日程第3、諸般の報告を行います。
本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、配付のとおりです。
次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査8月、9月、10月分の結果報告は、配付のとおりです。
次に、今回受理しました陳情書は、配付のみとします。
次に、町村議会議長全国大会が11月12日、東京都渋谷区のNHKホールで開催されました。大会内容については、配付のとおりです。
次に、先般議員派遣を行いました研修概要については、配付のとおり報告します。
これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

- 議長（福島知雄議員） 日程第4、行政報告を行います。  
町長から行政報告の申出があります。これを許します。  
吉本町長。  
○町長（吉本孝寿さん） 皆様、おはようございます。  
議員各位におかれましては、令和7年第4回菊陽町議会定例会をお願いをいたしましたとこ

ろ、大変御多用の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、町の最近の状況について報告をいたします。

まず、J A S M第2工場建設についてであります。

昨年7月から造成工事が進められておりましたJ A S Mの第2工場につきましては、去る10月24日、熊本県の木村知事立会いの下、J A S Mの堀田社長と立地協定を締結をしたところでございます。このプロジェクトは、半導体の国内生産という国の経済安全保障に関わる非常に重要な事業でございます。町といたしましては、引き続き熊本県と連携して、第2工場建設が円滑に進むよう支援してまいります。

次に、（仮称）第3原水工業団地整備事業についてであります。

J A S M第1工場の南側で計画しております（仮称）第3原水工業団地の整備事業につきましては、現在、基本設計や地質調査、補償調査を進めており、併せて地権者の皆様へ事業の進捗状況の説明を行っております。今後は、さきに設立をいたしました菊陽町土地開発公社が主体となり、用地の取得などを行っていくこととしております。

次に、セミコンテクノパーク周辺の道路整備についてであります。

熊本県において事業を進めております県道大津植木線の多車線化、合志インターチェンジアクセス道路整備の着工式を9月23日に熊本県、合志市、大津町、本町の主催で執り行いました。着工式には、地権者の皆様、県選出の国会議員、福島議長をはじめとする町議の皆様、国、県、市、町の関係者など約100名が出席されました。この2つの道路は、セミコンテクノパーク周辺の主要な縦軸、横軸となる道路であり、令和10年度の完成を目指して、これまでの道路整備では考えられない異次元のスピードで整備を進められています。本町においても、菊陽空港線延伸道路をはじめとするセミコンテクノパーク周辺道路の整備についても、今後も引き続き県と情報共有をしながら、しっかりと連携をし、事業推進を図ってまいります。

次に、（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業についてであります。

（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業に係る都市計画決定を行うため、10月29日に総合体育館において、熊本県と合同で市街化区域編入の事業の施行区域、市街化編入エリアの用途地域、幹線となる道路などの都市計画決定案についての住民説明会を行い、109名の方に御参加をいただきました。今後は、国や県との協議、都市計画審議会での審議などを経て、本年度末の都市計画決定に向けて作業を進めてまいります。

次に、J A 菊池ニンジン選果施設についてであります。

11月4日に、J A 菊池ニンジン選果施設の竣工式がJ A 菊池菊陽中央支所で執り行われました。このニンジン選果施設の1日当たりの処理能力は約65トンで、これまでの処理能力に比べ、倍増するとのことあります。このことにより、生産、出荷量が増加をし、生産者の皆様の所得向上につながることを期待するところでもございます。町としましても、物価高騰などの影響により厳しい状況にある生産者のため、手数料の負担を軽減する支援を行ってまいります。

次に、すぎなみフェスタ2025についてであります。

11月8日に、姉妹都市屋久島町から岩川副町長はじめ11名をお迎えし、開催をいたしました。当日は天候にも恵まれ、約8,500人の来場者でにぎわいました。今年は合併70周年記念イベントとして開催をしており、ステージでは、特別ゲストによるライブ、抽せん会、今年販売を開始をいたしましたニンジンジュースうまc a r r o tを活用したゲームや職員研修の一環として企画しましたお土産グランプリなどを新たに実施をいたしました。会場では、JA菊池菊陽中央支所をはじめ、関係者の皆さんによる展示即売や健康、福祉、自然、環境、各種体験コーナーを設け、さらには地元赤牛のサイコロステーキを特別に準備をいたしました。今後も、菊陽町の基幹産業でもあります農業や各種産業の振興、そして健康、福祉、環境といった分野を含めた総合祭として、町民相互の交流を促進しつつ、菊陽町の魅力を内外に発信をしてまいります。

次に、鼻ぐり井手祭についてであります。

11月16日に、鼻ぐり井手公園を主会場として、第15回鼻ぐり井手祭を実行委員会との共催で開催をいたしました。当日は、約1,000人の来場があり、馬場楠の獅子舞や菊陽南小学校児童による鼻ぐり井手をめぐる音楽劇、菊陽中学校吹奏楽部による合奏などのステージで盛り上がりました。また、ボランティアガイドの会や子どもたちによるガイドも行われ、地域の活性化とともに、町の宝である鼻ぐり井手をPRすることができました。

次に、菊陽町合併70周年記念式典についてであります。

昭和30年に菊池郡津田村、原水村、上益城郡白水村の3村が合併をし、菊陽村として誕生して今年で70年を迎え、去る10月4日に図書館ホールで式典を開催し、来賓や表彰者など約270人に御来場いただきました。オープニングセレモニーでは、陸上自衛隊第8音楽隊が力強く華やかな演奏で式典の幕開けを飾りました。

また、前町長や議会議員、各種委員会の委員など、長年町の発展に尽力された60人の自治功労者と自治会長や民生委員など地域の振興のため献身的に活動された39人の地域振興功労者、合わせて99人を表彰し、菊陽町のPR大使である落語家の桂竹紋さんの記念講演も行われました。

また、式典では、同じく菊陽町のPR大使である大野勝彦さんによる記念詩画「菊陽賛歌」が披露されました。この作品は、豊後街道菊陽杉並木を描いたものであり、絵に添えられた詩には、ふるさとへの思いや周りの方々への優しさと助けへの感謝が表現をされています。本作品は、役場本館ロビーに展示をしており、昨日12月2日に大野さんをお招きをしてお披露目式典を開催をいたしました。式典を通じて、先人たちが築き上げてきた豊かな菊陽町を確かな形で次の世代へ引き継いでいくことが今を生きる私たちの責務であると決意を新たにしたいところでもございます。

以上、最近の主なものについて報告をいたしました。町のスローガンである成長し続ける町として、町民の皆様が誇れる町、いつまでも住み続けたい町を目指し、まちづくりを進めて

まいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長提出報告第13号から諮問第3号までを一括議題

○議長（福島知雄議員） 日程第5、町長提出報告第13号から諮問第3号までの22件について一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（福島知雄議員） 日程第6、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、令和7年第4回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は22件でございます。内訳は、報告が1件、議案が16件、同意が2件、諮問が3件であります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

報告第13号は、専決処分の報告についてであります。

内容は、令和7年第1回菊陽町議会定例会で議決をいただきました東部町民センター（新館）屋根・外壁等改修工事に関するもので、工事内容の一部を変更することに伴い、請負変更契約の額を定め、契約をすることについて、令和7年10月31日の専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

議案第60号は、菊陽町議会議員及び菊陽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、公職選挙法施行令の改正に伴い、公費負担の上限額を改めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第61号は、菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、人事院及び熊本県人事委員会が給与改定の勧告を行ったことに伴い、本町の一般職の職員においても給与等の額を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第62号は、菊陽町工業団地造成事業特別会計条例を廃止する条例の制定についてであります。

内容は、本年7月に設立した菊陽町土地開発公社において、工業団地整備事業を実施することから、菊陽町工業団地造成事業特別会計条例を廃止するものであります。

議案第63号は、菊陽町町民センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありま

す。

内容は、西部町民センター内の施設である武蔵ヶ丘児童館をこども館に名称を変更し、子育て世帯や小学生が利用しやすい施設へとリニューアルするため、条例の一部を改正するものであります。

議案第64号は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定であります。

内容は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、保育所などの職員等による虐待に関する通報義務等が創設されたことにより、関係条例を一括して改正をするものであります。

議案第65号は、菊陽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

内容は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布に伴い、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設をされ、令和8年度から本町でも実施することから、新たに条例を制定するものであります。

議案第66号は、令和7年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に4億8,388万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を227億5,358万9,000円と定めるものであります。

議案第67号は、令和7年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に54万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億2,156万4,000円と定めるものであります。

議案第68号は、令和7年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に27万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億3,853万8,000円と定めるものであります。

議案第69号は、令和7年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に635万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億8,087万2,000円と定めるものです。

議案第70号は、令和7年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、収益的収入及び支出の予定額において、支出を6,690万6,000円増額し、17億984万7,000円と定めるものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額において、収入を2億5,330万円増額し、9億5,544万9,000円と定め、支出を2億5,771万円増額し、11億9,396万7,000円と定めるものであります。

議案第71号は、菊陽町図書館空調設備改修工事の工事請負契約の締結についてであります。

菊陽町図書館及び図書館ホールの空調設備は、平成15年に供用開始され、22年が経過をし、設備の老朽化に伴い不具合が多発しているため、空調設備の改修工事を行うものであります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第72号は、損害賠償の額の決定及び和解についてであります。

内容は、令和5年の菊陽町夏祭りにおいて、菊陽杉並木公園を訪れていた町民が園内に生じていた穴に足を取られ負傷されたものです。損害賠償の額を定め、和解したもので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第73号は、契約の一部解約による損害賠償額の決定についてであります。

内容は、菊陽町戸籍総合システム機器賃貸借契約において、地方公共団体システムの標準化及びガバメントクラウドへの移行に伴い、一部の機器について契約満了日前に解約をし、解約に係る損害賠償の額を定めるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第74号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、町が帰属を受けました開発道路2路線を新たに町道として認定するものであります。道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第75号は、菊陽町市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてであります。

内容は、交通災害見舞金に関する事務において、一部の自治体が脱退することに伴い、規約の一部を変更するものであります。

同意第5号、同意第6号は、菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

内容は、固定資産評価審査委員会委員の3名のうち、お二人が令和7年12月18日をもって任期満了となられることから、お一人は引き続き委員として、もうお一方は新しく委員として選任したく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

諮問第1号から諮問第3号は、人権擁護委員候補者の推薦について、3名の方を人権擁護委員の候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議員審議の際に御説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（福島知雄議員） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 報告第13号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（東部町民センター（新館）屋根・外壁等改修工事））

○議長（福島知雄議員） 日程第7、報告第13号専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（東部町民センター（新館）屋根・外壁等改修工事））を議題とします。

人権教育・啓発課長、説明を求めます。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭さん） おはようございます。

報告第13号専決処分の報告について説明いたします。

この報告は、令和7年第1回菊陽町議会定例会において議決いただきました東部町民センター（新館）屋根・外壁等改修工事の請負契約の締結に関するもので、工事内容を変更する必要が生じたため、工事請負契約を変更したものであります。

今回の契約金額の変更が当該契約金額の100分の10を超えず、かつ1,000万円以下であり、地方自治法第180条第1項の規定に基づいて専決処分事項として指定されたものに該当するため、令和7年10月31日に専決処分したものであり、地方自治法180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

初めに、専決処分の内容について説明いたします。

1枚お開きいただき、専決処分書を御覧ください。

専決処分日は令和7年10月31日です。

1、契約の目的、東部町民センター（新館）屋根・外壁等改修工事。変更契約額、7,368万6,503円、当初契約額が6,710万円でありますので、658万6,503円の増額となります。3、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字原水3316番地、株式会社坂本建設、代表取締役坂本俊正でございます。

それでは、契約の変更内容の主なものについて説明いたします。

2枚おめくりいただき、参考資料の図面を御覧ください。

図面は、東部町民センター（新館）を、上段が東側からと南側から臨んだ立面図、下段が西側からと北側からの立面図になります。立面図には、引き出し線により記号を設けており、その記号に該当する施工箇所、改修内容については、図面右側の改修リストのとおりです。このうち変更を行った施工箇所を図面上、赤線枠囲みで、また引き出し線及び記号を赤色でそれぞれ表示し、改修工事リストに変更内容を朱書きで記載しております。

主な変更内容としましては、当初の計画では、柱型とはり型における耐火被覆材の撤去を想定していましたが、アスベスト調査を行ったところ、アスベストが検出されたため、受注者と協議の上、石綿障害予防規則及び大気汚染防止法に基づいた耐火被覆材の完全隔離作業による養生、撤去及び発生材の集積、積込み、処分に数量を見直したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） ちょっと長くなりますが、質問させていただきます。

まず、前提で、私のほうで事前に担当課の人権教育・啓発課のほうに確認したところ、今回

行政側のほうも、東部町民センターの外壁にアスベストが含有されている可能性については事
前にある程度認識されていたと、実際に入札の際の仕様書にも記載していたと。ただ、正確な
含有量については、外壁を壊してみないと分からない一方で、国の補助金を活用する兼ね合い
で事前に壊すことはできなかったというふうに伺っているんですけど、そういう事実関係でま
ず間違いないでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭さん） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） じゃあ、今の前提を踏まえて質問をさせていただきます。7点あります
ので、ゆっくり質問させていただきます。3回までしか質問できないので、まとめて質問しま
す。

まず、入札時の仕様書と説明の内容について、入札において、行政側のほうは、仕様書にア
スベストを含有している可能性についてどういうふうな記載を行っていたのかと、その入札の
参加者に対してどういうふうに説明をして、アスベストに関して参加者のほうから何か質問が
出ていなかったのか、これが1点目になります。

次、2点目、今年の3月の定例会における議会への説明についてなんですけれども、議事録
を改めて確認したところ、このアスベストの問題に関しては、3月定例会における議案の説明
の際には一切言及されておりません。今回、結果的に専決処分、費用の増額になっているん
ですけれども、このことは3月議会において予見はされていなかったのかについて質問いたしま
す。

3点目、法令違反の可能性についてですけど、令和4年の改正後の労働安全衛生法とその関
係法令において、こういう施設を解体とか改修するときには、アスベストを含有しているか
という事前調査を行うことが義務づけられていると思うんですけれども、今回は実際に工事をし
た上で発見しているようなふうに私は聞こえたんですけれども、事前調査を行わなかったこと
について、行政側の法令違反というのはないのかというのが質問内容です。

次、4点目、費用が今回増額されている、その増額の妥当性についてなんですけれども、入
札においてアスベスト含有のことを行政側としておっしゃっていたのであれば、当初から撤去
に係る費用も入札価格に業者のほうに計上していただくということはできなかったのかと。何
が聞きたいかというと、今回定例会においてアスベストの撤去費用も追加で計上されているん
ですけれども、実際に3月という入札のときに計上されているのであれば、金額が変わった
のではないかと、その点について。だから、余計に費用がかかっているのではないかと
いうことを質問いたします。

あと3つあります。

専決処分後の対応について、今回3月の定例会において、工期は10月末に終わるとい
うことだったんですけれども、事後的にこのアスベストの工事が追加されたこと
において、工期の遅

れはあったのかです。

あと2つです。

6点目が、国の補助事業との関係に関してなんですけれども、今回は国の補助事業、補助を受けるということで実施されているということなんですけれども、そうした補助を使う中でも、事前に外壁のほうを確認した上で、具体的な内容を当初の入札の時点でもうちょっと詳しく説明できなかったのかということと、今回の増額分について、国の補助事業の補助対象になるのかというのが6点目です。

最後、再発防止策についてです。

今回、結果的にアスベストがそれなりに追加費用がかかるようにということで専決処分されていますが、町においては、ほかにも同じような施設があるのではないかと考えています。また、ほかの物件について、同じような補修工事を行う場合に、議会としては、補正とか専決案件にならないように、もう当初1回こっきりでこういうふうなことを終えていただきたいと、私個人としても思うんですけれども、同じように専決にならないような手だてとして、行政側としては何か対策を考えているのかについて質問いたします。ちょっと長くなりました。

○議長（福島知雄議員） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭さん） 失礼します。まず、1点目が、入札時の仕様書、アスベストということで参加者から質問がなかったかということですが、そちらについては特段質問等はあっておりません。

2番目、アスベストについて説明しているのかということですが、入札の発注前に、そちらにつきましては、外壁除去工事後にアスベスト含有調査を実施する条件で、工事の仕様書などに発注の段階で含んでおりますということでよろしいでしょうか。工事の段階で、事業者のほうに含有調査も行ってくださいということで仕様書のほうに説明をしております。

3番目の法令違反じゃないかということですが、こちらにつきましては、中に含まれているものというのが実際工事に入らないと分からない状況でございましたので、事前調査ということで議員のほうからおっしゃっているんですけれども、そこについてはできておりませんでした。

○議長（福島知雄議員） 施設整備課長。

○施設整備課長（鈴木 理さん） 3番の法令違反の話なんですけれども、一応、工事着手設計時点で、先ほど答弁でもあったように、設計段階で図面の調査で把握はしており、工事着手時点で事前調査ということで、工事業者のほうで事前調査を行っているので、法令違反にはなっていないと考えております。

また、1番の仕様の内容については、特記仕様書によって示しておりまして、石綿を含んだ形で、今回工事内容にそういった建材が含まれるということで発注はしております。なので、入札時点で施工業者のほうは、それを閲覧時点で、中身、特記仕様書を見て、入札に臨んでいるということになります。質疑については、それに対する質疑については、ございません

でした。

3月の議会の時点で、アスベストの部分についての説明はしていませんでした。内容は設計段階で分かっていたので、予見はしておりました。うちとしては把握をしていたということになります。

今回の事業については、先ほど説明があったように補助事業になっておりまして、補助事業自体が採択の時期というのが不明な点がございました。外壁の復旧期間が、仮に設計段階で完全に破壊した状態で仮復旧期間が長期間となった場合には、雨仕舞、雨による漏水であったりとか、アスベストの飛散が懸念されたので、設計段階での調査がちょっと困難であるというふうに町は判断しておりました。想定でアスベスト撤去の積算をすることは可能であったかもしれませんが、実情と乖離した金額となる可能性が非常に高いと、予想で設計して、それに対して金額を計上するというのもできるかもしれないんですが、やはり実情に応じた金額を計上するほうが妥当ということで、工事をアスベスト含有の建材を含んだ形、アスベスト調査を含んだ形で工事を発注しまして、含有調査に基づいた形で実際に含有されるアスベストの成分に対応した形で養生、撤去、処分費を本工事で計上したものであります。

○議長（福島知雄議員） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭さん） 失礼します。工期の遅れについては、工期は当初10月31日までというふうに見ておりましたが、工期につきましては一月延ばさせていただいております。

続きまして、国の補助につきましては、当初こちらのほうで国の補助の申請をしておりますけれども、額の変更というのは、国、県等の予算等がございますので、金額についての増減というのは発生しないものと考えております。

あと、他の施設の対応についてということでございますが、こちらにつきましては、私のほうでは東部町民センターの管轄ということで、ほかの施設については、私のほうではお答えしかねますので。

○議長（福島知雄議員） 執行部、答弁してください。

施設整備課長。

○施設整備課長（鈴木 理さん） 最後の再発防止についての話なんですけれども、他施設については、現在、施設整備課のほうで技術協力ということで、他課の建築物の工事であったり、委託であったりとか、そういったことは技術協力として施設整備課のほうで協力しております。設計段階で、実際竣工図を確認しまして、石綿障害予防規則による事前調査として、アスベストが含有されているかどうかの判断というのは行っております。今回のように隠蔽部であったりとか、復旧が困難である隠蔽部であったりとか、足場等の仮設費用がちょっと高額になると。高いところであって、目視では、図面とかそういったものでは判断できそうな形ではあるんですけど、実際含有しているかどうかの検査については、状況に応じて設計段階で対応するものであったりとか、工事段階で対応するものであったりとかということで判断しております。

す。設計段階で事前調査をして、アスベスト含有が判断できたものについては、工事費用の積算に反映させて、工事は現在のところも発注しております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 最後、3点目というか、3回目なんで最後なんですけど、私としては、今回結果的に10%増額になっていて、ある程度行政側のほうがそれを認識されているにもかかわらず、3月の議員に対する説明が一切なかったところが非常に問題なのかなど。この点については、坂本副議長も、全員協議会ほうで、もう1回でこういう入札とかに関係する審議は終わるようにみたいな話もあっていたところで、そこら辺の問題意識というのは執行部側にはあられるんですか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） できる限り、そういった議会のときに、今後もしかしたら検査によって増額になる可能性が含まれているような案件であれば、当初の議会案件のときに説明をするような感じで進めさせていただければと思います。どうしても工事をやってみて分かるものというはどうしてもありますので、その部分は御了承いただければと思います。事前に把握できる部分について、把握している分について、そういった可能性がもしあるのであれば、事前に当初の議案説明のときに説明をするように今後心がけていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 1点だけお伺いします。

先ほど鬼塚議員の質問の中で、追加分の工事費に関しては国の補助は見込めないというようなことだったんですが、1点だけ、当初から入っていれば、それは国の補助として出るんですか。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭さん） 失礼します。実際、今回補助金交付申請を行っております金額につきましては、5,400万円ほど補助金申請を行っておりますが、実際、この事業につきまして補助金がつくのは通常3,000万円ぐらいなんです。今回、特別5,400万円まで、ほかの自治体の事業が廃止されたとかそういう予算の関係でこういうふうな金額がついておりますが、なので増額については見込まれない状況でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 私の質問と回答がずれてますんで。私が聞いたかったのは、当初から金額を入れていけばそれにも補助はつくんですかという質問です。

○議長（福島知雄議員） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭さん） 当初から含めていて、これがつくかどうかということ

は、上げていたらついていたかもしれないし、そうでもないということで……。

○議長（福島知雄議員） 副町長。

○副町長（小牧裕明さん） すみません、説明のほうを丁寧にさせていただきたいといたすけど、補助対象になるということであれば、当然補助には当然対象にはなりません。ただ、実際補助対象になったとしても、今度は補助交付決定額というのは予算の関係とか国の基準の中で圧縮される分もあります。今回の場合は、かなり、通常この手は圧縮されておりますけれども、今回県全体の配分の中でその圧縮額より若干上回ってはきていますけれども、満額の補助は来ていませんので、そういう説明をしたところでございますので、対象ということであればそこは補助対象に盛り込まれるということでございます。

○議長（福島知雄議員） ほかに質問ありませんか。

甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 出てきました額が当初の契約額の10%増という非常に多い額が、1つ議員としては気にかかったというのが1点で、それから考えると、先ほどから出ているように、一番最初、最初、大体築年数が古い建物等についてはアスベストが使われている可能性が非常に高いです。その想定は、恐らくベテランの方ばかりですから、想定は一応されていたという気はするんです、これは私の想像ですが。先ほどの説明では、壊さないと確認できないというのがありましたけれども、全体を壊すんじゃなくて、一部を、一部を壊して、そしてアスベストが使われているかどうかということを確認することはできなかったんですか。

○議長（福島知雄議員） 人権教育・啓発課長、答弁をしてください。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭さん） 失礼します。議員がおっしゃった質問につきましては、一部分についても調査はできるんですけども、実際そこを外して、一部分であっても外さないと調査はできないものですから、それを外した後、また仮どめした状態に戻すというところが工事に入れるか状況が分からない状況でしたので、行われなかったということになります。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 後々こともありますので、確認をしておきたいんですが、仮に、仮にアスベストが使われているという疑いがあるって、部分的に壊すというか、部分的に外して、外した場合に、それはまた基に元に返さなくちゃいけないのか、返さなくては工事には入れないんですか。

○議長（福島知雄議員） 施設整備課長。

○施設整備課長（鈴木 理さん） 御質問にお答えいたします。

今回の場合が、部分的ではありますけれども、外壁、外部の部分になりますので、雨仕舞とか飛散のことを考えますと、一部であっても壊すのはなかなか難しい判断だったかなというふうに考えております。実際に元には、もし仮に一部壊して調査等をした場合には、完全には元に戻せませんので、飛散防止ができるように仮の復旧ということにはなりません。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） アスベストは非常に毒性が高いので、処置を間違ふといろんな人的な被害が出てくる場合があるから、なかなか壊すとか一部を外すとかというのは難しいという判断だったと思うんですが、先ほど申し上げましたように、これは築年数が一定の古いものであればアスベストが使われている可能性が大きいですね。そのことを、例えばそのことを積算していなかったならば、全協等で説明されるときに、議会にこういう可能性がありますということをおけば、今の我々の疑問とかそういうのも出てこなかったと思うんです。今後、そういうことがないようにしていただきたい。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 休憩を求めます。

○議長（福島知雄議員） 暫時休憩を認めます。

全員協議会を開きますので、議員の皆さん方は直ちに委員会室にお集まりください。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時51分

再開 午前11時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで報告第13号専決処分報告について（工事請負契約の変更について（東部町民センター（新館）屋根・外壁等改修工事））についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第8 研修報告

○議長（福島知雄議員） 日程第8、研修報告について。

8月28日から29日にかけて東京で開催されました全国議長会主催町村議会広報研修会に参加されました件について報告をお願いします。

広報調査特別委員会委員長廣瀬英二議員。

○広報調査特別委員会委員長（廣瀬英二議員） それでは、令和7年度町村議会広報研修会が東京で行われましたので、開催概要と研修内容について、廣瀬委員長、廣瀬が報告をいたします。

開催日は8月28日、会場は渋谷公会堂、主催は全国町村議長会です。それと、参加者は約900名ございました。そのうち、うちの広報委員5名が一応参加をしております。

研修テーマの内容として、研修では3人の講師による講座が実施され、議会だより、広報紙、映像制作における伝え方、読まれる広報、住民参加を促す広報の在り方についてありましたので、ポイントについて報告をいたします。

まず初めに、インタビュー記事を加えて、読まれる広報紙にしようということで、講師、ライター、丘村奈央子先生からありました。内容としましては、ただ定型的に会議内容や決定を

伝える議会だよりではなく、人の声、ストーリー、インタビューを生かすことで読み手の関心を引き、より読まれる広報紙づくりに取り組むことが大切であると。

それと、2番目に、スマートフォンを活用した撮影技術、動画作成の基本、1人でもできる撮影ノウハウ、インタビュー撮影技術についてのお話がありました。講師として、映像ディレクター、渡川修一様です。スマホだけで映像制作を行うための基本技術、インタビュー映像の撮影方法などについての実技があり、文字、ペーパーによる広報だけではなく、動画という新しい広報手段を取り入れた方法の提示がありました。

最後に、「議会活性化と連動した広報紙づくり～住民の政治参加を促すツールに～」の題目で話がありました。講師は、町村議会を変革した議会広報委員長、平山賢治氏、これは有名な方で、現在福岡県の大刀洗町議会議員をされている方でした。広報紙をただの報告ではなく、住民との対話や参加を促すツールとして位置づけ直す。議会の透明性や住民との信頼づくり、双方向のコミュニケーションを促す広報手法の考え方を基本とすることが大切であるということを力説をされました。この方は、広報委員長を長年務め、2015年度から10年連続で全国コンクール入賞中。広報や議会活性化に関する視察を多数受け入れるとともに、県内外の市町議会や議長会に招かれ、講師も務められているということです。

今回の東京研修の狙い及びまとめとして、従来の議会だよりは、決議内容それから会議報告、議案の結果など形骸しがち。講座では、これをただ報告する媒体ではなく、住民に読んでもらい、関心を持ってもらい、行政議会への理解と参加を促すツールに変える必要性を強く強調されました。特にインタビュー記事の活用や動画コンテンツ導入など、ペーパー中心だった広報に人の声や動きを載せることで、地域のリアルを伝える努力が必要であるということもおっしゃいました。

また、議会、議員事務局側の意識改革も大切であると、今までみたいに漫然とじゃなくして、変えるところは変えていくと、そういうことが大切ですよということもありました。住民にとって、読みやすく、理解しやすく、親しみやすい広報を意識して、企画、編集、表現まで、広報制作の全工程を見直す機会にしてほしいと、まとめとしてのお話がありました。

以上が研修報告となります。

動画などの活用は、レベルの高さを感じ、これは自分たちにできるんだろうかという心配もありました。この研修内容を本町の議会に置き換えて考えると、町民の皆様がこれまで以上に興味を持ち、議会だよりを手にとって読みたいと思っていただけるようにすることが重要だと感じました。次号の発行を楽しみにしていただけるような広報紙作りのため、議員の皆様にも協力をいただきたいというふうに思っております。広報委員一同取り組んでまいります。

これで、町村議会研修報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福島知雄議員） 広報調査特別委員会委員長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時21分

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

令和7年12月5日（金）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(令和7年第4回菊陽町議会12月定例会)

令和7年12月5日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|
| 1番 | 鬼塚 | 洋 | 議員 | 2番 | 吉村 | 恭輔 | 議員 |
| 3番 | 藤本 | 昭文 | 議員 | 4番 | 馬場 | 功世 | 議員 |
| 5番 | 廣瀬 | 英二 | 議員 | 6番 | 矢野 | 厚子 | 議員 |
| 7番 | 大久保 | 輝 | 議員 | 8番 | 西本 | 友春 | 議員 |
| 9番 | 佐々木 | 理美子 | 議員 | 10番 | 中岡 | 敏博 | 議員 |
| 11番 | 布田 | 悟 | 議員 | 12番 | 佐藤 | 竜巳 | 議員 |
| 13番 | 甲斐 | 榮治 | 議員 | 14番 | 岩下 | 和高 | 議員 |
| 15番 | 上田 | 茂政 | 議員 | 16番 | 小林 | 久美子 | 議員 |
| 17番 | 坂本 | 秀則 | 議員 | 18番 | 福島 | 知雄 | 議員 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠 さん
書記 牟田 修人 さん
書記 豊住 祐太 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------|-----------|---------|----------|
| 町 長 | 吉本 孝寿 さん | 副 町 長 | 小牧 裕明 さん |
| 教 育 長 | 二殿 一身 さん | 総 務 部 長 | 村上 健司 さん |
| 住民生活部長 | 吉本 雅和 さん | 健康福祉部長 | 梅原 浩司 さん |
| 産業振興部長 | 山川 和徳 さん | 都市整備部長 | 荒牧 栄治 さん |
| 総務課政策監 | 井田 章博 さん | 総 務 課 長 | 平 征一郎 さん |
| 総合政策課長 | 阿久津 友宏 さん | 財 政 課 長 | 今村 太郎 さん |
| 町民課長兼
光の森町民センター所長 | 中村 康幸 さん | 健康・保険課長 | 岩下 美穂 さん |
| 介護保険課長 | 和田 征 さん | 福 祉 課 長 | 齊藤 大典 さん |
| 子育て支援課長 | 石原 俊明 さん | 農 政 課 長 | 澤田 一臣 さん |
| 都市計画課長 | 山本省 吾 さん | 施設整備課長 | 鈴木 理 さん |
| 総合政策課課長補佐 | 村上 陽介 さん | 教 育 部 長 | 矢野 博則 さん |
| スポーツ振興課長 | 野村 瑞樹 さん | | |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時57分

○議長（福島知雄議員） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

議席位置の変更を報告します。

小林久美子議員を5番の位置、廣瀬英二議員を6番の位置、矢野厚子議員を7番の位置、大久保輝議員を8番の位置、西本友春議員を9番の位置、佐々木理美子議員を10番の位置、中岡敏博議員を11番の位置、布田悟議員を12番の位置、佐藤竜巳議員を13番の位置、甲斐榮治議員を14番の位置に変更します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（福島知雄議員） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

上田茂政議員。

○15番（上田茂政議員） 皆さん、おはようございます。議席番号15番の上田茂政です。

まずもって町長におかれましては、10月24日と思いますが、奥様、妃都美さんがお亡くなりになり、本当に御冥福をお祈り、また哀悼の意をささげたいと思います。

今日の質問につきましては、来年度の当初予算とまた原水の区画整理事業と、そしてまたアーバン、この3つを質問したいと思っております。

国のほうも11月24日に補正予算が組まれまして、21兆3,000億円組まれましたことにつきましては、1か月か2か月早めに補正を組んでいただければ12月ぐらいいまでは我々にも少しは還元される場所であったかもしれませんが、いずれにしましても補正を21兆3,000億円組んでいただいたという、大型予算で組んでいただいていることは国民にとってもよかったかなと思っております。物価高、それから経済、いろんなところにしわ寄せが来ないほうに考えております。

また、皆様方御承知のとおり、中国と日本が今少し関係が崩れつつありますが、これも戦略互惠関係ということで、1年、2年かかるかもしれませんが特別にそう悪くはないと私は信じております。前の尖閣諸島のときもいろいろ中国との関係もありましたが、それなりにちゃんと中国と日本の、お互い経済大国でございますので、これを有意義に使っていただくと世界がままならないというふうに私個人としては考えてます。

以上で私はそういうことでございますが、今日の質問につきましては執行部も真摯に受け止めていただけたらと思いますので、質問の席のほうで質問したいと思っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） それでは、大枠の1番の令和8年度当初予算編成について、(1)第7

期菊陽町総合計画や不交付団体を踏まえた予算編成の基本的な考えについてをお尋ねしたいと思います。

今年も早いもので12月に入りまして、まさに役場内では来年度の予算編成作業の真っ最中といますか、ヒアリングであります。これまでも議会ごとに財政問題について質問してきましたが、私は来年度の予算は大変重要な予算になると考えております。それは、まず今年3月に新たに作成した第7期菊陽町総合計画を反映する最初の予算であるということ。改めて総合計画を眺めてみると、主な施策として交通渋滞対策、地下水の保全、涵養、多文化共生の推進、高齢者、子育て支援、バランスの取れた土地利用、農業、商業、工業の振興、新たな市街地整備などが位置づけられています。

一方で、9月の議会でも質問しましたが、本町は今年度から地方交付税の不交付団体となり、より自立した自治体として責任ある積極財政運営をすることが求められます。もちろん、具体的な事業については予算編成作業が終了した3月議会に提案説明されることになるが、1期目の最後の予算である令和8年度当初予算をどのような考え方を基本として編成を行うのか、意気込みも含めて町長にお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、令和8年度当初予算の編成に向けて私の考えを申し上げさせていただきます。

議員もおっしゃられたとおり、令和8年度当初予算は、昨年度末に策定をいたしました第7期菊陽町総合計画を踏まえた最初の当初予算編成となります。第7期総合計画は、本町を取り巻く著しい環境の変化に的確に対応をし、必要な施策を確実に推進するため、経過途中でもあった第6期計画の見直しではなく、全く新たな計画が必要と決断いたしまして策定をいたしました。

この計画は、計画期間の10年後だけではなく、20年、50年、100年と将来の菊陽町の礎となる計画にしたいという思いを持ち、町民の皆様をはじめ審議会委員、議会、職員、多くの関係者の力を結集をして作り上げたものだと思っております。計画に掲げる基本理念といたしましては、そして「ともに輝き 成長しつづけるまち 菊陽」という目指す町の姿の実現に向け、着実に推進していかなければなりません。

また、議員の皆様も御存じのとおり、世界的な半導体企業でもあるTSMCの立地は、菊陽のみならず熊本県全体にとっても極めて大きな転機となりました。私は、このTSMCの立地における効果の最大化と課題の最小化が今本町に最も求められていることだと考えております。

加えまして、議員もおっしゃられたとおり、本町は地方交付税の不交付団体となり、これまで以上に自立した自治体として責任ある財政運営が求められる立場となりました。

ここからが非常に重要でもございます。しかしながら、不交付団体となったからといって財源が無尽蔵に増えるわけではございません。将来を見据え、地に足をつけた財政運営の下、限

られた財源を最大限に有効活用していくことが必要であります。財政規律を守りつつ、計画的で戦略的な事業展開を進めるため、今年度も副町長、各部長を中心に政策調整会議の場で今後の施策の議論を重ねてもらいました。先日、政策議論としてその政策調整会議の議論の総括を聞いた上で、私から令和8年度における各種施策の実施を指示をしたところであります。

11月4日には、部課長を集めこれからの考え方を伝えた上で予算編成作業を開始したところ です。さらに、予算編成を進めるに当たって、この機会に、職員には施策の内容だけではなくDXの積極的導入による住民サービスの向上、業務効率化についても活発に議論するよう、そして意見を交わすよう求めたところでもあります。私は、議論の積み重ねが施策の充実や新たな発想の創出だけではなく、これから町を担っていく人材育成にもつながるものと期待をしております。

今申し上げた内容に加え、財政課で策定をいたしました予算編成方針に基づき、職員と一丸となって「ともに輝き 成長しつづけるまち 菊陽」の実現に向け令和8年度当初予算をつくり上げてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 内容としてはとてもよい内容であります。

編成について、調整会議の中で場を設けて職員とやっていくということですが、編成の中で職員との論争と議論、こういうことを惜しみなくやっついていかないと、町長が今申し上げた内容的にはとてもいいんですけども、なかなか職員はそれを突っ込んで言えないところもあると思いますので、その辺のところをしっかりとまた職員も遠慮なく言っていただきたい。そして、あとは肯定すればいいんですから、賛成すれば、納得すれば肯定すると。

予算についても、ここで前あれなんですけど、補正にしても来年度繰越しになる可能性も、国のいろんな補助の問題もあるかもしれませんが、繰越しは繰越しとして使い切ってしまうようにやっていったほうがいいと思います。でないと、繰越しも、本予算にしてもある程度多めにしとかんと、後でまた次から次へと予算を組み直していかんかかもしれませんので、今度の3月については補正にしてもあれにしてもしっかりとまだまだ時間がありますので、菊陽町らしゅうたまがるごつ補正ば組んでももらいたいと。また、予算も組んでももらいたいと思っております。よろしくをお願いします。

それでは、2番目の政策調整会議における議論の内容についてを問います。

来年度予算の基本的な考え方として町長の意気込みは十分私に伝わりましたが、楽しみにしております。しかし、町の財政運営に当たる際には、企業経営と同様に単年度で考えるのではなく、これは私も今から言うんですけども、プライマリーバランスばよく、私は最近は使わんですけどもプライマリーバランスを論点にしながら、考えながら中・長期的な視点で考えることも重要である。そのようなことから、町では今年6月に中期財政計画を策定、公表した。さらに、令和5年度から町長の指示により副町長をトップとした政策調整会議を役場内に

設置し、中・長期的な視点に立った町の方向性について議論をしていることをこれまで議会で度々答弁されております。

聞くところによりますと、会議は副町長が県庁時代に行ってきた取組を役場内に持ち込んで始めたと聞いていますが、アーバン施設など副町長に対して県庁から重いだご石を、荷物を持ってきたと皮肉することもありましたが、この取組は私も論争の末、肯定して評価をしました。

そこで、今年度、政策調整会議でどのような議論をしてきたのか、副町長、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 先ほど、町長が令和8年度当初予算の編成に向けて御自身の考え方を申し上げられたところでございます。そして、その中でも出てまいりました御質問の政策調整会議の議論の内容について私からお答えさせていただきたいと思っております。

町長より、財政規律を守りつつ、計画的な事業展開を進めるための検討を行うよう指示を受けまして、今年度も政策調整会議の場で各部長を含めた多くの職員と真剣な議論を重ねてきたところでございます。

議員御指摘のとおり、今後の本町のまちづくりを進めるには中・長期的な視点が欠かせないとも私も考えております。そのため、まずは足元をしっかりと見据え、確かな歳入見通しを踏まえた上で計画的な歳出を検討していくことを前提として議論を始めました。

例えばですが、JAS Mに關しましては、建築が進む第2工場の税収は見込まず、現在の第1工場のみで算出をしたところでございます。このように、中・長期的な歳入を見込む場合は明確ではない期待の数字ではなく、現時点で確実に見込まれる数字を前提として議論を始めるということになります。厳しい数字で歳入を見込むことは、結果として財源確保の徹底による財政規律の維持、歳出における事業の優先順位を整理することにつながると考えております。

先ほどの町長の答弁のとおり、不交付団体になったからといって財源が無尽蔵に生まれるわけではございません。むしろ逆に、地方交付税がない状況になった今こそ財政的な制約は強まり、より一層の責任感を持ち、厳格な財政運営が求められていると私は認識しており、財政課にも改めてその点を重視するよう指示をしたところでございます。

こうした中で、政策調整会議における事業の議論では、速やかに実施すべき事業、計画的かつ段階的に進める事業、町民の皆様が求める事業といった視点に加え、これまで菊陽町を支えてこられた世代への還元、さらには現役世代から将来世代までの負担の平準化といった財政的な視点も重視して幅広く進めたところです。当然、昨年度策定いたしました第7期菊陽町総合計画の実現は念頭に置き、道路や施設の整備といったハード事業、企業立地の効果を町民の皆様にご実感していただける事業、逆に課題を解決するための事業、様々な事業を財政的な裏づけを基に確実に進められるよう、実施年度も含めて計画的に組み立てています。具体的に言えば、例えばソフト事業として給食費無償化をはじめとする子育て支援の施策だけでなく、高齢者、働き盛り世代にも目を向けた新たな施策の立案も行ったところでございます。

あわせて、現在他の市町村と比べても数多く保有している基金については、その役割を終えているようなものもあり、効率的かつ計画的に財源として活用できるよう整理、統合を行うことを決めました。この数多く保有している基金というのは、基金の数が非常に多いということでございます。そういったものを統合するという趣旨でございます。

このような議論の内容は、先ほど町長の答弁にもありましたように10月23日に政策論議として町長に報告するとともに、改めて三役及び全ての部長による最終的な議論を行ったところでございます。その中で、町長から指示のあった事業についてはまずは令和8年度当初予算に反映していく予定でございます。

令和8年度当初予算の編成までにはまだ一定の時間があることから、今後の歳入、歳出の動向、社会経済の変化を的確に見極めながら、そして先ほど上田議員のほうからおっしゃられました国の補正予算とかもしっかり見極めながら、ぶれることなく、引き続き議論を深め、確かな予算編成へとつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 今年度も中・長期的な視点を持って、活発に議論していきたいということは認めたいと思っております。

ただし、それを全て職員が意識してしっかりと予算につなげることが大事。来年度、町長は選挙を迎えます。町長からの指示を受けて政策調整会議の責任者である副町長は——私は常に副町長に言っておったんですけども——中途半端ないわゆる腰かけでなく、町長を長く支えるためには小牧副町長次第というふうには私は思っております。ですから、副町長にしても2期、3期するような構えでしっかりと支えていくような取組をしてもらいたいと。

そこで、町長が副町長次第で今日以上言われて、頑張らないと町長も副町長指名はないかもしれないかもしれません。ですから、町長がとにかく小牧副町長がおらにゃいかんというような、そういう仕事をしっかりとやってもらいたい。私は副町長を、言い方は悪かばってん、何とか長く、県庁のトップだったんですから、とにかく菊陽町を日本一にするためには、今の吉本町長もまだ1期目だし、そしてまだ若い町長ですのでこれからしっかりとお互い支えてやって努力してもらいたいと、私はもうそうしていただければよい人材と思っております。頑張ってくださいと思います。

それでは、2番目の（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業についてでございますが、(1)の市街化区域編入及び事業認可に向けた進捗状況についてでございますが、今年の10月、菊陽町合併70周年記念式典が盛大に行われました。菊陽町は、昭和60年度以降、JR豊肥本線、国道57号線沿いに菊陽第一、武蔵ヶ丘東ニュータウン、菊陽第二と、これまでたくさん区画整理事業という手法を用いて計画的なまちづくりを進めてきた。まさにこれは、後藤三雄前町長をはじめこれまでの先人のおかげで工業、農業、商工業、住宅などどこにも負けないバランスの取れた町に成長しております。そして、それが私は今の菊陽町の発展につながっていると思いま

す。

そのような中、町長は式典の冒頭の中で、先人たちが築いたよき流れを継承し、全ての町民がこの町で暮らすことに誇りを持ち、未来に希望を抱ける成長しつづける町を目指していくと挨拶をされた記憶が私にはあります。そんな中、私は守るべき農地はしっかりと守りながら、基盤整備されていない農地を活用し、T S M Cなどの進出による経済発展に対応するために取り組んでいる（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業の新たな市街地整備については、これまでの流れを継承するものであり、将来の菊陽町を考えた場合、しっかりと取り組むべき事業として大いに期待をしている。

これまでの説明では、今年度市街化区域へ編入、来年度事業認可と聞いているが、現在の進捗状況及び今後のスケジュールについて都市整備部長にお尋ねします。さらに、区画整理事業をどのような思いで取り組んでいくのか、町長にもお尋ねしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） （仮称）原水駅周辺土地区画整理事業に関する市街化区域の編入については、これまでも説明差し上げたとおり、令和7年度中の編入に向け、区域区分に関する都市計画決定権者である熊本県と連携を密にしながら順調に手続を進めているところで

す。
具体的には、10月29日に熊本県と合同で住民説明会を開催し、熊本県からは区域区分の変更について、また本町からは土地区画整理事業の施行区域、市街化区域に編入するエリアの用途地域、杉並木公園線及び新駅停車場線の案について町民の皆様などへの説明を行っております。

なお、市街化区域編入に関する今後のスケジュールとしましては、都市計画決定権者である熊本県が国土交通大臣との協議を行った後、熊本県都市計画審議会への付議、国土交通大臣同意を経て、今年度末をめどに都市計画決定を行う予定です。

また、市街化区域への編入が行われた後につきましては、速やかに事業計画策定など必要な作業を行い、法令に基づく手続を行った上で当初の予定どおり令和8年度末の事業認可を目指して手続のほうを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 都市整備部長から土地区画整理事業に関するスケジュールについて答弁を差し上げました。

私は、この（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業と併せまして取り組む新たなまちづくりについて、50年後、100年後を見据えた日本一のまちづくりを象徴するものをつくり上げる決意で臨んでおります。

原水駅周辺の職住近接エリアは、先般立地協定を締結をいたしましたJ A S M第2工場をはじめとするセミコンテクノパーク近隣における住宅需要に対応するための生活基盤整備を進め

ます。また、新駅周辺のにぎわいエリアでは、令和8年4月にオープンを控えたくまモンアーバンスポーツパークをはじめとするスポーツ施設をこのエリアに集約をし、指定管理を前提とした一体的な管理運営による町の総合運動公園化を進めます。同時に、駅前の立地を生かしたホテル、マンションの誘致を行うほか、商業施設の整備を行うことで関係、交流人口の増加に資する取組を進めてまいります。

さらには、知の集積エリアにおいては、半導体企業集積地にふさわしい先進的なまちづくりを行うため、大学のキャンパスや大学、企業の研究機関、さらには専門学校、スタートアップ企業などが共同で利用するマルチテナントの整備を進めます。また、知の集積エリアを象徴する施設として、半導体の歴史をはじめふだん目にするできない半導体の製造工程や活用事例などを展示し、誰もが楽しく体験できるような博物館の整備についても考えてまいります。

より詳細な整備内容につきましては、土地区画整理事業の事業認可までの間に様々な検討を進めてまいります。私はこの新しいまちづくりの取組を実現することが今後の菊陽町の発展に必ずつながるものと確信をしております。区画整理とまちづくりを一体的に行うこれまでに前例のない非常に困難な取組であることは承知をしておりますが、私が町の先頭に立ってしっかりとやり遂げる覚悟でございますので、議会の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 繰り返しになりますが、後藤前町長をはじめこれまでの先人の方々が取り組んできたことをしっかりと守りながら新たなまちづくりを自らが先頭に立って挑戦していく、町長の決意は今確認しました。

その中で説明があった博物館たいな、これは今日初めて聞いたばってんが、すばらしい取組だと私は思います。私も視察に行った台湾にTSMCの博物館はありました。世界各地から多くの人々が訪れている。例えばですが、名古屋駅近くのトヨタの自動車の博物館、これも全国各地からどういう自動車の博物館だろうかと、これは見応えがあるというような感じですね。そしてまた、うちの場合にとっては今言われた博物館ではありますが、セミコンパークの企業内は簡単に見に行かれないということで、半導体の博物館といいますが、そういうその現場に行くためには幾多の難関というか、なかなか個人的には見に行かれないというような感じで博物館ということと言われたんじゃないだろうかと思いますが、例えばTSMC半導体はなかなか見学、その半導体に関連する人ではなくて、例えば修学旅行生とか子どもとか大人とか、いろんな全ての人たちが行きたいなと思いがあると思えるわけですね。ですから、言うまでもなく区画整理事業は菊陽町にとっては、熊本県にも大きく貢献するということはもう私も間違いのないと思っております。

ただ、こういう問題は、私がいつも執行部とけんかするときは、前もってこぎゃんことばし

たかけんどぎゃんだろかというような感覚でないと、やぶから棒にぼうっと持ってきとったっちゃなかなか難しい。ですから、私は賛成はせんです、執行部が上げたシナリオは。だけど、けんかするときはけんかして、物言うときは物を言わんと、執行部の議会は言いなりになっとったって言われると町民に対してもなかなか言い訳が立たんけん、その辺のところはしっかりとやってもらいたい。

そして、いつも俺は言っているんだけど、町長に対してはこの前も言った、働いて勝って戦って勝つ。そして、モンスターにならにゃいかん。全て戦う、そして町民の方に納得していただく、それが町長の役目と。私は、それを期待しとっとですよ、この前も言うたごつね。ですから、そこはもう分かったです。ばってん土地の面積も足らんかもしれんし、そうして誰が造とんね、この博物館。それで、答えんちゃええばってん、今後の検討課題になるかもしれんばってん、誰が造ったかも分からんし、ただやぶから棒に博物館って言われたっちゃね。

今後、まだ時間があるけん、だけんしっかりと議会で説明して、今言ったようになかなかTSMC関係には普通の人たちは行かれんと。だから、半導体のことはこういう工程でありますよとか、そういうところを見られるのは確かにこれはよかことです。じゃけん、それはぜひ私は賛成します。ばってんが、賛成するばってんが皆が賛成せんというのはないならんけん。だけ、町民の方々もよく、よう造ったわ、造ってやったねと言われるようなものば造らんとね。ですから、その辺のところはちゃんと見極めとってください。でないと、これは早くせんと税金がびんびん落ちてくるで、第2区画今度整備したら。だけん、いつまでてれっとしとくなら時間が無駄になって、この第2区画整理事業ば早めにすっと早く町に税金がぼんぼん落ちてくるという。すっとさぎやな、うちの久保田台地もまたそれに連なってまた早めに出てくるかもしれん。だけん、その辺のところはしっかりと執行部も急いで、話しゃせんてええて、そんな。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） はい。

○議長（福島知雄議員） 思いと考えは分かりましたので、次の質問に移ってください。

○15番（上田茂政議員） そういうことですので。

では、2番目の新駅整備に向けた進捗状況をお伺いします。

この区画整理事業の核となる新駅については、当初令和9年度開業予定で進めていましたが、昨年12月の議会で土地区画整理事業の進捗と併せて整備する計画に変更し、まずはまちづくりと地域公共交通の在り方、これを一体に捉えた立地適正化計画を策定することとし、開業時期を令和11年度春以降とすることの説明がありました。これは、私が質問したときにそういう説明じゃったと。そのことにより、通常請願駅は請願した町が全額負担するところを、約10億円程度の国の支援を受けることができるという説明もありました。

そこで、現在の新駅整備に向けた進捗状況を都市整備部長にお尋ねをいたします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） JR 三里木駅原水駅間の新駅につきましては、今後のまちづくりと地域公共交通の拠点となることから、その在り方を一体的に考え、令和8年秋頃の策定を目指し作業を進めている立地適正化計画に新駅をしっかりと位置づけ、かつ土地区画整理事業の進捗と併せた整備を行うため、当初令和9年度と予定しておりました開業時期を延伸し、令和11年春以降の開業を目標にJR九州とも連携を図りながら作業を進めています。開業に向けた準備は順調に進んでおり、今年度は町が整備を行う駅舎の基本設計とJR九州が整備を行うホームなど鉄道施設の詳細設計を進めているところです。

なお、来年度につきましては、駅舎の実施設計と駅前広場の基本設計を行い、令和9年度駅前広場の実施設計を経て令和10年度に工事着工を予定しております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） これは、いろいろ自動運転とかそういう駅のできたらこぎゃんしたか、こげんしてほしかねというような考えば私が1回質問しとるので、10億円というのは物すごい大金でもあるし、町にとってもメリットはあるということで、国の支援を取り付けたことは執行部にとっても私は評価いたします。

これも、何か知らんけども小牧副町長が持ってきたという話ばってん、ほんまもんかうそか知らんばってんが、私はほんまもんと思っております。いずれにしても、評価はします。開業に向けて準備も順調にということで、一応安心しました。魅力的なものになるように、さらに引き続き頑張っていたいただきたいと思います。

それでは、3番目の共同事業体との協定締結後の市街地整備に関する検討状況、今後の取組についてですが、画面ば出るかな。

これは、皆さん、皆議員の方々も持っておられると思うんですけども、これは去年の9月に町が公表した区画整理事業のまちづくりのイメージ。高層マンションや戸建て住宅などが集まる職住近接、大学や研究機関が入る知の集積、ホテルなどが立地するにぎわいの3つのエリアで構成されています。町は、イメージの具体化に向けて民間事業者を公募し、三井不動産と三菱商事を代表企業とする大手企業と事業検討パートナーの締結を行い、それを受け、検討作業が進められている。そこで、現在の検討状況と今後の取組について、このイメージを描き、マスコミ等にも積極的に公表し、事業推進を行っている副町長にお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） スライドを御覧いただきたいと思います。

こちらは、令和6年11月に開催した事業検討パートナー協定締結式の写真でございます。

皆様も御承知のとおり、三菱商事、三井不動産を代表企業とする2つのコンソーシアムと協定を締結しまして、現在まちづくりの具体化の検討を進めていると。これについては御報告したところでございます。

次のスライドをお願いいたします。

こちらは、事業検討パートナーの取組内容をお示ししたものでございます。

事業検討パートナーにおいては、左側の矢印、緑で塗ってありますけれども、記載した5つの内容について検討を進めている状況でございます。例えば、街区構成及び画地の整理につきましては昨年9月に公表し、今上田議員のほうから紹介のあったイメージパースを具体化するとともに、商業施設やマンション、ホテルなど比較的大きな土地を必要とする施設の整備に望ましい場所の広さや土地の形状などを検討しております。また、サウンディング調査、事業候補者の提案では、個別の企業への出店意向調査を行いながら、誘致する事業者の選定を行っているところでございます。

その中で、先ほど博物館の話が出てまいりましたが、これはもう当然私どもは菊陽町の町営でどんどんやっていくということではなくて、まさに民間のほうの活力を得ながら、提案が今あっていると。ですから、事業についても、事業費については町の事業費を最小化しながら当然民間活力を最大限に活用するという、民間の提案で進んでいるということでございますので、いきなり出てきているということではない。この中で議論しているということを御理解いただければと思います。

先ほど、都市整備部長から原水駅周辺の土地区画整理事業では令和8年度末の事業認可を見込んでいると答弁を差し上げたところでございます。この事業認可までの期間を最大限に活用しながら、まちづくりの具体化に向けた検討もさらに加速化していきたいと思っております。

先ほど町長が、上田議員の1つ目の質問に対し、50年後、100年後を見据えた日本一のまちづくりを象徴するものをつくり上げる決意であると答弁を差し上げたところでございます。この日本一のまちづくりを実現するためには、原水駅周辺のこのエリアが長期にわたってエリア全体の価値を高め、統一感やにぎわいを創出することが何よりも必要であると思っております。

この統一感やにぎわいの創出、長期にわたるエリア全体の価値向上に資する新たな取組として、今後デザインガイドライン策定の取組を進める考えでございます。全国でも先進的なまちづくりとして注目され、昨年、経済産業建設常任委員会の議員の皆様にご視察いただいた千葉県柏の葉スマートシティにおいても、このデザインガイドラインを導入したまちづくりを行っています。都市部の開発ではデザインガイドラインの導入は一般的な取組とお聞きしておりますが、都市部ではないエリアにおいて土地の整備段階からこのガイドラインを導入する事例は極めて珍しいものと認識しております。

他の自治体に先行してこのまちづくりをより魅力的なものにするよう果敢に挑戦し、町長が掲げる日本一のまちづくりの実現に全力で取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 全て副町長にのしかかっているという、私はこれは個人的な話ばってんね。町長が副町長にやれということで指名されておりますので、質問をするときは副町長になってしまうてえな、何か副町長にばっか嫌なことを俺言いよるかなと思うかもしれんばって

んが、俺は別にあなたたちが一生懸命やってもらえればええかなって思っております。

副町長、ほかの自治体と先行しながらこのまちづくりをより魅力的にするような果敢かな、思い切った挑戦ってね。町長が掲げている日本一のまちづくりを実現に全力で取り組んでいくという強い意気込みの答弁があったからこの取組はここまで数年あった。この取組は、ここ数年で終わるかもしれない。副町長は、この区画整理事業をやり遂げる強い思いで、責任と自覚を持って取り組んでもらいたいと。今分かったろ、俺が言いよる意味。

(「分かったです」の声あり)

分かった。

(「はい」の声あり)

この区画整理事業を早くせんと町がするというので、また不動産がばしやばしややって取り組んでくるけん。不動産屋もよか不動産屋ばかりおらんけん。裏では、これはもう俺の個人的な考えばってん、裏と表はしゃばだけあることばってんが、その辺のところはしっかりと早めに取り組んでもらいたい。その後は、税金がばらばら入ってきます、町には。急いでやってもらって。これはあれですけども。

そういうことで、しっかりと取り組んでいただきたい。副町長、頑張ってください。

それでは、3番目のくまモンアーバンスポーツパークについてですが、令和8年4月オープンに向けた施設整備の進捗状況ですが、アーバンスポーツについては、この施設はこれまでの議会でも申し上げてきたが、当初計画されていた引受手がなかったと。当時、県でアーバンスポーツの整備の責任者だった副町長が、これは重か石ば、手持ちば持ってきたという、ある某議員の県議の方から聞いた話だったんですけど、私はその当時反対というか意見は言いました。ただ、意見は言ったんだけども新聞のほうが早かったけん、議会は明るく日ぐらいに知ったぐらいで、私が認識不足だったかもしれんばってんが、その辺のところでもうちょっと議会はなめちょっとじゃないやというようなことで反対というか。

だけん、要するに先ほども言ったように、しっかりと議会と執行部と論戦をしたり論争して、そしてあとは納得がいけば肯定するというような感覚で私はおったんです。ですから、最後は私はもう別に意見を執行部と特に吉本町長、ある程度の議論で、私も少し言われたことは感覚は頭ん中にあるんですけども、それにしてもその後、説明の中で一番心配したのが交通渋滞対策というのが喫緊の課題や農業、子育て、高齢者福祉に取り組むことはもちろんであります。新たなにぎわいづくりにTSMCの進出効果が波及され、必要性は私なりに理解したと。令和6年12月議会の大規模な補正予算では、やるからには徹底してやれという、強い覚悟でやるべきと私はそのとき言いました。賛成もしました。

このような紆余曲折して進められたくまモンアーバンスポーツについて質問ですが、まずはいよいよ来年の4月にオープンするアーバンスポーツパークの整備状況について都市整備部長に答弁を求めます。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） スライドを。

写真は、総合体育館側から北東方向を臨んでいる写真になります。青色線囲み部分がくまモンアーバンスポーツパークの工事範囲になります。青色引き出し線により示している常設スケートボードコースにおいては、カリフォルニアスケートパークス社の社員が実際に現場で技術及び品質確保について指導監督を行い整備を進めており、オレンジ色引き出し線により示している大屋根とともに年内にはおおむね完成する予定です。赤色引き出し線により示している管理棟につきましては、年明けより内装工事を進める予定です。

このように、アーバンスポーツ施設の整備工事は計画どおり順調に進んでいます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） それでは、(2)の名実ともに誇れる施設にしていくための取組と決意についてでございますが、順調に進んでいるとの今答弁があったところだが、西日本最大級というだけでは人は集まらんですね。要するに、行きたかねって思ってもらえるような、行きたかて、あそこち、菊陽町のアーバンに行きたかて言われるような仕掛けが重要やないだろうかと。9月の議会で運営を担う指定管理者も決まったばってんですね、まさに準備作業が行われていると私は思ってます。

そこで、これからオープンに向けた取組をどのように行っていくのか、また名実ともに誇れる施設にしていくためにはどのような考えで取り組んでいるのか、決意を併せて町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 時間も限られておりますので、若干早口になりますことを御了承いただければというふうに思います。

くまモンアーバンスポーツパークを名実ともに菊陽の誇りとなる施設へ育てていくために、私は本気で取り組んでおります。本町に新しい文化を根づかせ、未来を担う子どもたちの挑戦の場を届ける、その決意を申し上げます。

この施設は、単なるスポーツの拠点ではなく、菊陽町の未来を切り開く新しい文化の拠点であり、子どもたちに挑戦する心と夢を届ける場になるものと確信をしております。

そこでまず、民間の活力を最大限に取り入れるために、9月議会で承認をいただいたとおり、この施設には指定管理制度を導入することとしております。施設運営や機運醸成に関する民間の専門性とノウハウ、独自のネットワークを生かし、より質の高いプログラムやイベントを展開をしております。

私は、優れた施設とそこに関わる人がそろふことではじめて本物の魅力が生まれると考えております。この考えの下、今後順次発表してまいります。まずは日本有数のプロ選手をアドバイザーや指導者として招聘する準備を進めております。その中には、菊陽町への移住を計画いただいている指導者もおり、このパークに対する期待の表れだと考えております。この指導

者がいるから滑ってみたいと多くの方々が全国各地から訪れる、そのような効果も大いに期待をされます。そして、ハイレベルな技術や空気感を菊陽の子どもたちが日常の中で体験できる環境を整えてまいります。

また、オープン前の2月には昨年3月に普及啓発などに関する協定を結んだ県において、昨年に引き続きくまモンカップと題したアーバンスポーツイベントを総合体育館で開催をいたします。そして、オープン後の令和8年度には全日本クラスの大会の招致に向けた準備を進めています。

さらには、現在建設中のパークは国際団体であるワールドスケート公認の4スター、こちらを視野に入れカリフォルニアスケートパークス社の監修を受けています。4スター認定となれば、日本初の施設となり、国内でも屈指のクオリティを備えた施設となる予定でもございます。将来的には、世界規模の大会が招致できるよう県と連携をして準備を進めてまいります。これらの取組により、施設としての整備水準ではなく、運営の質や子どもたちへの体験環境の整備、大規模大会の開催など名実ともに誇れる施設となるよう努めてまいります。

さらに、より多くの菊陽町の子どもたちが気軽にスケートボードに取り組めるよう、クラブ活動などの仕掛けも計画をしております。将来、この菊陽町からオリンピックを送り出す、その夢を現実にしていくため、町を挙げて環境づくりに取り組んでまいります。

これまで説明した取組は多くの企業からも賛同をいただき、これまでには2億円を超える寄附金による支援をいただいております。くまモンアーバンスポーツパークは、町の新たな象徴であり、未来への投資です。菊陽町が持つ活力と可能性をこの施設とともにさらに大きく育ててまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 有名な指導者が移住する計画は非常にいいことでございます。町長の答弁も今あったんですが、よい指導者がいるところには人が集まる。結果、魅力のある施設になると私は思います。

先日、北九州で行われましたスケートボードの世界大会の様態をテレビでも見ました。新聞にも書いてありました。すごく盛り上がっていて、竜北中学校の松本雪聖選手が優勝しました。多額の補正予算を費やし、誕生するこのパークにおいて、近いうちに世界大会が開催されるよう、重い荷物を持ってきた副町長には責任がある。県としてしっかりと連携して取り組んでもらいたい。これは、これまで言ってきたのが計画を進めるときはぎりぎり、私がいつも言ってるんですけども、もうぎちゃぎちゃぎりぎり、例えば土地なら土地、でもこの前9月の質問の中で土地も腹いっぱい買うときなっせって言うのたばってんが、今はどぎゃんってるか分かりませんが、とにかく駐車場、要するにこの際もう二度と買わんちゃよかごつおもさん買うとってもらうのが私のお願いです。ですから、そういうことでしっかりと頑張ってもらいたいと思います。

それでは、3番目の既存の町民グラウンドの廃止に関するスケジュールについてですが、最後に町民グラウンドについて質問します。

今回のアーバンスポーツに併せて町民グラウンドも整備される、これを受けた既存の町民グラウンドは廃止する方針の説明を受けた。このような中、一部地元の少年野球チームから存続の要望があっていると聞いている。このことに限らず、いろんな施設などを廃止するときは必ず存続の要望が出てくるはずです。そのとき、何よりもあったほうがいいという意見が流されがちになる。しかし一方、将来的に公共施設の適正な在り方を考えると、町としては問題を先送りすることなく、新しい施設が供用開始するタイミング、これタイミングね、ぶれない姿勢で方針を決めておく必要がある。

これは、既存の町民グラウンドの今後の方向性、具体的なスケジュールを教育長、お願いします。もう、分かるだけでよかです。

○議長（福島知雄議員） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） 既存の町民グラウンドの廃止に関するスケジュールにつきましては、現在建設工事を進めております杉並木公園多目的グラウンドの整備により基本的には廃止の方向で検討していくと、令和6年3月の鬼塚議員の一般質問でも答弁しております。

現在、新たな杉並木公園多目的グラウンドは令和8年3月末の竣工を目指して整備を進めておりますが、グラウンド内に張る天然芝の活着を考慮しますと、供用開始は当初の予定どおり令和8年秋頃を見込んでおります。また、役場庁舎等整備の検討も進んでおり、その敷地エリア内に町民グラウンドも含まれております。

このようなことから、現在整備中の杉並木公園多目的グラウンドの供用開始まではこれまでどおり、町民グラウンドは維持します。供用開始が見込まれる令和8年秋以降、役場庁舎等整備に取り組むまで菊陽中学校の部活動等の利用を優先することとし、必要に応じて一般の方へ開放を行うとすることとしております。

議員御指摘のとおり、公共施設の適正な在り方なども踏まえ、将来的には町民グラウンドは廃止をいたします。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 時間がありません。

新庁舎と一緒にぶれないということで、それはちゃんとやっていくことで、私も新庁舎を見届けたいんですけども、早く造っていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（福島知雄議員） 上田議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時58分

再開 午前11時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西本友春議員。

○8番（西本友春議員） 皆さん、おはようございます。議席番号8番、公明党の西本友春です。

今回の一般質問は、今までやってきてまだ進捗ができてないやつの確認と、またいろんな方から御意見をいただいて、現場を聞きながらの質問もさせていただきます。また、町長とたまに話をするとき、町長から今後も年寄り向けの、シニア向けのサービスを何かやっていきたい。私もそうなんですけど、皆さんも結構よく町民の方からシニア向けの何か事業をしてほしいということをおっしゃっていると思います。私も先月、11月に公明党の党員会をしたときに、党員の方から何とかシニア向けのサービスをしてもらいたいと、これは町長に必ず言ってくださいというふうにおっしゃっております。そういう意味では、今回そのシニア向けのサービスの事業もまた提案をさせていただきますので、町としてはぜひ前向きな検討をお願いしたいと思っております。質問は質問席にて行わせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） それでは、1番目の公共工事について質問をいたします。

令和7年3月19日、国営積算第4号で最終改定された公共建築工事共通費積算基準において、共通費は共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分されています。

入札に伴う積算はどのように行っているのかお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 公共建築工事の予定価格となる設計書の作成につきましては、国土交通省が定める公共建築工事積算基準に基づき積算を行っています。その積算に用いる単価については、同省の公共建築工事積算基準等資料を参考に単価を決定しており、毎月発刊される物価資料に掲載されている単価を優先的に採用し、物価資料に掲載されていない単価につきましては3者以上から見積りを徴取し、単価を決定しております。

また、設計書に採用する数量については、同省の公共建築数量積算基準に基づき数量を算出し、数量に単価を乗じて金額を求め、その金額を合計したものが直接工事費といわれる工事的物を作るために直接必要とする費用になります。

さらに、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費といわれる共通費については、同省の公共建築工事共通費積算基準に基づき算定し、直接工事費に共通費を加え予定価格を算出しております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 積算における物品と実情との乖離はあるかをお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 積算に使用する設計単価につきましては、まず熊本県の統一単価等を最優先に採用しております。また、基準書等に記載のない単価につきましては、積算資料を参考に3者以上の見積りを徴取して単価を決定しており、実情との乖離がないように最新の適正単価で積算のほうを実施しております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 実情的には最新のということで、中には乖離があったりするケースもあるかと思いますが、そこはしっかりと調整しながら取り組んでもらいたいというふうに思っております。

国土交通省の工事請負契約書における請負代金額変更の規定の第26条、発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができるかとされております。

工事請負契約書における請負代金額変更はどのように行っているのかをお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 議員御質問の全体スライドにつきましては、比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置に関するものでございます。適用対象となる工事は、工期が12か月を超える工事で、受注者と発注者で協議した基準日から残りの工期が2か月以上あることが条件となります。

請負代金額の変更額につきましては、基準日以降の残りの請負代金額の1.5%を超える場合が対象となり、熊本県に準じ、受注者と協議を行った上で請負代金額の変更を行うこととなります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 1点だけ。

こういうケースって今までございましたでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 菊陽町におきましては、12か月を超える工事が少なく単年度で完了する工事が多いことから、全体スライドの対象となる工事が少ない状況でございます。全体スライドによる請負代金額の変更につきましては、実績のほうはございません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 全体はないということで、単品スライドにどのように取り組んでいるのかをお伺いいたします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 単品スライドは、特定の資材価格の急激な変動に対応する措置に関するものでございます。全ての工事が適用対象となり、単品スライドの請求には残りの工期が2か月以上あることが条件となります。

請負代金額の変更額につきましては、請負代金額の1%を超える場合が対象となり、熊本県に準じ、受注者と協議を行った上で必要に応じ請負代金額の変更を行っております。

なお、直近では令和5年度に菊陽杉並木公園拡張整備外周園路整備工事においてコンクリート2次製品である側溝の材料価格が契約当初に比べ上昇した1件と、杉並木線横断歩道橋屋根高欄工事においてアルミ製高欄の材料価格が契約当初に比べ上昇した1件、合計2件について単品スライドによる工事請負代金額の変更を行っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 今部長から2件あったということ、これは何で聞いたかということ、昨今の資材高騰というのがあって、今後またこういうのも発生するだろうということがあって、その取組はしっかりと行ってもらいたいという思いからこの質問をさせていただきました。

予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者または受注者は請負代金額の変更を請求することができるインフレスライドにはどのように取り組んでいるのかをお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） インフレスライドは、急激な価格水準の変動に対応する措置に関するものでございます。全ての工事が適用対象となり、受注者と発注者で協議した基準日から残りの工期が2か月以上あることが条件となります。

請負代金額の変更額につきましては、基準日以降の残りの請負代金額の1%を超える場合が対象となり、熊本県に準じ、受注者と協議を行った上で必要に応じて請負代金額の変更を行うこととなります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） それでは、次の質問をします。

菊陽町における競争入札参加資格申請書の受付において、共通項目の中で営業所等の状況調書というのが、これは菊陽町に営業所を有する場合のみの提出となりますが、指名競争入札に伴う指名業者の選定基準はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 本町の入札に関しては、菊陽町工事入札指名審査会規則に基づき指名審査会を設置し、指名業者の選定を行っております。

入札の指名については、菊陽町入札参加資格等に関する要綱に基づき、あらかじめ定められ

た書類、いわゆる指名願を提出された事業者の中から選定することになります。

指名業者の選定に当たっては、審査会規則において審議内容は公開せず、何人も審議の内容を外部に漏らさないと定めていることから、あくまで一般的な内容となりますが、土木、舗装工事については要綱に基づき、先ほど申し上げた指名願の書類やこれまでの町工事の実績や災害時の貢献などを踏まえた町独自の格付を行っております。また、建築工事については、県の格付を参考にそれぞれ工事内容や金額に応じて指名を行っております。

また、基本的には町内に本店や営業所などを設置されている町内事業者を中心に選定することで、地域産業の育成、地域経済の活性化、雇用の確保を図っていくことを基本方針としています。ただし、案件によっては町内事業者のみでは十分な指名業者数を確保できない場合がありますので、その業種や内容次第では過去の施工実績、技術力、財務状況、さらには地域貢献の状況などを総合的に判断して町外の業者も含めて幅広く指名をしております。

あわせて、町の入札案件の財源は主に税金となっておりますので、透明性と公平性が何より重要と考えております。町としましては、入札の結果や指名業者名は公表するとともに、恣意的な指名とならないよう指名審査会において慎重に議論を行いながら競争性を確保した適正な入札に努めております。引き続き、本町における入札制度につきましては、公平性、透明性、競争性の確保を基本に適切な制度運用に努めてまいります。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） ここに町長の産業地産地消の推進ということで公約があります。町内業者支援と経済活性化を目的として、菊陽町の仕事は菊陽町の業者へ依頼することを推進しますというふうに書いてありますが、この取組は今どのように行ってるのか。

○議長（福島知雄議員） 財政課長。

○財政課長（今村太郎さん） 今おっしゃられたのは、町長の72の施策政策提言かと思いますが、町としましても先ほど総務部長が答弁させていただいたように、地域経済の活性化や町内事業者の育成というのは非常に重要だというふうに考えておりますので、引き続き町内事業者の指名を重視してまいりたいというふうに考えております。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） なぜこういう質問をしたかという、一つは熊本地震のときもそうですが、いろんな災害があったときに、基本的には町の建設業、土木業の方々に復旧、復興のお願いをしていく、これは町外の事業者はそういうことはしてもらえないというかないんで、だからそういうのも含めて、今後そういうのも考慮していただきながらそこはしっかり推進していただきたいという思いがあってこの質問もまたさせていただいたところでございます。

続きまして、電子納品の目的は公共工事の各事業段階で利用している資料を電子化し、共有、再利用することで、1つ目、資料の再利用性を向上させることで効率的な事業執行を実現

する、2つ目として、事業全体の情報を電子的に共有化、伝達が実現することによって情報の伝達ミスや転記ミスなどを低減し、公共事業の品質向上を実現する、3つ目としましては、資料授受を容易にするとともに、保管場所の省スペース化、いわゆるペーパーレス化を実現するとあります。

電子納品についてどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 電子納品の取組につきましては、紙媒体による完成図書の納品と併せまして竣工図、工事写真、出荷証明書などの完成図書の一部につきましては電子データでの納品を求めています。

今後、電子納品につきましては電子納品に対応したソフトの導入といった環境整備が必要になりますが、受注者の負担軽減や受注者及び発注者の業務の効率化を図るため、熊本県電子納品運用ガイドラインを準用し、早期に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 今早期に取り組むと回答がございましたが、いつ頃を目指しているのか分かれば回答をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 令和8年、来年度から取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○8番（西本友春議員） DX推進のためにもしっかりと取り組んでもらいたいというふうに思っております。

電子納品される場合は、納品前後の写真をデータ及び印刷物を受注業者から受け取っていると伺いましたが、結果を確認するには印刷されたものを現地で確認を行っているのがほとんどだと思います。現地で行う場合です。

今後は、国もDX化を促進しており、印刷物で確認するのではなくSIMカードを有した端末によりサーバーデータで確認をし、問題等があればそのデータに書き込み、受注業者に書き込んだデータで指示ができるようにすることで、スピーディーで、かつ業務の効率化につながり、業務のDX化も進むと考えております。

電子納品に伴い、遠隔による完了確認の環境整備はどのように進めていくのかをお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 現在遠隔による完了確認や検査については、検査員が庁舎に、受注者が現地あるいは事務所で行われることを前提とされていると思いますが、基本的にはそのような場合、オンライン会議システムを利用して実施することが想定されます。

令和2年からの新型コロナウイルスが流行していた当時は、例えば委託業務が成果品としての報告書を電子データで納品し、そのデータを手元のパソコンで見たりオンライン会議システムの画面共有を活用したりして説明を受けるような完了確認、検査業務を行ったことがあり、遠方の事業者が受託した業務や県内の事業者が受託した業務であっても、移動時間が不要となるため検査時間を流動的に確保することが可能となり、効果的に業務を進めることができたところでした。

また、工事の検査においても、国においてアナログ規制改革により遠隔で完了検査等を実施するための基本的な考え方を指針として公表しています。そのため、環境整備や移動時間の削減、検査箇所数の増加など生産性の向上や働き方改革の推進に期待を寄せています。

本町においては、相手方の用意したオンライン会議システムに参加できるためのパソコンやタブレット端末を整備しております。このパソコンやタブレット端末は、外部に持ち出し、現場で使用することも可能なパソコン、タブレットになります。

また、本町がオンライン会議を主催するための利用権の取得やそれを利用するための最新の高速インターネット回線の導入など、遠隔による完了確認や検査業務を実施できる環境は現在十分に整えているところです。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） ある程度の環境はできているということで、これは電子納品だけではなくいろんなところで職員の方も役所にいなくても決裁ができる。ですから、先ほど言ったSIMカードという形で、それもDXの推進の一つということでそういう質問とさせていただきます。ですから、しっかりDXで、SIMカードでも外で業務ができるようなこともしっかりと構築していただきたいというふうに思っております。

2番目の予防医療についてお伺いをいたします。

予防医療は、病気を未然に防ぐことを目的とした医療の一分野で、主に以下の3つの段階があります。1次予防、健康な時期から糖尿病、高血圧など生活習慣を正し病気を予防する。2次予防、検査などを通じて病気を早期に発見する。3次予防、リハビリテーションを行い、病気の進行を防ぐこと。近年、健康寿命を延ばすために病気にかからないことが重要視され、予防医療の考え方が広まっています。

予防医療について町はどのように考えているのか伺います。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 予防医療とは、病気を未然に防ぐため、また健康を守るための生活習慣の改善、感染症対策や予防接種、定期的な健診受診など、日々の健康維持のための取組であり、これらの取組は健康寿命の延伸につながります。

町としましては、健康寿命の延伸のために幼児期から高齢期まで全てのライフステージにおいて一人一人が自身の健康を意識し実践すること、また家庭、地域、行政、関係機関などそれ

それが一体となり健康づくりを着実に取り組んでいくことが必要と考えており、第7期菊陽町総合計画や菊陽町健康増進計画・食育推進計画、菊陽町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画などに予防医療に関する施策を掲げ、その取組を推進しているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 予防医療として予防接種、特定健診、高齢者支援などがあると思いますが、予防医療として町はどのように取り組んでいるのか伺います。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 予防医療の町の取組について、現在実施している主な事業を病気の予防、早期発見、そして重症化予防という3つの段階に分けて説明いたします。

まず、病気の予防のため次の4つの取組を実施しています。1つ目は、感染症対策のため、乳児期から高齢者までの対象者に対する予防接種を行っています。2つ目は、生活習慣病予防のため、適切な食生活、運動、休養と心の健康、歯と口腔の健康などに関する情報提供を積極的に行っています。これらは、広報きくようなどでの周知のほか、健診結果説明会、各種健康教室、高齢者ふれあいサロンや通いの場などにおいて健康講話や栄養指導を実施しています。3つ目は、健康づくりの取組を継続していただくための支援として健康ポイント事業を推進しています。この事業を通じて、ウォーキングの継続や健康教室への参加を促しています。4つ目は、健康づくりのための環境整備を促進するため、民間企業との連携協定などに基づいた事業を展開しています。具体的には、商業施設にウォーキングコースを設置させていただいたり、すぎなみフェスタや健康教室において骨密度や血管年齢などの測定機器による測定会を開催しています。また、令和7年度においては、高齢者の健康づくりの一環として温泉入浴施設の無料開放や町と熊本大学、TSMC慈善財団が連携し、認知症予防による健康寿命の延伸を目指す健康長寿プロジェクトを実施しています。

次に、病気の早期発見のため各種検診事業を実施しています。具体的には、特定健診に加え、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんなどの各種がん検診や、口腔の健康に着目した歯周疾患検診などがあります。

最後に、生活習慣病を既に指摘されている方や高齢者を対象とした重症化予防の支援を行っています。具体的には、健診結果に基づき対象者の方に特定保健指導を行い、高血圧、高血糖、脂質異常症などの生活習慣病の重症化予防や再発予防のための指導を実施しています。また、後期高齢者を対象に生活習慣病に関する数値が高い方やフレイルのリスクが高い方に対して、保健師や管理栄養士などの医療専門職による個別訪問を実施しています。

このように、町では病気の予防から早期発見、さらには重症化予防まで多岐にわたる予防医療の取組を展開しております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） たしか、認知症のやつは令和9年度までやって成果を発表するとかというのだったというふうに記憶しています。認知症の場合は、そこに行けて、そういう事業に参加できる人はいいんですけども、できない人も結構いらっしゃるということで、そういうものに対しての対策もまたしっかり考えていただきたいというふうに思っております。

それでは、予防接種や特定健診及び高齢者支援などの事業における接種率、健診率のアップや高齢者支援における参加者の増など予防医療の定着等はどのように行っているのかをお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 町では、予防医療を定着させるため、妊婦や乳幼児、働き盛り世代、高齢者まであらゆるライフステージに応じ様々な手法で町民の方に働きかけを行っています。

まず、健康・保険課では、特に予防接種と各種健診の受診率、接種率の向上に力を入れています。具体的には、乳幼児の予防接種では接種率向上のため乳幼児健診ごとに予防接種の勧奨や周知を行うほか、未接種者に対しては再勧奨通知や電話勧奨などを行っています。また、11月1日から母子手帳アプリサービスを開始し、予防接種スケジュールを一人一人に合わせたお知らせができる管理機能を生かし、さらなる接種率向上を目指します。さらに、特定健診や各種がん検診の受診率向上と健診後の精密検査受診率の向上のため、未受診者に対し再勧奨通知に加えて電話や訪問による受診勧奨を強化しています。

なお、本年9月議会において、西本議員と岩下議員からの一般質問の中で答弁いたしました新たながん対策事業について、具体的には働き盛り世代の節目年齢を対象者としたがん検診費用助成事業の令和8年度からの開始に向け検討を進めており、さらなる受診率向上を図る予定です。

次に、介護保険課では、高齢者に予防医療を定着させるため、地域での多様な啓発活動と個別の支援を組み合わせて実施しています。具体的には、ふれあいサロンなどの地域活動の場を積極的に活用し、後期高齢者健康診査の案内を行っています。また、これらの場において栄養指導、運動指導、口腔ケア、感染症対策など多岐にわたるテーマでの啓発活動や健康に関する正しい情報の提供、認知症予防に関する取組も行っています。さらに、介護予防の通いの場などでは高齢者の身体機能などを評価するフレイルチェックを実施するほか、健康状態が不明な方に対しては個別訪問を行い、必要に応じて医療機関へ受診を勧奨するなど早期の対応にも力を入れており、これらの取組を通じて予防医療の定着に努めているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 予防医療を聞くといっぱい回答があるというのを分かりながら、いろいろ町もこういういろんな多岐多様にわたってやっているということのを少し知っていただきたいというのもあって、回答が長くなるなと思いながら質問をさせていただきました。それは次の

提案事項にもまたつながるので、その意味も含めて質問をさせていただきました。

続きまして、RSウイルス感染症についてお伺いをいたします。

RSウイルス感染症は、RSウイルスの感染による呼吸器の感染症です。RSウイルスは、日本を含め世界中に分布しています。何度も感染と発病を繰り返しますが、生後1歳までに半数以上が、2歳までにほぼ100%の子がRSウイルスに少なくとも1度は感染するとされています。

症状としては、発熱、鼻汁などの軽い風邪の症状から重い肺炎まで様々です。RSウイルスの初回感染時にはより重症化しやすいと言われています。特に、生後6か月以内にRSウイルスに感染した場合には、気管支炎、肺炎など重症化する場合があります。また、慢性呼吸器疾患などの基礎疾患を有する高齢者も感染に特に注意が必要です。RSウイルスは、主に接触感染と飛沫感染で感染が広がります。また、空気感染はしないと考えられています。RSウイルス感染症には特効薬はありません。治療は、基本的には酸素投与、点滴、呼吸管理など症状を和らげる治療を行います。60歳以上を対象としたワクチン及び生まれてくる子の予防を目的に妊婦に接種するワクチンがあります。

RSウイルス感染症に対するワクチンの必要性についてどのように考えているのか伺います。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 60歳以上を対象としたRSウイルスワクチンは、下気道疾患の発症を約8割予防する効果があるとされています。また、新生児や乳児の重い肺炎を防ぐため、妊婦を対象としたRSウイルスワクチンは、妊婦が妊娠24週から36週頃に接種することで母体から胎盤を通して胎児への免疫抗体が移行し、生後6か月までの乳児の重度の下気道疾患を生後90日以内で約8割、生後180日以内で約7割予防する効果などがあるとされています。

このようなことから、RSウイルスワクチンの必要性については感染症対策として一定の効果があるものと認識しております。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 厚生労働省の専門部会は、11月19日、発熱やせきなどの風邪のような症状が出るRSウイルス感染症のワクチンについて、妊婦を対象とし、新生児や乳児の感染、重症化を防ぐとして2026年4月から定期接種とする案を了承しました。高齢者や基礎疾患のある方は、感染したときに重症化のリスクが高くなります。ワクチン接種での効果は60歳以上で82.2%、60歳以上の基礎疾患のある人では94.6%で効果が検証されています。

RSウイルスワクチン的高齢者を対象とした任意接種への助成を提案するが、町はどのように考えているのか伺います。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 西本議員からありましたように、60歳以上を対象としたRSウイルスワクチンは、現在国において定期接種化についてその有効性や安全性、費用対効果など

の観点から慎重に議論が重ねられているところでありますので、現在のところ町独自の助成については考えておりませんが、今後も引き続き国における議論の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） これは、先ほど私の冒頭の挨拶でシニア向けの何らかの事業をとということで、これは町長も言われてたんで私も知恵を絞りながら提案をさせていただいているところ

です。
国の動向を注視し、国も60歳以上の、今後と言ってますが、町としても今まで国が定期接種化してないやつ、特におたふくワクチンとかも乳児用にやっているわけです。それから、全国的にも北海道の神恵内村、標津町と、それから北海道ではございませませんが大府市、石川県のかほく市など60歳以上の方への助成は行っております。初めて行うわけではないので、よく町がよその自治体のことも確認しながらというふうにおっしゃっておりますんで、またそういうのもしっかりと見ていただき、シニア向けの新たなサービスの提供ということでもう一度考え直していただきたいということも提案して、次の質問に移らせていただきます。

続いて、窓口のDX化についてお伺いします。

本年3月の一般質問で、書かない窓口の利用状況と住民の反応はどうかという質問をさせていただいたとき、各種証明書の申請手続は昨年11月下旬から開始しているが、月40件ほどのペースで利用がされている。利用された方からのアンケート回答では、ほぼ全ての方が楽に手続ができた、また利用したいと回答があり、書かない窓口の周知については町ホームページでの掲載や庁舎内での掲示を含め検討していくとの回答でしたが、現在は運用を控えている状況でしたが、書かない窓口の現状はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 書かない窓口は、インターネットからの申請や役場窓口でマイナンバーカードなどの情報を読み取ることで申請書に自身の名前や住所などを記入する手間を最小限にできます。そのため、庁舎滞在時間を短縮する効果も期待できます。

昨年実施していた書かない窓口の申請手続についてでございますが、議員御指摘のとおり、町民へのアンケートにおいても楽に手続ができたなど町民の方に対しての効果はございましたが、町民の方が申請内容を書かない代わりに職員が内容を聞き取り入力する必要があることから、証明件数が多い本町におきましては職員の負担が多く、時間的にも業務に支障が出るという課題があることが分かりました。

そのようなことから、職員の負担軽減にもつながるよりよい書かない窓口システムの新たな運用方法について検討を進めているところです。その検証を踏まえ、まずは第1段階として昨日から2つの取組を進めております。

1つ目は、町民課で発行している各種証明書の交付申請において、申請者自らがインターネ

ットを利用して自宅などで申請書を作成し、作成後に作成されたQRコードを町民課などの窓口で提示することにより窓口で申請書を記入する手間を省くことができるようにしております。

2つ目は、町民課の窓口においても書かない窓口のための端末を設置し、マイナンバーカードや免許証を利用することで申請者の氏名や住所を書かないで済むようなブースも設置しており、そのブースには端末の利用方法も掲示しているところです。

このように、現在も書かない窓口の利便性を図っているところですが、さらなる向上を目指し、課内において作業方法の検証を行いながら協議検討を進めているところです。

今後、住民サービスの向上、業務の効率化を念頭に置きながら町民のニーズに対応した窓口の実現に取り組んでまいります。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） やっと公約の書かない窓口が少し進んできた。まだまだネット上の申請、QRコードを持って行って、現場でまたそのデータを窓口を持ってきて、発行はできるというふうになっておりますが、まだまだ書かない窓口、町長の公約の行かない窓口もまだまだ今からだとは思いますが、しっかりとそこが進むように、私自身もお手伝いをさせていただける場所はお手伝いをしながら、しっかりとそういうものが進んでいくことを、それが町民向けのサービスとしても非常に大事になってくるというふうに考えておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに。

ホームページのやつもまだまだ修正箇所が、昨日部長から説明を受けまして、私もホームページで再度確認しました。やはりまだ分かりづらい。いろんな手続に関しまして、ネットでできるやつ、DX化できるやつはもっと画面上で分かりやすく誘導できるようなシステムにしていく必要があるというふうに思っております。

それでは、同じく本年3月の一般質問で、おくやみコーナーを早く実施すべきと提案するが、町はどのように考えているのかとお伺いをしました。回答としましては、おくやみコーナーの設置については、新庁舎建設の議論を深める中でおくやみコーナーを含める住民サービスの向上について検討していきたい。なお、その間、死亡後の手続に係る窓口システムの改修など、遺族の方をはじめ各種申請者の方の負担軽減につながる取組や、本年度から採用しているフロアマネジャーや外国人相談窓口やパスポート窓口など、空いているカウンターをうまく利用し、さらなる住民サービスの向上を図るとの回答でした。

おくやみコーナーの現状はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） おくやみコーナーの設置につきましては、令和7年3月議会における一般質問でお答えしましたとおり、関係課を集めた会議を開催する中で様々な課題があり、結果として現在の環境では各課で対応したほうがスムーズであり、新庁舎建設の議論を深める中でおくやみコーナーを含める住民サービスの向上についてしっかりと検討していきたいと

答弁したところでございます。

しかしながら、死亡後における手続は役場だけでも手続が多く、町としても御遺族の方が必要な手続を円滑に進められる支援は非常に重要なことだと捉えております。そのため、死亡後における手続の簡略化を図るため、現時点でも可能な取組として2つのサービスを年度内導入に向けて準備を進めているところです。

1つ目は、関係各課での死亡後に関する手続について、現在亡くなった方や喪主の方の情報については事前に共有しているものの、各課の手続書類については最終的には各課窓口で一部お客様に記入していただいているところでございます。そのため、新たなサービスでは各種手続に必要な情報を町民課窓口において事前に聞き取り、各課での手続に必要な書類も一括して作成してお渡しできるようにしたいと考えております。

2つ目は、西本議員からも以前御提案がございましたが、国が無償で提供しているおくやみ手続きナビの活用でございます。おくやみ手続きナビは、ホームページ上で幾つかの質問に答えることによって必要な関係手続が事前に簡単に分かるようにするサービスでございます。このシステムを利用するメリットとしては、24時間いつでも質問に回答するだけで手続や必要な書類などを把握することができる点が挙げられ、もう一つの視点として、生前に自身の手続も把握できる、いわゆる終活にも活用できます。

今度も、町として可能な限り御遺族の不安解消及び死亡後の手続に伴う負担の軽減に努めてまいります。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） このおくやみコーナーは、もう4回目か5回目になります。なかなか新庁舎のところも進んでいないところもあって、これはもうちょっと部長や課長とも事前にこの話はシステムの中までこういうものをつくったらどうだというような提案もまたさせてはいただいておりますが、もうちょっとDXの推進というのに力を入れていただいて、1か所でするようなものの構成というのをやるべきだというふうに私自身としては思っております。

民間ではできるだけワンストップという、窓口は一つという形でいろいろ取り組んでいるところもありますんで、今後おくやみコーナーについても、国の進めてる僕が提案したおくやみ手続きナビに関しても、まだまだあれだけじゃ足りないというところもありますんで、このこともまたしっかり一緒になって実現できるように取り組んでいきたいというふうに私自身も思っておりますんで、しっかり町のほうもできるような形で体制づくりをしていただければというふうに思っております。

それでは、5番目、病児、病後児保育についてお伺いをいたします。

本年9月の一般質問で、病児、病後児保育について現状の課題や改善について提案をさせていただき、町からは前向きな回答をいただきましたが、その後の状況について確認をいたします。

チェックリストなどを用いて保護者から児童の現状の病状などについて丁寧に聞き取りを行

った上で、病気回復傾向であると判断できる場合は利用可能とするとの回答がございました。

病後児保育の運用の見直しをどのように整理したのかを伺います。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 病後児保育の運用の見直しについては、当該事業の運営を委託しております町社会福祉協議会と協議を重ねてまいりました。その結果、以前は主治医からの病後児保育連絡票に急性期と記載されている場合には利用をお断りしていましたが、9月末以降は急性期と記載されている場合でも病名や病状などの情報、また病後児保育予約システムでの申請時に現在の体温やせき、嘔吐、下痢などの症状を入力していただき、その内容から病気回復傾向であると判断できる場合は利用を可能とするよう見直しを行ったところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 私もこの質問をした後、見直しをするということでございましたので再度こあらさん、ゆーかりさんのところにお伺いをさせていただき、どうでしたかということでお話をお伺いしました。きちんと社協を通じて見直しが周知されて、どうでしたかと聞いたら前より少し増えましたと、受入れが以前に比べて。以前だったら断ってたというところもあって、受入れが増えましたということをお伺いしましたが、実績として把握しているのがあれば教えてもらってよろしいですか。

○議長（福島知雄議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） お答えします。

9月議会から2か月たっておりますけども、直近の情報では10月の利用状況は把握しておりますけども、9月よりは若干数名は人数的には増えております。今からまたインフルエンザとかいろんな流行時期になってきますので、利用者のほうはまた増えてくると見込んでおります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 1つは見直すことで改善できたということは、すごい評価はすべき点だというふうに私も感じております。

それでは続いて、病児保育の実施に当たっての隔離室などの保育環境の整備はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 病児保育については、ふれあい交流・福祉支援センター内の病後児保育室こあらで令和8年度からの実施を目指し検討を進めています。

保育環境の整備に当たっては、現在病後児保育で使用している2部屋の保育室に加えて、現在の相談室を隔離室として利用する計画としております。また、お預かりするお子さん同士や

勤務する職員が病気に感染しないように各部屋及びトイレに新たに殺菌灯を設置するなど、感染防止対策の強化も図っていく計画としております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 今計画をしているという段階で、具体的なところも。これも、実際こあらさんに聞いたら、ここですという、写真を撮ってきて今映しているところではございませんで、ここを改修するという形で聞いております。

現在、病後児保育は社協さんのほうに委託して、そこから行っているという形になりますが、事業の委託先である町の社会福祉協議会としっかりと連携、協議を重ねるという回答でございました。病児保育に対応できるよう、体制強化は社協及び病児の場合はどうしても診てくれるお医者さんが必要になるということで、社協、病院との協力関係はどのようになっているのかをお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 病児保育の実施に向けた体制強化としましては、体調が急変したお子さんの措置などに対する適切なアドバイスや、職員に対する医療面での指導や助言をお願いするため、協力医療機関を選定し、連携体制を整備しております。さらに、新たに看護師を配置するなど職員体制の強化も図るよう計画をしております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） ここは、一応候補の病院かというふうに思っておりますが、名前は避けときますので。

それから、実際にゆーかりさん、こあらさんの社協さんは5名体制で運営をしております。ですから、今のところ、こあらさんもゆーかりさんも常時2名ずつという、5名で代わり代わりやっているということでございます。今度、病児保育の事業を開始するとなりますと、今の病後児が2か所で2部屋2部屋、今度はこちらで病児が1部屋増えるとなると、どうしてもこあらさんでマックス3名は常時必要なことになってくるかと思えます。そういう部分では、現場のほうでは人が足りないというような声も伺っております。石原課長もそこは十分分かっていて、今その部分も社協さんと何とか増やせないかというような調整もしているということをお伺いしておりますが、また新年度になって、その分また事業計画そのもの、金額もまた変わってくるかと思えますが、最後に確認ですが、吉本町長、来年の4月に事業開始ということで皆さんに案内してもよろしいでしょうか。案内というか、4月予定で。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） そのようでもよろしいかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 今回現場の声を聞きながら、しっかり町に提案をさせていただき、町のほうも今子育てに関しては非常に前向きに対応していただいている。今回は非常にスピーディーに対応して、来年の4月からの事業開始予定については非常に私自身としては評価をいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（福島知雄議員） 西本友春議員の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩といたします。

午後は13時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時6分

再開 午後0時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

廣瀬英二議員。

○5番（廣瀬英二議員） 皆さん、こんにちは。議席番号5番の一陽会の廣瀬でございます。

本日は、多くの傍聴者の方、ありがとうございます。

今年度に入りまして、私、一般質問は6月、9月に引き続いて3回目の一般質問というふうになります。今年を振り返ってみますと、年頭の抱負について、私は諸課題解決と近未来のまちづくりを前へということで新年の抱負とさせていただいております。

御承知のとおり、菊陽町を取り巻く環境というのは非常に大幅に変化をしてきております。そういう中で、今後町のさらなる発展に向けた展望を持つということは非常に重要なことではなかろうかというふうに思っております。

質問は一般席でします。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） まず1番目に、将来を見据えた菊陽町のまちづくりの方向性について質問をいたします。

新庁舎建設は、今後のまちづくりにおいて重要な拠点となるが、当初予定地からの変更の有無や整備計画の方向性をどのように考えているのかについて質問をいたします。

菊陽町は、今後さらなる人口増加や都市機能の集積が進んでいきます。TSMC第1工場、第2工場、それから新工業団地の開発などによるセミコンテクノパークの充実及び拡大、アーバンスポーツ事業、新駅整備、約62.6ヘクタールに及ぶ土地区画整理事業、それから野球場誘致、豊肥線の空港アクセス鉄道の整備と輸送力強化など、町のポテンシャルが大きく高まる局面にあります。

50年先の将来を見据えたまちづくりを進めていく上で、行政運営の核となる新庁舎の場所や機能は極めて重要であります。その整備方向をどのように定めるかは町の未来を左右する重要

な問題であると考え、デリケートな部分ではあると考えましたが、議員として避けて通れない課題であることから今回の質問に至りました。

これまで、新庁舎建設については、菊陽町役場庁舎等整備検討委員会の中で、周辺に防災センター、福祉センター、中央公民館、体育館など、公的機関が隣接する現在の役場周辺で検討されてきたと聞いています。特に、防災センターにおいては、熊本地震からの復興支援策として国から多額の助成金が投入されて建設されているという経緯もあります。ただ、都市機能の集積が今後さらに拡大していくことが予想される中で、現在の役場周辺が将来にわたって最適な場所なのか、あるいは新たな都市機能が集積していくと見込まれるエリアがよりふさわしい場所なのか、中央公民館の役割と防災センターの関連性をどう考えるのか、庁舎等整備検討委員会でのどのような議論が行われているのか聞いていませんが、将来の菊陽町のまちづくりの方向性を町としてどのように考えていらっしゃるのか、考えをお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 庁舎の整備につきましては、役場内の関係職員で組織する菊陽町役場庁舎等整備検討プロジェクトチームを令和5年度に設置して、庁舎の整備に向け、職員の観点から課題や必要な機能などの検討を行っています。あわせて、令和6年度から有識者や町内外部団体からの代表者による菊陽町役場庁舎等整備検討委員会において、整備方針、規模、機能について御検討をいただいております。11月14日に第4回会議を開催したところです。

町はこれまで熊本地震からの復興まちづくり計画や防災施設整備計画などに基づき、光の森防災広場、総合体育館及び防災センターの3つの防災拠点の整備を行っており、その一つである防災センターは、災害時において迅速に災害対策本部の設置や職員による災害対応ができるように、現庁舎に接続して整備しており、その機能を十分に発揮する観点から、さらにはこれまでの生活環境や地域バランス、事業コストや期間なども踏まえて庁舎整備は現在地が適切であると判断し、第1回検討委員会で御説明したところです。

第2回検討委員会では、現在地だけでなく将来の町の発展を考えた場合、町が進める区画整理事業地においても検討すべきとの意見があったことから、第3回検討委員会において、現在地と（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業区域を候補地として比較提案し、議論を行いました。その中で、次回町の意見を提案するように求められました。それを受け、第4回検討委員会では、区画整理事業の現状を丁寧に説明する中で、区画整理事業地内の土地は、ホテル、マンション、商業施設や大学キャンパス、企業の研究拠点など、町の発展に資する施設用地としての活用を優先することから、区画整理事業地内に新たに町の用地を確保することは困難であること、また区画整理事業の開発が本格化するまでには一定の時間を要することから、時期的にも庁舎整備のタイミングが合致しない可能性があることなどから、当初の案どおり現在地を候補として提案したところです。

委員の皆様からは、町の考えに賛同される御意見が多くあった一方で、30年、50年先を見据

えたまちづくりが必要であるといった御意見もありました。町としましては、今後の財政状況を見据えた中で、必要な機能を備えた庁舎の整備について引き続き検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） ということは、まだ検討段階ということでございますか。じゃあ、引き続きいろんな意見を聞いてくという認識でよろしゅうございますか。

いろいろ確かに、これはデリケートな部分もあって、私は一般質問も5つも6つも考えておりましたが、適切じゃないということで今日は差し控えさせていただきます。

それでは、次の2番の県営野球場の誘致について、2か所を候補地として町は表明しているが、今後の進め方や県との調整方針をどう考えているのかについてお尋ねをします。

県営野球場の整備に関しては、県が主体となって進めていることは理解しています。地域活性化、まちづくりのため誘致を目指す菊陽町としては、スポーツ振興やにぎわい創出、将来の都市基盤整備にも大きく影響する重要なプロジェクトであります。それを踏まえて、さきの9月議会において2か所を候補地として表明されましたが、町としても、まちづくり全体の方向性を整合した上で、県との協議、調整の進め方、判断の基準が必要であると私は考えています。野球場の整備、運営、管理等の負担割合をどうしていくのか。これは今後の問題かと思えますけど、それに民間企業の協力が得られるのか等、大きな問題もございますが、どの候補地が菊陽町にとって地域産業への波及効果へとつながる発展性があるのか、道路渋滞の面ではどうなのか等々の大局的な検討を深め、早期に菊陽町としての方向性を出して県との交渉に臨んでほしいと思っています。

これは、昨日の熊本市議会において、議員が野球場の誘致についての話をしておるようでございます。大西市長とすれば、一応木村知事と会談をしたいということで終わっておるようでございます。今後の進め方や県との調整方針をどう考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 野球場の誘致につきましては、これまで県に対し県総合運動公園周辺と駅を中心とした市街地整備周辺の2か所を町の強みとして提案してきました。このことについては、これまで議会でも答弁させていただいたところでございます。

こうした中、県においては、公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議から出された提言書を踏まえ、9月の県議会では知事より、県営野球場については移転再整備との方針が表明されたところでございます。

現時点における県のスケジュールでは、来年度中に移転先を公募の上、決定し、令和9年度に基本計画の策定、令和11年度に整備着手の予定とされているところでございます。

町としましては、来年度の県の移転先の公募に向けこれまでの提案をさらに魅力的なものとするため、本定例会に野球場誘致支援業務委託事業を、来年度にまたがる債務負担行為の補正

予算案として上程しているところでございます。具体的には、候補地に新球場を整備した場合のイメージや整備費用等の調査、民間活力の導入を含む事業スキームの整理など、提案の魅力を向上させるための業務支援を専門的な知見を持つ事業者へ委託し、県の公募に向けて一緒に取り組むものでございます。

これまでの答弁の繰り返しになりますが、なかなか菊陽町に野球場を持ってくるといのは簡単なことではございません。私もこの議場の場で申し上げたこともあろうかと思いますが、単純に45市町村、一気に手を挙げて平等にしたときには私は45番目だと思っております。県の中では、何でも菊陽町いいよねというような声があるのも事実でございます。そういう状況にも負けないような提案というものをこれからもしっかりとしていきたいと思っております。

まずは、県営野球場の移転先として菊陽町が選ばれることを最優先に、誰もが菊陽町に野球場を持ってきたいと思えるような提案を県に対し行ってまいります。そして、9月議会の岩下議員の質問でも町長が答弁しましたとおり、熊本の子どもたちの夢の実現や、J A S M進出効果の県全体への波及のため、ぜひとも県営野球場の誘致を実現したいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） それは、どういう設備にするかというのは、今からの検討課題だと思いますが、考えておく必要があるのは、確かに自動車の駐車場、これは非常に難しい問題があるかと思えます。ただ、今、グラウンドゴルフはどこそこあっております。かなり多くの方が利用されております。野球場に考えられるところにグラウンドゴルフを持ってきて、そして半分ぐらいの屋根というか、雨の日でもちょっとできるような、またイベントが何かあるときにはそこでもできるような、そういう設備にしたらどうかなというふうに思います。

だから、私の考えとすれば、駅に近いところが一番交通渋滞もあまり発生しないだろうし、これはもう私の考えですよ。だから、その辺をどうかなと。やっぱり駅に近いところにそういう野球場があるということは非常に利用者にとっても私は利便性があるのかなと。交通渋滞にも影響があまりないし、そのほうがいいのかというふうには思っております。

それと、やっぱり総合体育館がある、アーバンスポーツがある、それと野球場ができたということになると、非常に菊陽町はスポーツのまちとして、これはまたブランドが高まるんじゃないかなというふうには私は思っております。

しかし、これは2か所候補地としてある中で非常にこれもやっぱりデリケートな部分があるかと思えます。先ほど、副町長のほうから説明がございましたけど、もうこれも来年度においては一応決定をしていくという段階でございます。

2か所に候補を上げておりますけど、それを2か所で要望してもなかなか迫力がないのかなと。それでまずは、ある程度方向性を1か所に決めて、そして県と調整をしたらどうか、もうそういう時期に来ておると思っています。だけん、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 今、議員がおっしゃられることも一理あるかと思えますけども、私どもはまた逆でございまして、今後県の中の各市町村と戦っていく中においては、菊陽町の強みを逆に多く出したほうがいいんじゃないかと思っております。総合運動公園周辺に野球場を誘致する、これは熊本県の総合運動公園というのは、まさに菊陽町が隣接しているところでありますので、まさにこの間の答弁でも申し上げましたが、例えば宮崎のサンマリスタジアム、あるいは野球場と総合運動公園が隣接したところでキャンプの誘致も盛んに行われております。そういう魅力がある。そしてもう一つは、新駅周辺の市街地整備、これはまさに今区画整理をやってまちづくりをやっている町だからこそ提案できる。これはまさにP a y P a y ドームの野球場、これがまさにイメージが合致するところだろうと思えます。

私は、今ここでやみくもに1つに絞るのではなくて、県に選択肢を多く与えることが私どもが県の中で選ばれる一番の得策だと思っておりますので、これまでも議会でも答弁しましたように、そのような方向性で県の公募には向かっていきたいというふうに思っておりますので、ここについては御理解をいただきたいと思っております。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） では、この野球場の誘致につきましては、今後お互いに勉強しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

それでは、3番目、新駅設備・機能構想について、交通結節点としての機能や駅周辺のまちづくりの方向性をどのように考えているのかについてお伺いをします。

新駅設置については令和11年春以降の開業予定となっておりますが、新駅整備は今後のまちづくりを大きく方向づける重要な課題の一つであります。

菊陽町では、10月29日、町総合体育館で町都市計画案の住民説明会があり、延伸を計画している町道杉並木公園線の距離やルート案が示されました。特に、新駅予定地周辺は、東西に62.6ヘクタールに及ぶ土地区画整理事業区域となっております。

その中でも、新駅を中心としたにぎわいエリア25.2ヘクタールは、商業施設のほか、マンション、ホテルなどの立地を見込む計画となっており、そのほかにも知の集積エリア23.4ヘクタール、職住近接エリア14ヘクタールが整備される計画となっております。そういう環境の中で、交通結節点としての多様な交通手段をつなぎ、町民の移動利便性を高める役割が期待をされています。また、駅周辺の土地利用や商業業務機能との一体的な整備は、今後の地域経済や居住環境の向上にも直結するものと考えています。

新駅の整備に当たって、交通結節点としてどのような機能を持たせるのか、安心・安全をどのように担保していくのか、駅周辺のまちづくりの方向性をどのように描いているのか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） J R 三里木駅原水駅間の新駅につきまして、町の新たな地域公共交通の拠点となるものであり、交通結節点として、鉄道・バス・自動車などの複数の交通手

段を乗り継ぐための機能を持つ施設となります。

昨年9月に策定した新たなまちづくりの方向性を示す将来ビジョンにおいて、駅を中心とした市街地整備のイメージパースで示しておりますとおり、新駅周辺はにぎわいエリアとして位置づけ、交流人口や関係人口の増加につながる新たなにぎわいを創出する構想を描いておりますが、その将来ビジョンを具体化するため、三菱商事株式会社及び三井不動産株式会社を代表企業とする2つのコンソーシアムと事業検討パートナー協定を締結し、町も含めた協議会の中で現在具体化に向けた検討業務を行っております。

その業務の中では、先進的な交通システムの導入も検討しており、駅と半導体関連企業集積地をつなぐBRTや、区画整理区域内で駅を結ぶ自動運転などの導入について検討を進めているところです。また、県が計画しているくまもとサイエンスパーク推進ビジョンにおけるイノベーション創発エリアの最寄り駅となることも想定されることから、その需要に対する受皿となる機能も必要であると考えております。

それらのことを踏まえ、この新駅に必要な機能などを整理し、来年度実施予定の駅前広場の基本設計の中で具体的な検討を進めていく予定です。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 今、回答がございました。事業検討パートナー協定を締結して、具体化に向けた検討が進んでいると。それと、また駅と企業集積地をつなぐBRTや区画整理区内で駅を結ぶ自動運転などの導入について検討を進めているなど、町が大きく発展していくための取組がよく理解できました。

それと、私が心配しておるのは安全の確保です。これは、駅の設置については先のことから、まだいろんな議論があるかと思いますが、ホーム及び駅舎を出て道路を横断する箇所はないのか、車がしょっちゅう通ったら危険でございますんで、そういう箇所がないのか。それと、バリアフリー対応、これはちゃんと考えてらっしゃるのか。それと、災害時対応に向けた設備、これをどうしていくのかというのは、駅機能がいろいろある中ではそういうことも大切なことではなかろうかというふうに思っております。

じゃ、次の質問に参ります。

4番、豊肥本線の複線化に向け、町としてどのような取組や関係機関への働きかけを行っていく考えか。

豊肥本線は、本町を東西に走る基幹的な重要な交通インフラであり、特にTSMC進出による通勤客増加や、来春オープン予定のアーバンスポーツパークの整備など、将来の交流人口増加を見据えても輸送力強化は私が言うまでもなく必要であると考えます。

先般、JR九州社長が、県が進める空港アクセス鉄道の整備とJR豊肥線の輸送力強化について、県や沿線自治体と共に輸送力強化に取り組むと言及されています。現実的に考えますと、全面的な複線化というのは、これは私の感じではかなりの課題があるかと思っております。水前

寺、南方付近は沿線に住宅開発が進んでおりますし、これを解決していくためにはかなりの費用と、それから時間がかかるというのは私も理解しております。

じゃ、町の取組や関係機関への働きかけについて、町の考えをお伺いいたします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） まず、豊肥本線の輸送力強化については、本町及び熊本県、熊本市、大津町で構成するJR豊肥本線輸送力強化促進協議会や空港アクセス鉄道整備において取組が進められており、本年10月には熊本県とJR九州の間で合意した空港アクセス鉄道の整備とJR豊肥本線の輸送力強化に関する内容として、快速運行を可能にするための原水駅・武蔵塚駅での同時進入や、東海学園前駅での行き違いを可能とする整備を行うとの発表がなされたところです。

議員御質問の豊肥本線の複線化については、現在のところ具体的な動きはなく、費用面が課題となる一方で、今後さらに利用が伸びた場合の選択肢の一つであると認識しております。

豊肥本線の輸送力強化は重要な課題と考えており、そのため今後も必要に応じ、冒頭に申し上げた協議会など関係自治体と協力し取り組んでまいります。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） これが、とりわけ豊肥線の輸送力強化に向けて、これは非常にTSMC方面へのセミコンの通勤バス、こういうあたりも非常に活況を呈して、多いときには1日1,500人の利用があるということでございますので、今度第2工場辺りにできたら、さらにお客様は増えてきます。それと、あとアーバンスポーツの開業、こういういろいろなやつを考えると、現時点での輸送力というのはかなり厳しい現状であるのかなというふうに思っております。

そういう中で、いかに列車の運行で多くの列車を運行させるかというのが、菊陽町とすればあると思います。というのは、これは線越明許費の中でも約6,000万円、この予算組んでございますけど、これ、もちろん駅構内の設備、ホームとか、それから行き違い設備とか、それから安全側線とか信号とか、そういうやつは当然JRのほうで考えるわけでございますけども、私が一番心配しておるのは、駅ができたときに、多くの、夏祭りでも約3万人といわれる人が広場に集まってきます。そうした場合に、帰りの場合、もちろん来るときもそうですけど、帰るときが、上り、下りの列車に集中するんです。だから、ホームというのは今は4両編成が最大車両と言われております。ということは、1両が20メートルございますので、80メートルは要るわけです。それだけでは、要するにお客様の安全を考えた場合には、やはり余裕を持ったホームの設置じゃなければ事故とかなんか起きる可能性はありますので、今からそういう要望はされていかれると思いますけれども、その辺はJRのほうに強く要望されたほうがいいのかなというふうに思っております。

それと、駅構内の設備と、それから新駅舎は同時並行で進められるんですか。それとも、駅舎そのものはもう早く造るとか、そういうのは何か計画としてあるんでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 都市計画課長。

○都市計画課長（山本省吾さん） 現在、新駅のほうの設計等を行っておる段階で、駅舎につきましては、現在本年度基本設計のほうに入っております。また、JR九州さんのほうで施工いたしますホームを含めた鉄道設備につきましても、現在設計を行っている段階でございます。令和9年度まで実施設計等を踏まえて行う予定でございます。令和10年度以降、駅舎及び鉄道施設も踏まえまして工事に入る予定としており、令和11年度春以降の開業に向けて同時的に進めていく計画でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） ここで補足説明でございますけど、JRのダイヤというのは、JR出身なものですから、15秒単位で列車ダイヤを組むんです。だから、その30秒、60秒という、その差というのはとても大きい時間なんで、それが積もり積もっていけば、全体的に5分短縮したとか、7分短縮したとか、そういう結果につながっていくわけで、特にアクセス鉄道が空港まで行く場合に、快速を走らせるという案もありますけども、それをいかに早く到着させるかというのは大きな課題であると思います。そこで、菊陽町としてそういうことに取り組むというのはいいことかなというふうに思っております。

それでは、次の質問です。

次は、大きい2番のアーバンスポーツパーク開業に向けて。

(1)で、開業までのスケジュールと町の役割について問う。

これはもう公表された画像でございますけど、年間来場者が約14万人、経済効果が9.9億円という試算になっておるようでございます。西日本最大級とされるアーバンスポーツパークの開業が来年4月に近づく中、地域の新たな交流拠点として大きな期待が寄せられています。当たり前のことではありますが、施設が円滑にスタートを切るためには、オープンまでの準備態勢をしっかりと整えること、そして開業後、多くの住民や町外の人に利用していただけるような仕組みづくりが重要と考えています。また、地域経済への波及効果や、子どもから大人まで幅広い世代が都市型スポーツに親しむ環境づくりに向けても、行政としての関与と役割が問われる場面でもあります。

そこでまず、アーバンスポーツパークの開業までの具体的なスケジュールと、町としてどのような準備を進め、今後利用者をどのように増やしていくための取組を考えていらっしゃるのかお伺いをいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 先ほど、町長が上田議員の御質問へお答えしましたように、現在令和8年4月のオープンに向け順調に工事が進んでおります。

また、利用者を増やしていくための取組としましては、日本有数のプロ選手をアドバイザーや指導者としての招聘、くまモンカップの開催及び全日本クラスの大会招致、ワールドスケー

ト公認の4スターの取得、オリンピック選手輩出のための環境整備など様々な準備を進めており、今後順次発表を行いまして施設の開業に向けて機運醸成に努めてまいります。

繰り返しになりますが、くまモンアーバンスポーツパークは町の新たな象徴であり、未来への投資だと考えています。菊陽町が持つ活力と可能性をこの施設と共にさらに大きく育ててまいります。

それから、申し添えますけれども、今モニターのほうで示されておりますアーバンスポーツ施設につきましては、こちらは一昨年ほど前の絵となっております、実際今整備が進められている施設とは若干異なりがありますので、そちらのほうはこちらのほうから申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） オープンに向けて順調に工事が進んでいるという回答がございました。

この施設というのは町の新たな施設の象徴であって、さらに大きく育てていくという力強い決意表明がございました。

ただ、オープンに向けての工事以外の準備の進捗、課題はどうか。例えば、運営体制、人材確保、利用ルール、料金体系、安全管理など、現時点での進捗をお伺いいたします。

○議長（福島知雄議員） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（野村瑞樹さん） それでは、お答えいたします。

先ほど、町長のほうから上田議員のほうへ御答弁させていただきました。繰り返しになりますが、この施設は指定管理制度を導入することとしておりまして、指定管理者と連携し、月1回のミーティングを行い、オープンに向けて現在進めているところでございます。民間の専門性とノウハウ、質の高いプログラムやイベントを展開していき、日本有数のプロ選手やアドバイザーを指導者として招聘する準備を進め、菊陽町への移住を計画いただいている指導者もおられます。このことにより、多くの方々が全国各地から訪れるということで進めております。さらには、菊陽町の子どもたちに対しまして、クラブ活動などの仕掛けも計画している状況でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 最後に、町が担うべき持続的な運営、それから地域連携、育成体制についてお伺いをいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） まず、地域の連携についてでございますけれども、先ほど少し触れましたけれども、指定管理者のほうも入りまして、今後施設については管理運営をしていくところでございます。

当然、地域の方たちともしっかり連携をしていただくということで、指定管理者のほうから

もそういった意思表示のほうを示されておりますので、公園のエリア、そのあたりについてはしっかり地域の方と交流といいますか、そういうことも図りながら進められていくものと思っております。当然、町のほうもしっかり入って、そのあたり進めていきたいと思っております。

それから、育成についてでございますけれども、こちらについては先ほど町長からも答弁がありましたとおり、プロスポーツ選手であったりと、そういった方たちに入ってきていただきます。中には本町まで移住していただく方もおるというところで、その方たちに今後指定管理者のほうにも入っていただいて、アーバンスポーツの普及のほうも図っていただくということで考えております。

そういう中で、今後は本町の、特に子どもたちにしっかりアーバンスポーツに触れていただけるような仕組みのほうも考えておりまして、今後申し上げていきますけれども、地域のクラブ活動であったりとか、そういったところをしっかりとやりまして、まず子どもたちが触れ合えるような、触れる機会を設けたりとか、そういったところを今後進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） これは、やはり一番肝心なことは、はい、オープンしましたと、それだけでは駄目なんです。だから、多額のお金を使って投資をして呼び込もうとする段階ですから、もう先々を見て、お客様誘致をどうするかと、そういう視点で考えていってほしいというふうに思います。だから、その辺はやっぱり指定管理者、3者ありましたけれども、電通、ルナソレ、クラブきくようが中心になっておるわけですけども、連携を取りながら、どういふふうにこれを発展させていくのかというのは大きな視点でございます。

それでは、次の質問に参ります。

2番の交通アクセスや安全対策の整備状況についてお尋ねをします。

オープン当初は、報道関係者を含め、町内外から多くの来場者が見込まれ、総合体育館、「さんふれあ」、スポーツ広場、さんさん公演の利用者を含め、交通混雑が予想されます。現時点でも、体育館それから「さんふれあ」、それからスポーツ広場、大変なにぎわいを見せております。特に土曜、日曜日には非常に混雑をしております。それに加えて、アーバンスポーツがオープンをするということですから、かなりの混雑が予想されます。自転車で来る方、単車で来る方、歩いてこられる方、いろんな方がお見えになると思いますので、その辺の安全対策をどうしていくのかについてお伺いをいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） オープン当初に行うオープニングイベントでは、町としても多くの方が来場されると想定をしております。そのため、本町で来場者の多い夏祭りやすぎなみフェスタなどのイベント運営を参考に、警察の意見を踏まえて対応を検討しまして、来場者への安

全対策及び地域への影響の最小化に取り組んでまいります。

また、JRへの請願による新駅の設置や、くまモンアーバンスポーツパーク北側の町道拡幅など、パーク周辺の環境整備にも取り組んでおりますので、議員のおっしゃる地域の受皿としての対策も引き続き進めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 今、モニターに映っておると思いますが、ここが体育館南側の管理道路です。ここにグリーンでしてありますね。ここが一応専用道路というふうになっておりますけど、ここは管理道路になっておるんです。この道がここに続いていきます。それと、ここが「さんふれあ」から来て突き当たったところがこういう感じになってます。ここは今から舗装されて、グリーンベルトあたりがされるのかどうか、これについてはいかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） ただいまの写真にありました体育館のテニスコートの西側の映った写真と体育館の北側の、総合体育館の外周園路として整備のほうをしております。農耕車のほうも通りますので、通行者の安全という中で歩行者通行帯として緑色で着色して整備のほうは終わっております。

このたびのアーバンスポーツのほうの園路につきましては、基本的には維持管理用の車両が通りますけども、通常歩行者等の一般通行という部分をございませんで、アーバンスポーツ施設のほうの園路等については、現状のところは歩行者通行帯としての着色はせずに、もう全てが歩行者通行帯というような考えの下で舗装のほうの仕上げを考えているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） そうしましたら、自転車と歩行者、これはもう区別なく行っていいということですか。それで……。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 自転車の駐輪場につきましては、今の多目的グラウンドの南側のほうに約60台ほど、中学生とか高校生とかの野球も想定した中での用地を確保しております。基本的には自転車歩行者道という、道路でいいます自歩道という考えの中で、自転車は当然押してからのにはなるとは思いますけども、そういう危険がないような形での園路としての使用を考えているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） そうしましたら、今グリーンベルトを設置してあるやつは何か意味がなくなりますね。だから、私はアーバンスポーツを囲む管理道路は、そういうふうにグリーンベ

ルトをして管理されていくのかなと思ったんだけど、どうでもいい、自転車も自由にどうぞ、歩行者も自由にどうぞということであれば、何か何のためにグリーンベルトを引いたのかわかりません。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 先ほども少しお話ししましたがけれども、総合体育館のほうは、公園の外周園路として整備をしておりますけれども、付近の農地への農耕車の出入りがあるという、一般車両の通行があるという中で、そういう歩行者通行帯を車に対しての注意喚起という中で着色しているというところでございます。

それと、アーバンスポーツにつきましては、園路を整備しますけれども、基本的には車止めをつけて、一般車両は入ってこれない、車両の通行はできないような形を通常は取りますので、そういう着色して色分けするという分は現在のところは考えてないところでございます。

以上です。

○5番（廣瀬英二議員） 残り時間も少なくなりましたので……。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） それでは、次の高齢者福祉の充実について質問をいたします。

これまで私は、人生100年時代にふさわしい高齢者福祉の在り方を考える中で、老人という表現に強い違和感を抱いてまいりました。また、高齢者の方々からも老人扱いは嫌だという声を伺っております。

こうしたことから、老人福祉センターや老人クラブ連合会について時代にふさわしい名称への見直しを一般質問も含めて何回となく提案をまいりました。その結果、町長の強いリーダーシップもあり、老人福祉センターは福祉センターに改称され、老人クラブ連合会も会長及び単位クラブ会長の御尽力により、来年3月までに新たな名称が決定される運びとなっております。

高齢化が進む中で、支えられる側から高齢者が地域を支える側として元気で活躍できる環境づくりは、健康寿命の延伸、地域コミュニティの維持という町の将来にとって極めて重要なことであると思っております。

それでは、質問です。

高齢者の生きがいづくりと地域での活躍促進に向け、ボランティア活動や老人クラブ等の関係団体との連携をどのように進めていくのか。よろしく申し上げます。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 高齢者の皆様の生きがいづくりと地域での活躍促進は、町が目指すいつまでも元気で活躍する社会の実現と自立支援の推進にとって非常に重要です。町では、この目標達成のため、各種団体と協力して取組を進めています。

まず、ボランティア活動、社会福祉協議会ボランティアセンターとの連携です。

本センターとの連携では、高齢者の皆様の就労的活動への参加を促し、キャロットサービス

などの有償ボランティアを増やすことを目指しています。具体的には、令和8年4月から介護保険課内に配置する職員が就労的活動支援コーディネーターを兼務する予定です。このコーディネーターが、ボランティアをしたい高齢者の方々とキャロットサービスなどの有償ボランティアとのマッチングをサポートします。

次は、シルバー人材センター事業への支援です。

シルバー人材センターへの支援においては、働く意欲のある高齢者に対し本センターの事業を紹介することで就業による地域での活躍促進につなげる活動を支援します。

最後に、老人クラブ連合会の活動への支援です。

町では、高齢者の健康づくりや活動の充実を図るため、これまでも町独自の助成を行ってきましたが、さらなる活動支援に努めています。令和5年度に開催した老人クラブ連合会の代表の方々と町長との意見交換会において会員減少の課題に対する町への支援要望が出されました。この要望を受け、町民の皆様が老人クラブ連合会の活動を広く知ってもらうため広報きくように活動内容の記事を掲載し、広報活動の支援を行っています。また、活動内容の充実支援を行うため、老人クラブ連合会活動でのUDeスポーツの出前講座を実施しました。町では、これらの取組を通じ、高齢者の皆様が地域で活躍し、生きがいを感じられる環境づくりを進めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） それでは、(2)番に参ります。

認知症施策や在宅医療、介護の連携強化など、高齢者が安心して暮らせる地域づくりをどのように推進していくのか。簡単によろしくをお願いします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 町では高齢者が安心して暮らせる地域づくりを目指し、認知症施策と在宅医療、介護連携推進事業という2つの柱で包括的な取組を進めています。

まず、認知症施策についてです。

認知症の早期発見・早期対応を重視し、認知症相談窓口の周知に努めるとともに、認知症初期集中支援チームが早期の医療機関受診やサービス利用を支援しています。

次に、在宅医療・介護連携推進事業です。

この事業では、高齢者の皆様が住み慣れた御自宅で安心して医療や介護を受けながら暮らせる地域づくりを目指しています。

具体的には、地域包括支援センターが中心となり、医療機関の地域連携室や介護サービス事業所と連携した退院支援を行っています。さらに、医療職と介護職で構成される協議会や研修会を通じて多職種連携を深め、ICTの活用を積極的に進めて情報共有の円滑化を図っています。

これらの包括的な取組を通じて、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられ

るよう町全体でしっかりと支えてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） それでは、(3)番の高齢者福祉事業について、令和8年度予算の拡充を検討してるのか、検討しているのであればどのように進めていくのか。これ、ポイントだけでお願いします。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 時間も限られておりますので、早口で答弁させていただきます。

町としましては、高齢者支援策の拡充を現在積極的に検討しておりまして、令和8年度の予算の拡充を目指していることは事実でございます。この背景には、世界的半導体企業の進出による効果を高齢者の皆様にも実感していただきたいという強い思いがございます。このことにつきましては、さきの議会におきましても、岩下議員の一般質問において御答弁を申し上げたところでもございます。

また、令和8年度の予算編成方針におきましては、高齢者支援施策の充実が重点施策として明確に位置づけております。現在進めております令和8年度の予算編成作業におきましては、新たな高齢者支援策の検討を行い、詳細を詰めている段階でございます。検討を進めている具体的な新たな事業は、さきの議会でも御答弁申し上げた全国の自治体の中でも先行して取り組んでおられる介護保険住宅改修助成事業と介護職員等処遇改善事業のこの2事業を基本としております。

町としましては、これらの2つの事業を基本とした新たな高齢者支援策を令和8年度予算において具体化すべく調整を進めており、高齢者の皆様の期待に応えるべく、予算の拡充に向けて取り組んでまいります。

なお、介護職員等処遇改善事業の調整につきましては、菊陽町介護サービス事業者連絡協議会との意見交換を現在進めている段階でございます。事業者からの意見や国の最新の動向などを踏まえまして柔軟な対応を行う考えでもございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 残り少なくなりましたが、高齢者福祉事業について今町長から前向きな取組を示していただき、高齢者の一人として感謝を申し上げます。当初予算案に向けて御苦労も多いかと思っておりますが、より一層の拡充を目指して頑張っていただきたいというふうに思います。

これで私の一般質問を終わります。

あと、生活困窮者の質問については、次回に繰越しさせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬英二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後 1 時 58 分

再開 午後 2 時 7 分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉村恭輔議員。

○2番（吉村恭輔議員） 皆様、こんにちは。議席番号2番、一陽会の吉村でございます。

今回は、放置竹林問題について、町民体育館へのスポットクーラーの設置について、カスハラについての3項目で質問させていただきます。

昼食後の非常に眠たい時間かと思えますけど、最後までお付き合いのほどよろしく願いいたします。

質問は質問席にて行います。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） 1番の放置竹林問題についてでございます。

近年、全国各地で問題となっております放置竹林でございますけど、この菊陽町においても例外ではないと私は考えております。

まず、(1)菊陽町において竹林の面積はどれぐらいあるかお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 本町における竹林面積は、令和5年度熊本県林業統計要覧では、約29ヘクタールとなっております。町の面積に占める割合は0.8%となります。この面積は、熊本県において町が保有する林地台帳や航空写真を基に調査・整理されたものになります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） 約29ヘクタールというと結構な面積じゃないかなと思います。

続けて、(2)をお伺いします。

放置されている竹林はどれぐらいあるかというのは調査はされているのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） これまで、放置されている竹林の実態調査を実施しておらず、放置竹林の具体的な面積は把握しておりません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） 調査しない理由というのは必要性がないからということですか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 現在、森林譲与税、これは御承知だと思いますけども、これを

活用しまして竹林以外の私有地の把握調査を実施しております。これ、竹林以外でございまして、活用できるような産業森林といたしますか、そういったところを対象としております。

荒廃竹林の把握の必要性は重々認識しております。引き続き、森林組合等と連携をしながら整理させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） 理解しました。

では、次に行きます。(3)です。

下津久礼区の納骨堂付近といったら分かれるかと思えますけど、納骨堂から下に下りる坂道、その防犯灯なんですけど、伸びてくる竹によって配線が切断されているという事案が発生しております。これは、何回か修理をされたそうなんですけど、竹ってすぐ伸びてくるんで、また切ってしまうということを数回繰り返しているようで、現在は切れたままになってまして、夜が真っ暗となっております。車で通行される方は特に問題はないのかと思えますけど、自転車や歩行者の方には、そんな多く通るわけではないかと思えますけど、非常に危険ではないかと考えております。

では、(3)番をお伺いします。

下津久礼区において防犯灯の配線を切断するという被害が出ておりますが、他地区において竹の被害というのは発生しておりますでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 放置竹林は、獣害や土砂災害リスクの増加、道路等のインフラや家屋への被害などが予想されます。また、台風や強風などによる倒竹の被害が発生した場合、所有者責任が問われる可能性がございます。

下津久礼の事案のほかにも、倒竹による防犯灯への被害が発生しております。また、町道におきましても通行に支障を来す事案が発生しており、その都度対処している状況にあります。また、不法投棄の温床となるなど、生活環境に及ぼす影響が懸念されております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） 今の答弁で、他地区においてもやはり被害が出ているということですけど、何らかの対応というのはされてるのですかね、その都度。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 防災担当でそこまで、私、すいません、調査しておりません。大変申し訳ございません。

確認しましたところ、危機防災課にはその旨の連絡は幾つか入ってきてると、補助金の申請も上がってるということでございました。また、町道に対しては、もちろん建設課のほうでその都度対応してるということでございます。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） じゃあ、次の(4)に行きます。

町は放置竹林に対する対策は何かされているのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 放置竹林につきましては、その所有者に管理責任があると認識しております。特段の対応は講じておりませんが、鉄砲小路区の菊陽里山保存会では、国の里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金事業を活用して竹林整備が行われております。この事業は、地域住民と森林所有者等が協力して、竹の伐採や里山林の保全、森林資源の利活用などの取組を支援するものでございます。

今後、地域の実情を踏まえ、これらの取組の紹介や地域連携による竹林の活用を図るなど、生活環境の改善に向けた取組が広がるよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） 関連になるかと思うんですけど、町有地で竹林というのはございますか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 竹林の町有地はございません。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） すいません、もしもあったなら、竹林の整備はされているかということを知りたいのでお尋ねしました。

京都府では、誰でも始められる放置竹林整備マニュアルというのを作成されておまして、素人の方でも理解ができるように細かく説明をされております。そういったものを使い、所有者の方に整備を促すというのも一つの手、一つの方法かもしれないです。一応、頭の片隅にでも置いていただけたらと思います。

では、次に行きます。

放置竹林を新たな産業にしようとする取り組みで自治体もあるそうで、竹をパウダー状に粉砕して、飼料や肥料に加工して使用したり、メンマに加工し販売されたりしてるところがあるそうです。九州では宮崎の延岡市で生産されておりますメンマ、延岡メンマという名をつけて販売をされておまして、以前は全日空国際線のファーストクラスの機内食で提供されたこともあるぐらいだそうです。こういった事例もいろいろありますけど、菊陽町でも何か取り組んだらいかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 近年では、議員おっしゃいますとおり、竹を活用したバイオマスエネルギーや竹粉肥料、竹製品の加工など、地域資源としての利活用を図る事業の事例が散

見されます。産業として捉え、事業として継続する上では、採算性や原材料の安定供給が条件となります。事業の規模にもよりますが、本町の竹林面積は29.8ヘクタールと、資源としては小さく、おのずと事業規模も小規模となることが推測されます。事業化を図る上では競争力や収益性を高める必要がありますが、そのためには規模の経済を追求することが重要であると考えております。また、事業化に向けた初期投資や、その後の運営経費、事業効果などを考慮しますと、非常に困難ではないかというふうに考えておるところでございます。

また、紹介がありました延岡のメンマにつきましては、取り組まれておりますが、メンマの製造に当たりましては、これ、民間主導で行われているというふうにお聞きしております。こういった民間主導による取組が行われる自治体については、その対応などを参考としまして研究していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） 今から新たな産業を掘り起こそうというのはなかなか難しいというの理解はしておりますけど、菊陽町においても必ず少子・高齢化という波はやってまいります。産業を掘り起こすというよりも、もともとの放置竹林問題ということに対する対応策は考えておく必要が私はあると考えております。

では次、大きい2番に行かせていただきます。

町民体育館へのスポットクーラーの設置についてお伺いたします。

これ、町民体育館の利用者さんから相談をいただきました。今年の7月ぐらいだったかと思えます。

まず、(1)番、町民体育館の利用者の方々よりスポットクーラー設置の要望をいただいたんですけど、町は、これは利用者の置かれている現状、スポーツするための環境であったりとか、そういったことも含めて現状を把握されているかというのをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 町民体育館における今年度の夏場の状況につきましては、近年の地球温暖化の影響により猛暑日が増えてきていることから、体育館に設置した暑さ指数（WBGT）を示す測定機は、熱中症予防運動指針で示されている暑さ指数28度から31度までの「激しい運動は中止とする嚴重警戒」の時間帯はおおむね7月から9月の正午から午後3時までが多い状況となっております。また、暑さ指数31度以上の「運動は原則中止」となった日も数日記録しております。

このような状況でありましたので、体育館利用者の安全を優先するため、利用者に対しては、設置している測定器の警戒レベルを理解いただき、熱中症に注意して運動するように、特に「激しい運動は中止とする嚴重警戒」になった場合は、受付窓口において利用者の方々に水分補給を促し、無理せず運動するよう声掛けするなどの対応を行っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） 先ほども言いましたけど、私が御相談いただきまして見に行ったのが7月のたしか前半だったと思うんですけど、ちょうど雨が降ってたんですけど、行った時間も午後4時ぐらいだったかと思うんですけど、体育館の中の、これは気温ですけど、30度は完全に超えていたかと思います。

じゃ、次に行きます。

夏場の利用中に体調を崩す方が出ているという、見に行ったときにそういうふうに私聞いております。体育館全体を冷やさなくてもいいと、合間に体を冷やせればいいのでスポットクーラーの設置はできないかという要望がされておりますけど、来年の夏までにスポットクーラーの設置というのはできないものでしょうか。お願いします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 空調設備を持たない町民体育館の夏場利用は、来年度以降も今年度のような状況が続くと予想しております。町としましては、何よりも利用者の安全を最優先にすることが重要と考えております。

現在、暑さ指数が28度を超える嚴重警戒の場合、31度以上の運動は原則中止の場合、熱中症特別警戒アラートが発表された場合など、町民体育館の利用を状況によって中止する検討を進めているところです。今後、関係する町体育協会やNPO法人クラブきくよう等と協議を進めていくこととしています。

このことから、お尋ねのスポットクーラーの設置につきましては、繰り返しになりますが、利用者の安全を最優先にするため利用を中止する検討を進めていることから、考えておりません。ただし、中止により影響が出る利用者への配慮も必要と考えております。可能な限り、空調設備が整っている総合体育館や、その他の公共施設等の利用ができないか調整して、影響が出ないように進めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） 町の考え方というのは、理解したくはないけど一応理解はしましたけど、これは町の施設全体、空調機器がついてない施設全体も同様に扱うということですか。お答えをお願いします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 当然、影響が関係施設で出てくると思います。

今後、関係する部署のほうとそこはしっかり協議のほうを進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） ということは、今後も開設されるアーバン施設でもそのような対応を取

られるのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 矢野部長。

○教育部長（矢野博則さん） アーバン施設というのは、屋外の施設ということでしょうか。

（2番吉村恭輔議員「はい」の声あり）

本町には、町民グラウンドであったりとか屋外施設のほうもございますので、今後やはり熱中症特別警戒アラート等が出た場合の対応であったりとか、そのあたりについては、熱中症対策としてどうするべきかというところはしっかり協議をした上、開放していきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） ただいまアーバンスポーツ施設のお話ございましたので、アーバンスポーツ施設につきましては、熱中症対策といたしまして、移動式ではございますけれどもミストシャワーの設置を今考えているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） ということは、今のミストシャワーを使うから暑さ対策をそれで行ってるということで、そのまま使わせるということですか。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 先ほど、教育部長のほうからもありましたけども、WBGTですか、その指数等についての捉え方としては同じ条件になろうかと思えます。

そういう中で、少しでも熱中症対策という中での利用を現在のところ考えているところでございます。当然、危ない数字のときは利用中止とか、そういう形を取るような形になると思います。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） 分かりました。

先ほど答弁をいただいた中で、中止により影響が出る利用者様へ配慮をされるということですけど、私もそれを聞いたんです、利用者さんに。前、町のほうから総合体育館を使われたらどうかという打診が1回あったというふうに聞いております。ただ、利用する曜日と時間が変わるということをお聞きしておまして、それじゃあ困るんだよねということをおっしゃっていました。

それは、移動していただくってなるとそういった問題も出てくるかと思えますし、恐らく昼間使われている方というのは高齢者の方が多いのではないかと思います、平日の昼間とか夕方とか。たら、例えばこれを総合体育館に持っていったとすると、車を持ってない方はじゃあどうすんだという話になってくると思うんです。移動していただきって言ってるのに足はない

と。自転車でも持ってりゃいいんですけど、自転車を持ってなくて徒歩で町民体育館まで来られる方たちはどうされるおつもりなんですか。お聞きしていいですか、そこ。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 繰り返しになりますけれども、何よりも町としましては利用者の安全が最優先というような思いの中で、今後、空調のある施設のほうで活動していただけないかというような調整をしていきたいというふうに考えております。

そういう中で、議員が申されましたとおり、日にちが変わるといふところであったりとか、あとどのような交通手段で行かれてるのかといふところですが、そういったところについては、ただいま我々のほうも把握はできておりません。ただ、答弁では、しっかり御理解をいただいた上で調整していきたいというふうに考えておりますので、今後利用されてる方としっかり話をさせていただいて、どのような形が取れるのか、そういったところを考えていきたいというふうに思います。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） すいません、もう一つお伺いさせていただきます。

町民体育館は今後も残されるということでもいいんですか。新庁舎建設のときに、どういうふうな判断をされるか分かりませんが、少なくとも新庁舎建設ぐらいまではそのまま続行して使うという理解でよろしいですか。

○議長（福島知雄議員） ただいまの質問は通告外になります。

○2番（吉村恭輔議員） 分かりました。失礼しました。

じゃ、利用者さんとしっかりお話をされた上で、町の考えだけを押しつけるようなことはせずに、双方が納得いくような形で問題を解決されるようお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次は、大きな3番のカスハラについてです。

こちらも近年社会的な問題となっておりますカスタマーハラスメント、略してカスハラと通常は言われてるかと思うんですけど、SNSの普及によりコンビニの店員さんに暴言を吐いて土下座させた画像をアップしたりとか、わざと文句を言わせるように揚げ足を取るようなことをやって怒らせて、それをアップしたりと、被害者をさらすという行為を平然と行うなど、どんどんエスカレートしているんじゃないかと感じております。

まず、(1)番です。菊陽町において、カスハラ、またはカスハラの疑いがある事例は発生していますでしょうか。ある場合は、過去3年間の発生件数は何件あるのかをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 町の職員に対するカスハラというところでお答えをさせていただきます。

昨年9月の西本議員の一般質問でお答えさせていただいておりますが、町では昨年度、会計年度任用職員を含む全職員を対象にアンケート調査を実施しております。その中で、カスタマ

一ハラスメントを受けた経験があると回答された方が55件あり、その中で受けた経験があると回答した方に、どのようなカスタマーハラスメントを受けたかとの問いに対しましては、複数での回答を要求しておりますけれども、理不尽な要求、暴言、長時間の拘束、謝罪、土下座の強要、顔や名札の撮影などの回答もあり、職場においてハラスメントが発生しているということは確認しているところです。

どの程度に至ったらカスハラと認定するかなど、現在町のほうで明確な基準を決めておりませんので、申し訳ございませんが、過去3年間における発生件数までは現在把握はしておりません。

しかしながら、今年度に入り電話等による長時間の拘束が長期間続くなど、担当課だけでは対応が困難な事例として2件の報告が総務課のほうに上がってきているところです。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） 発生してるし、その疑いがあるものが、手に負えなくなっているものが2件という認識でよろしいですか。分かりました。

これは、あくまでも私の個人の考えですけど、セクハラというのは被害者がセクハラと受け取ればセクハラだとよく言われると思うんですけど、それと同様に、1回で決めるというのはあれかもしれませんが、やっぱりカスハラというのも被害を受けた方が精神的に苦痛を受けているのであれば、もうカスハラと受け取っていいような気がします。

次に、(2)に行きます。

菊陽町において、カスハラ対策というのはしっかり取れているでしょうか、お伺いします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） カスタマーハラスメントを抑止する取組につきましては、当該行為の防止を呼びかけるポスターの掲示、全職員を対象にリーフレットを配布し、さらに職員の名札を現在平仮名の名字のみの名札に変更するなど、防止の対策を行っています。さらに、職員の対応方法や職員を守る仕組みづくり、職員が働きやすい環境づくりのため、他市町村の事例などの情報収集を行いながら対応マニュアルの作成に向けて現在準備を進めています。

また、電話機の通話内容の録音についても、現在町で使用している電話機には通話中に操作することで録音することができる機能は備わっておりますが、通話開始前の録音に関するアナウンス機能、また十分な録音時間を確保できる機能が備わっていないため、来年度更新時期を迎えます現在の電話機の主装置の入替え時に合わせて必要な機能を兼ね備えた機器の導入や、またこの機器の更新時期の前倒しも含めて現在検討を進めているところです。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） しっかりと対策を取られて、職員さんを守るということを第一に考えていただければと思います。

では、最後の質問に移ります。

愛知県のとある町で、住民を提訴するという事案が発生しております。正確には、提訴まで議案を議会に提出して全会一致で可決をしたんですけど、最後相手方が今後はしないという謝罪があったとのことで一旦見送られたということです。ただ、その事実は変わらないということです。いずれにせよ、今までにない対応である、一歩踏み込んだ対応であることは確かだと思っております。

(3)をお尋ねします。

他自治体において長期間カスハラを行っていた住民を提訴するという事例が発生しておりますが、今後菊陽町で同様の事例が発生した場合に、職員さんを守るという意味でも提訴に踏み切るということは考えておられますか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 議員の御質問につきましては、個々の事案によって内容や性質が異なってくるため、一概に提訴に踏み切るとは申し上げられませんが、現在町では長期間に及ぶ事案や内容が複雑な事案が発生した場合には、まずは町の顧問弁護士と相談しながらその後の対応策について協議を進めるように手続を取っているところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） 同様に、他自治体で議員が職員に対してそういったことをやっているという報道もあっております。先日、書類送検されて議会で除名処分が可決となり失職という事案も発生しております。議員の皆様も、発言には注意されて、感情的にならないように気を付けてしっかりと議員活動をされてください。

これで終わります。

○議長（福島知雄議員） 吉村恭輔議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさんでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時40分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

令和7年12月8日（月）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(令和7年第4回菊陽町議会12月定例会)

令和7年12月8日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |     |     |    |     |    |     |    |
|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|
| 1番  | 鬼塚  | 洋   | 議員 | 2番  | 吉村 | 恭輔  | 議員 |
| 3番  | 藤本  | 昭文  | 議員 | 4番  | 馬場 | 功世  | 議員 |
| 5番  | 廣瀬  | 英二  | 議員 | 6番  | 矢野 | 厚子  | 議員 |
| 7番  | 大久保 | 輝   | 議員 | 8番  | 西本 | 友春  | 議員 |
| 9番  | 佐々木 | 理美子 | 議員 | 10番 | 中岡 | 敏博  | 議員 |
| 11番 | 布田  | 悟   | 議員 | 12番 | 佐藤 | 竜巳  | 議員 |
| 13番 | 甲斐  | 榮治  | 議員 | 14番 | 岩下 | 和高  | 議員 |
| 15番 | 上田  | 茂政  | 議員 | 16番 | 小林 | 久美子 | 議員 |
| 17番 | 坂本  | 秀則  | 議員 | 18番 | 福島 | 知雄  | 議員 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠 さん  
書記 牟田 修人 さん  
書記 豊住 祐太 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                    |          |         |           |
|--------------------|----------|---------|-----------|
| 町 長                | 吉本 孝寿 さん | 副 町 長   | 小牧 裕明 さん  |
| 教 育 長              | 二殿 一身 さん | 総 務 部 長 | 村上 健司 さん  |
| 住民生活部長             | 吉本 雅和 さん | 健康福祉部長  | 梅原 浩司 さん  |
| 産業振興部長             | 山川 和徳 さん | 都市整備部長  | 荒牧 栄治 さん  |
| 総務課政策監             | 井田 章博 さん | 総 務 課 長 | 平 征一郎 さん  |
| 危機管理防災課長           | 阪本 幸昭 さん | 総合政策課長  | 阿久津 友宏 さん |
| 財 政 課 長            | 今村 太郎 さん | 環境生活課長  | 阪本 和彦 さん  |
| 福 祉 課 長            | 齊藤 大典 さん | 子育て支援課長 | 石原 俊明 さん  |
| 農政課長兼<br>農業委員会事務局長 | 澤田 一臣 さん | 商工振興課長  | 塚脇 康晴 さん  |
| 建 設 課 長            | 出田 稔 さん  | 都市計画課長  | 山本省 吾 さん  |
| 下水道課長              | 坂田 悟 さん  | 施設整備課長  | 鈴木 理 さん   |
| 総合政策課課長補佐          | 村上 陽介 さん | 教 育 部 長 | 矢野 博則 さん  |

スポーツ振興課長 野村 瑞樹 さん

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時57分

○議長（福島知雄議員） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（福島知雄議員） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

坂本秀則議員。

○17番（坂本秀則議員） 皆様おはようございます。議席番号17番坂本秀則です。本日は、早朝より、また年末の多忙な中、傍聴いただきましてありがとうございます。

今回も、町民の皆様方から私に寄せられた町への意見、要望及び議員活動の中から、質問事項1、町民への生活支援について、2、町内業者育成支援について、3、中学校部活動の地域移行について、4、各行政区の発展と振興について、質問席で質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） まず、質問事項1、町民への生活支援について。

(1) 地方自治体が自由に使える重点支援地方交付金は、本町も交付対象なのか質問いたします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、エネルギー、食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう令和5年11月に創設されたものです。この交付額に財政力がどの程度影響を反映されるかは不明ですが、全市町村が対象となることから、本町も交付対象となっております。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 国の重点支援地方交付金について、具体的にどの程度の支援が受けられるのか及び交付金申請の期限等があるのか、その点を説明をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 総合政策課長。

○総合政策課長（阿久津友宏さん） まず、交付金の規模についてですが、今後市町村に交付限度額の通知が行われることになっておりますが、現時点ではどの程度財政力が反映する等は不明です。期限につきましても、今後国のほうから示されることにはなりますが、過去の経済対策同様のスケジュールになる見込みというところが現時点で分かっているところになります。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 過去と同程度ということですが、過去はどの程度だったんですかね。

○議長（福島知雄議員） 総合政策課長。

○総合政策課長（阿久津友宏さん） お答えします。

金額については、その経済対策ごとに異なります。スケジュール感といたしましては、年度内に交付決定がなされまして、実質的には翌年度まで繰り越して執行するようなイメージになっております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 翌年度って申されると、8年度まで。はい、分かりました。

次に移ります。

(2)の物価高騰対策で、町民全員に町内だけで利用できるプレミアム商品券を交付すべきときではないかについて質問いたします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 先般、国の令和7年度補正予算において、重点支援地方交付金を拡充する方針が示され、あわせておこめ券の配布や電子クーポン券の発行など食料品の価格高騰対策のための特別枠が設けられることになりました。

町では、過去に様々な財源を活用して経済対策や生活支援の一環として平成27年度、令和元年度、令和3年度、令和4年度にプレミアム商品券を発行した実績があります。

今回の交付金を活用して行う具体の事業は現時点は決まっておりませんが、今後、国の動向や交付金の額などを注視しながら、プレミアム商品券の発行も含め、実施の事業の検討を進めたいと考えております。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 今、事業の検討をすると答弁がありましたが、いつから検討を始めるのか、誰と検討するのか、期間はどのくらいか、結論はいつごろになるのか。先ほど課長が申された令和8年度までということならば、もう直ちに検討を始めていく必要があると思うんですが、その点いかがですか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 今、議員が申されましたように、情報収集のほうはもう国のほうから着々と出てきておりますけども、先ほど課長のほうから答弁あったように、額とかがまだはっきり確定しておりません。

取り組む方向としては、今申し上げましたように、全てのメニューを排除せず、プレミアム商品券等も排除せず、何が一番効果的なのかを検討しながら、12月中には結論を得て、何らかの方向性を示していきたいというふうには考えております。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 確認ですが、今、12月中には結論を出すということでもいいんですか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 12月中に町としてのこの交付金の事業、こういったメニューをやっ  
ていきたいという方向性をお示ししたいと思っております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） それは前向きに捉えていいんですね。はい。

物価高騰の中、町民の皆様は大変苦悩されておられます。なるべく早くプレミアム商品券の  
発行事業を執行されますよう願いますが、町長、その点いかがですか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 町としての思いは、坂本議員と、そしてまた本日お越しの議員の皆様方  
とも一緒でございますので、先ほど部長が答弁したように、町としてできることをしっかりと  
迅速に、そしてまた議員の皆様方にも御提案をしながら、この事業に関しましては行ってまい  
りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 菊陽町が70周年、また不交付団体になった今、物価高騰もあります  
が、もう一刻も早く発行のほうをお願いし、次の質問に移ります。

質問事項2、町内業者育成について。

(1)町長の政策提言集で、菊陽町の仕事は菊陽町の業者へ依頼することを推進しますと記し  
てありますが、菊陽町業者の定義について質問いたします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 御質問では、町長の政策提言集になっておりますけども、私のほう  
から本町の入札における菊陽町の事業者の位置づけについてお答えさせていただきます。

先日の西本議員の御質問でも答弁させていただきましたが、町内に本店や営業所などを設置  
されていることを菊陽町の事業者と位置づけております。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 本店、本社もしくは支店とただの営業所では法人税とか町に入る税収  
とかも違ってくると思いますが、その違いというのはどこにありますか、質問いたします。

○議長（福島知雄議員） 財政課長。

○財政課長（今村太郎さん） 今御質問いただきました本店と支店と営業所の違いになってまいり  
ますが、基本的に法人町民税につきましては、各事業者様の従業員割で納税いただくことにな  
ります。ですので、例えばですが、本店が熊本市、営業所が菊陽町の場合、仮に菊陽町のほう  
が営業所が大きくて人数が多い場合は、税収的には営業所のほうが多いという場合も出てくる  
かと思います。ただ、一般的には本店のほうが多いのだらうと思います。

あと、支店と営業所の違いにつきましては、登記しているかしていないかの違いはございま  
すが、基本的に法人町民税という税収に関しては一緒の取扱いというふうに聞いておりますの

で、今、先ほど総務部長が答弁しましたとおり、本町に営業所を置かれていて、特に一定規模がある営業所につきましては、一定の町の貢献をされているのではないかなというふうに理解しているところです。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） それでは、何ですか、本店、本社と支店、営業所、何ら変わりはないということ認識していいんですか。

○議長（福島知雄議員） 財政課長。

○財政課長（今村太郎さん） 今申し上げましたのは、御質問の税収の面でお答えしたところですけど、本店がもし仮に菊陽町にあれば、当然経営する方が菊陽町にいらっしゃいますので、近しい状態といいますか、近しい関係になるだろうとは思っております。ですので、どちらかといいますと、本店のほうがやはり関係性が深くなると思います。営業所や支店でも商工会や各種団体に入会されて地域貢献されている方もいらっしゃいますので、一定のそういう意味では営業所も地域貢献されているような町内業者と位置づけるべきかなというふうに思っているところです。

繰り返しですが、本店のほうがやはりどうしても本社所在地が菊陽町ということとなると、関係性も深くなってくるかなと思っておりますが、町としてはそういうふうなところで整理をさせていただいているところです。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 次に移ります。

(2)の町の仕事発注は町内に本店もしくは本社があり、その職の町内組合ないし協会に加入している業者に絞るべきではないかということですが、これ社長、経営者が菊陽町にいるかも考慮して説明をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 後から付け足されたところは、またもう一度質問いただければと思いますけども、今御質問がありました部分についてお答えをさせていただきます。

町が発注する業務につきましては、地域産業の育成や地元経済の活性化、さらには雇用の確保の観点から、町内に本店や営業所を設置されている町内事業者の受注機会をできる限り確保することが重要であると考えております。

一方で、入札に関しては公平性、透明性、競争性の確保も極めて重要と考えております。

御質問の組合や協会への加入を参加条件とするような仕組みは、加入していない町内業者も排除するおそれがあり、入札制度の基本である公正な競争の確保の観点から留意すべき点があると考えております。また、加入の有無は必ずしも技術力や経営状況を直接示すものではなく、民間団体の加入という形式的な基準によって新たな町内事業者の参入や育成する機会を奪

う可能性もあります。

しかしながら、各種団体につきましては、災害協定を締結するなど、万が一の災害時での町への貢献など、評価すべきことと考えています。そのため、事業者の団体への参画状況は町の格付の評価として反映するとともに、指名審査会における議論で当然判断要素の一つとしております。

引き続き、入札制度や各種法令の趣旨を踏まえ、町内事業者を中心に公平性、透明性、競争性の確保を基本として適切な入札を行ってまいります。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 5日の西本議員の一般質問の中で、地域貢献度も入札審査会の中で反映するということですが、その貢献度はどの程度評価されるんですか。

○議長（福島知雄議員） 総合政策課長。

○総合政策課長（阿久津友宏さん） それでは、御質問のほうにお答えさせていただきます。

町のほうでは、土木業者さんとか舗装業者さんにつきましては、町の格付というものを行わせていただいております。年の初めに格付を行わせていただきまして、一定の基準をもって、1年間を通して恣意的な指名は行わないように基準を示しながら、指名審査会のほうで議論しているところです。

今御質問の地域貢献につきましては、災害時などにおいては各種団体様のほうが災害時御協力いただけるということですので、各種団体に加入されていることは一定の評価をしております。そのほか、商工会や消防団や、そういったところにつきましては、点数的なものを一応町のほうで持っております、その中で点数づけをさせていただいて、格付の中に反映している。また、指名の議論においても、格付してない電気や建築なんかにつきましても、そういったところで団体に加入しているとか、そういったところについても、一つ判断の要素とはしているということになります。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 地域貢献度が判断の一つということですが、各種協定を結ばれてますよね、協会ないし組合とは。協会、組合に属さない業者の方には、もう依頼は届かないということと認識していいですか。

○議長（福島知雄議員） 財政課長。

○財政課長（今村太郎さん） 繰り返しになるんですが、団体に加入していることは一定の評価ということで、評価づけの対象としたり、議論の対象としたりします。ただ、団体に入っていないからといって町内業者様とか関係する業者様を排除するということは考えておりませんので、一定の評価基準の中には入れておりますけど、組合や団体に入っていることを必ずしも入札の指名の対象とするという考え方は町としては持ってないところです。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） そこら辺で、団体に加入されている業者さんたちから不満の声が出てるんですよね。自分たちは協定に基づくだけじゃなくて、自主的に災害があった場合に出勤している。

今後、今から菊陽町で仕事したいという業者さん増えてくると思うんですよね。そこで、ある程度の差をつけてやらなければ、協会や組合に加入している意味がないという声も聞いております。その点はいかがでしょう。

○議長（福島知雄議員） 財政課長。

○財政課長（今村太郎さん） それでは、御質問にお答えいたします。

繰り返しの答弁になって恐縮ですけど、そういった災害時に御協力いただいているところは当然評価をさせていただくこととしております。そういった、ほかのまだ入られてない事業者様も、そういった協会に入れるとか、災害時に御協力いただけるとか、ちょっと災害時に特化してお話ししていますけど、地域貢献していただけるとか、そういった事業者様をまた町内で育てていくことも必要だというふうに思っております。

一般的に、団体に入っていることで線を引くということ自体は、その点、恣意的な指名につながるおそれがございますので、入札に関してはいろいろな話もありますので、慎重に決めていく必要がありますので、町としましては、繰り返しですが、そういう団体様に入っていることを評価させていただきますけど、それを必ずしも必須の条件とはしていないということのお答えになります。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 例を申しますと、隣の大津町ですが、今後変更があるかもしれませんよ、今の現状ですが、大津町では町内業者だけでできる事業については、町内に本社及び本店と町内各業者の協会及び組合に属する事業者には指名しているそうです。今後変わるかもしれませんが、これは一例ですが、本町においても各種団体に属している業者さんにおいては、各協定並びに自主的に災害時には復旧活動を積極的に活動されております。もう大変ありがたいことです。

本町も、以前は大津並みの指名だったそうですが、今後本町で仕事をしたいと考え、本町に指名願を出される業者が増えてくると予想されます。その点を踏まえて、今後について町長の考えをお聞かせください。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 先ほど答弁がありましたように、入札に関しましては、やはり公正性、透明性、競争性の確保というのが非常に重要だというふうに思っております。大津町の話もされましたけども、菊陽町は菊陽町の今の在り方ということをしかりと捉えながら、今後も入

札に関しましては今までどおり進めさせていただきます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 今後、建設、建築は特に、ほかにも協会や組合ありますが、十分に意思疎通ができるように、その点、結構ガスがたまって不満の声が聞こえてきますので、その辺、どうですか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それぞれの業界の方々とはしっかりと意見交換という形で、私のほうでも参加依頼があれば必ず足を運ぶようにはしていますので、その中で意見交換というのは、できる限り、最大限でやっているところでもございますので、まだまだそういったところでもいろんなお話を聞けば、またお話をしっかりと聞いて、ただ先ほども言いましたように、菊陽町の今、入札に関しましてのしっかりとしたやり方、ルールがございますので、まずはその中でしっかりとやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） もう何度も申しますが、菊陽町で仕事をしたいという業者さんはこれからますます増えると思っておりますので、業界内と協会とか組合の方々と十分意思疎通をして、今後菊陽町の発展に寄与してもらうようお願いし、次の質問に移ります。

質問事項3、中学校部活動の地域移行について。

(1) 令和9年度までに休日の中学校部活動を地域移行にするということですが、進捗状況についてお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 休日の中学校部活動の地域移行については、これまでの議会一般質問でも答弁しておりますとおり、文部科学省から公表された学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを踏まえ、本町では令和8年度から準備ができた部活動から休日における地域移行を実施し、令和9年度からは全ての部活動において実施することとしております。

議員御質問の進捗状況につきましては、教育委員会では昨年度、関係課等による準備委員会と保護者、運動や文化に関する外部有識者を含めた検討委員会を開催し、今後の方向性や地域移行に向けて検討すべき課題を検討しました。

令和7年度からは、新たに部活動地域移行コーディネーターを設置し、より具体的に学校や関係団体等との調整を行っており、昨年度に引き続き検討委員会を開催するなど、教育委員会が主体となり、準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 次に移ります。

(2)町はどのように支援するのか、考えをお聞かせください。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） これまでの議会一般質問で答弁しておりますとおり、地域移行を進める上で解決しなければならない課題として3点挙げており、解決に向けた支援を検討しているところです。

まず1つ目は、参加者の費用負担についてです。

地域移行に伴い、活動費用が新たに発生する可能性があり、可能な限り負担を軽減するために、地域クラブ活動に係る施設利用料の減免や免除、経済的に困窮する家庭に対する参加費用の支援などを検討しております。

2つ目は、活動場所と移動手段の確保についてです。

現在、活動を行っている各中学校の施設活用が原則であると考えますが、種目や活動時期によっては町内の公共施設を利用することなどについて検討しています。

3つ目は、指導者の確保についてです。

現在、部活動の指導に従事している教職員だけではなく、大学生や地域で指導経験のある方にも対象の幅を広げて人材の確保に努める必要があります。県教育委員会が設置する人材バンクも活用しながら、より多くの人材確保につなげたいと考えています。特に、指導者の報酬については、人材確保のために重要と捉えております。財源につきましても、予算化に向けて町部局と調整を進めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 学校の先生で部活動の顧問をやられている先生方に対して、9年度以降、地域移行になった場合、まだ指導を続けていいというアンケートとか取られていますか。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） お答えいたします。

今年度に中学校の先生方に対して、今後の地域移行する上で、指導する意向があるかどうかというアンケートを取らせていただいております。さらに、人材を確保するという視点から、小学校へのアンケートのほうも行っているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） すいません、そのアンケート結果って分かります。大体でよろしいんですが。

○議長（福島知雄議員） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（野村瑞樹さん） アンケートの結果につきましてお答えさせていただきます。

まず、両中学校の教職員の方へのアンケートの結果につきましては、まず指導をしたいが16%……

(17番坂本秀則議員「何%」の声あり)

16%です。どちらとも言えない39%、指導したくない45%、以上のような結果となっております。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 45%も指導したくないというお答えだったんですね。

私の地域移行後のイメージは、休校以外の平日での部活動は部活動の顧問の先生や外部コーチも一部おられると思うんですが、学校で練習しますよね。休日になれば、練習及び各大会の参加等は別の指導者で活動するようなイメージですが、ここで危惧されるのが、このような状態になれば部活動離れが急激に増えるんじゃないかと懸念されますが、その点はいかがですか。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 確かに、今後においては部活動が地域に移行するということを考えれば、クラブになるということになりますので、やはり保護者の方からすると、クラブのほうに行かせた方がいいのか、ほかの専門的な競技志向の高いクラブを目指すのかといった選択肢のほうにまた増えてくるかなというふうに思いますので、部活動がそのまま今後残るといようなイメージは委員会のほうでも考えてはおりません。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 現状として、今、大会とか練習試合も含めて、文化系のコンクールとか、ほとんど休日にやられてますよね。9年度以降はどうなるんですかね。一番大きい大会はスポーツでいえば中体連だと思んですが、どんなイメージを持てばいいんですか、質問します。

○議長（福島知雄議員） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） 部活の地域移行に関しまして、今までも答弁してきておりますが、今、行ってるのは、休日の部活動の地域移行を進めております。令和8年度から、準備が整った一部の部であります。地域移行していきます。さらには、令和9年度からは現存する全ての部活動で地域移行にしていく予定です。今、議員がおっしゃるとおり、じゃあ平日、その先のほうに平日がございます。

文科省のほうは平日移行に関しましては、ガイドライン等もまだ発していない状態です。今議員がおっしゃったように、平日の指導者と休日の指導者が違うと、やっぱりそれはなかなかやりにくいんじゃないかと。指導者も、それは子どもたちも、さらには保護者も当然そう考えるかと思えます。まずは、休日の移行を進めてまいります。令和8年度、そして9年度。そのためには、先ほど教育部長からありました幾つかの課題があります。

さっきあった課題からいうなら、参加者の費用負担、それから活動の場所、移動の方法、そして指導者の確保等になります。それをしっかり整えた上で休日移行を行い、そしてその先に平日移行を行っていきたいと考えております。

先ほど、先生方にアンケートしましたら、45%の先生方が部活動はしたくないと、積極的にしたい、またはしてもよいという先生は、残念ながら、残念ながらと言っていいかどうか分かりませんが、現実問題として2割と。小学校に関しましては、まだ小学校からは休日移行に関する、例えば先生方の報酬とかいろんなのが出てませんので、小学校の先生方からははっきりした答えは返ってきておりません。ただし、残念ながらといいますか、ここもあんまりやりたいという先生方は少ないのは現実です。ですので、じゃあ指導者を確保するときはどうするかというときに、やりたい、やってもよいという先生方、それから一般の方々、そして大学生、こちらに指導者をしっかり確保していくことが一番すべきことじゃないかと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 菊陽町はこれまで、菊陽中学校も武蔵ヶ丘中学校もスポーツ面、文化面において輝かしい成績を収めて、中には全国大会出場される方も数多くおり、プロになったアスリートもおられますが、ちょっとイメージが全然湧かないんですけど、9年度以降も学校の部活動はそのまま、何種類、何種目もありますよね、文化系も含めて。それは継続して、休日だけは指導者が別になって、大会はそっちのクラブなのでクラブでの参加なのか、部活動をそのまま継承した指導者が大会とかに出場させるのか、その点はいかがですか。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 令和9年度からは、休日の部活動は地域に移行するという一方で、平日についてはそのまま学校の部活が存続するという形になります。

教育長のほうからもありましたけど、今後、9年度以降ですけれども、平日を含めた以降のほうも進められていくと。ただ、それがいつになるかというところは、まだ国から示されてないという状況でございます。

結論から申し上げますと、それまでの期間は、まだ学校の部活動での出場になろうかというふうになるというふうに思います。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） タイムスケジュールですね、9年度からもう完全移行になるわけですが、そこで9年度からばんと変えるのか、できる部活から徐々に変えていくのか、その辺のタイムスケジュールを質問します。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） まず、先ほど答弁で申し上げましたとおり、8年度、次年度は準備ができた移行できる部活動については休日の移行という形となります。

その間、8年度は、今度は9年度に全て移行するという方針でありますので、その準備を進めて、9年度には全ての部活動のほうを休日移行という形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） それでは、8年度から、じゃあ学校の、例えば野球部でもいいです、野球部で顧問指導される先生が、もう移行できますよということで町に申請ないし移行されて、いや、顧問の先生はそのまま続けますからということになれば、顧問の先生にはもう報酬が土日には出るということでもいいんですか。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） はい、報酬のほうは出る形となります。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） その中身に入りたいと思うんですが、大津町、熊本市はちょっと進んでまして、その休日の報酬が時給1,400円と私は聞いてますが、その報酬、学校の先生が大会ないし練習試合、練習等、その時間の区切り方ですよね。引率して出て、連れていく時間も含めるのか、いや、試合だけの時間なのか、練習だけの時間なのか、休憩を省くのか、その点どうなりますか。

○議長（福島知雄議員） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（野村瑞樹さん） 今現在、検討委員会のほうで議論を進めているところでもございますが、時間帯に関しましては1時間当たりの単価で2時間から3時間半、3時間半以上というような形で金額のほうを検討してまいりたいと考えております。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 3時間以上は、もう3時間以上で区切るということでもいいんですか。

○議長（福島知雄議員） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（野村瑞樹さん） はい、そのように考えております。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 学校の先生は公務員ですので、兼職は禁止ですよ。その点どうなるのか質問します。

○議長（福島知雄議員） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） 今の点、先生方の兼職兼業についての御質問かと思いますが、兼職兼業については、現在文科省から出ている資料によりますと、本当に先生方の平常の業務に支障がないのか、勤務実態を把握していくことが求められておりますので、学校での時間外の在校時間と地域クラブといいますか休日での労働時間を合わせた時間の上限を設定することとしております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 学校の先生の仕事と部活動の指導とが、何ですか、合算されるということですか。どうなる。

○議長（福島知雄議員） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） すいません、先ほど足りませんでした。兼職兼業につきましては、必要な手続とか留意事項等を示した要綱等をまず町のほうで作りまして、それにのっとって行っていきます。ですので、兼職兼業を教育委員会のほうで認める形を取っていきます。その際に、労働時間がどうなのかというのが関わってきますので、そこをしっかりと設定した上で行っていく形になります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 休日、先生が出た場合は、もう報酬は出るんですよね、さっき課長が申されたとおり。でいいんですか。

（「はい」の声あり）

部活動は個々の特徴があると思います。その点を最大に、例えば吹奏楽だったら楽器も必要だし、もう楽器も高価ですので、町も補助されておりますが、その点を最大限考慮を願います。

一番懸念されるのが、先ほども申しましたが、部活等離れですね。子どもたちがスポーツや文化面で、家庭の経済負担も含めて、ちょっと部活動は遠慮しますとか、そういう状態が一番懸念されるんですが、一人でも多くの生徒が部活動を楽しめるようになる制度設計を理想としますが、この点、町長いかがですか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 先ほど、教育部長、教育長も答弁をされておりますが、部局といたしましてもいろんな視察に今行かれてるようでございまして、そういった視察もしっかりと検討しながら、この菊陽町らしい移行になっていこうかと思っております。

ただ、一つだけ言えるのは、先ほど坂本議員もおっしゃいましたが、我々の中学校のときは熱い方々がいらっちゃって、坂本議員も中学校のサッカー部でしたっけ、そのときは輝かしい成績を残されたというふうにお聞きをしておりますけども、ただそれをベースで考えてしまうと、どうしてもいろんなことを我々は考えてしまいますけど、今行われていることをベースとして考えていかないと、それに応じた町としての取組ですとか、そういった考え方ですとか、そういったのをまずはベースに持っていないと、どうしても我々が育ってきたそのベースにしてしまうと、今の移行に関しての議論となると、ちょっとかけ離れてきますので、私どもといたしましては、今できる限りのことをしっかりとしながら、おっしゃったように先生方に対する金額が発生したりですとか、一番やらなければいけないのは、坂本議員もおっしゃったように、全ての児童・生徒の皆さん、こういった関わられる皆さん方がしっかりとこの菊陽町の中で楽しめる、そういったスポーツ移行、文化の移行、そういったところをやっていかなければ

ればいけないというふうに思いますので、それは議員さん方からも提案もしっかりと私どもは受け止めますけども、まずはそういった部局にいたしましても、そこはしっかりとまた研修もやっていきながら、年度は限られておりますので、そこまではしっかりとした対応をしていきたいというふうには思います。

当然、大津町や熊本市、そういったところから学ぶことも非常に多いかというふうに思いますので、ぜひともまだまだ坂本議員の思いはあられると思いますので、そういった議員さん方の思いも受けながら、しっかりとスケジュールに沿った移行をやっていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 何度も申しますが、一人でも多くの生徒が部活動を楽しめるようになる制度設計にしてもらいたいと思います。もう、令和8年度からスタートするという事なら時間もそんな、少ないと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

次に移ります。

質問事項4、各行政区の発展と振興について。

まず、現状の個人情報伝達について、民生・児童委員さんの声、要望をちょっと読み上げます。

民生委員・児童委員として行政から町民の個人情報が伝えられないことに対しては、福祉活動に多くの支障があり、行政への大きな不満である。民生委員の大きな活動として、75歳以上の独り暮らし（対象者と呼ぶ）を友愛訪問することである。その活動の中で、事例として、区民の中で75歳になられたことが分からなかった。複数の地域を担当している民生委員は、隣の区に住んでいる2人暮らしの老夫婦の片方が死亡されていることが分からなかった。75歳以上で独り暮らしの方が町外から転入されていたことが分からなかった。これらの対象者であるはずの方々は、地域及び民生委員から見放された、または無視されたと感じているものであります。大げさに言えば、差別を受けたとも言えます。

民生委員・児童委員は、福祉活動を通じて個人のたくさんの情報を入手しています。これらの情報は守秘義務があり、個人情報保護法を厳格に守っている民生委員であります。行政とは、互いに法を守る立場である。ぜひ、行政から民生委員に福祉活動に必要な情報を伝えてほしいということです。このことにより、町の福祉の向上につながるものと確信していますという民生委員・児童委員さんの声、要望です。

そこで、まず(1)の現状での個人情報伝達では、行政区活動及び民生・児童委員活動等に大変支障がある。何らかの対策は考えているのかお聞きします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 本町では、令和元年度まで非常勤職員の嘱託員に住民情報の一部を提供しております。また、行政事務委託制度に変わった令和2年度以降においても、従来と同

じ内容の住民情報の提供を行ってきたところですが、個人情報保護に関する法律が改正され、個人情報を取り扱う自治会においても個人情報取扱事業者として法律を遵守する必要があり、個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止の規定が定められました。そのため、町からの提供により知り得た情報を自治会への勧誘や会費集めなどの自治会活動へ利用することは目的外使用となり、区の役員などに情報を提供することも禁止されています。

近年、個人情報の取扱いが厳格化されたことや、個人情報に関する意識の高い住民が増えてきたことから、町では令和6年度にこれまで行ってきた住民情報の提供の可否について法律に照らし合わせ検討を行った結果、提供すべきではないと判断したため、区長会とも委託事務の内容について協議を行い、令和7年度から情報提供の廃止を決定してきたところです。

現在、自治会と契約している行政事務委託契約において災害情報の収集報告に関することが委託事務の一つに含まれていますが、その報告事務に必要な避難行動要支援者名簿につきましては、災害対策基本法の規定に基づき、これまでどおり名簿の提供が行われておりますので、委託事務を行う上で支障はないと考えています。

自治会活動に必要な個人情報は自分たちで収集し、本人の同意を得た上で活動に利用することは問題ないと考えられますので、そのように取り扱っていただければと考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 民生委員・児童委員活動における個人情報の提供につきまして、私のほうから答弁させていただきます。

民生委員・児童委員につきましては、民生委員法において特別職の地方公務員と位置づけられていること、また守秘義務が課されていることから、活動に必要な範囲及び法令に基づく場合は個人情報を提供できることとなっています。

具体的には、全住民の個人情報を提供するのではなく、民生委員・児童委員が活動する中でDVや児童虐待、独り暮らし高齢者の安否確認など、日々寄せられる地域の問題や心配事に早期に対応するために必要な個人情報については提供を行っております。

次に、災害時における個人情報の提供につきましては、現在菊陽町には高齢者や障害者などの災害時に支援が必要な方、いわゆる避難行動要支援者が約2,500人いらっしゃいます。町では、災害対策基本法に基づき、これらの方々の避難行動要支援者名簿や個別避難計画を作成しております。避難行動要支援者のうち、民生委員・児童委員や区、自治会といった避難支援に関わる関係者へ個人情報を提供することに同意をいただいている方々の名簿については、先ほどの総務部長からの答弁でもありましたように、平時から提供をしています。現在は約600の方が情報を提供することに同意をされています。

なお、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合で特に必要と認められるときは、同法の規定により、本人の同意を得ることなく避難行動要支援者名簿などの個人情報を関係者へ提供することができるとされております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 区においては個人情報自分たちで集めるのは何ら問題ないが、町からは一切もう流さないということでもいいですか、その認識で。

民生委員さんについては、何らかのトラブルや民生委員さんが絶対必要だと言えば、個人情報を提供できるということなんですか。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） はい、そのような認識でよろしいです。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 大津町においては、月1回、町内への転入転出の情報を各行政区長さんに伝達しているということです。合志市も、同様のことがなされているということをお聞きしましたが、本町も転入転出の情報を大津町並みにはできないものなんですか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 先ほども答弁しましたように、町として個人情報を法律に照らして検討した結果、町から住民情報を提供することはもうないというふうにしております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） じゃあ、大津町のこれはもう法に抵触するということなのかな。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） それは、私たちが判断することではなく、大津町が判断するべきもので、私たちがそれをどうだと言うことは控えさせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） じゃあ、民生・児童委員さんに対しては、要請があれば情報を流す、しかし区においてはもう一切個人情報は流さない、それでいいんですね、今後も。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 現在の個人情報保護法の取扱いが現状のままであれば、町の考えとしては、行政区に対して令和6年までおあげしていたような行政区の住民の情報の提供は行わないこととしております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 各行政区、区長さん及び民生・児童委員さんも、現状での個人情報伝達では各活動等で支障を来しているということで、法令で、大津町はしているが、菊陽町はもう一切しないということでしょうか、町長、その辺いかがなんですか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 坂本議員も御理解いただけだと思いますが、やはり我々は法の下にとい

うことが大原則でございます。そういったことを考えますと、これは提供しないのではなくて、提供できないということでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） とても不思議なんです、大津町は、再度聞きますが、法に抵触して  
るんですか、してないんですか。それをちょっと、専門家……。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 繰り返しになりますが、それはその町の判断になりますので、私た  
ちがそこを判断するべきではないと思っています。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） じゃあ、町の判断でできるということは、法には抵触してないという  
ことで理解していいんですよね。町長、いかがなんですか、そこは。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それは、菊陽町からほかの市町のことについては言うべきことではない  
というふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 私も、その辺を十分勉強して、住民の方、また区長さんとも意見を交  
換しながら、今後もその辺を突いていきたいと思います。

次に移ります。

(2)の行政区設置、管理、運営のごみステーション及び街灯——防犯灯ですね——は公益及  
び公共性が高いので、今後は町主体での管理、設置、運営に移行すべきではないかについて質  
問いたします。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） まずは、ごみ一時保管所、いわゆるごみステーションについて  
は、私のほうからお答えさせていただきます。

現在、ごみ一時保管所は、ごみ収集車の通過または方向転換が可能な場所を区が選定し、町  
の承認後は区、自治会または地域で編成された班によって管理、運営をされております。ま  
た、区、自治会からは環境美化推進員を選出いただき、ごみ一時保管所における違反ごみ、不  
法投棄、カラスなどによるごみ飛散への対応や地域住民へのごみの分別への指導、助言など、  
地域が一体となってごみ一時保管所の適正利用に御協力いただいているところです。

一方で、課題として、区、自治会への未加入者とのごみ一時保管所の利用権に関するトラブ  
ル事案や地域の高齢化による環境美化推進員の成り手不足、地域外からの持込みや違反ごみの  
増加により、地域での対応に苦慮されていることは承知しているところです。

議員御質問の公益及び公共性が高いので、町主体での設置、管理、運営に移行すべきではな

いかについてですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律には、国民の責務として、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用などにより廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分することなどにより、廃棄物の減量、そのほかその適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないとされております。

町としましても、ごみ一時保管所が地域の皆様によって管理、運営されることによって廃棄物の監視体制の強化につながり、地域における適正なごみの分別、違反ごみや不法投棄の抑止力に効果があると考えております。そのため、これからも適正なごみの収集、運搬、処分においては、ごみを排出される地域の皆様と町が一体となった取組が重要であると考えております。そのため、ごみ一時保管所を町主体での設置、管理、運営に移行することについては現在考えておりません。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） すいません、防犯灯についてのほうは私のほうから簡単に御説明します。

現在、区長会役員との意見交換会におきまして、電気料金の一部補助を御要望いただいております。まずは、その調査を今実施しておりますので、その結果を取りまとめたいと思っております。

防犯灯につきましては、現在防犯灯の設置規程がありますので、そちらのほうの補助制度がございますので、それを使っていきたいと今現在考えております。ということで、現時点においては町主体での移行については考えておりませんが、この電気料金の今調査を行っておりますので、それを併せて設置補助の割合とか、電気の補助とか、それも含めてトータル的に今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 1点だけ、区費は払わないで、住民の方が区の設置しているごみステーションにごみ出しするのは、もう区としては違法だと思ってるんですけども、そこは違法で出せないって言い切っているんですね。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 違法かどうかは、ちょっと私のほうでは判断しかねますが、ごみを黙って、自治会に入っていない方が出されるということは承知しております。全国のいろんなところでそういった課題が起きてますけど、区によっては自治会に入ってる方には、ごみを出すための負担金とかを出していただいて、出されていただいているという解決方法とかはされている方がいらっしゃいます。

○議長（福島知雄議員） 環境生活課長。

○環境生活課長（阪本和彦さん） 違法か違法じゃないかといいますと、違法ではないと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 街灯も、区費払わない人も受益受けてるんですよね。違法じゃないけどおっしゃいます、この件は今後とも継続して質問していきます。本日は傍聴ありがとうございました。

○議長（福島知雄議員） 坂本秀則議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時58分

再開 午前11時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

矢野厚子議員。

○6番（矢野厚子議員） 皆様おはようございます。議席番号6番、一陽会の矢野厚子です。

今日は年末のお忙しい中、傍聴においでいただき、ありがとうございます。

84年前の12月8日は、日本軍の真珠湾攻撃により太平洋戦争が開戦となった日です。戦後80年が過ぎましたが、この戦争により、民間人を含めて当時の世界の人口の2.5%以上の8,500万人が被害者となったとされています。私たちは決してこの日を忘れてはならないし、最近の世界情勢に、今を戦前にしてはいけないという言葉もしばしば聞かれます。成長し続ける町菊陽町として存在できるのも平和であることが絶対的な前提です。愚かな指導者の利己的な権力の欲望に惑わされない心を持ち続けたいと思います。

菊陽町のこの1年は、議会活動もスピード感のあるものでした。また、町内の景色も次々と変わっていき、消えていく農地を眺めては少し寂しい気持ちになっています。ただ、総合計画の中に基本理念として、くらしとみどりが調和する豊かなまちとうたっています。その理念が今後必ず反映されていくと期待し、その具体的な内容を質問し、確認させていただきたいと思います。

質問は質問者席で行います。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 今、成長し続ける町として、町内のあちらこちらで開発が進んでいます。昨年までは、エンジンの葉が茂っていた土地に鉄筋が組まれ、新しい道路や建物に姿を変えつつあります。その姿に、渋滞解消への期待と失われるふるさとの景色に寂しさも感じています。

昨年、経済産業建設常任委員会で流山市と柏の葉スマートシティの視察を行い、菊陽町の向かうべき未来の姿を想像する参考となるとの思いで帰ってきました。流山市は特別な基幹産業はありませんが、魅力的なキャッチコピーや交通の利便性、子育ての環境を配慮し、都心の高

所得の若手の転入を誘導し、一方では都会型の農業と緑を生かした住宅地を展開しています。  
また、柏の葉スマートシティは、町長、副町長も視察に訪れ、今回計画されている（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業の取組の参考とされていると思います。

それを踏まえて、(1)の町長提言の産官学連携による取組とは具体的にはどのような取組かをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 町長の政策提言集において、産学官連携に関する記述は農業分野のみでございますので、農政課のほうから答えさせていただきたいと存じます。

提言集では、産学官連携による取組を加速させ、農業の分野における脱炭素の取組を進めるとともに、持続可能な農業の在り方を目指すとされておりますので、この取組について説明させていただきたいと思います。

町では、熊本県環境保全型農業直接支払事業を推進しております。この事業は、化学肥料や農薬を慣行レベルから5割以上削減するとともに、地球温暖化防止に効果の高い取組を実施する農業者に交付金を交付する事業でございます。現在、4経営体、28.7ヘクタールの農地で緑肥が作付され、化学肥料の削減に取り組まれておられます。

化学窒素肥料は、作物の成長にとって即効性があるものの、使い過ぎますと余剰窒素が地下水、河川に流れたり、大気中に一酸化窒素として放出されたりします。また、肥料製造に多くのエネルギーを消費し、温室効果ガスを発生させます。この取組は、化学肥料を減らすことで温室効果ガスを抑制しようとする取組でございます。

農地は、地域ごとに土質や気候が異なるため、学術的な研究による最適な栽培、肥培そして土壌管理の知見が必要となりますので、今後は昨年11月に東海大学熊本キャンパス及び阿蘇くまもと臨空キャンパスと包括的連携に関する協定を締結しておりますので、農業、大学そして町と連携した脱炭素の取組を模索していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 農業に思いの深い町長の提言、取組だと理解します。

ところで、この取組を実施して、今まで交付金の交付を受けた農業者の事業内容とその件数は何件か分かりますでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 答弁で申し上げましたように、4経営体でございます。

（6番矢野厚子議員「4経営体」の声あり）

はい、面積的には28.7ヘクタール。すいません、事業費につきましてはちょっと手元に資料がございませんので、申し訳ございません。

（6番矢野厚子議員「また後日教えてください」の声あり）

はい。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 町長の出身校である東海大学との協定締結から丸1年経過していますが、何か具体的な取組とか動きはあるのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 私も木之内キャンパス長とはちょくちょくお話をさせていただきます。そういった中で、いろんな農業に対して取組があろうかと思えます。1つは、堆肥を畑に返すことであり、非常に多くの方々がその堆肥の臭いが気になるということでございますので、そういったところも今キャンパス長ともお話をさせていただいてるようなところでございますし、また人材の育成ですとか、そういったところの交流を含めまして、東海大学で学んでいる皆さんと一緒に、そういった方々が菊陽町の農業にどのようにして参画をしていただくかというような取組も今後は進めていきたいというふうには思っています。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） じゃあ、まだ実際に動いているわけではないですかね。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 学生の意向もありますので、そういったところで実は学生との意見交換というのは、農政課も少し動いているようなところでもございましたけども、まだスケジュールがちよっと合わないということでございました。今後は、政策の中にもございますので、産学官の連携というところを考えますと、しっかりとこれからスピードを上げていかなければいけないというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 臨空キャンパスには、昨年菊陽町の法人会で視察研修に行かせていただきました。研究室ものぞかせていただきましたし、若い研究者の方々がたくさんいらっしやっして、少しお話もすることができました。鶏の卵も買えますよとか、売ってありましたけど、今後の皆さんのいろんな研究を楽しみにしています。

では、2番の自然と共生するまちづくりとして、グリーンインフラをどのように考えるかに移ります。

流山市では、グリーンインフラとしてグリーンチェーン計画を策定し、道路沿いに樹木を植え、道路表面の温度を下げたり、敷地の境界を生け垣にしたりして風通しをよくしてヒートアイランド現象の緩和やCO<sub>2</sub>の排出を抑制したりしています。また、雨水を吸い込みやすいように敷地の緑地化を推進しています。

そこでお尋ねします。

①グリーンインフラの具体的な取組として、自然災害の脅威へ備えるとありますが、町は具体的に雨庭などを増やしたり、何か計画をしているのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） グリーンインフラの取組の一つである雨庭については、屋根やアスファルトなどに降った雨水を直接排水させず、一時的に貯留し、地下に浸透させるため、地下水涵養効果や雨水が一気に河川に流れ込んで発生する洪水の抑制などが期待されております。

この雨庭の活用は、前回9月議会の小林議員の一般質問で御答弁したとおり、地下水涵養については、営農による湛水事業と道路整備における透水性アスファルトによる歩道舗装や土地区画整理事業における全浸透型の調整池の整備などで地下水の保全に取り組んでいきたいと考えているところであります。

ほかの自治体に先駆けて整備しました雨庭については、地下水保全への取組を伝える普及啓発の一環に生かしていきたいと考えているところです。そのため、新たな町有施設を設ける際は、この施設における普及啓発の効果を検討した上で、可能な限り雨庭の整備を行ってまいります。

なお、大雨による内水浸水への対策につきましては、通常、市街化区域においては下水道整備により対応することになりますが、従来の下水道整備だけでは対応が難しい状況になってきておりますので、今後、過去の浸水状況や地域特性を踏まえた上で、排水能力の強化などのハード対策を進めるとともに、浸水リスクを住民に分かりやすく示した内水浸水想定区域図を作成し、避難判断が迅速に行えるよう情報提供などのソフト対策も組み合わせ、効果的に内水氾濫対策を推進してまいります。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 今、開発により畑や農地や空き地が宅地や道路に変化していき、今まで雨水を浸透させていた土地がコンクリートに覆われて雨水の行き場がなくなり、内水氾濫の原因となっています。浸透ますの設置だけでは追いつかない現状があります。内水氾濫想定区域図を作成するのであれば、その地域に現在住んでいる人や今後居住を考えている人がコンクリートの駐車場を雨水を浸透させやすくしたり、雨庭に準じた雨水浸透の設備をする場合には、補助金とか考えることはできないでしょうか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 以前の議会の答弁でもあったんですが、町としましては、先ほど議員も言われました浸透ます、家庭においては浸透ますの補助のほうに力を入れていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） うちも浸透ますありますけど、なかなかどんどん土がたまっていったりとかもしますし、住宅地の内水氾濫というのは小さな水の集まりですよ。個人個人がいろいろ家庭の中で工夫していくことによって、少し雨水の行き場をつくっていくということで、で

きるなら駐車場もコンクリだけではなくって、実際、実践されてる方もありますけど、芝を植えて、そこに少しでも浸透させていくスペースとかというのを造っていくと、みんなが少しずつでも協力すると、できることがあるんじゃないかとは個人的には思っております。本当に、内水氾濫想定地域に、あ、うちはそうなんだとか、今後そこに住みたいと思ってる人にとっては、やはり何か少しでも補助金があれば、やってみたいなという声になるかと思うので、今後の課題として提案させていただきたいと思います。

では、②の豊かな自然の質を守るなどがありますが、町はどのような取組を考えているかお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 農地についてですが、農業振興地域内農用地区域の農地は農業を振興する上で必要な農地として位置づけております。特に、基盤整備済みの農地は守るべき重要な農地として位置づけておりますので、これらの区域を農用地から除外する場合は、原則農業に資する場合のみとして運用基準を定めているところでございます。

また、農村が持つ機能と自然環境とは切り離せない関係にあり、人々の暮らしや生態系を支える多面的な役割を果たしており、食料の生産だけではなく自然環境の保全、水資源の環境、気候変動への緩和など多面的な機能を有しております。この農村を守ることが農地を守り、自然環境を守ることにつながると考えております。

現在、農村が持つ多面的機能を守るため、多面的機能交付金を活用した活動が取り組まれておりますが、この事業をさらに使い勝手よく、地域の活動が円滑に実施されるよう来年度から支援を強化していく予定としております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 世界では水不足の地域があり、不衛生な環境で命を落とす人たちもいます。気候変動の影響で、今までどおりの農業では収穫もままならない事例もたくさん起きています。私たちが安心して食料の受給を受けられる、農業の持続をみんなで守らなければならないと思います。

ところで、私の勉強不足ですが、ちょっと教えていただきたいんですけど、多面的機能交付金を活用した活動の具体内容を教えてください。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） この多面的機能事業は、まずは国費、それと県費、それと町の経費で賄っておりまして、大体年間で去年が3,000万円か4,000万円ぐらいだったと思うんですけど、ちょっと正確な数字はすいませんが、これが地域の活動を支援していこうというやつです。農村としましては、水路、農道そういった景観がございます。こういったところを共同で活動していく上で支援をしていこうというのがこの部分でございます、農村を守り、農地を守るというのが大前提でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） しっかりとこの多面的機能交付金を皆さんに活用していただいて、農業の方が安心して頑張れるようにさらなる支援をよろしくお願いします。

では、(3)の（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業の緑地についてに行きたいと思います。画面をお願いします。

ほぼ毎日の犬の散歩で、この道から見えている金峰山や阿蘇山もニンジン畑も、そう遠くない時期に見られなくなると思い、立ち止まってシャッターを切っています。

①の失われる農地や緑地に対して、脱炭素の取組は考えているかお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） （仮称）原水駅周辺土地区画整理事業の施行区域においては、土地区画整理法施行規則の規定に基づき、施行区域面積の3%以上を新たな公園として整備するほか、可能な範囲で緑化の推進に努め、良好な環境の維持、形成に配慮することとしています。

また、駅を中心とした市街地整備を行うことで、公共交通機関の利用促進や国も推進しているウォーカブルな都市空間、いわゆる歩きやすい環境を形成し、CO<sub>2</sub>削減にもつながるものと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） ウォーカブルなまちづくりという新しい言葉ですけど、歩きたくなる、人間中心の都市空間形成ということで、近隣に居住する者としてはその完成がとても楽しみです。

では、②の開発予定地の隣接地についてお尋ねします。

開発予定地に隣接して歴史ある神社があり、開発地に隣接する水路には蛍が生息しています。環境アセスメントで調査済みだと思いますが、結果はどのようなものだったのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 現在、（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業の計画区域を対象に熊本県環境影響評価条例に基づく環境影響評価、いわゆる環境アセスメントの手続を実施しています。その中の生態系の調査において、事業計画区域内外の一部の水路にゲンジボタルの生息を確認しています。ゲンジボタル自体は、熊本県の保護上重要な野生動植物を指定しているレッドデータブックくまもとは掲載されていませんが、地域における豊かな環境の典型性を示す生物として捉え、生息基盤を保全する措置を講じることを検討しています。

今後、土地区画整理事業により区域内の水路の改変が行われることとなりますが、一部の水路においてゲンジボタルが生育できるような水路構造を設けることや水路の隣接地に公園を設けてゲンジボタルの生息に適した緑地を整備することなどを検討してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 一度壊れた自然環境は元に戻すことはとても困難です。この水路は蛍だけではなく、川ガニもいます。今年は会えませんでした。我が家の玄関に姿を見せることがあります。

また、答弁にあったように、蛍にとっては水だけでなく、柔らかい草地や静かな暗がりが必要です。菊池郡市では旭志などが蛍で有名ですが、車がなければ行くことができません。ウォークアブルな都市空間を目指す開発予定地域からなら、徒歩で蛍観賞ができます。

また、車を持たない人でも、市内からでもJRを使って来ることも可能であり、菊陽町の新しい名所としてPRもできます。ぜひ、力を入れて守っていただきたいと思います。

では、③の開発予定地域から取り残される豊肥本線南側に沿っての450メートル延びた約5,000平米の荒れた耕作放棄地の扱いはどう考えているかお尋ねします。この土地は、先ほどの回答でゲンジボタルの生息が確認された水路の延長上にあります。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 御質問のJR豊肥線より南側につきましては、線路と既存住宅に挟まれて区画道路などの公共施設整備も難しいことから、（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業の区域には含めておらず、区画整理により整備することは現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 農政課長。

○農政課長（澤田一臣さん） （仮称）原水駅周辺土地区画整理事業予定区域外となっております豊肥本線南側の農地につきましては、議員御指摘のとおり、一部荒れた農地となっている状況でございます。

農業委員会としましては、耕作放棄地の解消に向けた取組が必要であると考えておりますが、当該農地は軌道に接していることから農作業に危険を伴い、狭小でもあり、耕作を希望する農家もおらず、耕作放棄地の解消が困難な状況にあると認識しております。しかしながら、農地の管理が不十分な状況でありましたら、農地の権利者に対しまして適正な管理を指導していかねばならないと考えているところでございます。

当該農地につきましては、周辺に農地の広がりもなく、第2種農地に分類され、農地転用も可能と考えられますので、耕作放棄地の解消や農地転用に関する相談があれば、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） その現地の写真を用意しておりますが、農地といいながらこんなふうに木が茂っておりまして、とても農地と呼ばれるものでもありません。線路の際の南側の部分

も、農地なのに何もなく、草だけでかなり荒れた状態になっております。

では、④番に移ります。

現地の現状ということで御紹介させていただきましたけども、この線路の農地の横には水路があって、一応農家の方が手入れをすることにはなっているのですが、こっち側の図に戻りますと、ここに水路というのが見えますかね、この水路がこのところにあるんですけども、誰もほとんど人手不足で手入れができないので、崩れて水路も浅くなっております。そのために、雨量の多いときには住宅の敷地内に流れ込んだりしております。開発される北側から見ると、この景色というのは、もうとても見苦しいものではないかと思っております。ちょうど知の集積エリアや職住近接エリアと本当に隣接しております、先日、町長がちょっとミュージアムを建設するような話をされておりましたが、その地域の近くかもしれません。

そんな景色の解消のために、その耕作放棄地をビオトープとして生物の保全を目的とした公園にできないかを提案します。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 先ほど申し上げました環境アセスメントの調査で、当該周辺においても多くのゲンジボタルの生息が確認されています。生態系の保全を目的とした空間を整備することは、環境保全の観点から効果的であると考えますが、当該地は北側はJR豊肥本線の線路、南側は既存住宅に囲まれた場所であることから、公園として整備する場合には進入路の確保や維持管理をどうするかといった課題が考えられます。

現時点では、当該地の現況を改変する計画はございませんが、将来的な検討課題として考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） ビオトープは普通の公園ではありません。生物の多様性を保全するものであり、SDGsの目標達成に欠かせないものとされています。そのため、東京都など都市において企業による取組が行われて、小さなビオトープを点在させることにより、ビオトープのネットワークがつくられています。

町の将来ビジョンとして描かれた図では、先ほどもお話ししましたように、知の集積となる地域にも最も近い場所にあります。また、豊肥本線に並行しており、先ほどの写真にもあそぼーい！が写ってございましたけれども、撮り鉄や写真撮影の愛好家にとってはよい撮影スポットにもなります。

菊陽町は、個性や顔が見えない町として長く過ごしてきました。ところが、TSMCという巨大な企業が進出することで一躍有名になり、その名前だけがクローズアップされ、今までの菊陽町らしさも飛んでしまった気がします。今まで菊陽町が守ってきた歴史や文化や自然を消すことがないように、町の片隅で生き残ってきた自然を守り、科学や技術に先進的な顔を持ちながら、生物の多様性を守り、地球温暖化を意識した別の先進的な顔を持つ町として、これか

らも成長し続ける町であってほしいと思います。あまり遠くない将来の課題として考えていただきたいと思います。

町長は、菊陽町をどんな顔の町にしたいと思っていますか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 先ほど、矢野議員も流山、そしてまた柏の葉に行かれたということでございます。私も広域連合のほうだったんですけども、流山のほうにも行かせていただきました。柏の葉もそうですけども、生物多様性という部分ではやはり先進地らしい取組をされていたなというふうに思っております。先ほどからもお話があつてるように、この菊陽町というのは1次産業で成り立っている町でございます。これは70年の歴史の下でも、緑を大事にしていくというのは、今後も100年先、200年先、そういったところも考えますと、緑そしてまた生物をしっかりとこの菊陽町の地で保っていくというのは非常に重要なのかなというふうに思いますので、思いとしては矢野議員と同じでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） では、2番のふるさと納税の現状についてお尋ねします。

まず、(1)の申込者数と町民の町外への利用者数はどうなっているか、また金額はどちらがどのくらい多いかお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） まず、申込者数、件数について令和6年度の決算で御説明いたします。

町外からの寄附が2,094件、町内から他市町村への寄附が3,875件でしたので、差し引きますと、町内から他市町村への寄附のほうは1,781件多くなっています。

次に、金額について同じく令和6年度決算で御説明いたします。

町外から本町に寄附いただいた額が3億288万8,000円、一方、寄附募集に要した費用、これは返礼品の調達に要する費用などですが、その費用が1億4,401万5,000円でしたので、差し引きますと歳入の増加分が1億5,887万3,000円となります。これに対し、町内から他市町村への寄附により本町の住民税から控除された額、歳入の減少分は1億7,950万7,000円でありました。これを差し引きしますと、歳入の減収のほうは2,063万4,000円多くなっております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 約2,000万円のマイナスになってるということですね。

先日、自治体の収入増になるようにふるさと納税の費用抑制について政府・与党が検討に入ったとのニュースがありましたが、今のところはこのままなので、その現実を踏まえて、(2)の町民のふるさと納税の利用により税収が減ると思いますが、町の財政に影響は出ないかお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） さきの御質問に答弁させていただいたとおり、ふるさと納税の寄附額が経費と住民税の減収分を差し引いた額がマイナスとなる場合、財政への影響はございません。

いずれにしても、ふるさと納税が増える取組で、できる取組を進めることが大事と考えており、後の御質問にも関連しますが、今後も新たな取組を含め、ふるさと納税を増やす取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） ふるさと納税は、町の税収を増やすために始められたと思います。今の菊陽町は、TSMC進出の影響もあり、地方交付税の不交付団体となり、金持ちの町のイメージが先行して、町内から他市町村への寄附の件数が今後も増えると懸念されます。

そこで、(3)の今後ふるさと納税の増収対策として何か考えているかお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 引き続き、返礼品提供業者の開拓や返礼品の開拓に取り組むことはもちろんですが、今年度新たに町やふるさと納税をPRするチラシを作成しました。

このチラシは、令和7年11月に大阪府豊中市で行われたイベントで配布したほか、今後も、例えば空港など県外の方が多く利用する場所でイベントが行われた際には配布したいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） チラシを作成したとのことですが、その現物は今ありますか。

ない。何枚作成したのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 総合政策課長。

○総合政策課長（阿久津友宏さん） 今回の作成は数百枚というところです。イベントの際に配布するために作って、あと紙ベースではなくてデータというところもありますので、今後拡大していくという取組は続けていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 枚数にちょっと驚きました。ネットとかいろいろ使うということもあるんでしょうけど、ただ高齢者のほうがお金を持っています。やはり、紙チラシのほうがちゃんと見て使おうかなという気になるのではないかと思います。

本気でPRするのなら、町民全員を菊陽町の営業マンにするくらいの気持ちで取り組んでほしいと思います。担当部署だけではなく、トップセールスマンはもちろん町長ですけど、菊陽町の税収が増加すると恩恵を受けるのは町民全体です。これだけ増収になればこんな事業ができるとか、そんな具体的な結果が見えたら、PRに協力する町民も出てくるのではあ

りませんか。

私がかつて会社員だったときに、整備でも営業でもなく、一般事務職で会社の品質向上には何の力もないと思っておりましたが、会社の看板を背負っている誇りとプライドで行動することによって会社の品質向上の営業になるとの論文を提出して、社長賞をいただいたことがあります。全国の社員からの反響も大きいものでした。

日本一の町を目指す町長は、町民全体が町民であることを誇りとして町の営業マンになるという考え方に対してどうお考えになりますか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） トップセールスというのは非常に大事だというふうには思います。ふるさと納税の件に限らず、やはり菊陽町をいろんなところでPRする必要があると思います。福岡ですとか、いろんなところで熊本県全体のPRの際には私もできる限り参加をしておりますが、そういったところでもニンジン等を配ったり、大阪とかでも、東京とかでも町の特産品を今お送りをさせていただいております。ただ、それがふるさと納税につながっているかということ、確かに疑問なところはありますけども、そういったところをやっていながら、そしてまた我々職員もPRということはしっかりとやっていかなければいけないというふうには思っております。

ただ、最近ふるさと納税に対する制度というのが非常に厳格化されておりますので、そういった制度の枠の中でどれだけ菊陽町の特産物をPRできるのかというところを最大限に考えて、そしてまたそれを実施していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） では、(4)番の町外のイベントにふるさと納税の紹介を積極的に実施したり、町外から町内の企業に勤務されている方々への商品の紹介はできないかお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 町としましても、今矢野議員から御質問いただいた趣旨を踏まえて、様々な機会を捉えて積極的に町の返礼品の紹介をできるよう努めてまいりたいと考えております。我々の名刺にも、裏につけたり、そういうのもできますし、PR大使のほうにもいろいろお願いしてるところもございますので、いろんな場を活用して紹介していければと思っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 名刺とか、いろいろされているようですが、この間の相撲のときも、何かそういうチラシがあればよかったのかなというふうにも思っております。チラシも枚数が少なくてそんなに配れなかったというのもあるんでしょうけど。

町外から町内の企業に勤務する人たちに対してPRできるように、JASMさんやソニーさ

ん、富士フィルムなど大手企業の方に見ていただくように企業内に置いていただけないかということもお願いしたらどうかなとも思いますし、役場にも町外からたくさんの方がお見えになっております。ロビーに商品の紹介をしたり、イベントがしょっちゅうあつてる菊陽町総合体育館にも菊陽町自慢の商品を紹介したりできると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 繰り返しの答弁になりますけども、御提案いただいたことをいろいろ踏まえて、今後のふるさと納税の獲得に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） では、最後の(5)番の企業版ふるさと納税は増加の傾向にあると思いますが、現在までのその活用状況と今後の目標金額はどう考えているかお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 企業版ふるさと納税の推移は、令和3年度が200万円、令和4年度が820万円、令和5年度が3,430万円、令和6年度が1億2,600万円となっています。

令和6年度が大きく増加しておりますが、これはアーバンスポーツの普及啓発を応援いただく目的での寄附が増加したことが主な要因で、内訳は令和5年度が700万円、令和6年度は1億800万円となっております。

次に、活用状況ですけども、寄附の際に用途を指定していただいたものは、例えば学校環境整備など指定に合った事業に活用させていただいております。

最後に、今後の目標金額については設定はしておりませんが、先ほどのアーバンスポーツの施設の運営を応援していただくような寄附のように、企業に魅力を感じていただけるような事業に取り組むことや、町長から答弁がありましたようにトップセールスも含めて、企業への働きかけが寄附の増加につながっております。町としても、引き続き企業版ふるさと納税が増えるよう取組も進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 寄附をいただく企業だけでなく、町民にとっても魅力のある事業に取り組んでいただきたいと思います。県営野球場のこととか、まだ次々といろんなこともあると思いますけど、よそにはない魅力、菊陽町にしかない文化や伝統行事、鼻ぐりの獅子舞とか、あといろいろ隠れている文化などもしっかりと、本当によく見ると全国でも菊陽町にしかないもの、文化というのがあるはずなんですよね。それを気がつかないで、何かだんだんと廃れさせていく、あるいはもう本当に消えてしまって、昔の菊陽町の歴史とかを見ると、ああそんなことがあったんだ、前ちょっと町長にお話ししました綱引きとか、そういうものがあるということをみんなにしっかりとPRしていくし、その伝統を守っていくにもやっぱりお金がかかりますので、県外のいろんなところに対して、日本の伝統文化を守りましょう、特に今海外

の方もたくさん来ておりますので、余計日本のよさというのをしっかりアピール、PRしていただきたいと思います。

では、ちょっと前に行かせていただきます。

今日は、誰もが住み続けたい、くらしとみどりが調和する豊かなまちであるための一つの提案をさせていただきました。住み続けたい町であるためには、いいところを探し、そこを磨いて魅力をつくらなければなりません。どこにでもある何の個性もない町には魅力はありません。ずっと住み続け続けていると、当たり前過ぎて魅力を感じなくなることもあります。そのときに危険だと思います。失って初めてその大事さに気がつきます。菊陽町の大事な風景や伝統を失ってしまう前に、守るべきものは何なのか今後も考えながら、私自身議会活動をしていきたいと思います。これで私の一般質問を終わります。

○議長（福島知雄議員） 矢野厚子議員の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩とします。

午後は13時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時54分

再開 午後0時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

馬場功世議員。

○4番（馬場功世議員） 皆さん、こんにちは。

今日は傍聴の皆さん、年末の忙しいとき、また熊本市内からも傍聴にいただきまして大変ありがとうございます。1年間を振り返って、皆さんいかがだったでしょうか。大変な年だったというふうにも思っております。というのが、やはり日本や世界でもいろんな自然災害が起っています。そして、熊本でも水害があったわけでありまして、この自然災害というのは人の力では防ぎようがありませんけれども、やはり被害に遭われた方の早い復旧、復興を望んでいるところです。

ところで、今日は12月8日ということで、先ほど矢野議員も申されましたけれども、日本が太平洋戦争に突入した日であります。これは自然災害と違って人間がすることでありまして、止めることもできます。そういう中で、今非常にいろんな形で緊張が漂っていることも事実でございますけれども、やはり国民の世論が必ずしも正しいということではないというふうに思っておりますし、また世界各国のリーダーも緊張感をあおるだけではなくて、冷静な対応が必要ではないかというふうに昨今思うところです。特に、今、ロシアとウクライナ、それからイスラエルとガザ、この止まる気配はないわけで、日本も84年前に戦争を起こして原爆を2つも落とされて、それでもやめようという気持ちはならないようなんです。指導部がいたわけです。だから、その辺でもやはり人間がすることだということで、皆さんと共にこのことについて

では今後とも考えていきたいというふうに思います。これ以上突っ込みますと私のほうが論調が外れていきますので、ここら辺で止めておきたいというふうに思います。

それで、質問は県営野球場の誘致について、それから物価対策について、3番が子育てについて、それから4番目に有償ボランティアについてということの質問をしたいと思います。質問は質問席で行いたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） では、一番最初の県営野球場の誘致についてということで質問をしたいと思います。

まず、質問の趣旨ですが、町は硬式野球も可能な新球場の建設整備を上げています。その中で、県営野球場の町内誘致を正式に表明しました。プロ野球の公式戦も想定されるわけであり、今のJRの運行は1時間に3本程度です。人員の輸送にも、これについては車に頼ることが必要であるというふうに思いますし、駐車場や公共機関の利用というのもあると思います。

質問の背景は、公共交通機関といっても、現在JRは1時間に3本程度であります。人間を運ぶ分としては限られているというふうに思っております。それから、東京とか地下鉄を考えるとそれはもう全然違うわけですが、熊本の場合は車に頼る必要があるというふうに思っております。また、先日、私の一般質問で、小牧副町長は交通網の整備により渋滞対策はできると答弁がありました。その中で、駐車場はどう考えられているのかということを知りたいと思っております。

それから、今いろいろされておりますけれども、運動公園の駐車場、これについては運動公園の近くに現在3,400台が確保されております。それと、ロアツ熊本の開催時期には駐車場が不足するというので、新たに1,000台の規模の駐車場を計画されております。それから、シャトルバスの運行についてもいろいろ研究をされて、これについても今ノウハウは持っておられるというふうに思っております。県営野球場の設置は、私としては県の運動公園の東側が望ましいというふうに思っておりますが、それでJRの原水駅周辺に県営野球場を誘致する場合に、プロ野球の公式戦を想定した場合には駐車場の確保について町の考えを知りたいというふうに聞きたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 井田政策監。

○総務課政策監（井田章博さん） 議員お尋ねのJR原水駅周辺は、これまで県に対し提案してきた2か所の候補地のうち、駅を中心とした市街地整備周辺のことと思います。候補地につきましてはあくまで県が選定するものですが、仮に県がこのエリアを選定後、新球場を整備する際には、一定程度の駐車場の確保が必要と考えられます。

しかし、プロ野球の公式戦を想定した場合、この原水地域に限らずいずれの地域も同様であるというふうに考えております。そのようなことから、県の提言書では、移転先については駅近、町なかといった公共交通機関等での利便性の高い場所が望ましいとされています。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） プロ野球、いろんな野球が、特に熊本の場合は野球が盛んだらうというふうに思いますけれども、この駐車場というものについては、県のほうで私が今図面を示していますように3.5ヘクタールの追加区域ということを設けられる、そういう状況で、準備はできているというふうに思いますもんですから、県営野球場の設置については運動公園の東側が望ましいということを強調したいというふうに思っております。

それで、この状況から、今2つのというか、どちらの地域も同様であると考えられているということですが、原水周辺と運動公園という形にすれば、かなり今までの条件からすると、私は運動公園の東側が望ましいというふうに考えていますが、その辺追加をお願いをしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 井田政策監。

○総務課政策監（井田章博さん） これまで県に対しまして2つの候補地で提案してまいりました。先日副町長からもお伝えしましたとおり、まずは県営野球場を菊陽町に選んでいただけるように、この2つの町の強みである候補地を県に対して提案したいというふうに考えております。

駐車場につきましては、市街地周辺の場合、それから御紹介いただきました総合運動公園の場合それぞれ、この総合公園の場合もまだ野球場を想定した駐車場があるかどうか、その辺を確認できておりませんが、新球場を建設する場合におきましては、駐車場の整備というものがいずれの地域におきましても必要になってくるというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 今日のこの表は、今日の熊日新聞に出されていた品物であります。整備費が137億円から166億円、26年に移転先を選定、27年が基本計画の策定、そしてその後事業者を公募する、29年には整備を着手するというようなことで今日の熊日新聞にも載っております。そういうところでもう計画はかなり進んでいるというふうに思っておりますので、それで質問の2番のほうに移ってまいります。

2番の項は、菊陽町は誰もが菊陽町に野球場を持っていきたい、そう思えるような、菊陽町だから魅力ある提案をしていきたいというような答弁が以前あっております。県営野球場を原水駅周辺に誘致した場合に県民の理解が得られるかというようなことを質問の中で出しておりますが、この質問の趣旨を述べたいと思います。

県営の運動公園は、ラグビーやハンドボールの世界大会とか国際大会が開催されました。健康スタジアムはロアッソのホームグラウンドであります。それから、高校総体のメイン競技場でもあります。幅広く地域としては県民からとか運動する人からすればここが聖地になっているというふうに思っております。こういうところで、県営の運動公園というのは聖地というふ

うに熊本県民は思っているだろうというふうに思います。

その中で、この原水駅周辺ということであれば、また菊陽町かというような形で、県民の感情が沸き起こるんじゃないかというふうに思いますし、県の理解が得られないというような考えもありますし、また野球というのは、列車ばかりで乗って来る人ばかりではないというふうに思っております。運動公園の近くは、益城インターチェンジもあります。それから、熊本インターチェンジもあります。そういう中で車の乗り入れという形では非常に最適な場所だというふうに思っておりますが、そういう中で、この今のアーバンスポーツが来年の4月にオープンすると、ただでさえ原水地区の人たちはもう飽和状態というか交通渋滞に悩まされているというのは先刻承知のことというふうに思っております。

それで、そういう中で状況というか地域の実情を考えると、この状況を判断するときに、運動公園の周辺というのは私としては非常に最適な場所だろうと思いますし、前回質問したときも、非常に南校区のことはしっかり考えていますというような話もありました。そういう中でバランスというのを考えると、運動公園の東側というのは、私としては非常にいい場所だろうというふうに思いますので、菊陽町だからこそ魅力ある提案をするということですが、町の考えを伺いたい。

○議長（福島知雄議員） 井田政策監。

○総務課政策監（井田章博さん） 菊陽町だからこそできる魅力ある提案の内容につきましては、県の負担の最小化に加え、先ほども申し上げました、またこれまでの一般質問でもお答えしましたとおり、県総合運動公園周辺と駅を中心とした市街地整備周辺の2か所を候補地として県に対し提案をしております。

県総合運動公園周辺につきましては、野球場とその周辺にある運動公園の施設を活用することにより、宮崎県のサンマリンスタージアムのようなプロ野球チームのキャンプ誘致が可能なエリアです。これは、県総合運動公園に隣接する菊陽町だからこそできる提案でございます。また、駅を中心とした市街地整備周辺は、公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議の提言書において移転先に望ましい場所として記載されている駅近、町なかにふさわしい、福岡県のPayPayドームのような野球場とまちづくりが一体となったにぎわいを創出できるエリアです。これは、新駅を中心としました先進的なまちづくりに取り組む菊陽町だからこそできる提案です。このように、この2か所は菊陽町だからこそできる魅力ある提案であると考えております。

今後は、先日の廣瀬議員の質問でもお答えしましたとおり、来年度の県の移転先の公募に向けまして、候補地に新球場を整備した場合のイメージや整備費用等の調査、民間活力の導入を含む事業スキームの整理など、これまでの提案をさらに魅力的なものにすることで、まずは菊陽町が移転先として選ばれることを最優先にしっかりと取り組んでまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 2か所の提案とそれから野球場の誘致の支援事業の業務委託ということで、先般も予算のほうで計上の提案もあっているわけですが、その中で私として思うには、アーバンスポーツにこだわるわけじゃないんですけど、原水周辺というのはもう飽和状態だろうと。その中でいろいろ言われています。知の集積、それからにぎわいの集積、それから住むというか、職住の集積と3つ挙げられています。住宅地ですね。そういう住まいの地域という形でされている中で、野球場というのはこれはもう後から来た話ですから、それはそれとして、そういう状況の中、3つの部分を入れられた中で野球場を入れるというのは非常に狭いんじゃないかというか、場所が取れないんじゃないかなというふうに思いますし、この中で公民連携によってスポーツ施設の整備に関する検討会議という中で駅近と町なかと言われて提言をされているということがありますけれども、私はこれに対して非常に危機感を持つとるわけですね。もう入れるとこないじゃんと言いたくなるようなところで。

そういう中でもう一つは、前知事であります蒲島知事が、夢はかなう、夢はかなうと言われました。政治の役割というのは、夢や希望をかなえる、実現するものというふうに考えるわけでありまして。そういう中で、非常に菊陽町の熱意は県には伝わっているというふうに思いますが、その中でも運動公園の東側、この辺とやはりてんびんにかけたときに、その辺はしっかり県にも伝えるべきではないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 井田政策監。

○総務課政策監（井田章博さん） 候補地2か所につきましては、それぞれが菊陽町の強みであるというふうに考えております。それぞれのよさを県にしっかりと伝えて、提案をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） その辺は私も今後また続けて、もう何が何でも運動公園の近くに引っ張りたいという気持ちと、もう一つはなぜこだわるかという、菊陽町全体のバランスというのを町長も言われていますが、このままいくと南校区のほうは全然、守るべき農地を守ると言われることで固定してしまうと、ほとんどバイパスぐらいかなというふうに思うもんですから、しつこく質問をしたところであります。

もう一つは、今の南校区と原水地区と全体的なこのバランス、そういうことを考えるのと、もう一つは交通アクセス、これも元は運動公園から空港に線路が引かれる予定でした。それがなくなったということで、大変その辺の交通渋滞というものが解消されないままに、いろんなイベントも運動公園の中ではできないような状態になっているということの改善、そういうようなもので、交通アクセスそのものが今頓挫をしているような状況ですので、そういう面も改善をしていきたい、してもらいたいと思いますし、またこの駅周辺の誘致ということであれば、北校区の皆さんの意思、考えというかそういうものも十分聞く必要があるというふうに伝えておきたいと思います。

それでは、質問の2番のほうに移ってまいりたいと思います。

物価対策についてです。

物価対策については、坂本副議長も話がありましたが、地域振興券、あるいはプレミアム商品券、そういうものが給付できないかと、それから熊本市は何かプレミアム商品券1万円で1万4,000円の付加価値をつけるようなことも実施されているわけです。

今、国会の中では予算審議が行われておりますし、2兆円以上の部分について話があって閣議が決定され予算が今審議されております。しかし、この物価高の中で偉いことを言って政治空白を設けてはならないと言いながら半年間もほったらかしにされている県民、町民の生活というのは大変厳しいものがあるというふうに思いますので、そういう中で菊陽町独自でそういうことの対応ができないかということを知りたいというふうに思っております。

そういうことで、この物価高の中でおこめ券とかいろんなことが出されていますけれども、菊陽町で独自にできないかということも前回話をしました。今回こういう状況ですので、地域で使うと、よその町では使えない、菊陽町の場合はいろんなスーパーもありますので十分対応できるというふうに思いますので、物価高騰に伴う地域の振興券の配布についてどう町は考えているかを聞きたいということです。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 坂本議員への答弁と重複しますが、先般、国の令和7年度補正予算において重点支援地方交付金を拡充する方針が示されました。

町では、過去の経済対策においてもプレミアム商品券などを発行した実績があることから、今回の交付金を活用した具体の事業については現時点では決定しておりませんが、朝の坂本議員への答弁と同じで、国の動向を注視しながら今後検討を進めで、できるだけ早い時期にお示しできればと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 早急な対応をお願いしたいと思うんですが、その中で生活困窮者といわれる方がかなり菊陽町でもいらっしゃるし、その辺の対応も前回の質問の中に入ると思いますが、この生活困窮者に対するそれにプラスアルファの考えはないかということを知りたい。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 答弁の繰り返しになりますけれども、様々な支援者へのメニュー、事業者への支援のメニューが国のほうから示されていますので、その中で何が菊陽町に一番適しているか、合っているのか、皆さんの要望等も聞き入れながら、できるだけ早い時期に制度をつくり上げて皆さんにお示しできればと思っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） これは国の政策の中で入るわけですので、国の出方を見らんと町で先走りをして手出しが多くなるとそれはそれで大変ですから、その辺工夫をして十分生活困窮者についても対応していただきたいというふうに思っております。

その中で、この物価対策の中で水道代、下水道が含まれているわけですが、水道代についての補助ということで、11月と12月に実施されるやに聞いております。私としては、この面について2か月じゃなくて継続ができないかなというふうなことも考えて質問したいと思います。

水道代の補助について、今後も継続されるのか伺いたい。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） ただいまの御質問は水道代ということですが、町では令和7年度に今の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、下水道使用料の支援を実施しています。

これは、令和7年11月及び12月請求分の公共下水道及び農業集落排水事業使用料を支援するもので、支援額は1か月当たり770円の基本料金の2か月分、1,540円になります。この支援自体は、令和7年度に限った措置となっているところです。また、この新たに今回拡充されます物価高騰重点支援地方交付金においても、上水道使用料を支援することも制度上可能となっておりますと認識しているところです。

ただ、先ほども答弁しましたように、まだこの交付金の具体の活用については今検討中でございますので、様々なメニューの中から菊陽町に合ったものを選んで実施していきたいと考えておりますので、それが決まり次第、皆さんのほうにもできるだけ早めにお知らせしたいと思っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 最後のほうに上水道の使用料にも制度上可能というようなことも示されているわけですので、今回下水道で2か月分ということでありましてけれども、非常に少額と言うとなんでございますが、全体ではかなりの金額になると思いますけれども、地域の、この菊陽町に住んでいる人たちからすれば大いに助かる状況であると思いますので、そしてまた上水道のほうも考えていただきたいというふうに要望しておきたいというふうに思います。

質問の3番のほうに移っていきたい。

それで、子育てについてですが、これの件については、私の支援者の中からも、よその町でしているのに菊陽町はどうでしょうかというふうな話が出て、私も勉強不足で、大体国の法律で同じようにされているというのが思いつかなくて、そういう中で話を出したわけですが、制度として、この質問は広く皆さんにも知ってもらいたいというようなことを出したわけでありまして。

保育料についての無料化、これはどこも同じだろうと思うわけですがけれども、保育料を無料にするということで、町の考えを伺いたいということです。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 初めに、保育料は国が定める基準を上限として各自治体が設定し、世帯ごとの市町村民税所得割課税額などを基に13階層に区分して、応能により負担していただく仕組みとなっております。

この保育料については、令和元年10月から、国の施策により、子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会の保障と子育て世帯の経済的負担を軽減するため幼児教育・保育の無償化がスタートし、現在3歳から5歳までの子どもは無償となっております。つまり、2歳までの子どもは無償とはなっておりませんが、このうち市町村民税非課税世帯については無償となっております。

また、市町村民税所得割課税額などの条件はありますが、2人以上の子どもが入所している世帯の場合、第2子は半額、第3子以降は無償となることや、18歳未満の子どもを3人以上扶養している世帯の第3子以降が入所する場合は保育料が無償となるといった子育て世帯の負担を軽減する制度があり、本町でもこれらを適用した運用を行っております。

このため、御質問の保育料を無料にすることにつきましては現在のところ考えておりませんが、町独自の施策として実施しております使用済み紙おむつの保護者持ち帰りの廃止や小・中学校の給食費の無償化、保育所などに通う子どもの副食費の無償化といった子育て世帯の支援に引き続きしっかりと取り組み、子どもを安心して出産し、健やかに育てられるまちづくりを目指してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 非常に子育ての部分で力を入れられているというふうに思っております。また、第3子については無料というようなことで、これも非常にその町でも行われ、これはもう法律に沿ってされているんだろうというふうに思っております。また、今年度から学校給食費の無償化ということで、小・中学校、それから保育所、これについて無償化をされているということで、よその町村からは非常に菊陽町はよかなというふうに言われている部分でもあるというふうに思っております。まず、その子育てについて力を入れているということを地域の皆さんにも知っていただきたいということで質問した次第であります。

それでは、次の4番の質問に行きたいというふうに思います。

有償ボランティアについてですが、前回、私は利用要望というか協力会員、依頼された会員の方のことを思って、最低賃金ぐらいに保障すべきではないかということ質問いたしました。その中で、制度が違うとかいろんな形で1年間私も質問して、また1年後に質問をして、その中で最低賃金については考えていないというようなことが答弁でありました。その中で、そっちのほうばかり力を入れて、これはまだほかにも何かできはしないかというようなことで、今回、有償ボランティアの中で、協力される方からせめて最低賃金が引き上がらない、利用料金が引き上げられないということであれば、依頼者、協力会員のほうからいろんなこと

で、買物というものについて前回話したと思いますが、ニーズ、どういうものを買いたいかというのは、そこの商店に行って、あるいはスーパーに行って選ぶ楽しさというか、そういうこともあると思いますし、自分が希望する品物が本当に手に入るかというようなことも考えて、そういうことで同乗するというか、同乗者の保険というものも考えられないかというようなことで、どうも最低賃金のほうは変わらんならば、そういうところからでも補助ができないかというようなことでこの話を持ち出したわけでありまして。キャロットサービスでの同乗者の保険の助成、これについて町の考えを伺いたい。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） キャロットサービスにつきましては、菊陽町社会福祉協議会が住民参加型在宅福祉サービスとして行っている住民相互の助け合い活動となっています。令和7年度の実績としましては、部屋の掃除やごみ出し、買物代行、食事の支度などの活動となっています。

また、契約の方法も、サービスを提供する協力会員とサービスを受ける依頼会員の個人同士が行う個人契約となっており、利用料金の受渡しが行われた上で人を乗せて運ぶといった乗車サービスを行うことは道路運送法の規定によりできませんので、同乗者保険等を掛ける理由がないということになります。

また、今年9月の定例会におきまして答弁させていただきましたが、キャロットサービスの町からの助成につきましては、この事業があくまで社会福祉協議会の自主事業であることに鑑みまして、現在のところ予定しておりません。

なお、馬場議員のほうからありました高齢者の買物ですけども、この事業とは違いますけども、買物送迎等支援事業というのも社会福祉協議会で行っております。こちらは個人ではないんですけど、複数の人が地域の公民館などからそういった商店などに行って買物を支援するといった事業もありますので、そちらの事業のほうの活用もできればお願いしたいと思います。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 今、最後のほうに申された部分については、南校区のほうで買物難民ということで、試験的に社協のほうで提案を取り組んでいただいております。その中で、私のほうも買物難民のところスーパーに3回ほど同乗して、皆さんの買物の風景とか、あるいは利用された方の希望等も聞きながら、社協のほうで実施されていることについては非常に敬意を表したいというふうに思っております。また、今私の集落の道明と井口についてバスを出していただいて、非常に買物について楽しんでおられるというか、その日を楽しみにしていらっしゃる人たちもたくさんいます。そういうことで非常に感謝をしているところです。

私も、法律まで犯してどうのこうのというのはできないことは重々承知してますし、また何とかこのボランティア精神は最初の質問のときに十分聞きましたが、今の御時世、なかなか最低賃金にも満たないという形で対応されているものについては、もう少し検討の余地があるん

じゃないか、再考の余地があるんじゃないかというふうに思っております。

この4つの質問をしましたので、あと残りは壇上で見解を述べて質問を終わりたいというふうに思います。

4つの質問について非常に真摯に答弁していただきました。

私としては、今後の課題というか、先ほども申しましたように、政治というのは夢と希望を与えるとかかなえる、そういうのが政治だろうというふうに思いますし、私の地域を特に回ると、もう死ぬ前に1回よか思いをさせてくれと。もう農業をする人もおらん、後継者もおらん、地域でも何軒と農家をやめていると。そういう中で、原水方面では土地が動いとる。私は農業のほうの担当をしてきましたから、農地の大切さというのは重々分かっていますが、その中でも農振地域とか市街化、それから白地、いろいろありますが、その中で有効に使える土地についてはやはり有効に使うべきだというふうに思いますし、また何度も言いましたけれども、この原水方面、アーバンスポーツもできて非常に交通渋滞を招いている、そしてもう原水の人たちは飽和状態、これ以上迷惑はもう御免被りたいというふうなことも話が出ております。

それで、原水駅周辺の誘致を検討するというのであれば、北校区の人たちの意識調査をすべきではないかというふうに考えています。今でさえ交通渋滞を招いて、第2工場も建設中、今度の4月にはアーバンスポーツもできる、そういうことであれば、もう地域に住んどる人からすると、これは熊本弁で言ったらたまったもんじゃにゃあというような感じになるというふうに思いますので、そこはいろんな形でバランスを取るということであれば、運動公園の東側、これがもう最有力だろうと思いますし、また先ほど申しましたように、益城インターと、それから熊本インターがあります。私のところはその真ん中ぐらいに住んどるわけですが、非常に便利がいいわけですし、運動公園までも私の家からは2キロぐらい、中にはあそこで運動するためにわざわざトラックで運動公園に行ってから、あそこで歩いて回るというようなことをしている人もおるんですが、やはり非常に便利な場所だということでもありますので、先ほど言いましたように、政治のバランス、菊陽町のバランス、そういうものと夢をかなえる、希望をかなえるというのも政治の仕事だろうというふうに思いますので、今後ともそういうことを踏まえて、菊陽町全体の発展、そういうものを町長に要望しておきたいというふうに思います。

これで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福島知雄議員） 馬場功世議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時38分

再開 午後1時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治議員。

○13番（甲斐榮治議員） 皆さん、こんにちは。議席番号13番、一陽会の甲斐です。

一般質問を行います。

師走の慌ただしい空気の中で、しかも本日のラストバッターにもかかわらず傍聴においていただきまして、大変ありがとうございます。

今日は、町発展に向けた事業の全体像とその開発に伴い守られねばならぬ環境のうち、水問題について質問を行います。

地下水は、一旦汚染されますと回復がなかなか困難であります。今日は、9月議会の時点で明らかにならなかった問題について改めてたゞします。

質問は質問席にて行います。よろしくお願ひします。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 環境省が、PFOS、PFOA、有機フッ素化合物の除去、取り除くことと濃度を低める技術に取り組むという事業を発表されまして、9月の議会の答弁によりまして、7月24日には業者を決定して、これ民間の業者ですが、それから市の浄水場に装置を設置して10月に中間評価をし、来年2月に有効性を発表するというふうなことが明らかになりました。

その後のことについてどうなっているか、町は把握をしているかお聞かせ願ひたい。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 事業者の選定結果については、環境省のホームページで確認しますと、土壌中のPFOS、またPFOA濃度を低減させる技術が4社、産業廃棄物最終処分場（管理型）の放流水中のPFOS、PFOA濃度を低減させる技術または産業廃棄物最終処分場（安定型）の浸透水中のPFOS、PFOA濃度を低減させる技術が5社と公表されております。

また、中間評価に関しましては、先月11月26日の事業者から国に対する中間報告で、事業の現況、課題抽出、今後の方針の説明があったところですが、具体的な評価についてはこれらと伺っております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 有機フッ素化合物というのは永遠の化合物と言われてなかなか分解し難い、それから減らないというふうなことが言われておりますけれども、これが除去できる、あるいは減らせると、そういうことが科学的にできるようになるということは非常に大きな意味を持っております。

その実験が始まったということですが、9社、町はこれを確認しておりますね。業者名は。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 事業者数と事業者名は、環境省のホームページのほうで公表されております。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） それは後ほどまた自分で検索してみたいと思います。

それから、中間報告ということがありました。中間評価について、町はその内容を把握しておられますか。この内容。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 中間報告の内容については、町のほうでは把握できておりません。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 環境省のことですから、情報の伝達等にも一定の時間とかが必要かもしれませんが、大変大事な内容ですので、ぜひこれはつかんでおいていただきたい。私のほうも検索をしてみたいと思います。

有効性、どんなふうになったかという、その化学物質がどういうふうになるかということについては、まだ2月、3月の段階だというふう聞いておりますので、3月議会で改めてまたお聞きをしたいと思います。

次に参ります。

坪井川でPFAS2種類の濃度が上昇したことの因果関係の調査結果を熊本県が公表すると、先回の一般質問に対して答弁がありました。

町はその後の情報を把握しているかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 県が実施している環境モニタリング調査では、令和6年12月の新工場稼働前後の調査結果において、坪井川で1万種類以上あるとされるPFASの一種であるPFBSとPFBAの2種類の令和6年12月から令和7年2月採水分の濃度が上昇したが、その後、PFBS及びPFBAの濃度は減少、または横ばいであり、諸外国の飲料水目標値などと比較したとしても低い濃度であると公表されたところです。また、予防的観点から、企業に対して調査を行い、排水にPFBSとPFBAが含まれる事業者がいることが確認され、その中の企業が従来からの排水処理に加えて新たな廃液処理設備を稼働し、PFBSとPFBAの処理を高度化させていることが併せて確認されています。

これを踏まえ、県の環境モニタリング委員会では、河川におけるPFBSとPFBAの濃度が減少、または横ばいに転じていることは、企業の取組も関係しているのではと考えられております。ほかにも、諸外国の毒性情報などに基づき検証した結果、これまでの濃度域では問題ないレベルであることが確認されたことから、同委員会では、これらを総合的に判断すると、

継続的な濃度上昇の可能性は低いと考えられ、安心できる状況と評価しております。

その後、11月20日から21日にかけて、報道各社がJASMの排水処理について報じており、それらによると、同社は排水中のPFASを活性炭で吸着してごく微量まで減らしているとのことです。

同委員会からは、今後も継続したモニタリングが重要であるとの意見もなされており、県では引き続き環境モニタリングに取り組む方針であることから、町としても状況を注視してまいります。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） ただいまの答弁にあったことは、私も熊日紙上で確認をしております。

JASMは、PFBS、PFBAを使用しているというふうに公表をしておりますけども、JASM以外にこのPFBS、PFBAを使っている事業者がありますか。町はそれをつかんでいますか。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） そちらの企業名については公表されておられませんので、町のほうとしても把握しておりません。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 事業者があるのはあるんですね、名前は公表できないけれど。いかがですか。

○議長（福島知雄議員） 環境生活課長。

○環境生活課長（阪本和彦さん） 事業所名としましては、ほかにもあるかないかと、それすら町のほうでは把握できていない状況でございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） いろんな事情もあるかと思いますが、大変大事な問題ですので、ただJASMだけがということではなくて、もしもほかにもあるとすれば、その状況もきちんとつかんでおかなければいけないと思いますので、今後留意していただきたい。

次に移ります。

3番目、地下水の今度は水量の問題ですけども、水量保全に関わる水稲作付推進協議会、これは主食米の作付拡大と、それからウォーターオフセット事業、米を買い上げるという両方の事業が水稲作付推進協議会の事業としてなされておりますけれども、その事業に対して、企業と農家の参入がその後どうなったか聞かせていただきたい。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 企業と農家の参入状況についてですが、白川中流域等水稲作付

推進協議会が実施する事業におきまして、前回の9月定例会におきまして、JASMと東京エレクトロン九州の2社の賛同と155戸の農家の皆様から協力をいただいていると回答させていただいております。

その後の動きにつきましては、新たにソニーの賛同があり、現在では3社の企業から賛同いただいております。農家の協力につきましては、引き続き155戸からの支援をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 一步進んだということですかね。

この前の答弁では、この協力金が1,480万円というふうにお聞きしておりますが、協力金はどうなっておりますか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 拡大事業が約1,800万円程度です。それと、ウオーターオフセット事業、これが令和6年産米で657万円程度でございます。合わせますと、大体2,470万円程度となります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） ウオーターオフセット事業のほうですが、令和7年度産米で申しますと、予定としては参入企業が5社で購入量が164.0トン、それから涵養量の換算が263万円と協力金が1,421万円というふうになっておりますが、このとおりになってますか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 令和6年産米の実績ですね。これを申し上げます。

ウオーターオフセット事業につきましては、計画が1,000俵でございましたけれども、実績としては1,350俵、涵養量につきましては130万トンというようなところで実績が出ております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） ほぼ予定どおりに進んでると理解していいですね。

ところで、この事業については、農家の参入等があるわけですが、聞いてみますと、配分金がいつ頃手に入るのか、それから配分額の変更はないのか、そういった不安を持ってらっしゃるようです。

農家にこの辺のところを説明する必要があると思うんですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 当然、丁寧に説明する必要があると思います。今現在実績が出ておりますので、企業に請求をやっているようなところで聞いております。

ちなみに、1俵当たりの配分金としましては、もちろん正確にはこの場で申し上げられませ

んけども、大体実績が1,350俵というようなところでありましたけど、全体の量、それは分母になる量、これが大体2,000俵というふうなところで聞いておりますので、圧縮はかなりされていることと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 御承知と思いますが、事業というのは双方向の意思疎通があって初めて進んでいくと思いますので、企業と同時に農家さんとの意思疎通についてもしっかり意を注いでほしい。できれば、説明会等も不安がないようにしていただきたい。その辺いかがですか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） もちろん初めての事業でございまして、皆様方には不安を覚えてらっしゃる方もいらっしゃるかと思いますけども、確実にきちっと丁寧に説明させていただきたいと存じますし、数字が出来次第、その数字も計算もきちっとお知らせしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 大体いつ頃される予定ですか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 数字は出てきております。

しかしながら、今、先ほども申しましたように、企業のほうに請求をしている段階でございます。これがいつの段階で入ってくるかというのが今不透明でございますので、その時期が分かり次第。ただ、数字に関しましては、各農家に対して通知をすることは可能でございますので、速やかに実施したいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 地下水の涵養というのは大変大事な事業だと思います。ぜひ大事に進めていただきたい。

続いては、4番目に移りますが、国の農業政策が再び主食米減産に向かうとの報道があります。この状況に対して、町はこれをどのように整合していこうというふうにお考えでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） まず、これまでの減反政策についてですが、減反政策は2018年、平成30年になりますけども、これで終了しております。現在では、農家の自主的な経営判断で米を作ることが可能になっております。ただ、国は引き続き需要予測に基づく生産量の目安を示すとともに、主食用米から麦や大豆に転作する農家に対し補助金を支出しており、

事実上、減反政策は継続しているという見方もございます。

全国における令和7年産主食用米の収穫量の見通しは748万トンと、前年から大幅な増産となっております。本町におきましても、米価の高騰もありまして、米の作付の目標であった36.7ヘクタールを大きく上回る49.7ヘクタールの実績となっております。これは、作付拡大事業のみで336万トンの涵養効果となっております。既に当面の涵養目標を達成している状況にもございます。

国の米政策につきましては、米の消費価格の高騰を抑制するため、生産量を抑える政策から増産にかじを切るとの方針へ転換されておりましたが、これをまた需要に応じた生産が原理原則として、生産量を抑える政策へと軌道修正されたところでございます。

あわせまして、令和8年産生産量の目安を前年より37万トン少ない711万トンとする見通しが示されました。国の政策につきましてはこれまでの政策同様、米価の下落を抑制するための政策として需要と供給のバランスを考慮した生産量の目安を示されたもので、米価が維持されることで生産もまた安定するというふうと考えております。

本町における白川中流域等水稲作付推進協議会の主食用米作付拡大事業は、1,000平米当たり3万6,400円、主食用米換算で1俵当たり約5,200円を上乗せする事業でございます。米価格が大幅に下落しない限り、作付への影響はないというふう考えているところでございます。しかしながら、価格がこれまで以上に下落する場合は、事業の制度設計の見直しなど必要な措置を講じる必要があると考えております。

米価格の将来見通しは非常に不透明でございますので、今後も国の政策動向や水稲栽培の状況を注視し、適切に対応できるよう、引き続き情報収集に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 当事業というのは、もちろん食料安全保障面にも関わりますけれども、私たちが注目しておりますのは、この事業によって地下水が涵養されていくというふうなところを注目しているわけで、仮に減産という方向に行っても、この水稲作付が菊陽町と、要するに白川の中流域においては維持されるということが望ましいわけですが、その辺の整合性は取れていくでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） この事業に当たりまして、まず企業との約束事、そして生産者との約束事を取り交わしてございます。もちろんその期間は短期間ではなく、5年間という長期間、中期間になりますね、5年契約で契約を結んでございますので、そういった面からすれば安定した事業というふうなところで捉えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 知恵を発揮してほしいと思います。

次に移ります。

熊本県は地下水量の観測井戸を4か所追加し7か所とすると公表しているが、追加する場所は決定したか。この前の9月議会ではまだという返事でありましたけれども、いかがでしょう。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 9月議会で答弁しましたように、追加設置が予定されている4か所の観測井戸については、2か所が熊本地域、1か所が玉名、有明地域、1か所が八代地域と公表されておりますが、詳細な場所に関してはまだ検討中であり、2月から3月に開催を予定している第3回熊本県地下水保全推進本部会議において公表できるよう準備を進めていると伺っております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） また、3月議会でお聞きをしたいと思います。

6番目に移ります。

熊本セミコン特定公共下水道整備計画の進捗状況、これはソニー第2工場、それからJAS Mの第2工場の排水に対する下水道の整備計画です。その進捗状況はどうなっているかお答えいただきたい。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 熊本セミコン特定公共下水道整備計画の進捗状況につきましては、現在熊本県では処理場の実施設計を進めており、あわせて処理場予定地における測量、地質調査、用地交渉を行っているところです。処理区域から処理場までの流入渠につきましては、測量設計や基本設計と並行して詳細設計を進めています。また、処理場から吐き口までの放流渠についても、基本設計と併せて測量及び地質調査を実施している状況です。

今後、詳細な実施設計が完了した後に、工事内容について住民説明会などを実施する予定と伺っております。

なお、公共下水道の整備が完了するまでの間、新たな工場排水については熊本北部流域下水道にて暫定的に受け入れる予定です。そのため、管渠能力が不足する箇所では、管渠の増強など必要な対応を熊本県が今後行ってまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） この件についてはもう数回説明会が催されておまして、私も熊本市に属するこの排水口の予定地等での住民集会、一度参加させていただきましたが、相当な不安を持っていらっしゃるようで、今後ともこの問題については注目していきたいと思います。

7番目に行きます。

水の管理に関わる県及び町の相談窓口及び責任機関はどこかという質問です。

住民の皆さんの不安に対する説明をきちんとしていく場所、それから何か起きた場合にそれに対処する責任を持つ機関、ここはどういうふうになっているかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） まず、地下水の保全に関する県の窓口については、水量に関しましては環境立県推進課、水質に関しましては環境保全課となります。

町の地下水保全に関しましては、水量、水質全般において環境生活課が窓口となりますが、保全に関わる各種取組につきましては関係部署と連携して対応しているところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 町の場合には環境生活課が窓口ということで確認できましたが、この県の窓口の環境立県推進課ですか、それから水質の場合には環境保全課ということですが、ここに町は何か関与していますか。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 各県の担当部署と、関係する部分においては常日頃情報交換をさせていただいて連携をしております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 組織的なつながりはないが、情報交換は常に行っていると理解していいですか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） すいません。正式名称を失念しておりますけれども、ちゃんとした公の会議の中で、これは熊本県の会議の中で菊陽町関係課もきちっと出席して意見を言わせていただいております。それが水稻栽培の事業だったりだとか、営農によらない涵養の保護だったりとかこういった部分についてきちっと御説明と提案をさせていただいてるところでございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） それは地下水保全推進本部のことですかね。そうですね。

（産業振興部長山川和徳さん「はい」の声あり）

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 時間ももう30分経過しましたので、まだお聞きしたいことはありますが、次にまた回したいと思います。

企業にできること、この水質、水量保全について、それから町の行政としてできること、そういったことが今後の課題になっていくかと思いますが、それは次の質問等の機会にいたした

と思います。

次の第7期総合計画の展開状況についてに移りたいと思います。

これモニターをお願いします。

モニター画面を御覧いただきたいんですが、既に新聞等で報道された、この菊陽町内における各種の事業を凶解してあります。だけど、これまで報道とかあるいは議会の一般質問等でも個々の事業が取り扱われる場合が多くて、全体像が扱われる機会は極めて少なかったと思います。町民の皆さんの場合には、より一層そうであるかと思います。

ここでは、今日は今菊陽町で取り組まれている事業を鳥が空から眺めるような視点で見渡し、それが全体としてどのような規模のものであり、どのような意味を持つものか再確認したいと考えて、この質問をするに至りました。

一言で言いますと、町、県、国、東アジアの重要な経済拠点を築くための事業が我が町内で行われている、そういうことです。傍聴者の皆さんには、モニターの画面と同様の印刷物を配布しております。私のほうとしては、この詳しいことを問いただすのではなくて全体像を確認することが目的ですので、各事業の説明は、職員の皆さんは簡潔にお願いをしたい。

まず、1番です。

熊本県のサイエンスパーク構想と菊陽町のまちづくりとの整合性は取れているか。両者はどのように関連し合い、その企画の進捗状況はどうであるかについてお答えいただきたい。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 熊本県のサイエンスパーク構想につきましては、検討段階から本町も委員として参画し、くまもとサイエンスパーク推進ビジョンの策定に関わってきました。

そのビジョンでは、必要な機能を複数の拠点で分担する分散型サイエンスパークを目指すことが示されています。その中核となる拠点については、本町が計画する新たな工業団地の整備や（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業をはじめとする関係市町の具体的な開発動向を踏まえ、セミコンテクノパークエリア近隣をその適地としています。

土地区画整理事業を行う新駅、原水駅周辺エリアが分散型くまもとサイエンスパークの拠点の一つとしてしっかりと位置づけられていること、また本町の将来ビジョンにおけるにぎわい、知の集積、職住近接の考え方は、くまもとサイエンスパーク推進ビジョンの人材や研究者が集まる地域を目指すとの考えに一致していること、これらのことからこの2つの取組はしっかりと整合の取れたものと認識しています。

なお、進捗状況につきましては、熊本県のサイエンスパーク構想は、民間事業者からの提案により、今後その内容を具体的に検討していく段階です。本町の（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業については、先日の上田議員の質問でお答えしましたとおり、昨年度から事業検討パートナーと具体化を進めているところであり、その検討状況をしっかりと県と共有し連携することにより、熊本県のサイエンスパーク構想の推進に大きく寄与していきたいと考えています。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） この事業には、三菱地所ですか、全国的なディベロッパーといいますが、そういう会社に関係をして、一地方と言ったら悪いんですけど、そうじゃなくて、日本の中でも先進的な取組をしているというふうに私は理解しておりますけども、特に熊本県の場合には分散型でこのサイエンスパークを造るという発想ですが、菊陽町はこの分散型サイエンスパークの中心部分をなすと考えていいでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） まさに今議員がおっしゃられたとおりだと思っております。

台湾のサイエンスパークというのは一団に大きな土地を設けてサイエンスパークを造っております。もしそれをこのJASM周辺に持っていくとなると、優良な農地を潰して町開発をしていくことになります。そういったことを熊本県としては、それぞれの市町村の役割、強みを生かして分散に整備することによって守るべき農地をしっかりと守りながらこのサイエンスパークをしっかりと加速していきたいという思いの中でこの分散型というものを位置づけてあります。

その中で、私どものこの原水の区画整理というのは、まさに新駅、原水駅というこのJRの駅が隣接しているという、そういうことによってやはり人が集まりやすい。例えば知の集積であれば、大学のキャンパスであったり、研究所であったり、そういったところの誘致にも適しております。また、にぎわいの創出部分についても強みがあります。そして、JASMに近いという視点からいうと、職住近接という視点でも強みがあるということで、今後サイエンスパーク具体化については、これから先ほど答弁にもありましたように、民間の活力を見ながら進んできますが、当然のことながらこの原水の区画整理というものが中心を担っていく、また特にそういったこととなるような進め方というのを私たちもしっかり取り組んでいきたいと思っております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 私も恐らくそのようなものであろうと考えは同じくしておりますけれども、そういった総体を支える事業が次々に展開されております。

2番目に移りますけれども、1番から6番まで、①から⑥まで上げております。ほかにもございますが、そこについて簡潔に現在の進捗状況をお伝えいただきたい。途中で質問は入れませんので、①から⑥まで次々にこう立って答えていただくとありがたい。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） まず、（仮称）第3原水工業団地についてでございます。

この工業団地事業につきましては、セミコンテクノパーク周辺の半導体産業の集積に対する需要の高まりを踏まえ、新たな受皿として整備するもので、県の、先ほどもありましたくまも

とサイエンスパーク推進ビジョンにも位置づけられております。

事業の実施主体となる菊陽町土地開発公社は、本年7月に熊本県の認可を受け設立されております。公社は、町からの依頼を受けてさきの10月20日に理事会が開催され、事業の実施を決定したところでございます。現在、町では基本設計、地質調査、補償調査を進めており、これらは来年3月末の完了を予定しております。あわせて、地権者の皆様へは進捗状況の説明を行い、事業実施に向けた同意の取得を進めている段階でございます。

また、財源確保につきましては、公社が必要な資金を調達できるよう、町において債務保証を行うための補正予算を本議会に議案を提出しております。議決いただいた後には、この債務保証を基に公社が金融機関から資金調達を行い、用地取得などの業務を進めてまいる予定としております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） それでは、2番目の（仮称）原水駅周辺土地地区画整理事業・新駅設置についてお答えいたします。

先日の上田議員の質問でお答えしましたとおり、現在（仮称）原水駅周辺土地地区画整理事業に関する市街化区域への編入、事業の施行区域、市街化区域に編入するエリアの用途地域、区域内の幹線道路となる杉並木公園線及び新駅停車場線の都市計画決定に関する手続を進めており、今年度末をめどに都市計画決定を行う予定です。

また、JR三里木駅原水駅間の新駅につきましては、現在町が整備を行う駅舎の基本設計とJR九州が整備を行うホームなど鉄道施設の詳細設計を進めており、目標とする令和11年度春以降の開業に向け、順調に作業を進めております。

続きまして、3番目の久保田台地の開発の件についてで答弁します。

9月議会の上田議員の一般質問にてお答えしましたとおり、久保田台地の開発構想につきましては、まず開発の軸となる南方大人足線延伸道路の整備に着手する計画です。現在、開発を見据えた最適なルートや道路構造の検討を行う概略設計を行っており、令和9年度の都市計画決定、令和10年度の事業認可を目指し、作業を進めているところです。

今後のスケジュールにつきましては、令和10年度の事業認可後に道路東側地域について農地との調整を行い、流通ゾーンとしての整備を進め、市街化区域への編入も視野に検討を進めている道路西側につきましては、県が行う区域区分見直しの手続に合わせる必要があるため、次回の区域区分見直しの時期を見据えて計画することになります。

続きまして、4番目の町民運動公園、くまモンアーバンスポーツ施設の答弁を行います。

新駅につきましては先ほどお答えしましたので、町民運動公園、アーバンスポーツ施設の進捗状況についてお答えします。

多目的グラウンドの工事につきましては、年内には芝貼り工事を除きおおむね完了する予定で、計画どおりに順調に進んでおります。くまモンアーバンスポーツパークにつきましては、

上田議員の一般質問にお答えしましたとおり、常設のスケートボードコースであるパークとストリート及び大屋根については年内におおむね完成する予定です。また、管理棟につきましては、年明けより内装工事を進める予定で、アーバンスポーツ施設の整備工事は計画どおり順調に進んでいます。

引き続き、西日本最大規模となるアーバンスポーツ施設として、令和8年4月のオープンに向け、安全に配慮し、工事のほうを進めてまいります。

5番目の主要道路の改善及び新設（大津植木線の多車線化・合志インターチェンジアクセス線・南方大人足線・国道443号など）についてお答えします。

まず、県道大津植木線の多車線化事業と合志インターチェンジアクセス道路事業につきましては、本年9月に熊本県と本町を含む周辺市町の主催で着工式を執り行いました。

今回着工したのは、県道大津植木線のJAS M南側付近であり、今後も用地買収の進捗に合わせて順次工事に着手していくと伺っています。また、合志インターチェンジアクセス道路事業では、合志市地内で工事に着手したところです。

なお、県道大津植木線との立体交差から南側の本町の区域内では、早期の工事着手に向けて用地買収を進められています。

次に、南方大人足線では、現在複数の場所で事業を進めておりますので、モニターを使い、各事業と併せて御説明いたします。

モニターを御覧ください。

まず、南方大人足線道路改良事業（原水工区）です。

県道大津植木線と南方大人足線の立体交差点部の起点から、柳水公民館を通過して町道杉並木公園線延伸道路との交差点部までの約750メートル区間を拡幅する計画としています。今年度は、柳水公民館北側の上井手を暗渠化するため、ボックスカルバートの設計業務に着手しています。また、柳水公民館がある町道古閑原上堀川線から杉並木公園線延伸道路との交差点部までの約300メートル区間につきましては、本年8月に予備設計を完了して、現在交通管理者と交差点協議を重ねているところです。

原水工区につきましては、令和8年度の都市計画決定を予定していることから、地権者及び地域の皆様から御理解と御協力をいただけるよう、丁寧な説明を行い、早期の工事着手に向けて取り組んでまいります。

次に、南方大人足線延伸道路事業（久保田工区）です。

国道57号の南方交差点から県道瀬田竜田線まで久保田台地の開発の軸となる南北の幹線道路として、町道南方大人足線を延伸する道路計画としております。

久保田工区につきましては、今年度概略設計を実施しており、久保田台地の開発構想を見据えた最適なルートや道路構造の検討を行っているところであり、令和9年度の都市計画決定を目指して事業に取り組んでいます。

次に、国道443号については白川をまたぎ新設する橋梁の工事及び馬場楠地内の道路改良工

事に着手されており、今後も早期完成に向けて工事を進めていくと伺っております。

最後に、菊陽空港線延伸道路につきましては、国において従来の予算とは別枠で創設された地域産業構造転換インフラ整備推進交付金を活用しながら異次元のスピードで整備を進めており、令和8年度末の完了に向けて順調に進んでいます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） すいません、もう一個ありました。

⑥南部地区市街化ゾーンの整備計画、答弁いたします。

都市計画マスタープランに位置づけております南部地区の市街地ゾーンにつきましては、市街化調整区域における地区計画制度を活用した住宅地の整備や生活利便施設の誘導を考えているものですが、これを実現するためには市街化調整区域における地区計画策定に係る計画基準の改正が必要であるとともに、農振除外や農地転用など農業的土地利用との調整や、軸となる幹線道路の整備が必要となります。

現在、地区計画策定に係る計画基準の改正に向けた作業を進めているほか、開発の軸となる幹線道路の整備に向け、都市計画マスタープランにも位置づけている南部地区新設道路の概略設計を行っているところです。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐栄治議員） 別に私が楽をしたわけではありませんので、全体像をつかんでいただくために今のような形を取っていただきました。

全体の説明が終わったところで、このほかに、傍聴者の方もいらっしゃいますので、あとまた野球場の設置の問題とか、あるいは新庁舎の建設の問題とかそういったことも将来的に控えておるということを申し添えておきたい。

特に、少し質問しますけど、（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業についてですけれども、これについては3つのゾーンを町は絵として描いていらっしゃる。1つは職住近接ゾーンで住宅地、それからもう一つは知の集積エリア、それからもう一つはにぎわい、ホテルとかあるいはショッピングセンターとかそういったのを考えて非常に具体的なイメージも出てきておりますけれども、特にその中で我が町に不足しているものというのは、高度の学校、県立技術短期大学がありますけれども、あと研究施設とか、あるいは大学の関連施設とか、そういった知の集積に関する部分というのが非常に大事だというふうに思っております。

これについて、大学とか研究所が来る見込みがあるのか、そのオファーがあるかどうかについて、分かっている範囲で教えていただきたい。

○議長（福島知雄議員） 都市計画課長。

○都市計画課長（山本省吾さん） 先日上田議員の質問でもお答えしましたとおり、昨年9月に町のほうで発表しました将来ビジョン、あのビジョンの絵を具体化するために、今現在三菱商

事、三井不動産を代表とする2つのコンソーシアムと具体化に向けた検討業務を行っているところでございます。その中で、大学でありますとかそういう関係につきましてもサウンディング調査などの関係を行いながら区画整理地内に進出の意向があるとか、興味があるとか、そういった部分を今探っているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） この問題は相手があることですから、下手に言ったら壊れる場合もあるのでなかなか言えないと思いますけれども、手応えがちゃんとあるのか、その辺についてだけ。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 今、課長が申し上げたとおり、昨年9月にビジョンを出したというのは非常に効果的なところでございます。非常に注目をされて、いろんな話が来ています。また、先般熊本城ホールで九州・台湾クリエイティブカンファレンスという講演会がございましたが、これにも町長と私のほうで講演をしてまいりました。その中でも、多くの方々が来られる中で、終わった後もかなりお尋ねがあったりとかというところで、やはり昨年9月に出したビジョン、これが非常に大きく影響しているなどというか、効果的なほうに進んでいるんじゃないかなと思っておりますが、具体的な話についてはすいません、この場では控えたいと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 再三申し上げますけれども、これは本当にこのサイエンスパークの一番核をなすような事業だと思いますので、慎重に、しかし大胆にやっていただきたいと思いません。

それから、次の質問ですが、アーバンスポーツ施設がやがて出来上がりますけれども、そしてその東側にはにぎわいのエリアということで、ホテルとか、あるいはショッピングセンターとかを考えているということですが、特にアーバンスポーツ施設については、もう誰もおっしゃっていますが、宿泊施設が肝要ではないかと。その辺は、このにぎわいのエリアのホテル等に含むというふうに考えていいでしょうか。町長、いかがですか。

○議長（福島知雄議員） 都市計画課長。

○都市計画課長（山本省吾さん） にぎわいエリアにつきましても、先ほどもお答えしましたとおり、いろんな事業者あたりとサウンディング調査等で意向のほうをお伺いしている状況でございます。

また、先般今都市計画決定の手続に向けて行っておりますけれども、その中で市街化編入区域エリアの用途地域のほうも今年度末に決定する予定でございます。その用途地域につきましても、そういったホテル等を建てるような形で設定を行っておりますので、それに向けて今準

備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 当然考えていらっしゃると思いますけれども、様々なものを関連づけて孤立させずに結びつけていくというのが肝腎だと思いますので、どうかその辺よろしく願いしたい。

次の質問に移りますが、南部地区の市街化ゾーンの整備ということですが、これも何回も質問をして、いろんな議員が質問しておりますけれども、一步進んだかなと、ここで。だけでも、どうしてもその絵が頭に浮かばない。先ほどの何か住宅ゾーンとか、あるいはにぎわいのとか知の集積とかというともうはつきり絵が浮かんできますけれども、どうもその南部地区の絵がどういうふうになっているのかが分からない。その辺の考え方が今あるならば、お聞かせいただきたい。

○議長（福島知雄議員） 都市計画課長。

○都市計画課長（山本省吾さん） 南部地区の市街化ゾーンの整備につきましては、都市計画マスタープランのほうでも示しておりますとおり、まず幹線道路の整備という部分で、南部地区の新設道路のほうを計画しております。その道路の南側部分につきましては、市街地ゾーンとしまして設定しております。こちらは市街化区域に編入ということはありませんで、あくまで市街化調整区域という形のままでございます。その中で、調整区域の地区計画制度というのを活用しながら、住宅地や生活利便施設等の誘導を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 少し補足させていただきたいと思います。

先ほど馬場議員のほうからも南部地区の話が出てまいりましたので、少し補足させていただければと思います。

吉本町長は、以前から、南部地区の発展なくして菊陽町の発展なしというのをこれまでも答弁上げております。そのためにこのマスタープランに今回、南部地区の新設道路と、お手元に配られてます市街地ゾーンというのを位置づけたというのは非常に大きいことなんです。それだけの覚悟が今町長の中にありまして、やっぱり南部地区をいかに発展させていくかということでございます。

先ほど野球場が一つの南部地区の発展の起爆剤じゃないかという話もありましたけども、これは最終的には県が決めることでございますので、県の不安定な要素に委ねるのではなくて、私たちができること、それが必ず南部地区の発展につながる、これを優先的にしたいという思いの中で、これまで全く、位置づけはありましたが、進んでいなかった南部地区新設道路、そして市街化ゾーンをしながら、今山本課長が申し上げましたように、地区計画策定に係る計画

基準の改正の作業を今、進めているところでございます。

そして、そういったところがより具体化になってきますと、私は南部地区の発展にはこの取組というのは非常に大きなものだと思いますし、町長が申し上げておりますように、繰り返しになります。南部地区の発展なくして菊陽町の発展なしという強い思いの中で実現をしていきたいと思っておりますし、その状況についてはまた議会でもお示しながら進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 南部地区についてはいろいろな壁があって、それをクリアしながら、しかも慎重に、県に対してあたりも慎重に対処しながら行かなくちゃいけないという難しさがあると思います。だけど、馬場議員もいつもおっしゃいますけども、南部地区の人にしてみると悲鳴に近いような、何とかしてくれという声が聞こえてまいりますので、今の副町長のお答えがあったように、今後進んでいくかというふうに期待をしたいと思います。

今回は、菊陽町が人為的に、あるいは科学的に発展する姿について明らかにいたしました。

このために開発される農地や緑地もありますが、これらの事業に使われる土地以外はおおむね守られるべき農地であるというふうに捉えます。第7期総合計画にはそのことも明確に示されていると思います。人為的な人口増を目的にすれば、農地や緑地はさらに失われざるを得ない。このことを踏まえて、町長もあえて意図的に市を目指すことはしないというふうに明言をされております。

ちょっと話が飛びますが、宮沢賢治の理想から生まれたイーハトーブという言葉があります。先ほど矢野議員からも自然への尊重というのが出てきましたけれども、イーハトーブというのは日本語でもないしどこの言葉でもないし、新発明語ですが、科学技術と自然が調和して人間と動物、植物が心を通わせる理想的な社会や世界観を示している言葉であるという説明がついております。この宮沢賢治の作品には、銀河鉄道の夜、注文の多い料理店、風の又三郎、セロ弾きのゴーシュなどの作品がありますが、基調をなす考え方はこのイーハトーブという考え方であるかと思っております。

菊陽町も、できればこのイーハトーブ菊陽と言われるようなバランスの取れた発展の仕方をするように願ひまして、私の一般質問の締めにあつたしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時49分

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

令和7年12月9日（火）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (4日目)

(令和7年第4回菊陽町議会12月定例会)

令和7年12月9日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|
| 1番 | 鬼塚 | 洋 | 議員 | 2番 | 吉村 | 恭輔 | 議員 |
| 3番 | 藤本 | 昭文 | 議員 | 4番 | 馬場 | 功世 | 議員 |
| 5番 | 廣瀬 | 英二 | 議員 | 6番 | 矢野 | 厚子 | 議員 |
| 7番 | 大久保 | 輝 | 議員 | 8番 | 西本 | 友春 | 議員 |
| 9番 | 佐々木 | 理美子 | 議員 | 10番 | 中岡 | 敏博 | 議員 |
| 11番 | 布田 | 悟 | 議員 | 12番 | 佐藤 | 竜巳 | 議員 |
| 13番 | 甲斐 | 榮治 | 議員 | 14番 | 岩下 | 和高 | 議員 |
| 15番 | 上田 | 茂政 | 議員 | 16番 | 小林 | 久美子 | 議員 |
| 17番 | 坂本 | 秀則 | 議員 | 18番 | 福島 | 知雄 | 議員 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠 さん
書記 牟田 修人 さん
書記 豊住 祐太 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|-----------|----------|----------|
| 町 長 | 吉本 孝寿 さん | 副 町 長 | 小牧 裕明 さん |
| 教 育 長 | 二殿 一身 さん | 総 務 部 長 | 村上 健司 さん |
| 住民生活部長 | 吉本 雅和 さん | 健康福祉部長 | 梅原 浩司 さん |
| 産業振興部長 | 山川 和徳 さん | 都市整備部長 | 荒牧 栄治 さん |
| 総 務 課 長 | 平 征一郎 さん | 危機管理防災課長 | 阪本 幸昭 さん |
| 総合政策課長 | 阿久津 友宏 さん | 財 政 課 長 | 今村 太郎 さん |
| 人権教育・啓発課長 | 弓削 浩昭 さん | 税 務 課 長 | 岡本 勇人 さん |
| 環境生活課長 | 阪本 和彦 さん | 健康・保険課長 | 岩下 美穂 さん |
| 農 政 課 長 | 澤田 一臣 さん | 商工振興課長 | 塚脇 康晴 さん |
| 建 設 課 長 | 出田 稔 さん | 都市計画課長 | 山本省 吾 さん |
| 下水道課長 | 坂田 悟 さん | 教 育 部 長 | 矢野 博則 さん |
| 教育審議員 | 根本 まり子 さん | 学 務 課 長 | 氏家 良子 さん |

生涯学習課長 今村 珠紀 さん

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時58分

○議長（福島知雄議員） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（福島知雄議員） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

小林久美子議員。

○16番（小林久美子議員） すいません、体調の関係で座ったまま質問させていただいていいでしょうか。

○議長（福島知雄議員） はい、許可します。

○16番（小林久美子議員） 日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表して一般質問を行います。執行部には明確な答弁をお願いします。

この間の台湾海峡での米中の武力衝突がどう考えても存立危機事態になり得るという総理の発言は、外交問題に発展し、観光業や水産業、各種の交流事業にも影響が及んでいます。

1972年の日中共同声明は、台湾が中国の領土の不可分の一部とする中国政府の立場を日本政府が十分尊重し、2008年の共同声明では、双方は互いに協力のパートナーであり、互いに脅威とならないことが確認をされています。

共産党の国会議員が、8日、国会で質問をしました。今、全国各地で長射程ミサイルの配備と弾薬庫の増設を進めていることは、まさに台湾有事に日米一体で軍事介入をするための体制づくりにはほかならないと指摘し、憲法をじゅうりんし日米両国民に甚大な犠牲をもたらす戦争への道は絶対に突き進んではならないと高市総理に迫りました。今回の国会ではそういうやり取りがありました。

今回の質問では、自衛隊への名簿提供について、健軍駐屯地への長射程ミサイル配備問題についてほか、木村知事の発言についてを質問します。

第1の質問に移ります。

この間、少子化と増え続ける自衛隊内のパワハラ、セクハラの実態が影響し、自衛官の応募者数は減り続け、その充足率が減少し続けています。この中で、若者の基本的人権を侵害する大問題が、自治体による高校生や大学生など適齢者名簿の自衛隊への提供です。

第1の質問は、自衛隊への名簿提供について、いつから町は提供しているのか、この点について質問をします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報に関する資料の提出は、自衛隊法第97条第1項の規定に基づく、市町村長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として定められており、自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣

から市町村長に対し、資料の提出を求められた場合に対応を行っています。

議員御質問のいつから提供しているのかにつきましては、町の文書保存年限が3年であるため、保存年限以前について自衛隊に確認しましたところ、平成28年度までは名簿を提供していることは確認できました。それ以前の提供の有無については、確認することができませんでした。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 今、答弁がありました、資料提供ということで認められてることでしたけれども、先日議会の中で、個人情報保護のことでかなり議員と総務部長とのやり取りがあったかと思いますが、資料なのか、この名簿というのは、個人情報保護との関係でどういうふうに捉えられているのか、この点についてお尋ねをします。

また、この名簿提供は、自治体が本人の同意がなく氏名、性別、年齢、住所の個人情報を勝手に自衛隊に提供しているものです。以前は、恐らく閲覧して記入をするというふうにやられていたのではと思いますが、実際どういうふうの名簿を提供しているのか、以前の方法、また現在はどのような方法で提供していますか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 現在の根拠について、個人情報保護法を根拠にはしております。その中に、法令に基づく場合は提供することが可能とありますので、そのところを運用して提供をしているということです。

以前の部分につきましては、提供は何で行ったか、手元に資料がございませんので分かりませんが、現在は紙で提供をさせていただいております。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 年齢は高校生なのか18歳なのか、それと大学生とかあると思うんですけど、今どうなっているのかをお尋ねしたいと思います。

ほかの、例えば先日議会でやり取りがあった個人情報保護では、区長さんに転入転出の場合の名簿も今は知らせないということで、それは個人情報保護でそういうふう運用してることなのでしっかりされているんですけども、この自衛隊の名簿提供については、またその考え方ではなくて資料という考え方でやっておられるのかなと思いますが、その点について個人情報保護との関係では、もう役場としては議論はされていないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） まず、1つ目の御質問のところの年齢層ですけども、議員が言われましたように、18歳と22歳の年齢になるところの情報の提供を求められております。

それと、繰り返しになりますが、個人情報保護法には、法令で定める場合以外は提供をしてはならないって書いてありますので、現在法令でこちらのほうに求められている以上は資

料の提供を行っているということになります。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 個人の許可を得ないまま名簿を提供するのは憲法違反ではないかということで、そういう申立てもされてるといのは全国で聞いてるんですけども、それは町としては把握されていますか、そういう事例もあるということですが、どうでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） こういう問題が出たのは、以前、どこかのいろんな市町でこういう質問のほうがございます、そういう中で、そういった難しい判断になるというようなところで考えておられる市町があることは承知しております。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） そこは捉え方の違いがありまして、また今後ともこの問題を取り上げていきたいと思いますが、それにしましても結局町民の方は、18歳、22歳、全く自分が関知しないまま、自衛隊にその名簿が今のやり方であれば提供をされているということです。

それで、今のシステムではどこにも、自分はそこに出してほしくないという意見の表明のしようがないんですけども、他自治体では除外申請の対応などもされていると思いますが、菊陽町は今までそれは全然検討しなかったのか、していないのか、この点についてお尋ねをします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 議員の2つ目の御質問になろうかと思えますけども、本町では、名簿の提出を希望しないなどの問合せがなかったことから、これまで除外申請の対応は行っておりませんでした。

近隣市町の状況を確認したところ、自衛隊に名簿の提供を行う前にホームページや広報紙などを通じて周知を行い、希望者の申請受付を実施されておりますので、本町におきましても来年度の提供に向けて早急に対応してまいります。

近隣市町の除外申請の状況についても確認しましたところ、令和7年度においては各市町とも除外申請の申出はなかったということをお聞きしております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 町民の人は、今までは、知らされてなければ、出してほしくないという意見の表明もする機会はなかったんじゃないかと思えます。ですから、個人情報保護で私自身は問題じゃないかというふうに思いますが、それは法的にということであれば、そういうふうに町としては名簿を10年間提供していると、だから町民は知らないまま、恐らく出していたんだろうというふうに思いますので、近隣市町のように名簿提供を行う前にホームページなどで申請周知をする、それでもほとんどない、一人もないということもあるかもしれないんで

すけど、それでも先ほど言いました、個人情報のほかの問題では非常に厳格になっているわけですね。ですから、そういう意味では町でも、来年度からは本当は遅いんですけども、今までやってないのであれば、そういうホームページや広報などでもお知らせしていただいて、権利としてそれは意見を言える、そういう場をつくっていただきたいと思いますが、再度どうでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 議員がおっしゃるとおり、これまで除外申請というのを設けていなかったところが、町の反省するところだと思っております。

法の中には出してもいいように書いてありますけども、個人のプライバシーも尊重しながら取り扱っていきたいと思っておりますので、来年度の提供に向けて早急に対応させていただきます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） それではぜひ、早急に対応していただくよう要望して、次の質問に移ります。

次は、健軍駐屯地への長射程ミサイル配備問題についてお聞きします。

8月29日、防衛省は初の国産長射程ミサイル12式地对艦誘導弾能力向上型——なかなかふだん使わない言葉ですのでスムーズにいきませんが——を陸上自衛隊健軍駐屯地に今年度中に配備することを発表しました。

配備される長射程ミサイルは、これまで健軍駐屯地に配備をされてきた射程距離200キロメートルのミサイルから、台湾や中国本土まで届く1,000キロメートルを超える射程の長いミサイルに置き換わります。

また、健軍駐屯地には弾薬庫が造られることも判明しています。健軍駐屯地の周辺は、私も県庁近くに住んでいましたし、健軍やあの辺は非常によく分かるんですけども、住宅密集地で学校や病院もあり、地元住民が不安に思うのも当然ではないかと思えます。

今回配備される長射程ミサイルは移動発射式であり、菊陽町民も他人事ではありません。ミサイルが配備されることは、賛成の方も反対の方も非常に大きな不安を持っています。

町民の安全を守るためにも配備中止を求めるべきだと考えますが、町の見解はどうでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 国による防衛力の強化の取組は、外交努力と併せて、他国の脅威から国民の安全と国土を守るための重要な取組であると認識しております。

また、国防に関する事項は国の専管事項であり、今回の長射程ミサイルの配備計画につきましては、国及び国会において十分議論され、結論が出されたものと認識しております。

なお、長射程ミサイルの配備は、相手方に攻撃を思いとどまらせる抑止力を確保するためのものであり、その運用に当たっては訓練等も含め、住民に危険が及ばないよう安全対策に万全

を期していただくものと考えております。

本町としましては、配備の中止を国に申し入れる考えは今のところございません。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 今、総務部長の答弁では、長射程ミサイルの配備は相手方に攻撃を思いとどまらせる抑止力を確保するためのもので、配備の中止を国に申し入れる考えはないという答弁でした。国防に関する事項は国の専管事項であり、何も言えないという答弁でしたが、これでは町民の不安に応えられないのではないかと思います。

外交や防衛であっても、住民生活に非常に重大な影響を与える可能性がある、そうであるならば国にきちんと意見を言うべきではないでしょうか。

今、町民が求めているのは、もう皆さんも報道などで御存じだと思いますが、健軍の商店街で集会に1,200人が集まって、防衛省、国による住民への直接の説明会を行ってほしいという要望が非常に高いです。

また、移動発射式の長射程ミサイルということで、県内どこでも標的になるのではないかと、私たちがそこは説明をしっかりと聞かないと分からないし、不安があります。

ぜひ、町長としても国、県に対して説明会を要請していただきたいと思いますが、その見解はどうでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 質問の2つ目になるかと思われましても、本町といたしましても、住民の皆様に対する丁寧な説明は重要であると認識しております。

住民への説明方法としましては、説明会の開催、相談窓口の設置、Q&Aの活用など、様々な手法が考えられますが、先ほども申し上げましたように、国防に関する事項は国の専管事項であることから、これらの対応の在り方につきましては、国において検討されるべきと考えております。

九州防衛局においては、熊本県からの要望を受け、相談窓口の設置やホームページへのQ&Aの掲載など、住民への情報提供に努められているところでもございます。

また、木原官房長官は、10月31日の新聞インタビューにおいて、現時点において住民説明会を開催する予定はないこと、九州防衛局が設置した専用相談窓口を通じて質問に逐次回答するなどしっかりと対応している、九州防衛局のウェブサイトを活用し積極的な情報発信に努めているとの報告を受けたと発言をされております。また、小泉防衛大臣も、11月21日の閣議後の記者会見において同様の見解を述べられております。

本町としましては、こうした国の見解も踏まえ、住民説明会の開催要望は行わず、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 非常に残念な答弁だと思います。先ほど言いましたように、ミサイル配備に反対の人も賛成の方も、しっかり説明をしてほしいというのが県民の民意だというふうに思います。

11月12日の水曜日に熊日の社説でも、住民説明会を開くべきだと報道されています。

今、ウェブサイトの話なども出てきましたので少し説明しますと、陸上自衛隊健軍駐屯地に国産長射程ミサイルを配備する防衛省の計画に対し、住民から反対や懸念の声が上がっている、国は配備後のミサイルの運用や市街地にある健軍駐屯地が標的となる危険性についても具体的な説明をしていない、早急に説明会を開いて、配備の必要性やリスクへの対応策を丁寧に示すなど、住民の理解を得る努力をすべきだ、健軍駐屯地に近い健軍商店街で11月9日、市民団体が開いた反対集会では、安心して暮らせない、抑止力の必要性は分かるが、なぜ健軍に配備するのか、国は納得いく説明をするべきだといった声が相次いでいます。

防衛省が長射程ミサイル12式地对艦誘導弾能力向上型を2025年度内に健軍に配備すると発表したのは、先ほど私も紹介しましたが、8月末です。他国領域のミサイル基地などを破壊する反撃能力——敵基地攻撃能力——を持ち、南西諸島周辺で軍事的圧力を強める中国への牽制が狙いとされる。健軍駐屯地には地对艦ミサイル連隊があり、整備基盤を持つため、最初の配備先に選んだという。

発表当日、木村知事、大西市長を訪ね、計画は伝えられたそうですが、住民説明会は開かれていません。ミサイルはどこから発射するのか、どこで訓練するのかといった、住民の暮らしに影響する可能性がある運用の詳細は不明なままだと。

高市早苗首相は、9月、自民党総裁選前の熊日のインタビューでは、住民説明会は絶対大事と答えられたそうです。しかし、小泉防衛相は、九州防衛局に問合せ窓口を設けて住民の疑問に答えていることやウェブサイトでの周知を理由に挙げ、住民説明会の開催には後ろ向きな答弁に終始、高市首相も防衛相に判断を委ねると追認したとあります。

ウェブサイトのQ&Aには、こんな内容の記載があるそうです。Qで、ミサイル配備で攻撃を受ける危険性が高まるのでは、アンサーで、相手に攻撃を思いとどまらせる抑止力を得ることができ、我が国への武力攻撃そのものの可能性を低下させることができる。ただ、こうした記載で納得する住民がいるとは到底思えないというのが熊日の社説です。

また一方で、防衛省は、健軍駐屯地などで主要司令部の地下化を進めている。施設が攻撃された場合に、司令部機能を守るためだ。片や、周辺住民が即座に避難できる場所は、十分に確保されているとは言い難い。住民は、自らの安全がどう守られるのかも知りたがっている。国は、台湾有事などを想定し、南西諸島で自衛隊を増強するなど、防衛力強化を推進している。長射程ミサイルも国防のために必要というなら、そのことも含めて、国は直接説明を尽くした上で理解を求めるのが筋だろう。県と熊本市も、国に説明会の開催を積極的に求めるべきだ。それぞれの議会も、県と市に対応を促したい。防衛政策は国の専管事項というが、住民の不安払拭に努めるのが県や市の役目のはずだと社説には述べられてて、住民の不安払拭に努めるの

は、もちろん県でもあるし市でもあるし、この菊陽町、自治体、町の役割でもあると思います
が、町長はこのことはどのようにお考えでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 繰り返しになりますが、この長射程ミサイルの配備計画につきまして
は、国及び国会におきまして、十分に議論をされまして結論が出されたものだというふうに思
います。

また、先ほどからもありますけれども、説明会でございますけれども、こちら木原官房長官
が、説明会の開催をする予定はないということでございます。これらの対応の在り方について
は、国においても検討をされるべきというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 住民の不安があるのは間違いなくあると思いますが、その点、町
長、どうですか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 不安があるということは全くゼロではないかもしれませんが、これ
も繰り返しになりますが、国のほうでしっかりと議論をされたということで、私は認識を
しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 私は、木原官房長官も熊本の方でありますし、今までこれだけ市街
地にそういうのが配備されている、そしてまた日本で一番最初だというのは、住民に与える影
響って非常に大きいと思いますので、重ねて配備撤回と住民説明会の開催を求めていただきた
い。特に町長としても住民の生命、財産を守るということで、木原官房長官にもぜひその旨を
伝えていただきたいということを述べて、次の質問に移ります。

次は、木村知事の発言についてです。

3番目に、木村知事が、25年10月8日に開催をされた九州半導体産業展の講演の中で、T S
MC進出による地下水の保全、交通渋滞などについての住民の懸念、声について、肥後の引き
倒し、何とも言えない土着の宗教と述べたと報じられました。私自身も、肥後の引き倒しって
ほとんど使ったことがないし、土着の宗教というのも全然ぴんときなくて、どうしてこのよ
うな言葉が使われるのだろうか、怒りというか残念というか、理解し難いというふうに思いま
した。

10月9日、定例記者会見で、県民をやゆする趣旨は全くないと弁解をし、10日に発言の撤回
をされていますが、到底容認できません。

また、県議会でも陳謝をされたという報道もありますけれども、これまでの熊本で、もちろ
ん住民だけではなく、県をはじめ行政は、地下水を非常に大事にしてきて、いろんな対策を取

ってきた歴史がありますよね。それで、私は、この発言というのを怒りというか、そういうふうに思っていますが、実際この発言を聞かれて、町長の受け止めはどうだったのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 小林議員の御質問の件に関しましては、先ほども話がありましたが、10月8日に福岡市で開催をされました九州半導体産業展の講演での発言であると報道等で承知をしているところでもございます。

この発言につきましては、既に撤回をされておりますので、私から意見を申し上げることはございません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 意見ではなくて、感想でいいんですけど。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） あわせまして、感想もございません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 町長、感想がないのは困りますね。

菊陽町は、この間、地下水のことを町長ともやり取りをしてきましたが、私は水戦争とかという歴史は分らないです、はっきり言ってそれは。本でちょっと見たぐらいはあるんですけども、その後議会でも紹介しましたように、「農を守って水を守る」、これには大津町、菊陽町のことがかなり多く割かれて書いてあります。

また、今、TSMCで、これも町長とやり取りをしています。この辺はすごく地下水の涵養地域ということで非常に大事な地域だと思いますので、本当はその地域を守っていく町長として、地下水を守っていく町長として、やはり感想は、どういう思いだったかというのは述べていただきたいと思っています。

少し紹介しますと、前の蒲島知事です。平成20年4月に就任をされています。知事は、県議会の答弁などで機会あるごとに、地下水は熊本の誇り、地域全体で守り抜いていかなければならない公共水であるという――要するに公の水ですよね――メッセージを発信し続けてこられたそうです。平成21年に知事の下に設置された有識者会議水の戦略会議の提言でも、地下水保全条例の改正が施策の柱として盛り込まれています。

地下水の保全については、県議会も非常に関心が高かったようで、平成20年以降、度々議会質問で取り上げられています。こうした動きを受けて、平成22年度に条例改正の検討委員会を設置する、また平成23年度に入って、知事から熊本県環境審議会に条例改正の内容について諮問を行い、審議会の専門部会である水保全部会において条例改正などが進められています。

少し町長も御存じだと思いますけれども、地下水に関しては、県民が宝のように大切にしている地下水への思いはもちろん、命と暮らしに直結するからこそ地下水を大切にしてきた、こうい

う経過があります。

今、お話をしましたように、県でもかなりいろんな取組をなされてて、地下水保全条例だけではなく、いろんな団体もたくさんつくられて、地下水を守るための民間団体や行政も、この間、取り組まれてきていると思います。

ですから、私は、蒲島知事がこういうふうにいるんなリーダーシップで、県や行政が中心になって地下水をこれだけ守ってきた歴史がある中で、地下水のことを心配する町民に対して土着の宗教というのは、陳謝されてはいますが、そういうことで謝罪をされてるとはどうしても思えなくて、長い歳月をかけて根づいてきた熊本の人々の魂そのものであることを伝えたかった、いえいえ、それであれば、この間、県がずっと営々と取り組んできた、そのことをしっかり受け継いで、これからも地下水を命の水、そして豊かな熊本の地下水を守ろうという立場に立っておれば、こういう発言は出ないんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 今、県のこれまでの取組について御説明がありましたので、私のほうで少し御説明したいと思います。

まさに、蒲島知事は、おっしゃるとおり、県民の宝である地下水をしっかりと守るということで、これまでいろんな取組をされてきたのは事実でございます。

また、木村知事が誕生いたしまして、現在、昨日の議会でもありましたけれども、TSMCの進出による課題を最小化するという中で、渋滞の問題と地下水の問題ということで、推進本部を2つ立ち上げられております。その中で、町民が、また県民が不安になっている地下水の水位を常に24時間見えるようなモニタリングを行うということ、また水質については法定外の1万種類の水質についてもモニタリング調査をして、これを公表するというのを、積極的に今の木村知事も取り組んでおられます。ですから、地下水は県民の宝である、その宝をしっかりと守っていきたいという思いは、今の知事もしっかりとそこを継承されているとっております。

そして、10月10日の撤回時のコメントの中においても、先ほど小林議員のほうからもおっしゃられましたけれども、地下水への思いは、私たち熊本県民の心の奥底にある理屈ではない大事な価値観だと、また長い歳月をかけて根づいてきた熊本の人々の魂そのものであるということをお伝えしたかったことにありますということでコメントをなされております。そういったことから、今の知事においても地下水をしっかりと守っていきたいという思いを政策の中に位置づけられている、そういうふうにも感じておりますし、推進本部の幹事会として菊陽町も入っておりますので、これからも菊陽町、町民の声というのは、しっかり推進本部に上げていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 今、小牧副町長から説明がありましたが、この県知事の謝罪という

のは謝罪と言えるのかなと、これは私の意見です。一般質問で先ほどの、長い歳月をかけて根づいてきた熊本の人々の魂そのものであることを伝えなかったということは、それは土着の宗教とは表現しないのではないかと、私はどうしても思ってしまう。

先ほど言いました、歴代の県知事の下で地下水政策、熊本県地下水保全条例、熊本県環境基本条例、水の戦略会議提言水の国くまもとなど、小牧副町長も私以上に御存じだと思いますが、そういう長年の、行政が大事にしてきた、積み重ねてきたものを、この一言で事実上否定するものではないかと、木村知事の政治姿勢ではないかと、私は思います。そういうことが、県の職員だったり、いろんなところに浸透していくのではないかとこのことを懸念します。

発言は撤回されたという、陳謝をしたということですがけれども、県民、地下水の危機に心を痛め様々な活動に今まで取り組んでいる個人、団体、地下水を守るための調査研究をしている人、政策提言などを行ってきた人、そして近くで言えば、農業や水を守るためにこの菊陽町でも水張りをしたりいろんなことをして今までの地下水を守ってきた人、そういう方々にきちんと県としても県知事としても謝罪をしてほしいというのが私の願いです。

最後に、町長にお尋ねします。

本当に感想はないのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 小林議員の御質問でございますけれども、木村知事ともよく地下水のことはお話をさせていただきます。蒲島知事もそうでした。それ以前の知事もそうでしたけれども、それまで以上に木村知事の地下水に対する思いというのは非常に熱いというのを、私も肌で感じているところでもございます。地下水をしっかり守るんだという思いは非常に強いということを感じております。

発言に対しましての謝罪ということでございますけれども、繰り返しになりますけれども、発言につきましては既に撤回をされていらっしゃると思います。そのことに対しまして、私は意見を申し上げることはございません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 県知事はじめ政治家の一言は非常に大きな影響を与えるということ、私はこの発言を聞いて改めて思いました。

T SMCが進出することによって、将来的に地下水がちゃんと守れるのかどうか、質がちゃんと保持できるのかどうかというのを、そのためにこの間、議会でも毎回のように入り取りをしてきています。そういう中で一番県のトップに立つ、そしてT SMCを進出するその旗振り役をしている知事が本当にこういう認識でおられたら困ると私は思います。ですから、今までのことをしっかり引き継いで、県がやってきたことも引き継いで学んでいただいて、地下水を守るその先頭に立つ行政のトップとしての責任をもっと持っていただきたいということを述べ

て、私の質問を終わります。

- 議長（福島知雄議員） 小林久美子議員の一般質問を終わります。
しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時40分

再開 午前10時53分

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。
藤本昭文議員。

- 3番（藤本昭文議員） 皆さん、おはようございます。議席番号3番藤本昭文です。

今回も、この菊陽町議会定例会一般質問において、菊陽町町民の皆さんの足元、その暮らしの安心・安全に関わる問題、課題について大枠2問質問いたします。

質問は質問者席にて行います。

- 議長（福島知雄議員） 藤本議員。

- 3番（藤本昭文議員） それでは、まず大枠1番、内水氾濫の解釈についてお伺いします。

(1)番ですが、さきの9月定例会一般質問において、私の質問の中で内水氾濫の解釈について町と若干見解の相違がありました。この点について県に確認しますということでしたので、その結果についてお伺いします。

- 議長（福島知雄議員） 総務部長。

- 総務部長（村上健司さん） 9月定例会の藤本議員の一般質問のお答えの際に、内水氾濫の解釈につきまして議員と町との間で用水路の取扱いに関して認識の相違があったことから、県の河川担当課へ内水氾濫の取扱いについて確認を行いました。その結果、県の見解では、河川法に基づき定義された河川からの越水、溢水によるものを外水氾濫、それ以外によるものを内水氾濫と整理しているとの回答がありました。このため、町としましても、県の見解を踏まえ、今後は町においても県と同様の取扱いを行ってまいります。

以上になります。

- 議長（福島知雄議員） 藤本議員。

- 3番（藤本昭文議員） この内水、外水の解釈なんですけど、そもそも1970年頃、いわゆる高度経済成長期、この時期に日本国内で一斉に下水道の整備が進んでます。それに伴って、下水の排水、これが能力不足ということで内水による水害、浸水被害が発生したということを受けて、国のほうでこの内水の対策が始まったと思いますが、私、1970年生まれです。55歳です。ということは、55年たってるんですけど、55年前から検討されている内水の問題で、町が内水と外水の区別ができてなかったというのはこれは非常に問題だと思うんですけど、何か原因があるんですか。

- 議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 何か原因があるというわけではなく、今まで町のほうとしてそういった認識であったということでございます。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 今までそういう認識であったということなんですが、この内水については、例えば、今でいうと内水想定区域図作成とか、国のほうから自治体にはいろいろ情報提供があつてはるはずなんです。近いところでいいますと、平成18年3月、内水ハザードマップ作成の手引き、平成20年12月、内水ハザードマップ作成の手引き第2版、平成21年3月、内水ハザードマップ作成の手引き第3版、平成27年7月、内水浸水想定区域図作成の手引き初版、平成28年4月、内水浸水想定区域図作成マニュアル初版、これに伴って水防法の改正も度々行われてるんですけど、国としてはこれだけ内水による被害、災害への備えを幾重にも対策を講じてきた中で、今まで内水と外水の区別がはっきりしてなかったというのが、今までそういう認識でしたと言われても、実際被害を受けている方々からすれば、到底納得のいく話ではないと思います。

ちなみに、こういった国からの情報提供というのは、町のほうでは確実に受理し、内容を精査検討というのはその都度されてるんですか。

○議長（福島知雄議員） 下水道課長。

○下水道課長（坂田 悟さん） 国のほうから毎年そういうようなガイドラインとか通知とかは発出されてますので、そのたびに確認はさせていただいております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 今、下水道課のほうから答弁あつたんですけど、確かにそもそも下水道の排水がもとの懸念ということで対策が始まってるんですけど、令和2年、熊本県人吉市の豪雨災害において、下水排水だけではなく、いわゆる水路であつたり井手、またそこが河川へ排水できなくなることで内水氾濫が起こるような状況というのが大きくクローズアップされて、令和3年にまた新しく内水浸水想定区域図作成マニュアルという89ページぐらいあるマニュアルが市町村に情報提供あつてます。この中では、下水道排水のみならずという解説等をはっきり明記してあります。大体、水害に限らず地震等においても、阪神・淡路であつたり東日本、熊本地震もそうなんですけど、そういった大きい災害の後には新たな法整備、もしくは既存の法令の改正がその都度対策として行われてきてます。これは、ただ単にそういう認識でしたという回答はちょっと無責任なのかなと思います。

次の質問ですが、(2)。

今回、県に確認して、内水、外水という区分けがはっきり認識されたということで、当然今まで行われていた内水浸水に対する町の対策というのは範囲が広がるわけですが、これは大幅に広がると思うんです。

そこで、(2) 新たな解釈に基づけば、町が把握している内水氾濫による被害は拡大すること

となるわけですが、この対策というのは検討されてるんですか、お伺いします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 本町では、市街化区域において雨水整備を進めております。近年は、気候変動の影響により、全国的にも従来の整備水準を上回る集中豪雨や局地的豪雨が頻発化しております。本年8月においても、雨水管の排水能力を超える短時間強雨が発生し、浸水被害が生じたところです。こうした異常降雨は今後も全国的に増加が見込まれており、国においても、単なる排水能力の強化にとどまらず、総合的な排水管理への転換が求められているところです。

このような状況を踏まえ、本町では、現行の下水道整備のみでは限界がある可能性があることから、国の方針に基づき、想定最大規模降雨を前提とした内水浸水想定区域図の策定を進めています。この区域図は、国土交通省が全国の自治体に作成を求めているもので、市街化区域における雨水整備区域を対象に浸水の範囲や深さをシミュレーションし、地図上で分かりやすく表示するものです。策定後は、町ホームページなどで公表し、住民の皆様浸水リスクを周知してまいります。

今後の内水浸水対策については、国が示す雨水管理総合計画の考え方に沿って、現行の整備水準を見直しながら、過去の被害状況や地域の地形特性を踏まえ、地域ごとの優先順位を設定して効率的にハード対策を推進します。また、避難判断に必要な情報提供や対応手順の整理など、ソフト対策も組み合わせた総合的な対応が求められています。本町としても、これらの考え方を踏まえ、整備計画の見直しを進めてまいります。また、雨水管の増強など短期的に対応可能な対策については順次取り組みつつ、中・長期的な施設整備についても段階的に進めていく方針です。

なお、本年8月に浸水被害がありました光の森、東ヶ丘、八久保、新町地区については、本議会の補正予算において設計費を計上し、浸水被害の低減対策として具体的に検討に着手する予定です。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 内水浸水被害に対する対応を今お聞きしたんですが、これは本来であれば、国の指針としては平成18年3月に内水ハザードマップ作成の手引きというのが出てます。当然、しっかり対応できていれば、このハザードマップなり、さっき答弁の中にありました内水浸水想定区域図というのもできていてしかるべきものだと思うんです。さらに、今おっしゃった対策というのは、町として対策中もしくは対策済みの内容だと思うんですが、これができてなかったという責任に対し、実際、本年8月に被害を受けられた被災者の方々に対する何かの対応というのは当然必要になるんじゃないかと思いますが、町長、お考えとしては。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 令和3年の水防法の改正によりまして、内水浸水想定区域図の

作成義務が今対象になったというところで、本年度、今その作成作業のほうを行っているというところでございます。先ほども答弁しましたけども、出来上がったら周知のほうを図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） すいません、令和3年7月に情報を国からもらい、今令和7年ですね。

あれ、3、4、5、6、大分かかりましたね。これは何か理由があるんですか。

○議長（福島知雄議員） 下水道課長。

○下水道課長（坂田 悟さん） 確かに、令和3年に水防法と下水道法改正があって、流域治水関連法という法律改正されたんですけども、その中で確かに、ガイドラインとしてはたしか令和3年11月頃だったかと思えますけれども、それでもって、今まで下水道の整備水準というのが基本的に5年に一回の確率の整備水準で全国的にやってきたという経緯がありましたけれども、その中で今後は整備水準を今後の気候変動に合わせて水準を上げていきたいと思いますというところでガイドラインが出されましたので、それに合わせて今まで準備してきたところがございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 下水道の排水能力向上、ポンプ能力の向上であったり、下水のそもそもの拡幅等は5年に一度は分かるんですけど、この令和3年に出されているマニュアルの中では下水云々のみならずという、明確にここに書いてあるんです。何か答弁がかみ合っていないんですけど、いずれにしても、町としては何の落ち度もなかったという回答と受け取ってよろしいですか。

○議長（福島知雄議員） 下水道課長。

○下水道課長（坂田 悟さん） 落ち度はないというとあれですけども、基本的に下水道というのは市街化区域内で優先的にやっておるわけですけども、私たち、下水道としてはまず100%整備をするためにずっと順次やってきたところではありまして、今まだ整備率としては70%というところがございます。国の方針が出たということを受けて、今後整備水準を見直したり、管路増強、それに合わせてまたソフト対策もやっていくというところがございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 前回も少しお話ししたんですけど、私も、菊陽町下津久礼に生まれ育ち、家が白川のほとりということもありまして、昭和55年、57年、平成2年と、3度床上浸水による被害を経験しております。そのときの話なんですけど、少額とはいえ町から見舞金が、額でいいますと1回につき6,000円なんですけど、頂いております。額が小さい大きいではないんです。その被害に対してお見舞いを町から頂いたというところに非常に意味があると思いま

す。

責任云々いろいろ申し上げましたが、町民の被害に遭われた皆さんに寄り添うという意味でも、見舞金とは限らず何がしかの対応をしていただきたいと思います、質問をしました。この点について町から何か御意見があれば、お伺いしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 私も、藤本議員の平成の水害のときは消防団として行きました。あのときは、多分床上浸水、床上……

（3番藤本昭文議員「上、1メートル20です」の声あり）

2階まであったので、多分御両親は2階のほうで避難をされて、水上ボートが出て救助をしたというのは、私も消防団として出席をしておりました。

今年の8月にありました光の森、東ヶ丘、八久保、新町、新町は残念ながら私は被災者の方とお会いできなかったのですが、その3地区の方々、3軒の方とは直接お会いをして、これは建設課長と行きました。どれぐらいまで来たのかというのを私も確認をしたところでありませう。藤本議員がおっしゃるように、災害があつて、被害があつて、すぐ行くことがやっぱり大事だなと改めて感じたところでもございますので、ないほうが一番いいんでしょうけど、そういったところで、あつたときには町の姿勢としてすぐ現場を見て、そしてまたお見舞いを申し上げるとするのは非常に大事だなと改めて思ったところでもございます。藤本議員がおっしゃったように、スケジュール的に迅速に行けばいいんでしょうけど、全てにおいて、国、そういったところとの関係性があるものですから、なかなか時間はかかりますけども、我々としては迅速にやったというところでもございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 被害に遭われた方への寄り添う姿勢は、非常に評価できると思います。

先ほどの答弁の中に出てきたんですけど、この内水に対する対策というのは、100%行うことは国も無理だと言っています。大事なのは避難であったり、またリスクをしっかりと周知することともマニュアルの中にも書いてありますので、こういう国からの情報提供内容をしっかりと精査されて検討された上で、町民の安心・安全のため、しっかりとした対策を行っていただきたいと思います。

それでは、(3)番、原水駅周辺の開発においても、内水氾濫被害の対策として調整池整備や排水機能強化などが必要となるが、開発地域のみならず、周辺地域への影響についても慎重に検討する必要があると考えています。町の考えについてお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 議員御質問のとおり、（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業区域においては、浸水被害が起らないように調整池や排水施設の整備を行います。当然のことながら、区画整理を行うことで、その周辺地域の災害リスクが高まることはあつてはならない

と考えております。今後、区画整理の設計を行う段階においては、周辺地域への影響についても十分検討し設計のほうを行ってまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 確かに、あつてはならないと私も思います。

ただ、現状でも内水による氾濫というのは、近年のゲリラ豪雨、集中豪雨というのは予想をはるかに超えたものが日本全国で頻発してます。地形的に低い場所、低い地域に住んでおられる方は、当然、今年8月の内水氾濫による被害を受けられた方をはじめ、低いところに住んでいるという認識は持たれてます。現状でも、ゲリラ豪雨、集中豪雨で大きな被害が出る、そこに70ヘクタールの大きな開発により、ますます被害が大きくなるんじゃないかという不安を持たれるのは当然だと思います。そこは今後しっかり住民の皆さんに説明、そしてしっかりとした対応を、先ほどの町の答弁も併せればやっていただけるものと思いますので、そこは期待していますのでお願いします。

では次、大枠2番、道路開発による周辺地域への影響についてお伺いします。

(1)町内には大津街道、これは豊後街道菊陽杉並木ですか、や鉄砲小路、こういった歴史的価値の高い道路があるわけですが、近年、急速な都市化に伴い様々な道路建設が進んでいますが、このことによって、そういった貴重な歴史的な財産、これが損なわれるようなことはないか、これについてお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 大津街道は、豊後街道のうち菊陽町から大津町までの区間であり、うち菊陽町の約6キロメートルを豊後街道菊陽杉並木として県の郷土修景美化地区として指定されており、町の歴史的、文化的遺産であります。

この道路は、県道熊本菊陽線として維持管理されていますが、道路区域内に存在する杉の木の伐採など、維持管理につきましては豊後街道菊陽杉並木伐採等協議会に諮り、伐採の可否を判断しています。直近では、菊陽空港線延伸道路との交差点部で現況の植樹帯が歩道になることから2本伐採しておりますが、南方地区の植栽帯に3本を補植して保存に努めているところです。

一方、鉄砲小路では、県道新山原水線沿いに約4キロにわたって地域の方々によってきれいに整備されている生け垣の町並みが続いており、平成元年には第1回くまもと景観賞を受賞され、さらに平成24年にくまもと歴町50選に選定されており、その景観のすばらしさと歴史的価値を感じることができます。現在、合志インターチェンジアクセス道路に接続するため、町道下原堀川線道路整備事業を熊本県に委託して実施しておりますが、地域の景観に配慮し、周辺の町並みと調和するように事業を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 今の答弁の中で、いわゆる豊後街道菊陽杉並木約6キロについてはしっかり保全する努力がなされているということなのですが、もう一つ鉄砲小路約4キロというのが出てきたんですけど、これはそもそも約1里なんです。約1里で4キロになってるんですけど、実際は5キロぐらいあるんです、鉄砲小路は。これは多分議員の皆さんも知らない方が多いかなと思いますが、そもそも鉄砲小路はどこからどこまでなのかと申しますと、まさに大津街道から境ノ松、あそこ鉄砲小路踏切です、あそこからが鉄砲小路なんです。そして、馬場まで弓なりに続く道路、これは議長が一番詳しいと思いますけど、それがそもそも鉄砲小路なんです。

光の森の開発のときに、鉄砲小路は分断されています。もうつながっていません。これは、多分当時、鉄砲小路区からも町のほうに鉄砲小路を人だけでもいいから通れるように戻してほしいという要望が上がっていると思います。

次が、今、沖野のほうから県道来ますと、合志のほうにそのまま道路が上がっていきまして、鉄砲小路はそこから右折して、何か本線じゃなくて支線のように今なっています。これで鉄砲小路は恐らく3.5キロぐらいに大分短くなってしまって、これは歴史で言いますと、細川忠利公が、1637年説、38年説あるんですけど、いずれにしても400年ほど昔に造られた歴史ある道路になります。今回、また空港延伸の関係上、大きな交差点が1つできるんですけど、これはそもそも、当然、数百年古来からの生活道路です。

次の質問に移るんですけど、道路の開発は分かります、必要なことです。ただ、こういう新たな道路開発や建設によって、渋滞の緩和、そういったものが期待される一方、交通量の増加や周辺地域の生活環境への影響、マイナスの要素も当然含まれています。その点についての対応というのを町がどの程度考えられているのかお聞きします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 新たな道路を整備することに伴う影響は、現道部分を工事することによる一時的な交通規制や、道路整備後は分散していた交通量が集中するほか走行速度が増加するため、周辺地域では騒音が生じることなどが考えられます。

工事による一時的な交通規制につきましては、事前に周辺地域や関係機関へ周知して、工事による影響を最小限に努めています。また、道路整備後の騒音などの影響につきましては、事前に予測できるものについては周辺地域と協議しながら対応するとともに、供用開始後に生じた影響についても、関係者と協議して丁寧に対応してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 周辺への影響に対しても、地域住民に丁寧に説明し対応していくということなのですが、先ほども申し上げましたが、この鉄砲小路というのは江戸時代当初から続く、そこに住まわれてる方々にとってはまさに生活の一部、生活道路として今現在も往来されてるわけなんですけど、空港延伸線との交差点において東西の横断歩道がつかない、そもそも信

号機もつかない、横断歩道もつかないということで、当然、鉄砲小路区のほうから町や県、あと大津警察署等に横断歩道だけはつけてほしいと要望してるわけなんですけど、これは鉄砲小路に限った話じゃなく、これからいろんなところで新しい道路の建設が進みます。そもそも、そこに住まわれその道を利用されていた人たちが新しく道路が通ることによって不便になる、これはいいのか悪いのか判断は難しいと思いますけど、住んでる方々にとっては否です。

鉄砲小路で言うならば、五、六メートルの道路を横断するのに、一旦上井手の上まで、堀川の上です、あそこが上井手なんですけど、あそこから先が堀川で、上まで行って信号で渡って、また帰ってきて、行けばいいじゃないですかと言われるんです。五、六メートルの先に渡れば行けるのを、何百メートルも迂回して通ればいいじゃないですかという。大津警察署からは、平気な顔で言われます。そもそも通っている道路だから、横断歩道がないと危ないから設置してほしい、当たり前な要望です。大津警察署からは、いやいや、横断歩道をつけたらますます人が通るようになるから危ないじゃないですかという。何を言ってるのかが意味が分かりません。でも、そういう行政、行政というか警察署の対応を到底住まわれてる人たちは受け入れられません。

ここは町の事業と関連している道路建設でもありますので、ぜひ町のほうから、諸事情あるとは思いますが、強く横断歩道の設置を要望していただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 菊陽空港線につきましては、交通管理者との協議によりまして、今議員がおっしゃられたとおりに、堀川との交差点に信号機と横断歩道が設置されることから、新山原水線のほうには横断歩道のほうは設置されません。

しかし、新山原水線への横断歩道の設置については地元より求められているという状況をお聞きしておりますので、町としましては、県及び交通管理者に対して設置の要望のほうをしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 要望はしましたが、やっぱり設置はできませんでしたでは、住まわれている方、地域の住民の方は納得もされませんし、大きく失望、落胆されますので、そこは強い決意で。東西だけで構いません。そもそも、生活道路として利用していた東西の往来が従来どおりにできるような措置を町としては何としてでも県や道路管理者のほうに強く要望していただきたいと思います。

では、次の(3)の質問に移らせていただきます。

(3)都市計画に基づく道路開発の結果、変則的な交差点となってしまった箇所が町には幾つか点在しておりますが、この現状を町は把握しているのか。また、その対策について検討が行われているのかについてお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 土地区画整理事業地内の道路は、地区内交通を処理し、沿道宅地へのアクセス確保など生活に密着した道路であり、不必要な通過交通を排除し、走行速度の上昇を抑え、良好な居住環境を保全することを目的としています。一方で、幹線道路などは、渋滞緩和や人流や物流の効率化など、走行速度を上昇させ、円滑な通過交通を確保することを目的としています。

議員御質問の変則的な交差点につきましては、土地区画整理事業地内で交通管理者と協議した上で整備しており、良好な居住環境を保全することを目的とした基本的なパターンの道路構成の交差点となっています。その上で、道路の安全確保につきましては、現状を調査した上で交通管理者の意見を聞きながら、必要があれば安全対策について検討してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 今、モニターに映っている交差点は、菊陽バイパスのフジチクから北に真っすぐ行ったところなんですけど、これは画面右手から来ますと右カーブ、これが本線です。ということは、ここを直進するときには、当然左折の方向指示器の使用が必要になります。ただ、現状はと申しますと、これはフジチク側から本線を右にカーブするときには右折の方向指示器を出される方が多いです。なぜかといいますと、方向指示器を出さないと、真っすぐ来るんだろうなと思われて、対面から左折しようとしてくる車は出てくるんです。これは、事故に当然なります。現状、そういう認識のドライバーが多いです。

それと、こちらはカーリーノ菊陽店の東側になるんですけど、ここは特に危ないです。ここは、交通量が先ほどの交差点に比べれば段違いです。恐らく、夕方渋滞する時間帯に行けば、ひやっとするような場面が幾つも見られます。

これは、先ほどの説明では、道路管理者と協議の上、住民に安全のどうたらこうたらという説明があったんですが、必要な対策を講じていきますというのがあったんですが、こういう状況で安全とはもはや誰も言わないと思うんですけど、ということはもう対策をされているということなんですか。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 道路の構造から申しますと、主道路がメインになりまして、入ってくる道路のほうには当然止まれ、一時停止等の安全措置を取っているという状況でございます。基本的には、運転者のほうで安全運転の義務違反にならないような形で対応するほかないのかなというところを考えているところです。見通しの悪い場所とか交差点では速度を安全に落とすとか、その辺の運転者のモラルが一番大事なのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 当然、事故が起きれば、ハンドルを握っている運転者が全て責任を負うわけなんですけど、そもそも事故を誘発するような道路にしておいて、事故が起きたら、あなた

のモラルがないんですというような今話だったんですけど、それ以外にも、ここはさんさん公園、図書館側から十一軒に抜ける交差点なんですけど、ここは今、朝は通勤の抜け道として利用される方が非常に多くて、これは当然、今、T字路突きあたりは向こうの道路のほうが本線なんです。西から来る車が止まって安全を確認するべきなんですけど、圧倒的に西から東へ往來する車が多くて、中にはここで一旦停止もせずに、そのまま何のお構いもなく猛スピードで走っていかれるドライバーも多いです。これは一例なんですけど、多分菊陽中で、久保田地区でもそうです、白水地区でもそうです。抜け道として農道を使われる、悪いドライバーとは言いませんが、この状況は町中で起きてます。だから、こういう明らかに危険がある、ここは一旦停止、先ほど何か一旦停止の看板がという話だったんですけど、ここには一旦停止の看板も停止線も何もないです。ここは南北の往來が少ないんで、事故もめったに起きないような状況なんですけど、それでも今、道路交通法に照らし合わせれば、非常に危険極まりない道路となっております。

あと、ここは横道の、昔、鈴木魚屋さん、平野床屋から上がる場所なんですけど、ここはヘアピンが本線なんです。ひばりヶ丘から下りてくる道路というのは、ここには一旦停止があります。ここも非常に危ないです。ここは意外と横道から上がってきて、ひばりヶ丘に抜かれる車が多いんです。上の津久礼ヶ丘のほうから下りてきて、横道のほうにヘアピン曲がられる方も多いいんです。非常に危険な交差点となっております。

こういう一例を挙げたんですけど、町としても、確かに国道、県道は町の道路ではありません、あと道路管理者は警察署なんで町は権限がありませんではなく、町民の安心・安全の暮らしのため、できる範囲内でも構いませんので、しっかりとした対応をお願いしたいんですが、町長、どうですか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 今、画像に出た道路は全て理解をしております。やはり、交通管理者のほうにも町としての思いをしっかりと伝えていく必要があるというふうには思います。どうやってこれをやっていくのかというのは、今から私どももしっかりと議論をして考えていかなければいけないというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 今、モニターのほうで数か所変則的な交差点を見せていただきましたけども、この交差点をまず安全な交差点にするためには視距の確保、交差点をもうちょっと拡幅したりとかというふうな措置が必要でございます。その際には、もちろん用地買収も必要になってきますので、短期的な改良というのはちょっと難しいかなというふうに考えております。その上で、交通の安全の確保は講じる必要がございますので、町長の答弁にもありましたとおり、交通管理者等の意見も聞きながら、安全対策のほうを講じていきたいというふうに考えてございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 心強い答弁をいただきましたので、あまりしつこく言うのは大人げないと思います。

いずれにしても、これは町民の暮らしの安心・安全に直結する問題ばかりです。町とされましては、しっかりとした対応をしていただけるものと期待しておりますので、そこはしっかりとお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（福島知雄議員） 藤本昭文議員の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩とします。

午後は13時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時42分

再開 午後0時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鬼塚洋議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 皆さん、こんにちは。議席番号1番、一陽会の鬼塚洋と申します。本日は、師走の忙しい中、議会傍聴にお越しいただき、ありがとうございます。

まず、昨日の午後11時15分頃、青森県沖で震度6強の地震が発生し、北海道、東北地域において強い揺れが観測されております。本地震により、既に数十名の方が負傷され、また住宅火災も発生しているとのことで、このたびの地震で被災された地域の皆様に心からお見舞いを申し上げます。まだ被害の全容が明らかでない現状ですが、一刻も早い復旧と住民の安全確保を願っております。

今回の震災は、我が国がいまだに大規模地震と津波のリスクと隣り合わせであることを改めて示しております。私たちが暮らす地域においても、想定外を前提にした防災対策、避難体制の整備、災害に強いまちづくりを進めるべきであると考えます。特に、高齢者、障害のある方、子育て世帯など、避難や支援が必要な方々の安全を第一に住民と行政が一体となって備えを強化しなければなりません。本日の一般質問においても、住民の安全と暮らしを守る政策をしっかりと議論できればと思います。

では、以降は質問席にて質問いたします。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） まず、1つ目は、若者の薬物乱用、依存防止についてです。

まず、質問の趣旨ですが、近年、若者による薬物、特に大麻の乱用が全国的に深刻化しております。警察庁の本年4月の統計資料によれば、昨年、薬物事犯で検挙された人員は、全国で1万3,464人、うち大麻事犯の検挙人員が6,078人と、全体の45%を占めております。この点、

薬物事犯全体の検挙人員は、ここ5年は横ばい傾向にありますが、大麻事犯の検挙人員は、ここ5年で1.4倍も増加しております。

なお、この数はあくまで検挙、捕まった人員であり、実際に大麻を使用しない所持した人は、実数はその何倍もしくは十数倍と推測されるという研究結果もあります。例えば、2019年に実施された住民の調査によると、大麻を生涯に一回でも使用したことのある人は約161万人いると推計されており、これを当時の日本の人口で割ると、全国の約1.3%の人が大麻の使用経験があるということになります。これを仮に本町の人口約4万6,000人に引き直すと、約580人。町内で580人もの方が大麻の使用歴があるというふうに算定できます。これはかなりの数字ではないかなと考えております。

さらに、大麻事犯の検挙者の年齢構成を見ますと、少し小さいんですけども、去年は20代以下が4,939人と、全体の約81%を占め、そのうち高校生が206人、中学生も26人と、かなり低年齢化が進んでおります。

ニュース等でも、皆様御存じと思いますが、県内でも今年の10月4日、山鹿市の遊戯施設において、駐車場の車内にいた15歳の若者ら3名が大麻使用の疑いで逮捕されております。また、10月28日にも、熊本市内の自宅で大麻を使用したとして、17歳の若者が逮捕されております。本人の供述によれば、まずその使用動機なんですけれども、何でも楽しく感じることができる効果が好きで使ったということです。このように、薬物事犯は、我々の身近なところでも起きております。

また、こちらのほうは犯罪ではないんですけども、若者による市販薬の過剰摂取、いわゆるオーバードーズに関する相談件数や救急搬送件数も増加しております。今年の8月15日の毎日新聞の記事によれば、厚生労働省の調査において、せき止め薬や解熱剤などの市販薬を過去1年以内に乱用目的で使った経験のある中学生は1.8%、約50人に1人いるということが推計されることが分かったと報じております。

こうした背景には、SNS上において大麻は安全だとか市販薬は問題ないといった誤った情報が拡散されていることに加え、学校や家庭、社会内における若者の孤立、メンタル不調が深刻化していることが指摘されています。そのため、若者の薬物乱用を防ぐには、学校、家庭、地域が連携し、薬物に関する正しい知識の普及、相談しやすい環境づくり、孤立を防ぐ地域づくりが求められております。また、本町においても、学校での薬物乱用防止教育に加え、広報、相談体制、地域連携など、町として取り組むべき領域が多岐にわたると考えます。

以上を踏まえて、(1)の質問ですが、(1)と(2)は関連しますので、一緒にいたします。

(1)町内小・中学校における薬物乱用防止教室や関連指導の実施状況はどうなっていますか。

また、(2)当該教育は若者の薬物乱用防止に効果を上げていますか。また、町はどのようにこれを検証していますか。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○**教育部長（矢野博則さん）** それではまず、1つ目の町内小・中学校における薬物乱用防止教室や関連指導の実施状況はどうなっているかについてお答えいたします。

2023年に策定された国の薬物乱用防止対策の行動計画、第6次薬物乱用防止5か年戦略において、薬物乱用防止教室は学校保健計画に位置づけ、全ての中学校及び高等学校において年1回開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めるとなっております。

本町では、児童・生徒の薬物乱用に対する正しい知識と健全な判断力、具体的には、何が正しく何が危険かを見極める力を育むことを狙いとし、町内全ての小・中学校において、専門的な知見を持つ学校薬剤師を講師として、毎年、薬物乱用防止教室を実施しており、従来の喫煙、飲酒、薬物乱用に加え、社会的な課題となっているオーバードーズの危険性についても指導することで、児童・生徒の理解を深めております。

また、学んだ内容につきましては、保健だよりなどを通じて保護者や地域にも積極的に情報発信し、家庭、地域社会と連携した啓発を推進しております。

次に、御質問の、当該教育は若者の薬物乱用防止に効果を上げているのか。また、町はどのように検証しているのかについてお答えいたします。

教育効果の検証につきましては、具体的な効果までには至っておりませんが、授業後における児童・生徒の感想や振り返りなどの意識調査や学校薬剤師からのフィードバック、警察などの関係機関との事案発生状況に関する情報共有を行うことで、次年度以降の指導改善に生かしております。

○**議長（福島知雄議員）** 鬼塚議員。

○**1番（鬼塚 洋議員）** ただいま答弁いただきましたが、薬物乱用防止教室については、国が薬物乱用防止を目的として策定した、今第6次になっておりますが、薬物乱用防止5か年戦略において、各学校で少なくとも年に1回は開催するよう求められているものです。

こちらは、菊陽中学校のホームページにございました薬物乱用防止教室の実際の記事でございます。こちらを見ますと、先月の19日に中学校の体育館で中学1年生全員を対象に、薬剤師の先生を講師として、薬物の依存性や体に及ぼすダメージについて、また社会へ及ぼす影響等について、動画やスライドなどを用いて多くの内容を紹介いただいたとあります。

ところで、この教室には生徒さんは見えるんですけど、保護者の方は参加されているんですか。

○**議長（福島知雄議員）** 教育審議員。

○**教育審議員（根本まり子さん）** 保護者の方の参加につきましては、授業の中で行われていますものですから、参加については呼びかけているということは学校のほうからは聞いてございません。

○**議長（福島知雄議員）** 鬼塚議員。

○**1番（鬼塚 洋議員）** こちらの教室の時間、やってる時間は1時間とか2時間とか、どれくらいですか。年に1回、開催しているということなんですけれども、今回中学1年生ですから、

中学段階においては3回受ける、そして違う内容の薬物乱用の教室を行っているということですか。

○議長（福島知雄議員） 教育審議員。

○教育審議員（根本まり子さん） まず、時間につきましては、小学生が45分の1時間、中学生が50分の1時間で実施をしております。学年につきましては、小学校が6年生、それから中学校は主に2年生で実施をしております。学校によりましては、1年生で実施をしているところもございます。これは、学習指導要領の中で、小学校の体育の中で保健の授業として薬物乱用に係る授業時数が3時間、それから中学校2年生の保健体育の授業の中で6時間、薬物乱用に関する授業内容を扱っておりますので、これに関連して薬物乱用教室を実施するものでございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） この教室としては、年に中学段階で1回、小学段階で1回ということですかね。

講師は薬剤師の方が多いと思うんですけども、その薬剤師の方は、実際に薬物依存をされている方とか、その家族と接した経験のある方が選定されているのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 教育審議員。

○教育審議員（根本まり子さん） そのことについては、教育委員会としては把握はしておりません。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 教室においてはもちろん、さっき説明しましたが、薬物の危険性についてはメインで講義をされていると思うんですけども、薬物乱用の背景にあるSNSの問題、もしくは学校、家庭、社会内における孤立の問題とか、そちらのテーマも併せて、45分、50分ってすごい短い時間だと思うんですけども、その中で触れられているのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 教育審議員。

○教育審議員（根本まり子さん） 薬物乱用防止教室の中につきましては、具体的な知識だけを指導するのではなく、ロールプレイング等を用いまして、学校や薬剤師がSNSのDMやLINE、信頼する友人からの誘いなど、最新かつ多様なシチュエーションを設定をしながら指導をしているところでございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 児童・生徒さんの意識調査も行っていると答弁いただきましたが、その教室の実施後に児童・生徒さんからアンケートは取ってるんですか。取っているとすれば、どういう内容のアンケートを取っていますか。

○議長（福島知雄議員） 教育審議員。

○教育審議員（根本まり子さん） アンケートにつきましては、項目ごとにアンケートに答えるというものではございませんで、薬物乱用教室を受けた後に、児童・生徒の意見や感想等を記述

として記載するような内容のものでございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） こちらは教育長に伺いたいんですけど、今の私の質問と答弁を踏まえて、現状の年1回、中学・小学段階で1回だけやってる薬物乱用防止教室について、そちらが若者薬物乱用防止に寄与しているかという点ですけど、十分に寄与されているとは考えておられますか。

○議長（福島知雄議員） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） 今、教育審議員のほうから、学校の現状、教育についてお答えさせていただきます。

今、議員のほうから、現状として十分であろうかというような御質問かと思いますが、先ほど、近年この5年間の特に大麻での使用等についても、数のほうも、パーセントのほうも見せていただきました。私たちの菊陽町でも、報告は上がっておりませんが、もしかしたら、そのような誘いに乗って、断れなくて、している子がいるとも限りません。ですから、十分かと言われると、もしかしたら十分ではないかもしれませんが、私たちは今このような薬物乱用防止教室を年に少なくとも1回行っておりますので、そこでしっかり教育しながら、断る力、この後出てきますが、断る力等も学習しながらやっていってほしいなと思っております。十分かどうかにつきましては、この後、教育委員会でも議論していきたい、学校と相談しながら議論していきたいと考えています。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 私なりに考えたんですけども、若者が最初に薬物を使用するきっかけなんですけど、主に考えられるのが、友人や知人らに誘われて、外部からの影響で使用するということと、自分から使用したくて使用する、このどちらかではないかなと思います。ただ、この2つについては、薬物を使用しないという目的を達成するためには、対処の方法が大きく異なると考えております。

前者については、外部からの影響ですので、さっきおっしゃった、誘いをしっかり断るといったいわゆる対人スキルや、正しい情報の取得、裏を返せば、誤った情報に惑わされない力、情報リテラシーの取得が重要になります。

一方で、後者の自分から使いたいという衝動に対しては、そもそもそうした気持ちを解消させるために、本人の内省に対するアプローチをしたり、またそのような気持ちを起こさせる原因、例えばそれがいじめだったりとか、家庭内での問題だったりとか、その他のストレスであったりとか、そうした問題の解決に対して取り組む必要があると考えます。

そこでまず、上のほうの前者に関しての(3)の質問なんですけれども、若者が大麻や市販薬などの薬物を誘われても断る力や相談する行動を身につけられるよう、学校現場では効果的な教育は実践されていますか。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 断る力の育成につきましては、薬物乱用防止教室におきまして、単に知識を教えるだけではなく、甘い言葉で近づく誘惑の具体的な手口やSNSなどの多様な誘いの経路、また具体的な断り方を複数教え、ロールプレイングを通じて実際に練習させることで実践的な断る力を養っております。

また、学校現場におきましては、相談行動を児童・生徒に身につけさせるために、各教科等の特性を生かした工夫された学習活動を行っております。

まず、道徳の時間において、他者への信頼や生命の貴さを主題とした学習を行い、児童・生徒が相談に対する心理的な障壁を取り除くことに重点を置いております。自己や他者の生命、心身の健康を損ないかねない誘いをテーマとする教材や資料を活用し、自分の大切な命を守るために他者を信頼してSOSを出すことは弱さではなく勇気ある行動であるという価値観を育成します。

次に、保健体育科において、ストレスや心身の不調の知識から支援を求める必要性を明確に理解させる学習活動などを工夫して行っております。特に、ストレスへの対処の方法を学習する過程で、市販薬の過剰摂取は対症療法にしかならず、より深刻な健康被害や薬物依存へとつながる危険性を明確に理解させます。そして、信頼できる友達や周囲の大人などに相談することがストレスへの対処の方法として役立つことを学ばせ、適切な対処法を実践し、解決が困難な場合に大人や専門家に相談することの重要性を理解させております。

さらに、特別活動を中心とした授業においては、具体的な相談窓口の周知とともに、断る力の育成と同様にロールプレイングなどの実践的な学習指導を導入し、状況を正確に伝え、支援を受け入れるための具体的なスキルを習得させております。

これらの教育活動を組織的、継続的に行うことで、児童・生徒が薬物乱用という危機的状況に直面した際に、適切に自己決定し、自ら支援を求められるよう実践的な力と態度を養っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 薬物乱用の外部からのきっかけはSNSが多いと思うんですけれども、学校教育現場においては、児童・生徒さんのSNSの利用状況などはある程度把握されているのでしょうか。また、その上で、児童・生徒さんやその家庭に対して、こういう危険性のあるSNSに触れないようにSNS利用の制限とかそういうことはなされているのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 教育審議員。

○教育審議員（根本まり子さん） まず、SNSの利用につきましては、年に1回の心のアンケート等で活用状況を各学校、教育委員会で把握をしております。

また、制限等につきましては、小学校におきましては、これは保護者の元で活用するという一方で、保護者の方の責任の元ということで各学校伝えております。また、中学校におきま

ては、中学生の発達段階から各学校で学級指導等をはじめ、いろんところで活用について指導等を行っているところでございます。制限につきましては、今のところ把握はしておりません。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 主に、大麻に触れるのは小学段階より中学段階と思うんですけど、児童・生徒さんに対しての取組は今御説明いただいたんですけど、保護者に対してのアプローチをもう少し詳しく御説明していただけますか。中学段階の保護者に対して、SNSの利用に関してどういう、例えば指示とまではいかないですけど、お願いとかそういうのをしてるかどうかを。

○議長（福島知雄議員） 教育審議員。

○教育審議員（根本まり子さん） これは、県の教育委員会からいろんな資料等が出されておりますので、それを安心メール等で発出をして啓発をしたり、あるいは学校におきましては、PTAの講演会ですとか親の学びプログラム等で保護者の方への啓発を行っているところでございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 実際に、そうした薬物に関して何か影響があって相談をしたいと児童・生徒さんが思う場合に、先ほど大人や専門家に支援を求められるようなというふうに説明いただきましたけど、具体的にどういう方を御案内されてるんでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 教育審議員。

○教育審議員（根本まり子さん） 学校内におきましては、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに加え、教職員全体の相談窓口も設置しておりますので、そちらを周知しております。また、特別活動等において、24時間子供SOSダイヤル等の相談窓口等も児童・生徒に繰り返し周知をしているところでございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） では、(4)の質問に移りますが、大麻は安全、市販薬は問題ないといったSNS上の誤情報に若者が惑わされないよう、町として正しい知識の周知をどのように図っておられますか。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 現在、薬物乱用に関する取組については、国が定める第6次薬物乱用防止5か年戦略を基に、県が熊本県薬物乱用対策実施計画を策定し、主体となって実施しているところです。

したがいまして、県の取組の報告となりますが、具体的には、6月26日の国際麻薬乱用撲滅デーに合わせたヤング街頭キャンペーンを、また10月8日の世界ライオンズ奉仕デーに県内の中学校で青少年健全育成・薬物乱用防止キャンペーンが実施されています。また、県のホームページでは、オーバードーズや大麻について、ユーチューブも活用し、掲載されています。さ

らには、LINE等による幅広い若者への啓発も計画されていると伺っています。

町を取組としては、先ほど御説明した小・中学校での薬物乱用防止教室を通して児童・生徒に対しての取組は行っておりますが、町独自のその他の若者に対する正しい知識の周知までには至っておりません。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） こちら、今答弁いただきました熊本県のホームページで、オーバードーズ予防に関する10分ちょっと、2本あるんですけど、10分と13分程度の動画が載っております。私も確認しましたが、結構しっかり作り込まれておまして、町で同じものを作るのはさすがに予算的にも難しいと思うんですけども、例えば町のホームページからこちらのホームページに誘導したりとか、町の公式のLINEからこちらの動画に誘導したりとか、そういうことはされていますか。

○議長（福島知雄議員） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（岩下美穂さん） 御質問にお答えします。

現在、町のホームページからの誘導については、掲載できてない状況となっております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 先ほど、町独自では若者に対する正しい知識の周知がまだできてないということだったんですけども、学校現場、教育現場を除いて、学校、教育現場は先ほどしっかりやられてるというのを伺いましたので、町独自でそうした正しい知識の周知ができてないことについて何か要因、理由はあるのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 先ほどお答えしましたけども、現在この取組については国、県のほうが進められておりますので、その点に関しまして、現在、町のほうでは取り組めていなかったということになります。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 国、県がやってるのは把握しました。国、県がやってるから町がやらなくていいとか、やっちゃ駄目ってことじゃなくて、私が質問しているのは、国、県がやってるけど、町がやらない理由はどういうことですかという質問です。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 先ほど申しました、国が定めます第6次薬物乱用防止5か年計画及び県が定めております熊本県薬物乱用対策実施計画の中に市町村の役割というのは定められておられませんでしたので、現在のところ、取り組んでいなかったということです。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） ここで論争すると長くなりますので、(5)の質問に移りますが、若者や

保護者に対して、町の広報紙やSNSなどを活用した薬物乱用防止の注意喚起、こういうホームページのやつでもいいんですけど、そうしたことをより積極的に進めるべきだと改めて考えるんですけども、町の考えはいかがですか。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 若者を中心とした薬物乱用の問題は、全国的にも深刻化しています。また、県内では、県警から公表されている令和6年中の少年の薬物乱用の事犯は9件と報告されていますが、報告数以上に、SNS等の情報などにより、若者が身近にその危険にさらされていることが考えられます。

薬物乱用対策には、先ほど議員のほうも申されましたけど、個人はもとより、家庭、学校、そして地域全体での取組が必要と考えます。今後は、県が発信している情報を町民へさらに共有を図るため、広報きくようや町ホームページへの掲載、若者や保護者が日常的に利用しているSNS等のデジタル媒体の活用などの方法について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） こちらは、広報きくようの令和5年9月に掲載された記事でございます。恐らく、警察からの依頼文書が載せられてると思うんですけども、この時点で大麻事犯が若年層に拡大していること、SNS上の誤情報に惑わされないような注意喚起を行っております。よろしければ、実際こういうのを載せてますので、町自身においても、もっと若者が目を引くようなグラフやイラストなど載せて、もっと目につく記事を再度、増えていますので、掲載いただきたいと思っております。

今、検討していくということだったんですけど、検討を行っていく担当課と、大体検討の期間ってどれぐらいを考えてるのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） この取組については各課にまかされますけども、一応健康・保険課のほうで取りまとめて、早いうちに掲載したいと思っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） じゃあ、もう一つの点についての質問に移ります。

次に、後者の自ら薬物を使用したくて使用する人に対する対策として、(6)の質問ですが、大麻や市販薬の乱用を含む薬物に関する若者の悩みを早期に把握するために、町や県などの相談窓口をどのように周知して、対応体制をどのように強化していくのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 現在、大麻、オーバードーズなどの薬物相談に関しては、熊本県精神保健福祉センターが専門の相談窓口となっております。

一方、本町の相談窓口として、福祉課では、こころの相談やひきこもり相談を実施し、また

こども家庭相談課では、子どもに関する様々な相談に対応するこども総合相談や、臨床心理士、精神保健福祉士などの専門職が保育園、小学校、中学校などを定期的に巡回し、支援につなげる巡回・相談支援事業を実施し、さらに健康・保険課では、妊娠期から子育て期を対象とした伴走型相談支援を実施しており、問題解決のためにそれぞれが連携を図りながら切れ目ない支援を行っているところです。

いずれの相談事業も薬物に特化した相談窓口ではありませんが、日頃の悩みや心の不調、ひきこもり、生活に関する悩みなど、様々な悩みに対し町が身近な立場で寄り添い、県の相談窓口や専門の医療機関などにつなぐ役割が担えると考えております。町としましては、これらの相談窓口の強みを生かし、引き続き若者の薬物乱用、依存防止のための早期介入も意識した相談支援を丁寧を実施していくとともに、広報きくようや町ホームページなどを活用した周知も実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 町の窓口で、臨床心理士、精神保健福祉士、専門家がいらっしやると伺いましたけど、先ほども質問したんですけど、そうした方々は、実際に薬物の依存症の本人やその家族と接した経験がえられる方なんでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（岩下美穂さん） お答えします。

薬物に関する家族とか当事者の方に接した経験があるかどうかなんですけれども、相談の中で、例えば御本人がオーバードーズの関係で相談に、経緯に至ったという方もいらっしやいますので、その中で少なからず経験はえられるかと思えます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） ちょっと時間が押してまいりましたので、最後の質問に移りますが、この点については私も弁護士としての経験から少し補足をさせていただきます。

私、これまで、薬物事犯を含めて少年の犯罪、非行も含めてなんですけど、その少年の弁護人、付添人として数十件程度関わってまいりましたが、少年の犯罪、非行については、そのほとんどと言っていいほど少年自身のみならず、その少年の置かれた家庭環境が影響しております。学校の先生も、家庭訪問や保護者面談の際などにお気づきかもしれないんですけど、家庭がその少年の非行に対して寛容であればあるほど少年自身も非行が助長されますし、逆に厳し過ぎれば、それに反発してまた非行に走ってしまうというなかなか難しい問題があります。

ですので、少年の非行、当然薬物問題も含むんですけど、それを解決するには少年自身のみならず、その家庭に対する働きかけが必要不可欠です。だからこそ、少年と、またその家庭とのつながりがある義務教育の段階においては、学校現場のほうからできる限り家庭に働きかけ

ていただく必要がありますし、義務教育課程を終えた段階においては、地域ないし行政がその役割を引き継いでいく必要があると考えます。昔と違って、昔の近所の世話好きのおじさん、おばさんというのが何か言ったらまた対人関係がということで、お隣であっても何も口出しできないような今社会になってますけれども、その分の役割を町、行政、地域が果たしていく必要があるのではないかと思います。

そこで、(7)の質問ですが、若者が孤立せず、薬物に依存しにくい環境をつくるために、町は地域の住民や関係団体との連携をどのように推進していかれますか。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 繰り返しになりますが、薬物に依存しにくい環境をつくるためには、若者が孤立せず、家庭、学校、そして地域団体全体での取組が重要です。

本町には、青少年の健全な育成を図ることを目的とした多くの関係団体で組織されている菊陽町青少年健全育成町民会議があります。これまでも、研修会の中で薬物乱用、依存防止に関連した青少年犯罪や、SNS、インターネットの危険や、犯罪に関する研修などを実施しております。引き続き、この会議における研修の充実を図るとともに、県と連携を図りながら、孤立や薬物依存を未然に防ぐ健全な地域社会づくりを進めてまいります。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） ただいま答弁いただきました青少年健全育成会議ですが、私が確認しました資料によれば、年に1回、全体の研修を実施されており、例えば平成27年には、危険ドラッグについて保健所の方を講師に研修を行われております。最近は、薬物に関してがあまりないようなんですけれども、こうして若者の薬物事犯が増えている現状を踏まえまして、改めて薬物依存に特化した研修を行う予定はありますか。

○議長（福島知雄議員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（今村珠紀さん） 今年度のほうでも研修等がまだ今度1月に予定されておられて、その中でも少し薬物関係の研修のほうをできたらと考えております。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） ぜひとも実施いただければと思います。

ところで、この研修を受けられるのは大人、専門の方々だと思うんですけど、そうして研修を受けられた方々は、そこで学んだ知見をどのように、使用したいとかという若者とか、その家庭、地域にフィードバックされているのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（今村珠紀さん） 現場へのフィードバックがされているかの状況は、まだ町としては把握しておりませんが、今後、研修会で得られた知識や気づきを現場の取組へ反映していただけるよう働きかけを行ってまいりたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 町としても、いろんなことに対応しないといけないので、できることは

当然限りがあると思います。ただ、薬物乱用、依存の問題に関しては、一旦これが蔓延してしまうと、これを解消するには多大な時間、費用、労力がかかります。当然、その薬物を使用した若者の人生も棒に振ってしまいます。薬物犯罪は、一般の犯罪と違って法律上の被害者というものが存在はしません。ただ、社会的な立場から考えますと、間違いなくその薬物を使用した若者とその家族、そして大きく言えば、その若者を取り巻く社会も被害者と言えます。

できれば、今回の私の質問をきっかけに、町も当事者意識をこれまで以上に持っていただき、薬物乱用、依存に対して、もっと積極的に取り組んでいただくことを願ひまして、最後に町長にも伺いたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 私も、菊陽町青少年健全育成町民会議の会長を仰せつかっております。

鬼塚議員がおっしゃるようなことが今まで、私も若いときは菊陽町ではそういうことはないのじゃないのかなと思うぐらいな感じでしたけども、最近になりましていろんな要素が今おっしゃったようにございます。そこは、鬼塚議員もおっしゃいましたけど、まず家庭でしっかりと教育をしていただいて、そしてまた学校、そしてまた社会全体がそういうことがないように啓発も含めて今後はしっかりとやっていかなければならないと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） ぜひよろしく願いいたします。

では、次の2の物価高騰対策について質問いたします。

この質問については、既に複数の同僚議員が類似の質問をしておりますので、重複しない形での答弁をお願いいたします。

まず、質問の趣旨ですが、町と町民がそれぞれ置かれている現状を踏まえ、町民に対する経済的な支援を求めるものです。

まず、町の現状についてなんですけれども、端的に町が不交付団体になっているということです。もちろん、不交付団体が必ずしも財政に余裕があるというわけではないというのは、私自身も理解しております。しかし、本町が不交付団体となった背景には、J A S Mを中心とする半導体関連大企業の進出があり、よほどの国際情勢の変動がない限り、この状態はしばらく続き、税収も今まで以上に増加すると、私は財務の専門家ではないんですけども、そういうふうに予想をしております。

一方で、町民の家計負担は異常な状況と言えます。先月、総務省の統計局において公表された本年度の消費者物価指数は112.8%であり、ちょっと文字が小さい、2020年、5年前との比較で12.8%も増加しております。その下の前年同月比を見ても3%の上昇であり、1年で3%物価が上がってるんです。買物などの際に、物の値段が上がり過ぎてびっくりされた経験は皆さんあるのではないかと思います。

こちらは、私がC h a t G P Tで作成した消費者物価指数の推移なんですけれども、右側を

見てみますと分かりますとおり、僅か5年で12%、1年で3%の右肩上がりの指数の増加はここ最近では経験がございません。左端の黄色の囲みでしている1980年から90年の分については、これは高度経済成長時代なので物価も上がるんですけど、賃金も上がってるので問題なかったんです。ただ、右のほうは、物価は上がってるんですけど、現在、賃金はほぼ漸増というか横ばいに近い形なので、物価だけが上がり続けているという状況になっております。

さらに、人が生きる上で欠かせないのは食べ物ですが、エンゲル係数、すなわち家庭の消費支出に占める食費の割合については、これも、総務省の家計調査によると、昨年時点において28.3%と約40年ぶりの高水準を示しております。家計の約3割が食費に消えているということです。ことわざで「衣食足りて礼節を知る」ということがあるんですけども、やはり人はしっかり食べないと、人としての暮らしを十分に果たすことができません。こうしたエンゲル係数が高い状況においては、到底ゆとりのある生活は送れないと私自身は考えております。

以上から、(1)の質問ですが、物価高騰が進む中、町の税収は増えております。町として、税収増を急ぎ町民に給付金などで還元する必要があると考えますが、町の考えはいかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 議員のほうから、重複するようなお答えのほうはできるだけ省いてということなので、町が不交付税団体になったということでのどのような影響とかを受けるのかということは御承知のところかと思ひながら、答弁をさせていただきます。

本町は、御承知のとおり、税収入の自主財源が増えたことにより、地方交付税の不交付団体となりました。これは、普通交付税の算定において基準財政収入額が基準財政需要額を上回り、財政力が1.0を超えることを意味いたします。今後については、先ほど議員のほうからありましたように、世界情勢などの変更など様々な要因がありますけども、当面は一定の税収が続くと考えております。

先日の上田議員の質問のときにも町長から御答弁しましたけれども、一定の税収が見込めるとはいえ、無尽蔵に税収が確保できるわけではございません。この普通交付税の不交付団体になることで、一部の国交付金などの影響があることも分かってきました。例えばですが、国が本来交付すべき地方交付税の一部を臨時財政対策債という起債で町が立て替えるような仕組みがありました。この元利償還分、いわゆる返済分については後年度の普通交付税として補填されるものとなります。しかし、本町のように基準財政収入額が必要額を上回る場合は、結果として補填されないこととなります。

また、ふるさと納税につきましても、地方交付税の計算上では、住民税の控除、いわゆる減収分が発生して、この減収分のうち75%は基準財政収入額に算入され、普通交付税によって補填される計算式となっています。しかしながら、収入額に算入されましても、本町のように需要額より収入額が大きくなると、結果としてその補填がないということになります。

加えて、一部の国庫補助事業では、交付対象外や交付率の低下といった影響があることも確

認されています。

いずれも、財政上に危機を招くという内容ではありませんが、当然、財政運営上留意点となります。あわせて、不交付団体は一定期間継続すると見込んであるものの、急激な景気の変動による税収の減少など、再び交付団体に戻る可能性も考慮し、一定の基金積立ても必要と考えております。今回、普通交付税の不交付団体になることが決して自由に使えるお金が増えたということではなく、今後の安定的な財政運営に向けた責任を持った対応が求められるということを議員の皆様にも御承知いただきたいと考えております。

御質問の給付金事業については、財政面だけでなく、制度設計から周知そして実施まで、相応の事務的負担が非常に大きい事業となります。また、生活支援や地域事業者への支援など、目的を明確にした上で、その効果を見極め、国などの特定財源を確保して実施することが望ましい事業と考えております。あわせて、今後、財政規律を守りつつ計画的にまちづくり事業などを進めていくことを考えますと、一定規模の給付金を行うほどの財源は確保できてないと考えており、町独自として行うことは予定しておりません。

一方で、これまでのまちづくりや企業誘致の成果として、様々な税収が伸びていることは事実であります。町としましては、その成果を幅広い世代に実感いただけるよう、子育て支援となる本年度からの給食費無償化を継続するとともに、高齢者世代、働き盛り世代に向けた施策も令和8年度当初予算に組み込んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） かなり詳しく説明いただきました。

ところで、先日の同僚議員に対する質問の答弁を確認したいんですけれども、概要ですけれども、物価高騰対策については、国の重点支援地方交付金を原資として、プレミアム商品券の発行も一つの案として、今月中にどうした給付事業を行うかについて方向性を定めるということでしたけど、そちらで間違いはないですか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 昨日も答弁しましたように、現在、国のほうから様々な推奨メニューのほうが出されておりますので、その中から、御質問のありましたプレミアム商品券のことも一つのメニューとして考えながら、何が効果的かというのを考えながら、できるだけ早い時期に、12月中に出せれば出していきたいというふうに考えております。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 一方で、私の質問に対する答弁なんですけど、簡単にまとめさせていただきますと、町は現状不交付団体になられているんですけれども、今後の動向もございまして、基金の積立など財政的な配慮が引き続き必要であると。給付金事業については、事務的な負担が大きいと。また、給付については、先ほどの交付金など国の特定財源を利用すべきで、町独自の事業の予定は現時点でないという、そのような理解でよろしいでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） そのようなところでよろしいかと思えます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） では、(2)の質問に移りますが、町内事業者への支援も併せて、商品券の給付、これはプレミアム商品券に触れていただきましたけど、もう一回質問させていただきます。(2)です。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 御質問のプレミアム付商品券のような事業につきましては、これまでも様々な財源を活用して、商品券や食事券事業として、町内事業者の支援や物価高騰対策、生活支援の一環として、複数回実施してきております。給付金と同様に、事務処理や経費の面で負担の大きな事業であります。町内事業者向けの地域経済の活性化、町民の皆さんの物価高騰対策、生活支援につながるものと認識しております。

昨日の坂本議員、馬場議員の御質問でも答弁させていただきましたが、プレミアム付商品券のような事業については、今後成立が見込まれる国の経済対策における補正予算の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用も視野に事業化を検討してまいりたいと考えております。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） プレミアム商品券の発行自体は可能性としてあるということですが、あくまでその原資が国の交付金に頼られてるということも理解いたしました。

ただ、改めて申し上げたいんですけれども、企業誘致などにより、町の税収が増えていることは間違いのない事実でございます。一方で、全国的に見ましても、先ほどグラフ等で説明しましたとおり、ここ数年の消費者物価指数の上昇は、過去、ほぼ物価が上がらなかった我が国において、極めて異常とも言える物価高になっており、生活必需品を中心とした値上がりによって幅広い世代で家計が圧迫されている状況にあります。このように町民の生活負担がこれまでにない形で顕在化している局面において、財政が比較的安定しております不交付団体である本町がほかの自治体以上に町民の生活を下支えする措置を検討することは、むしろ行政として当然の責務ではないのかと考えております。

そこで、再度質問なんですけれども、町は、事務負担が大きい、財源が確保できないと、町独自の事業の実施には否定的なようなんですけれども、例えば、給付じゃなくて、私、給付金などって質問してるんですけど、住民税の一部の減税や、対象者を絞った限定的な給付とか少額の一時金の支給など、財政規模や事務負担をある程度抑えた段階的、縮小的な町自身の独自の事業の実施については選択肢としては上がらないのでしょうか。

また、国からの交付金とありましたが、国からの交付金以外に町の予算もしっかりそれにくっつけて、併せて重複的なプラスアルファの補助事業も行うことも考えられると思うんですけども、こうした柔軟な還元策については検討はなされないのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 非常に財政も少し豊かになってきていると、それを独自の支援策をつくったらどうかという御意見だったと思いますけれども、基本的に町民への支援というのは、直接の補助事業と間接的な支援と両方あるんだろうと思ってます。

直接、プレミアム券を発行するとか水道料金を下げるとか、そういう物価高騰対策というのは、これは国が一義的にやっていくものなんだろうと思ってます。

一方で、町として、間接的な補助事業というものに着眼して、現在取組を進めているということでございます。例えば、子どもたちの給食費の無償化、要するに子どもたちが学校に行けば、結局、学校に支援をすることによって公会計によって給食を無償で食べれると、これは間接補助でございます。それから、高齢者対策についても、現在、前回の議会でも御説明しましたけれども、介護職員の処遇改善であったり、介護住宅の助成であったり、要するにそういう間接的なところ、そして働き盛り世代については、がん検診の無償化ですか、割引とか還元すると。そういうような制度を町として取り組んでいくと。こういう取組は、全国でもない取組なんです。まさに、そういう間接的な補助事業について、私どもは積極的に取り組んでいきながら、直接補助の部分については国の給付金を活用していこうというふうに考えているところでございます。直接補助にプラスをするというより、町としては、そういった間接的な支援をやることによって、結果として、町民の皆さん方の豊かな暮らしになる、そういった支援を行っていききたいと、そういう中でこれからも取り組んでいききたいと思っているところでございます。どうぞ御理解いただければと思います。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 理解はしていますし、町自身も当然頑張っているのは承知してはるんですけど、現状、町民の皆さんの生活が逼迫されてるということもありましたので、この質問をさせていただいてますし、全国的に物価高騰で逼迫しているんですけど、本町におきましては、それに併せて地価の高騰で固定資産税が上がったりとか、アパートを借りてる人はアパートの家賃が上がったりということで、ほかの自治体と比較しても家計的な負担が大きいと。だからこそ、なおのこと、給食費等の事業も当然間接補助としてやられているということですけども、さらにほかに何かないかということで、こうした質問をさせていただきました。

(2)の質問に関してですけども、町は、先ほど御説明いただきましたとおり、これまでプレミアム商品券の事業を複数回実施されております。直近の事業におきましては、たしか4万セット販売して、商品券の利用率ほぼ100%だったと、非常に高い効果を上げられており、町民の生活支援と事業者の支援に資する施策として成果が確認されております。

この点は、事務負担とか、御説明いただいたんですけど、商工会のほうが前回担当してノウハウもございますので、事務負担の労力的なのはある程度前回よりも軽減できるのではないかなと思いますし、町の費用負担の拡大については、これはたしか5,000円の商品券を8,000円で売って、プレミアム部分が60%、結構高いんです。先ほどの消費者物価指数の上がり率が12.8%

なので、60%プレミアムをつけなくても、例えばその半分の30%ぐらいプレミアムをつけて町としての支出をある程度下げると、町としても実施しやすい制度設計にはなるのかなというふうに思っております。

最後に、もう一度町長に聞きたいんですけども、国の交付金も当然大事なんですけれども、不交付団体となり財政基盤が安定している今こそ、町民や事業者に還元する施策を自主的に講ずるべきであり、町自らが財源を確保して実施する独自の還元策について、町としての御意見を町長からもお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） これまで答弁していたとおり、現時点におけます将来の歳入の見通しとして、また事業の趣旨、目的、効果などを総合的に勘案しますと、町独自での財源で給付金や商品券といった事業を実施することは、現状では難しいと判断をしております。

また、鬼塚議員は、弁護士という職業柄、多額のお金を実際手にしたことで御自身の人生設計、計画を、なかなかまいようにいなくなると、狂わせた方がいらっしゃるということは御存じだというふうには思います。これは、町と個人とを比較するとどうなのかなと思いますが、あえて比較をさせていただくと、やはり町としてはそういうことはできない、住民の皆様方の血税、そしてまた国民の皆様方の血税を預かりながら町を運営していくということでありますので、青天井ではないこの財政運営の中で厳し目にやっていくのがこの町を豊かにする、100年後もとよく言えますけれども、そういったところが非常に大事なのかなというふうには思います。

ただし、ただしですよ、今後、税収が大きく上振れするなど財政状況に一定の余裕が生じた場合におきましては、地域振興や生活の支援の観点からおきまして、町独自の財源を活用して実施することが効果的であり、住民の皆様方の期待に応えるものであると判断できる際には検討してまいりたいというふうには思っております。

以上でございます。

（「それと、すみません、副町長のほうからちょっと訂正を」の声あり）

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 今回の国の重点支援交付金の実施時期についてでございますけれども、できることから年内からというお話をいたしたところでございますけれども、中には支援枠と推奨事業枠というのがございます。まさに、プレミアム商品券はこの推奨事業枠という形になります。これについて、団体の皆さん方のお声とか、その効果がどうかというのを少し丁寧に調べた上で、より効果的な施策を打っていったほうがいいと思いますので、すみません、まだ実施時期については決めておりませんが、年明け早々ぐらいになるんじゃないかなと思っておりますので、年内に実施するという部分については少し訂正させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 先ほど町長のほうから、仮定ではございますが、税収増の状況も踏まえて、独自での実施の可能性は示唆いただきました。

繰り返しになりますけど、物価の上昇幅は我が国として過去に例を見ない水準に達しており、生活必需品を中心とする値上がり幅が幅広い世代を直撃しております。こうした中で、不交付団体となり財政的に一定の余力を持つ本町が町民、事業者の生活と経済活動を下支えする施策を講じることは、むしろ当然の行政的な責任と考えます。町におかれましては、町独自の給付事業について、ぜひとも再考をお願いいたします。

これで終わりますが、今回の1つ目の薬物に関するテーマは、正直私がこれまで行った一般質問と違い、正直どういうふうになれば解決できるのかなと悩みながら質問させていただきました。ただ、一般質問の趣旨としましては、はっきりした問題解決だけではなく、問題の可視化、問題を提起することにもあると思いますので、こうした問題についても気づく限り取り組んでいきたいと思っております。

今回の私の一般質問を機に、若者に関わる全ての皆様が薬物問題に目を向けていただければ幸いです。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚洋議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時56分

再開 午後2時7分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

布田悟議員。

○11番（布田 悟議員） 傍聴席においての町民の皆さん、お忙しい中、傍聴においでいただきありがとうございます。それから、今日は傍聴席は少ないんですけど、恐らくモニターで御覧になっている方もたくさんおられるかと思っております。または、今はユーチューブでも生で見られるかどうか私はちょっと存じておりませんが、ユーチューブで録画で見られる方もおられるかと思っておりますので、こうやって傍聴していただくと本当にありがたいと思っております。

私は無所属です。布田悟と申します。

一般質問になりますけれど、私が今日は最後で、あとあしたお一人残っておられますけれど、話題になっているのがこの議会でも、木村知事の土着宗教、その発言も問題になっておりますけれど、あの方は関東出身ですから、熊本、九州の風習とかよく分からないということで、ああいう発言されたかと思っておりますけれど、この熊本におきましては、その問題もありません。

けれど、撤回もされたということで、熊本県民としては、また水の問題、一番敏感になっている菊陽町民といたしましても、そこは寛大に見てあげた方がいいんじゃないかと私は思っております。

また、自衛隊西部方面総監部におけるミサイル配置の問題、これも健軍周辺の方は特に敏感になっていると思います。九州におきましては、熊本もあと八景水谷の第8師団もありますし、宮崎の新田原基地もあります。それから、鹿児島は離島のほうにそれぞれ、台湾、中国を警戒している自衛隊の基地も配備されております。

また、佐賀におきましては佐賀空港が、これは自衛隊が共有しておるんですけど、県民、いろんな議論の上、オスプレイが配備されておりますので、私は日本国を守る、そして日本国の領土、人民、国民の安全を守るという観点からは、これは沖縄は、ああいった形で非常に被害も受け、現在も米軍の基地があるということで非常に負担を負ってるわけでありましてけれど、そこは同じく日本国民としてまた等しくその防衛の柱に対する寛容な心は持たなければならぬというふうに思っております。

今日は、そういった形で北朝鮮に対する日本の在り方、拉致されている被害者が政府認定だけでも17名おられます。帰ってきているのは5名、それ以外に特定失踪者と言われる方が、これは約という数字しか出ておりませんが900名おられますので、その方たち約900名を含めた拉致被害者全員の一括の帰国を願って、政府もまた国民も運動を続けているわけでありまして。

とりわけ、学校教育の中におきましても、このことはしっかりと子どもさんたちにも教育をしていかなければならない、啓発もしていかなければならない、ということで、まずはその問題から、今日は質問したいと思っております。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 質問事項としては、今申し上げましたように北朝鮮による日本人拉致被害者の取戻しの問題です。

この啓発及び解決に向けた取組についてということで、過去菊陽町の議会におきまして、2回この問題につきまして関連質問をしております。そういったところの経過も踏まえまして、まず町としては啓発活動推進のため、現在何を実施してるかということをお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 本町におきましては、令和3年3月に改訂した菊陽町人権教育・啓発基本計画の中で、国や県と連携し、幅広い年代に対し正しい知識と情報の普及及び啓発を図るとしております。

啓発の取組としましては、拉致被害者の家族の方や被害者救出を支援する団体などと協力して、拉致問題に関する国民世論の啓発を図るため、支援団体等が主催する北朝鮮拉致問題解決に向けた講演会などへの職員の参加や、募金活動、署名活動、イベントなどに協力し、住民啓発に努めてきたところです。

毎年、継続して取り組んでいるものとしましては、役場本庁舎、各町民センターなどで啓発

ポスターや県内で行われる講演会のポスター掲示を行ったり、町広報紙、ホームページへ啓発記事を掲載し、町民への情報の普及啓発を行っております。

今後、このような啓発活動を継続し、国、県、関係する団体等と連携して啓発に取り組みたいと考えております。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 今、町としての取組を答えていただきましたけれど、なかなか拉致被害者救済問題というのは、家族の方もおられるということがありまして、その活動においては微妙なところがあります。私は、北朝鮮に拉致された日本人被害者を救出する熊本の会の代表でありますけれど、こういった組織が全国に展開しております。全国にあるというわけではありません。九州では鹿児島によって1度設立されましたけど、署名活動等におけるいろんな内部の問題で御家族の方との行き違いがあり、それから募金活動もやっておりましたので、お金が入ってくる、出ていくということで、その辺でちょっと何か行き違いがあつて、鹿児島では今現在救う会はないという状況であります。ほかは九州では全県下あります。

署名活動を私たちは主にやってるわけでありまして、答弁の中で募金活動、署名活動、イベント等に協力しているとあります。この活動を、もしされているならば、どういった活動をされているかということと、役場本庁舎と各町民センター等で啓発ポスターを掲示しているということですけど、この啓発ポスターは役場の本庁舎では見ることありますけど、ほかに町の関連施設のどこに掲示しているのか、これをお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭さん） 失礼します。募金活動につきましては、布田議員も所属されております会の講演会等でも募金活動とかがございますので、そういうときに、我々が参加した際に募金を行ったりとか、そういうことで行っております。

あと、ポスター掲示物につきましては、町民センター、各センターが数か所ございますが、その各センターに、ポスター的には古いものになりますけども、掲示をしているところでございます。本庁舎につきましては、玄関のほうに松木薫さんのパンフレットがございまして、それを今回掲示させていただいております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 関連する団体などということは、せんだって12月7日には熊本県の北朝鮮拉致被害者を救出するための講演会ということで、毎年やっておりますけれど、そういったところでも参加されておりますし、そういったところの協力だと思います。

二殿教育長と弓削課長ともう一人職員の方に参加していただいております。菊陽町におきましては毎回参加しておりますので、本当にありがたいところではございます。

そういったところへの参加、それと啓発ポスターは中学校、小学校、町内にある短期大学、それから私立の大学とこの辺のところには配布されておるのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭さん） 失礼します。大学とか、各そういう機関につきましては、県のほうから配布されてまいりますポスター関係の枚数に限りがございますので、あくまでも町内の施設に限ってということで配布させていただいております。学校関係につきましては、ちょっと私のほうでは把握をしておりません。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 一番インパクトのあるポスターは、皆さんも見られたかと思えますけど、横田めぐみさんが、あれは拉致される直前だと思います、お正月に赤い和服を着た写真があります。あれなんかは小学校、中学校等に貼っていただくと、子どもたちがこの写真は何だろうかということで興味を示すと思えますけど、その点はいかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭さん） 失礼します。布田議員のほうから御提案がございましたとおり、県の国際課のほうに問合せをしまして、ポスター等があればこちらのほうに取り寄せて、学校のほうにも配布できればというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 私の事務所にも、何年前ですかね、それこそ20年前ぐらいからのめぐみさんのポスターがあります。かなり傷んできましたので、手に入らないのかなと思ったんですけど、二、三日前に電話してみましたら、内閣官房拉致問題対策本部事務局、木原稔さんが、官房長官がここのトップでありまして、もちろん拉致問題対策担当大臣にもなっておりますので、そういったこともありまして、電話したんですけど、まだあるそうです。これありますよね。

（人権教育・啓発課長弓削浩昭さん「はい」の声あり）

この後ろに連絡先ありますので、ぜひ取り寄せていただきたいと思っております。

それでは、質問項目の2番目に入ります。

先ほど申し上げましたけど、平成31年3月と令和2年12月の定例会の一般質問で、菊陽町の小・中学校での拉致問題啓発に向けた取組を私が質問しております。

その後の進捗状況、小学校でこういった拉致問題についての啓発に向けた教育を受けたということであると、そのままスライドして中学でまた受ける可能性がありますので、これは拉致問題が解決するまでは、ひょっとしたら来年解決するのかもしれないし、年明け早々かもしれません、いつ問題が解決するか分かりませんが、継続していかなければならないと思っておりますけど、その後の取組の進捗状況はいかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 学校教育における北朝鮮による拉致問題に関する啓発活動につま

しては、平成31年3月及び令和2年12月の定例議会での御質問以降、取組の重要性を再認識し、従前からの取組を確実かつ継続的に授業を通じて実施しているという進捗でございます。

特に、政府拉致問題対策本部提供の啓発アニメ「めぐみ」などの教材につきましては、全校への提供を継続し、人権侵害の重大性と国際的課題としての視点を加えた指導の徹底が図られているところでございます。具体的には、アニメ「めぐみ」の視聴を通して学級活動において、児童の権利に関する条約に示された権利や基本的自由が侵害されていることに気づき、人権の大切さを理解させたり、道徳の時間においては、家族の一員である我が子がいなくなったときの両親の思いを考え、家庭を大切にしようとする心情を育てたりするなど、各教科等の狙いを明確にした学習指導に取り組んでおります。

また、昨年度は本町の中学生の代表が、東京で開催された拉致問題に関する中学生サミットに参加しました。参加した生徒は、拉致被害者御家族の講話を視聴し、拉致問題に対する理解を深めたり、拉致問題を同世代、家族、地域の人に自分事として考えてもらうにはどうしたらよいか、グループ協議、全体発表を通じて議論を行ったりすることができました。さらには、そのことを絵コンテに基づいたCM劇に表し、発表するという活動もできております。

また、拉致問題に関するその学びは、校内人権研修会において全校生徒に共有したり、県で実施の北朝鮮拉致問題に向けた講演会で報告したりするなど、主体的な啓発活動へと結びついております。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 菊陽町におきましては、2002年に政府認定拉致被害者17名のうち5名の方が帰国されております。その2年前の西暦2000年に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律というのが2000年、平成12年に成立しております。また、その後、成立年度が分かりませんが、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律というのができておまして、この2つの法律を基に地方公共団体、熊本でいきましたら熊本県、それから各市町村におきまして、こういったあらゆる人権問題の一つであります拉致問題、拉致被害者の人権がじゅうりんされているという人権問題、それについて地方公共団体も教育機関を通じて啓発活動の普及に努めていただきたいという法律であります。これにのっとって菊陽町も進められているということが、今回3回目ですけど、続いているということが認識できました。

それで、こういった啓発について効果的なのは、子どもたちの視覚に訴えると、見ることに訴えるのが一番効果があるというふうに思いますし、全国の小・中学校で題材として取り上げる中に拉致問題を扱ったアニメの「めぐみ」というのと、今映画化されているものもありますけど、アニメ「めぐみ」を鑑賞するというのが一番多いと思いますけれど、この上映の拡大、学校においては取り扱っておられると思いますけれど、この辺のところはどうでしょうか。私が最初に質問した平成31年から令和6年、7年の間にどうでしょうか、増えてきているとか横ばいだとか。アニメ「めぐみ」の上映、これは継続的にずっと送られているかどうかという。

○議長（福島知雄議員） 教育審議員。

○教育審議員（根本まり子さん） DVDアニメの「めぐみ」の視聴につきましては、小学校は高学年、それから中学校は中学2年生を中心に、例年教育課程に位置づけまして学級活動それから道徳の時間、あるいは総合的な学習の時間の人権学習、それぞれの学校の実態に応じて継続的に視聴しているところでございます。

また、視聴するだけではなく、それぞれの教科等の特性に応じまして、視聴した後に、子どもたちに教科等の特性に応じたいろんなことを考えさせる時間というのを大切にしているところでございます。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 今、教育審議員がおっしゃられたとおりであると思います。アニメを見ただけじゃ、何か怖かったとか、かわいそうだなとか、そういう感じは起きますけど、その後の子どもたちの拉致問題に対してこれをどういうふうにして、これは自分でできるのか、どういうふうに行動するかということがちょっと薄いのかと思いますので、そういった形でやっていただくと、このアニメ鑑賞というのは非常に効果があると思います。

また、答弁の中で各中学校とか各小学校での校内での人権集会において、全校生徒にこの学びを共有してるということでありますけれど、具体的にはどのような内容を共有しておられるんでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 教育審議員。

○教育審議員（根本まり子さん） 菊陽中学校の例を挙げますと、2年生の人権集会におきまして、このDVDアニメ「めぐみ」を2年生の全生徒で視聴し、それから意見交換をするなど活用をしているところでございます。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） まさしく、そのようなアニメ等を見た後の生徒たち、また児童たちのいろんな思いをそこで意見を出し合うということが、その後のいろんな、児童・生徒の将来の社会問題、家庭においてもそうですけど、家庭の大事さ等を学ぶいい機会になると思いますので、ぜひこれは幅を広げて継続していただきたいと思います。

12月7日、日曜日に熊本県の毎年拉致問題推進月間の中のイベントであります、令和7年度の北朝鮮拉致問題解決に向けた講演会で、天草の苓北中学校の3年生の女子生徒が拉致問題に関する中学生サミットに参加してその報告をし、それを自分の生まれ育った苓北町に持ち帰り、そこには富岡城という城址があります、そのお祭りで署名活動をしたと、同級生の仲間を誘ってその祭りの中で署名活動をしたということで、このバッジもはめておりました。

こういったことを取り組んでもらうと、私たちが救う会の立場で運動しておりますと、広がっているんだと、子どもたちの中にもこの拉致問題に対するいろんな考え等が広がっているんだと、またそれを通じて家庭、家族のありがたさも分かるということ、本人もまた言うておりましたし、御両親もついてきておられました。

先ほどちょっと申し上げましたけど、二殿教育長も毎年参加しておられまして、教育長は現

役の教師時代、教職に就いておられた時代に、この拉致問題についての啓発活動を赴任しておられた中学校等でされたというふうにお聞きしておりますけれど、その辺のところも踏まえまして、特に斉藤文代さんもおられますので、教育長として今まで取り組んでこられたこととか、今思う事とか何かございましたら、ここで述べていただきたいんです。よろしいでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） 北朝鮮による日本人の拉致問題について、私の考えや思いを述べさせていただきます。

御承知のとおり、明日12月10日から16日は北朝鮮人権問題啓発週間です。先ほど話題になりました、今年の啓発ポスターはこれです。啓発ポスターには、必ず救い出すと書かれております。このキャッチフレーズには、誰かと誰をの部分省略されております。当然、誰をの部分は、拉致被害者全員をです。では、誰がの部分は、拉致被害者家族がではなく、私たち側であり、私たち日本国民がであるのが当然のことであると考えます。

空と海の青色に由来するこのブルーリボンバッジです。近くて遠い関係にある日本と北朝鮮、空と海だけが国境なしに続き、拉致被害者の方々は、空を見上げて今日も助けを求められているかもしれません。

先ほどからありましたように、一昨日、12月7日に令和7年度北朝鮮拉致問題解決に向けた講演会が開催され、私は今年も参加いたしました。講演会の中で平野フミ子さんが語られた、妹のるみ子は今でも助けを待っている、お帰りなさいとただそれを言いたいだけなんですという涙を流しながらの悲痛な訴えが今でも私の耳に残っています。

さらに、先ほどこれも布田議員からありましたが、苓北中学校の3年生が、今年の夏休みに東京で行われた拉致問題に関する中学生サミットの参加報告と拉致問題は歴史じゃないと題して発表した作文にとっても感動いたしました。中学生サミットの取組の中で、CM劇制作があり、そこで考えたキャッチコピー、私はただあなたのただいまが聞きたいだけ、拉致問題解決にはあなたの声が必要です、の言葉が強く印象に残りました。

また、学校に帰ってきた後、クラスメートに話し、学校全体の場でも話し、地域での署名活動まで行った、その行動力、実践力をうれしく思うと同時にとても頼もしく感じました。

私は自分自身でできること、例えば多くの人に拉致問題を知らせ、一緒に議論していきたいと考えます。

教育長として子どもたちに家族愛や命の大切さ、人権尊重の意識や態度を培うことを目的とした取組を進めてまいります。人権尊重のメッセージを世界に発信していくことができる菊陽の子どもたちを育てていきたいと考えます。

一日も早い拉致被害者全員の帰国が実現することを心から願っております。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 12月7日の県の後援会の話もされました。その中で、これは主催は熊

本県と熊本県議会、拉致議連というのがございます、それと教育委員会です。その挨拶の中で、今回は木村知事は所用でおいでになりませんでしたけど、亀崎副知事が挨拶されました。それと県議会からは緒方副議長が挨拶されました。

2人とも挨拶に入る前から、途中で私は言葉が詰まるかもしれないと、涙声にもなるかもしれないということを前置きして話されました。それだけの挨拶でありました。熊本県も拉致被害者御家族が2家族、それから特定失踪者が6名おられると言われておりますので、そういったところ、県のほうも踏まえておまして、挨拶にも出ておりました。また、閉会は県の教育長の越猪教育長さんがされまして、これもまた、ありきたりの閉会の辞ではなく、この問題がいかに関日本国民の人権をじゅうりんしている最たるものであるかということ、それからまた国家主権も侵されているのは当然でありますけど、そういったところまで踏み込んだ挨拶でありまして、今年の県主催、それから県議会主催の講演会は非常に感動的なものでありました。二殿教育長のお話にも出てきておったと思います。

この質問の最後になりますけれども、福岡県行橋市では、毎年12月の北朝鮮人権侵害問題啓発週間に、市の課長級以上の職員さんがブルーリボンバッジを着用しております。着用するに至った経緯というのはありますけれども、これは詳しくは行橋市拉致問題議会とかいった、ユーチューブでヒットしますので。議会の中で議員が質問してるんですね。質問して、それに対する答弁がちょっと問題があったということで、これはちょっと長くなりますし、私もうまくまとめてしゃべりができませんので、皆さんぜひ見ていただきたいと思います。行橋市の議会です。平成29年だったと思いますが。拉致問題、行橋市、議会と打てばヒットします。

当町におきましても、拉致被害者の御家族が、斉藤文代さんが居住されておりますので、ブルーリボンバッジを、この12月の拉致問題を考える推進月間におきましても、1週間でもいいんですけれども、着用していただければと、啓発推進のあかしになると思いますので、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 北朝鮮による拉致被害者を救うブルーリボンバッジの着用につきましては、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律のほうに、地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする規定されておりますので、職員が勤務中に着用することは問題ないと考えております。

議員御提案のブルーリボンバッジの着用につきましては、拉致被害者の生存と救出を信じる意思表示として啓発週間中の着用につきましては、勧奨していきたいと考えています。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） ぜひ、お願いいたします。

この拉致問題解決といいますのは、国のトップ同士での会談、北朝鮮の金正恩、それから日

本は現在は高市早苗総理大臣、この2者のトップ会談でなければ解決はできないと思っております。アメリカのトランプ大統領の力というものもあると思います。これは核を持っている国同士だからあれができるわけです。日本は、残念ながらといますか、これももう運命的に核爆弾開発というのは非常に難しいところがありますので、現在はありませんけれど、アメリカが介入して、そして日本と北朝鮮のトップがいろいろ交渉したりして、この問題は解決するというふうに私は思っております。

2002年のときは、小泉純一郎さんが2回訪朝して、お土産も持っていっております当然、金と食料です。米だったと思いますけど、そういったこともやっぱり、必要になってくると思いますけれど、ぜひとも早々に高市政権、とりわけ木原稔さんが拉致問題担当大臣で官房長官も兼ねているということです、期待はしております。早急の全拉致被害者の帰国を願うものであります。

質問項目の2番目に入ります。

所有者所在不明土地及び空き家対策についてということでもありますけど、菊陽町内におきましても、所有者の所在が不明である土地及び宅地また空き家も相当あると思います。私が居住生活しております三里木区におきましても、いわゆる特定空家、所有者が分からない、分かっているけれど全く管理が行き届きであると、管理されてない、荒れつつあるという特定空家、その辺のところ私がざっと見たところでも10軒はあります。特定空家というのは、一、二軒だったと思いますけど、ほとんどが所有者は分かっているけど空き家の状態ということでもあります。

ほかの菊陽町の市街化調整区域等の農地とか山林におきましては、所有者所在不明土地がかなりあると思いますけれど、菊陽町におきましての現状はどのようになっていますか。それとその発生原因、これをお答え願います。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 町内における所有者所在不明土地の現状につきましては、町において土地所有の管理は行っておりませんが、一方で土地について町で把握できているものにつきましては、税務課が固定資産税の課税客体把握のために、熊本地方法務局阿蘇大津支局から取得した不動産の登記情報のみでございます。

そのため、長年登記情報を更新されていなければ、所有者所在不明となっている場合もあると考えております。

なお、所有者所在不明土地となる主な原因としましては、土地の相続の際に、登記の名義変更が行われないこと及び所有者が転居したときに住所変更の登記が行われないことだと考えております。

このような問題を解消するため、令和3年4月に民法などの一部を改正する法律が成立、公布され、令和6年4月から相続登記の申請が義務化されました。また、令和8年4月からは住所などの変更登記の申請の義務化が予定されております。改正以前までは、相続登記や住所変

更の登記の申請は任意であり、申請をしなくても直ちに大きな問題がなく、費用や手間をかけてまで登記を行う相続人が少なかったことも登記情報の更新がされていなかった要因の一つと考えております。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 次に、空き家の現状について、総務部のほうからお答えさせていただきます。

令和5年に実施された住宅・土地統計調査結果によりますと、本町の空き家率は6.7%であり、全国平均の13.8、熊本県平均が14.9、これと比べても低い水準となっております。また、令和4年に実施した町独自の空き家調査におきましても、空き家件数は153件、平成30年の前回調査からの増加は7件にとどまっており、急激な増加は見られない状況です。

空き家の発生原因としましては、病院への長期入院や介護施設への入居などにより、居住者が長期間不在となるケース、所有者が町外へ転出し管理者が不在となるケース、相続手続の遅れや所有者、管理者の遠方在住による管理が滞るケースが発生原因として挙げられるんじゃないかと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 市街化調整区域に限らず市街化区域の宅地につきましては、固定資産税の課税対象になりますので、町当局としては、税務課のほうで納税者としての所有者を把握して追いかけていると思いますけれど、固定資産税が課税されるような物件でありましても、固定資産税は納付しているけれど、住宅地にある土地家屋の管理は全く手が入っていないという状況のものがあります。私が先ほど申しましております、三里木区内においてもあります。

そういった住宅密集地におきましての管理の不行き届き、不完全な管理ということでありますと、庭には雑草、それから植え込みの木が繁茂して冬は枯れると、夏場は青々として伸び、虫がそこに巣を作ったり繁殖したりして虫の害が増えているという状況であります。

そういったときに、所有者は分かっているわけですから、連絡先も。町の担当課、例えば危機管理課とか、ほかの課は、空き家と空き家とというか、そういったところを管理するところで、所轄でもって連絡して、管理をちゃんと行うような連絡等をされているのかどうかですね。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） すいません、今のは、(2)の質問と同じような……

(11番布田 悟議員「あったかな」の声あり)

感じになりますが、(2)の質問に対する答弁で……

(11番布田 悟議員「それでいい、それでいい」の声あり)

よろしいでしょうか……

(11番布田 悟議員「はい、それでお願いします」の声あり)

それでは(2)の答弁をさせていただきます。

町では、空き地、空き家において雑草などが繁茂し、それが放置されたままになると、火災、犯罪または病虫害発生の原因となり、かつ清潔な生活環境を保持することができなくなるため、町民の方々から情報提供があった場合は、必要に応じて所有者または管理者に対し、文書にて管理を適切に行うよう必要な指導または助言を行っております。

また、問題解決のための障害となっている点の多くは、土地を相続したものの遠方で暮らしているため管理ができない担い手の不在や、経済的な理由により適切な管理ができないなどがほとんどであり、この問題は本町に限らず全国的な問題となっております。

なお、令和6年2月に国土交通省が全市区町村を対象に行った調査では、多くの自治体で住民の資産に行政が介入しづらい、土地所有者の意識や理解が不十分であることが課題とされております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 2番目に、ちゃんと挙げてたんですね、私。

私ごとですけれど、私が今居住してる三里木、自宅の隣接地、一つ土地を、一筆置いて隣ですけど、いわゆる所有者は分かっているけど空き家の状態です。まず、私は環境生活課に言って、そして危機管理課、どうにか所有者が分かっていると思うから連絡して草を刈ってくれと、中も全然見ておられない言いよったから、たまには帰ってきて、県外におられるようでしたので、その管理をちゃんとしてくれと。でないと、防犯上も、あそこ空き家って分かるわけです。バイク、自転車等置きっ放しですから。草は荒れ放題、生え放題ですから。そういったことも、ちゃんと担当課のほうから連絡して管理のほうを徹底していただきたいと申し上げたんですけど、連絡はされてるようだったけど相手方の反応が鈍かったということで、やっと二、三か月前、シルバー人材センターの方が来ておられて刈っておられました。それまでは、私があんまり出しゃばると、人の土地に入って草でも刈っていると、草1本でも所有権とか言われるケースがありますので、遠慮してたんですけど、最近、シルバー人材センターの方が来ておられましたけれど、町としてもシルバー人材センターと連携して、そういった管理ができておらないような空き家の管理について、シルバー人材センターとタイアップして、その所有者に紹介するとか、そういったことはどうでしょうか。できないでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 環境生活課長。

○環境生活課長（阪本和彦さん） それは、雑草の件ということでお答えしてよろしいでしょうか。

（11番布田 悟議員「雑草でも、立木でも」の声あり）

雑草に関しましては、管理状況が悪いという情報をつかめば、環境生活課のほうで特定された管理者の方に文書にて通知のほうを送っております。その際に、どこも頼るところがないとか、なかなか自分ではできないとか、業者が分からないとかといったときには、シルバー人材

とか、そういったところの紹介のほうは、町のほうで行っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 昨日も、群馬ですかね、妙義山、とても有名な山ですが、あれが燃えておりました。一月ほど前は、大分の佐賀関で、佐賀関港、半島みたいになってます、漁村が丸々燃えて、そこが170棟あるということで、燃えたうちの70棟が空き家だったという報道がされておりました。なぜ、空き家が燃えたかということ、手が入ってないということと、草等も燃える、草なども今冬ですから枯れており、それから建物も傷んでおまして、火の粉などが入り込みやすいということで、やはり70棟も空き家が燃えたということが報道されておりました。

ぜひ、菊陽町におきましては、特に市街化区域の住宅密集地等の空き家などに注意していただいて、ああいった大火が起きないように行政上のいろんな指導とか注意も払っていただきたいと思います。

10分残しまして、ちょっと長くなりましたけど、私の一般質問をこれで終わります。

○議長（福島知雄議員） 布田悟議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさんでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時57分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

令和7年12月10日（水）再開

（ 第 5 日 ）

菊 陽 町 議 会

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務住民生活常任委員会

文教厚生常任委員会

経済産業建設常任委員会

令和7年12月10日（水）

（ 第 5 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (5日目)

(令和7年第4回菊陽町議会12月定例会)

令和7年12月10日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |     |     |    |     |    |     |    |
|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|
| 1番  | 鬼塚  | 洋   | 議員 | 2番  | 吉村 | 恭輔  | 議員 |
| 3番  | 藤本  | 昭文  | 議員 | 4番  | 馬場 | 功世  | 議員 |
| 5番  | 廣瀬  | 英二  | 議員 | 6番  | 矢野 | 厚子  | 議員 |
| 7番  | 大久保 | 輝   | 議員 | 8番  | 西本 | 友春  | 議員 |
| 9番  | 佐々木 | 理美子 | 議員 | 10番 | 中岡 | 敏博  | 議員 |
| 11番 | 布田  | 悟   | 議員 | 12番 | 佐藤 | 竜巳  | 議員 |
| 13番 | 甲斐  | 榮治  | 議員 | 14番 | 岩下 | 和高  | 議員 |
| 15番 | 上田  | 茂政  | 議員 | 16番 | 小林 | 久美子 | 議員 |
| 17番 | 坂本  | 秀則  | 議員 | 18番 | 福島 | 知雄  | 議員 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠 さん  
書 記 牟田 修人 さん  
書 記 豊住 祐太 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|         |          |                    |          |
|---------|----------|--------------------|----------|
| 町 長     | 吉本 孝寿 さん | 副 町 長              | 小牧 裕明 さん |
| 教 育 長   | 二殿 一身 さん | 総 務 部 長            | 村上 健司 さん |
| 住民生活部長  | 吉本 雅和 さん | 健康福祉部長             | 梅原 浩司 さん |
| 産業振興部長  | 山川 和徳 さん | 都市整備部長             | 荒牧 栄治 さん |
| 総 務 課 長 | 平 征一郎 さん | 農政課長兼<br>農業委員会事務局長 | 澤田 一臣 さん |
| 建 設 課 長 | 出田 稔 さん  | 都市計画課長             | 山本省吾 さん  |
| 教 育 部 長 | 矢野 博則 さん |                    |          |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時57分

○議長（福島知雄議員） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

お諮りします。

鬼塚洋議員から、12月9日の一般質問における発言について、会議規則第64条の規定により訂正の申出がっております。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、鬼塚議員からの発言訂正の申出を許可することに決定しました。

それでは、鬼塚議員、説明をお願いします。

○1番（鬼塚 洋議員） 皆さん、おはようございます。

私の昨日の一般質問の中で誤った発言がございましたので、訂正をお願いいたします。

訂正部分は、「町の費用負担の拡大については、これたしか5,000円の商品券を8,000円で売って、プレミアム分が60%、結構高いんですよ。」と述べた部分です。「5,000円の商品券を8,000円で売って」の部分「8,000円の商品券を5,000円で売って」に訂正いただくことを報告いたします。失礼いたしました。

○議長（福島知雄議員） お諮りします。

ただいま鬼塚議員からありました発言訂正の申出について、訂正することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、鬼塚議員からの申出のとおり訂正することに決定しました。

訂正の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第1 一般質問

○議長（福島知雄議員） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

佐藤竜巳議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 皆さん、おはようございます。傍聴の皆さん、朝早くからありがとうございます。心から御礼申し上げます。2025年最後の一般質問者となって、町の期待する答弁をお願いしたいと思います。

今回の質問の事項は、3つあります。最初に、農業全般について、2番目に柳水湧水公園復旧について、3番目に道路整備について質問させていただきます。

質問は質問席からさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） それでは、質問事項1、農業全般について。

(1)ですが、皆さんもテレビや新聞等により、熊による人的被害や農業、大事な野菜、果物、そしてさらなる畜産農家への及びが牛や鳥等の被害が最も多く発生しております。我が町は、熊の被害はありませんが、他の有害鳥獣により農作物の被害が近年多く発生しています。

そこで、(1)有害鳥獣被害による農作物の被害状況と今後の対策について、①から⑥まで質問したいと思います。

初めに、①農作物の被害調査の面積と被害金額をお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 本町における被害状況についてですが、令和5年度被害面積が6ヘクタール、被害量が66トン、被害金額が765万円となっております。また、令和6年度につきましても、被害面積が4.9ヘクタール、被害量が39トン、被害金額が644万円となっております。

被害作物につきましても、鹿やイノシシによる被害で、主にニンジンやカンショとなっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） ②の今後、被害から農作物を守るための策はあるのかをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 訂正します。②町が補助している電柵への申請条件と金額とその成果をお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 侵入防止柵設置につきましては、菊陽町有害鳥獣侵入防止柵補助金交付要綱に基づきまして、設置に要する経費の一部を支援しており、設置形態に応じて2種類の事業メニューを用意しております。

要綱に規定する1号設置につきましては、単一農地、または農地3筆に満たない連続した農地に設置する場合において事業費の2分の1以内、ただし10アール当たり3万円、かつ1経営体当たり30万円を上限としております。2号設置につきましては、連続した3筆以上の農地に設置する場合において事業費の5分の4以内、ただし10アール当たり5万円、かつ1経営体当たり50万円を上限としております。

交付実績につきましては、令和5年度では7件、71万8,000円、令和6年度では9件、165万7,000円、令和7年度では、10月末時点でございますが、7件の114万4,000円となっております。

本事業は、平成29年度から実施しておりますが、これまで被害の状況や実情に応じ、農家の方々の御意見をいただきながら、4回の要綱改正を行ってきております。その結果としまし

て、設置件数も増え、特に2号設置を設けた令和6年度では前年度に比べまして被害面積が減少しておりますし、また電気柵の設置農家からは被害がなくなったとの報告を受けており、一定の成果はあったものと認識しております。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） ③に移ります。

今後、被害から農作物を守るための策はあるのかをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 現在、農作物被害対策としまして、菊陽町有害鳥獣駆除隊及び熊本県猟友会大津支部への捕獲業務委託事業と侵入防止柵設置への支援事業の2つを柱として対応しております。特に、侵入防止柵導入への支援につきましては、令和6年度から予算額を倍増して対応しております。今後もこの2つの事業を展開してまいります。より事業効果を高めるため、団体や農家の御意見をいただきながら、事業要綱の改正も含め、実情に即し、柔軟に対応していきたいと考えております。

また、3つ目の取組としまして、生息環境の管理の取組を強化したいと考えております。この取組は、耕作放棄地の防止ややぶの管理、そしてカンショやニンジンの作物残渣をなくす取組であり、地域が一体となって実践しなければ効果が発揮できないものでございます。取組の必要性や作物残渣の防止に関するチラシ等を作成、配布するなど、意識の醸成に努めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） ありがとうございます。その取組は、農業者に対して収益がありますので、ぜひかなえていただきたいと思います。

次に移ります。

④のカラスわなの成果と処理方法についてお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） カラスわなにつきましては、菊陽町有害鳥獣駆除隊によりまして自作のおりわなを作成されまして、本年3月から5月末までの間に原水地内、これは柳地区になりますが、農地に設置されておりましたが、しかしながら捕獲実績はございませんでした。このおりわなは自作ということもございまして、身近にある材料を用い作成されたものでございまして、構造的またはわなを覆うネットの色などに警戒したものと分析しているところでございます。

このようなこともございまして、今年度、専門業者からカラス用のおりわなを導入するとともに、菊陽町有害鳥獣駆除隊に貸与し、本格的な捕獲を行うこととしております。なお、捕獲後は殺処分を行った後、焼却処分を行う予定としております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 今の答弁では捕獲後、カラスの処理となっておりますけども、これは猟友会のほうにお任せして1羽当たり幾らということになると思いますが、その点の金額は分かるでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 農政課長。

○農政課長（澤田一臣さん） カラスにつきましては、要綱の中でも上限は700円としておりますが、今、町のほうでは500円を基準に話をしていきたいと考えております。なお、焼却処分につきましては、処分場のほうに持っていきまして、その費用については町のほうで負担する予定としております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 処理方法としては町が負担するということですが、これは処理方法として産業廃棄物で出すのか、それとも地に戻すのか、そういう方法があると思いますが、その統一はできていますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 農政課長。

○農政課長（澤田一臣さん） こちらにつきましては、処分場のほうに焼却ということで持っていくようにしておりまして、産業廃棄物として処理する形になります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） よろしくお願いします。

次に、5番目に鳥獣捕獲、駆除額や派遣費用の見直しも検討すべきと考えますが、その点、町の考えをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 現在、捕獲した際の報奨金は、鹿1頭当たり8,000円、イノシシ1頭当たり7,000円を交付しております。また、鳥獣捕獲業務を委託し、わなの設置や見回りなど年間を通じて捕獲業務を実施しております。この委託料につきましては、林野庁が示す単価により積算しておりますが、令和5年度にわなの設置数の見直し、令和6年度には作業時間や作業内容を明確化するなどの見直しを行っております。今後においても、鳥獣捕獲業務が円滑かつ的確に実施されるよう適宜見直しを行い、柔軟に対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 駆除額ですが、ちなみに先ほど申した有害鳥獣捕獲報奨金でされてると思いますが、大津町ではイノシシが国、町で1万4,000円、鹿が国で7,000円と県が1,000円で町が7,000円負担して森林組合で1万7,000円となっております。カラス等では国が200円

で町が補助1,000円して1,200円、猿は国が1万1,000円で町が1万1,000円で2万2,000円、南阿蘇ではそういった流れでイノシシは1万円、鹿は1万1,000円、カラス等は1,000円、猿は3万3,000円となっています。

町としてのこの価格はどうなってますか、お尋ねをいたします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） いずれも国の補助事業によりまして事業をされてございます。

菊陽町におきましては、現在、国の事業につきましては取り組んでございませんで、その内容につきましては、まず国の鳥獣被害防止総合対策交付金というようなところを活用されてると思うんですけども、事業主体となるこれは組織の理解と協力が必要となるということが大前提でございまして。組織の体制や活動実態が重要なポイントとなります。菊陽町駆除隊や熊本県猟友会大津支部の意見を伺いながら各団体の意向を踏まえまして、組織の合意形成も含めて体制などの条件整備を図っていきたいというふうに考えているところでございまして。まず、組織の理解と協力がなければ、国の事業にも取り組むことができないような状況でございまして、御理解いただきたいと思っております。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 今、部長の答弁であります、理解はします。

やはり猟友会あつてのこういった駆除隊ということで私たちもお世話になるわけですから、その辺は行政側がしっかりと駆除隊と一緒に農業を守っていただきたいという思いがあります。

次に移ります。

猟友会会員が減る中、狩猟免許取得者の確保を町はどういうお考えをしているのかをお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 狩猟従事者は、全国的に減少、高齢化が進んでおります。本町も例外ではなく、有害鳥獣捕獲業務に従事いただいている方々は、その大半が70歳以上で、そのうち80歳以上の方が約4割となります。取得者の確保は、喫緊の大きな課題であるというふうに認識をしてるところでございまして。

対策としまして、被害が拡大している農家の皆さんと一緒に対策を協議し、農家ハンターとして、そして駆除隊員として活動をお願いしたいというふうに考えているところでもございまして。駆除隊内の御意見を伺い、御理解をいただきながら、町外人材も含め、広く隊員を求めていかなければならないというふうに考えてるところでございまして。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 私も、前、狩猟免許を取っているんなところでやってましたが、今はしてませんけども、今、菊陽では狩猟、鉄砲ですか、が打つ場所がなかなかできないというこ

とで、箱わなや足わなで今対策されてると思いますけども、私もできればそういった箱わなや足わなの狩猟免許を取っていこうと思ってます。また、議員さんも興味のある方は、ぜひ町と一緒に、そういう資格を取って、私たちも協力していく。町の職員さんも、そういうことに興味のある人たちはできるだけお互いに協力し合ってまちづくりをしていくということをお願いしたいと思います。ぜひ、部長、その点もよろしくお願いいたします。

次に、(2)の耕作放棄地、現状についてと対策について、①から④に対して質問させていただきます。

最初に、①令和7年度現在までの耕作放棄地の面積をお聞きします。

私が前回質問したときに、14.1ヘクタールだったかな、ということをお聞きして聞いてますけども、それ以上増えてるかをお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（澤田一臣さん） 遊休農地、いわゆる耕作放棄地につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員による農地パトロールにより面積等を把握しております。

令和7年8月に実施しました農地パトロールの結果、町内の耕作放棄地の面積は約15.4ヘクタールとなっており、このうち基盤整備済み農地の遊休農地面積は約8.8ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） ②に移ります。

耕作放棄地を農地に戻すための補助金の申請条件をお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（澤田一臣さん） 農業委員会では、令和5年度に菊陽町遊休農地解消緊急対策事業補助金交付要綱を制定し、耕作放棄地の解消に向けた取組を進めております。この補助金の交付要件として、1つ目に対象農地は基盤整備済みの農地であること、2つ目に当該農地を購入または借受けする者は、農業地域計画に農業を担う者として位置づけられた農業者であること、3つ目に借受けの場合の期間を5年以上としております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） それに伴って、③に令和5年度から町が実施している耕作放棄地への補助金の見直しができないかをお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（澤田一臣さん） 本事業につきましては、3つの視点から制度設計を行っております。1つ目に当該農地を購入または借受けして耕作しようとする農家の方々が容易に取り組める程度の荒廃状況であること、2つ目に重機使用を必要としない程度の荒廃状況であること、3つ目に他の自治体において土地改良事業など遊休農地解消以外の事業を伴わない

事例を参考として設計しており、10アール当たり10万円の支援額は他の自治体と比較しても高水準の単価であると認識しております。

また、本事業の活用実績は令和6年度までで約1.1ヘクタールとなっており、遊休農地面積は確実に減少しており、このことは事業の成果として捉えております。

本事業につきましては、土地改良などの事業を伴わない軽微なものを想定しており、遊休農地化への抑制と軽微なものを解消することで遊休農地を減らしつつ、新たな遊休地を抑制し、遊休農地を増やさないことを目的として取り組んでおりますので、現時点において補助金を見直す考えはございません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） なぜこの質問をしたかという、10アール当たり限度額10万円ということでしたけども、見てみると、それで補う点もありますけども、前、国の補助金であった2分の1の補助金は見積りの2分の1となっていました。現在、荒れ地を見ると、高木になって、木が大きくなって、根まで掘るといことで産業廃棄物とかいろいろ出すと、私は農地に戻すことができなくなってきやせんのかという懸念があります。その点でこの見直しをしていただきたいという思いがありました。その点に対してどうでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 私のほうから回答させていただきたいと思います。

いわゆる山林化しつつある、要するに軽微ではなくてその上の段階の農地の解消だというようところで理解しとります。

山林化しつつある遊休農地のような容易に解消できない遊休地につきましては、雑木の伐採や抜根作業なども想定した土地改良事業を伴うものとして整理する必要があるというふうと考えてるところでございます。そういうことで、本事業の、要するに範疇を超えたものとして考えております。

しかしながら、山林化しつつある遊休農地を解消し、天地返しなどの土地改良事業や規模拡大による長期間の耕作を模索されている場合には、本事業ではなく、経営体の育成を図る他の事業による対応を検討、整理したいというふうと考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 安心しました。そういうことで農地に戻すことができるならば、その事業でやりたいと思います。

今、耕作放棄地が何で増えているかという、借手の問題で、借手の人たちは大型化してますので、道路が狭く、そして反別が小さいということで、手間がかかって経費がかかるということもあります。それで、県も、代替地を今模索して努力しておられます。私たち菊陽町も百何十ヘクタールは減ってますので、それに伴って町もそういった県とともに借地を増やして、

借手を増やして、大型農業化をするために基盤整備を見直してほしいと思いますけども、これは私の思いですけども、農業者と話すことによって、規模的には大体1名当たり5,000平米から1ヘクタールまでという基盤整備が必要と。そうすると、今、大型機械ですので、時間的には30分か40分あっても借りたいという思いがあるという思いを聞いています。

その点、部長、ここは基盤整備するには多額の費用がかかるとは思いますけども、国や県に対して要望して、この件をモデル農園事業に持っていくことを考えたいと思いますけども、その点に対して、部長、何かあれば回答をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 今、機械も大型化になっております。そして、農地も大規模化が求められているのは事実で、今後進めていかなきゃならんというふうには思っているところでございます。

まず、基盤整備につきましては、大規模なものから簡易的なものまで補助メニューが一応そろってございます、国事業、県事業と併せましてです。しかしながら、その中で受益者の負担や農地の集積、集約といった要件が伴ってまいります。また、基盤整備を実施する条件としましては、農地を求める側のニーズ、そして農地の権利者である方々の同意ということが必要になってきます。

町では、令和6年度に策定しました農業地域計画のブラッシュアップを進めており、地域内で検討、整備される中で、地域の実情を踏まえ、これらの要件への対応を含めた基盤整備への取組と併せ、検討いただきたいというふうに考えているところでございます。こういった地域の中で話し合いが行われた上で地域がまとまっていければ、その中でももちろん町としても支援をしていくということになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 今の部長の答弁でありましたように、地主さん、借手の問題がたくさん山積すると思ひますけども、それを解消するためには町が努力していただき、そして私達も理解して、借手の大きい農家などに貸すという目標も目指して、こういった事業をつくっていただきたいと思ひます。よろしくお願ひしときます。

次に移ります。

④です。農業協同組合、農業法人への補助金を個人農業経営者にも支援できないかをお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 町としましては、作業の効率化や規模拡大を進める経営体に対して、国や県が実施します農業経営体育成に係る補助事業の活用を基本としまして支援を行っておりますが、これらの採択要件は非常に厳しくて、事業申請ができる経営体が限られている状況でございます。

そこで、事業の採択基準には届かないものの経営規模の拡大や経営改善を模索する経営体及

び新規就農者に対しまして、国補助事業へのステップアップ支援事業としまして、令和4年度から他自治体に先駆けまして町独自の菊陽町農業経営体育成支援事業に取り組んでおります。

この事業は個人経営体を主体に制度設計しており、事業を開始した令和4年度から6年度までの3か年間で、トラクターの自動操舵システム、ニンジン収穫機、カンショ貯蔵庫の整備や土地改良など、22の経営体から事業計画の提出があり、全ての経営体に対しまして支援を行ってまいりました。さらに、来年度からは事業要件を緩和し、規模拡大を伴わない個人経営体につきましても、機械等の導入後5年間の営農継続を条件としまして、事業費の3分の1以内の支援を新たに追加することや、規模拡大を志向する農業者につきましても補助率を3分の1から2分の1に引き上げるなど、支援策を強化、拡充することを予定しております。今後も、経営基盤の強化を図る上で作業の効率化や規模拡大に必要な高性能機械等の導入を図る農業者に対しまして、営農指導員を中心に助言、指導を行うなど、ソフト面においても支援を行ってまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 多くの人たちとの話の中で、こういう僕は質問をさせていただきました。今、部長の答弁によりますと、今からやるということで非常に安心はしています。ただ、このことを知らせるためにこの質問をさせていただきました。今まで僕も勉強不足で、こういったことが分かりませんでした。個人経営者に対して、同じ畑に対してトラクターやコンバインや田植機、いろんなことに対して、大きい方は大きいトラクターですけども、小さい方は小さいの金額的な負担がかかっています。その辺の平等性ではありませんけれども、先ほど申したように、個人的な経営者にもそういったという思いで今回の質問をさせていただきました。ぜひ、それをしていただきたいと思っておりますので、お願いして、次に移ります。

次は、(2)の柳水湧水公園の復旧についてお尋ねします。

このことは、私が一般質問をしてもうはや2年か3年になりますけども、柳水の人で湧水公園を守る会があります。その方が、熱意を込めて、柳水の区長に、令和6年だったですか、要望書を提出してあると思います。その要望書の中で、読まれたと思いますけども、それに対して復旧の見込みがあるのか。あるならば町の対策はどう考えとるかをお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 柳水湧水公園は熊本地震後に湧水量が減少し、現在は枯渇した状態となっていることから、原因の追求と対策案の検討を行うため、令和3年度にボーリングによる湧水調査を実施しております。調査の結果、湧水がかれた原因は特定できませんでしたが、熊本地震をきっかけに地下水の水道が変わったことが想定され、現状では自然に湧水が回復する可能性は低く、ボーリングなどによる復旧には多額の経費が必要となるなど、湧水の復旧は困難です。

そのため、町としては、まず公園施設の老朽化対策についての検討が必要であると考えてお

ります。また、当該公園は、南方大人足線道路改良工事（原水工区）の影響範囲でもあることから、道路整備計画を勘案した公園の整備計画とする必要があります。今後につきましては、地元と協議を重ねながら、老朽化対策を中心とした公園整備を進めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 多分令和3年度にボーリングの調査をされておりますと聞きましたが、その結果をお知らせいただきたいと思えます。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） ボーリング調査は深さ24メートルまで行って、地層の状況などを調査しています。

調査結果につきましては、繰り返しになりますが、熊本地震をきっかけに地下水の水道が変わったことが想定され、現状では自然に湧水が回復する可能性は極めて低いと、湧水の復旧は困難との調査結果でございました。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） あえてこの問題に対して質問したのは、私も質問したからには勉強させていただくために糸島の九大に向けて勉強会に行っていました。そこの准教授の先生がおっしゃるには、水脈自体、地震によるとかということは置いて、層が幾つでもあって、その層によって水のはき、ためということを新たに勉強させていただきました。

今回の柳水湧水公園は、その層によると、100メートル未満の層に対しての湧水が出ているんじゃないかと、勉強のときにそう感じました。それは、私が、あそこの原水工業団地を整備するときに、する前は、皆さんも原水の方は御存じだと思いますけども、短大の前に林があります。その前に大人足というのがあって、そこに集中して水がたまって、その水はオーバーするなく地下に浸透しよったんです。そういった経緯が、私はあります。その水がだんだん整備されることと面積が減って、私は、その水が、これはもう学者じゃありませんけん分かりませんけども、そういった関連から、少しは水が減って行って、最終的には枯れていったということだと思います。地震等とかという問題は私も分かりませんが、吉本町長は天津の水道企業団の企業長でありますのでお分かりだと思いますけども、柳水の貯水タンクがあります。あそこは、深さ150メートル以上掘った水を貯水槽の中にポンプアップしております。お聞きしたところ、あそこは水は現在一滴も減ってないというお話を聞きました。

県のほうには問いかけてはいませんが、あそこは150メートル、それと鉄砲小路地帯の田んぼには、ボーリングして水揚げして田んぼに全部まいてます。そこはまた、水を張って田んぼができると、減水はないという思いで。だから、そういった原因追求ということは大事だと思います。しかし、現実的に、出てないことは現実態です。

私が望むのは、地元の皆さんがどのようなふうにしてこの湧水公園を求めているのかという

問題が一番だと思っています。多額の費用をかけて、ボーリングで湧き水のように出すことは、それは可能かもしれませんが、それはまた地元の人と行政側とのお考えだと思います。その点、湧水公園の復旧については、地元の意見を丁寧にお聞きしながらどういった形を取っていくか、それに対して町はどういう答えを出していくかということが大事だと私自身は思っています。その点、町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 公園整備につきましては、南方大人足線道路改良工事によりまして公園駐車場を必要とすることから、老朽化対策と公園全体のレイアウトを含め、地元と協議を重ね、丁寧に意見を聞きながら進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） それは、当初から私は一般質問していますけども、それは今からやるんですか。その前あったことを踏まえて、また再度協議するという考えですか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 今からやりたいと思っております。特に来年度に向けて、地元の調整をやりたいと思っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 傍聴者も今日お見えになってますけども、来年ということで、丁寧な説明で、納得いくような地元、またそれを守る会の人たちがいますので、その方々の近隣の方々にも意見を聞きながら、丁寧に扱っていただき、なるだけ地元の意見を入れながら公園化していただくことを望んでおきます。

次に移ります。

質問事項3、道路整備についてお尋ねします。

災害に強い道路についての質問をいたします。

①から④に対しての質問ですけども、まず①の菊陽空港線延伸道路の進捗状況をお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 菊陽空港線延伸道路につきましては、町施工区間では11月末現在で、本事業の主要な構造物であります長塚地区のボックスカルバートの北側部分30メートルを施工中です。そのほか、町道古閑原上堀川線との交差点工事にも着手しております。

次に、県施工区間においても、主要な構造物であるJR及び県道をまたぐ橋梁の上部工の架設中であるとともに、本線の道路築造についてもスケジュールどおりに工事を進められています。

菊陽空港線延伸道路につきましては、国において従来の予算とは別枠で創設された地域産業構造転換インフラ整備推進交付金を活用しながら、異次元のスピードで整備を進めており、町施工区間、県施工区間ともに令和8年度末の完了に向けて順調に進捗しています。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 今は令和8年度の完了に向けて順調に進捗しているとのことでしたが、お聞きします。県道大津植木線立体交差点の影響範囲は熊本県が施工することになっていますが、町の事業区間はどの程度価格が減少したのかお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 当初の菊陽町の事業区間は約680メートルでございました。大津植木線の交差点が立体交差点になることによりまして、その影響範囲約280メートルが熊本県の施工区間となったものです。したがって、町の施工区間は約400メートルになりました。

また、それに伴う全体事業費の減少額は、まだ現在施工中で確定はしてございませんけれども、約2億円程度事業費が少なくなるものと試算しているところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） その点からお尋ねします。

私が前回も一般質問してと思いますけれども、雨水に対して。近年、記録的な豪雨が発生している中、防災の観点から雨水処理は大変重要な課題であると考えています。雨水処理はどのように考えているのかをお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 町といたしましても、雨水処理については重要な課題と捉えております。菊陽空港線の雨水処理につきましては、浸透井戸を設置する計画として雨水の抑制に努めております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 浸透井戸と今お聞きしましたが、大きさと何か所設置するのかをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 浸透井戸の大きさでございますけれども、内径が1.2メートルでございます。

設置の個数につきましては、まず堀川にできる交差点から長塚方面の北側に4基設置予定としております。次に、堀川にある新しい交差点から南側の県道新山原水線までを8基設置しております。合計12基を設置する計画でございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 今、課長からの御説明では、上井手から県道大津植木線までのところに4か所ですか。あそこは、私は設計によることから上井手には流れないという思いがあると思いますけども、上井手は県がしています沖野辺に大きい調整池があります。あそこは満杯になったことはありません。私はそこは安心しています。心配なのは、その上井手から新町井手にかけての道路の井戸ですか、の8基分です。浸透の井戸に対して心配なのは、永遠ではありませんので、泥水が入って吸水量は低下すると思います。その低下によってオーバーフローした水が新町井手に流れはせんのかという懸念があります。それに対して、町はどのように対策するのか。私は、先ほど冒頭に言いましたように、2億円弱の予算が減ってきたなら、新町井手の不安を解消するためにも調整池が必要と考えていますけども、その点はどうか、お尋ねをいたします。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 先ほど答弁しましたとおり、堀川から県道新山原水線までの区間につきましては、浸透井戸8基を設置して、道路の雨水を処理する計画としてございます。この設置につきましては、計画の段階から地元の関係者の方とも十分協議を重ねながらこの計画に至ったところでございます。また、浸透井戸の維持管理につきましては、議員おっしゃるとおり、作って終わりではございません。もちろん目詰まり等もございますので、定期的にメンテナンスを行いまして、適切な雨水処理を努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） これは僕の提案でありましたけども、今おっしゃったように、住民の不安を伴わないような策で、できるところから進めていただきたいと思いますので、その点よろしく願いして、次に移ります。

次は、今、悪質な自転車運転に対して、改正道路交通法が昨年11月から施行されるようになって、来年4月からは16歳以上の自転車の違反者に反則金納付で通知ができて、青色切符制度が始まります。悪質な自転車運転で歩行者との接触事故が全国でも多発しています。

今回の道路設計について、自転車と歩行者の通行はどのような計画を立てているのかお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 菊陽空港線の設計につきましては、町施工区間、熊本県施工区間とも併せて、設計段階のときに交通管理者のほうと協議を行っております。その協議の結果、菊陽空港線につきましては、自転車歩行者道で整備することとしております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） ぜひ、そういった安全面を重視していただきたいと思います。

次に、菊陽空港線では植栽が行われると思いますけども、植栽についての計画はどのように  
なっているのかをお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 植栽の種類につきましては、現在、選定中でございます。

ただ、植栽に関しましては、防災面や地域の景観とか将来の維持管理等を考慮しながら、総  
合的に判断してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） これに対しては、安全性を第一にして、景観を損なわないような努力  
をしていただきたいと思います。

次に移ります。

②です。杉並木公園の延伸道路について、進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 杉並木公園延伸道路につきましては、本年8月に予備設計修正  
業務を完了し、（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業の進捗に合わせて、今年度末に都市計画  
決定を行う予定であり、現在、南方大人足線との交差点部において交通管理者と協議を重ねて  
いるところです。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） この道路は（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業等区画内の横断と  
し、本町の東部地区と西部地区をつなぐ重要な幹線道路になると思います。

延長と道路の幅の計画はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 当該路線の全延長は約2,500メートルになります。内訳といたしま  
しては、原水駅周辺の土地区画整理事業地内が2,100メートルと、区画整理事業地外は南方大  
人足線までの区間が400メートルになります。

車道の幅員は3メートルの2車線で、全幅員20メートルで計画をしているところでございま  
す。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 杉並木公園の延伸道路は南方大人足線との接続とされるが、県道大津  
植木線までの車両の増加が考えられています。

南方大人足線の交差点から県道大津植木線までの道路計画はどのようになっているのかお尋  
ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 御質問にあった、杉並木公園延伸道路と南方大人足線の交差点から北側に向かって県道大津植木線の立体交差の影響範囲までは、町といたしまして、さらなる渋滞緩和を図るために、今、4車線で整備するように計画をしているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 杉並木公園延伸道路のそれにも自転車等とかの安全性はどのようになるかをお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 自転車と歩行者の通行につきましては、現在計画中でございますので、整備の方法については先ほど申しました自転車歩行者道や、もしくは自転車通行帯などいろいろな方法が考えられると思います。杉並木公園線につきましては土地区画整理事業の中を通過する道路でもございますので、将来の市街地形成等も視野に入れながら、交通管理者の意見を聞き、計画を立てていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） この点に対しては先ほども質問しましたが、ぜひ立派なインフラ整備をしていただきたいと思っておりますので、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

次に移ります。

③の川久保南方延伸についての進捗状況をお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 川久保南方線延伸道路につきましては、南方大人足線延伸道路事業（久保田工区）として、現在、概略設計を実施しています。

本道路計画では、久保田台地の開発を見据えた最適なルートや道路構造の検討を行っているところであり、令和9年度の都市計画決定を目指して事業に取り組んでいます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） この問題も前回質問して雨水の問題で、中井手ですか、中井手の下流の方々やそれに近隣する方々に理解を求めて設計をしていただくようお願いをしたと思えますけれども、その点、進んでいるかのお尋ねをいたします。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 雨水処理につきましては、今現在、この道路まだ計画中でございますので、計画の段階で周辺の地域に影響がないように、下流側の農家の皆様方、また関係する土地改良区等と協議をしながら計画を進めていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） ぜひそういった計画を入れてほしいと思います。

次に、県道瀬田竜田線と町道との交差点は、現在、食い違いになっているが、見通しが悪い  
ため、どのような計画を立てるのかをお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 御質問の交差点につきましては、こちらもまだ現在、概略設計中  
でございます。この交差点につきましても、安全性を確保できるように交通管理者の意見を聞き  
ながら計画を立てていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） あそこは、今、物すごい農道からこちらに向かって川久保南方本線に  
乗って、かなりの車が上り下りをしています。ぜひ、そこの辺を広げてやって、通りやすく見  
通しがいいような交差点にしていきたいと思います。よろしく、その点、お願いします。

次に移ります。

次は、（仮称）原水駅周辺区画整理事業についての進捗状況をお聞きします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 先日の上田議員の質問でお答えしましたとおり、（仮称）原水  
駅周辺土地区画整理事業は、現在、都市計画決定に関する手続を進めているところです。その中  
で、区域内の幹線道路となる杉並木公園線及び新駅停車場線の都市計画決定についても、今年  
度末をめどに行う予定です。

また、関係する都市計画決定が行われた後につきましては、速やかに事業計画の策定など  
を行う予定としており、その中でその他の区域内の区画道路についてもその配置などについて検  
討を行ってまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 今の部長の答弁にあったこの事業は、まさに吉本町長が目指す日本一  
の菊陽、さらには町のスローガンである成長し続ける町整備事業の一つと考えております。こ  
のまちづくりには、地震や台風などの自然災害にも緊急車両がスムーズに走行できる無電柱化  
を前回質問しましたが、災害に強いまちづくりを行う必要性があると考えています。

無電柱化に対しての取組はどのようになっているのかお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 都市計画課長。

○都市計画課長（山本省吾さん） 区画整理事業区域内の幹線道路につきましては、議員がおし  
ゃられたとおり、防災の観点でありますとか景観、また快適な歩行空間の整備などの観点から  
も、国が推進しております無電柱化を検討しておるところでございます。その手法など具体的  
な整備内容につきましては、先の話になりますけれども、今後設計を進めていく中で電気や水  
道などライフラインの事業者などとも協議を行いまして、検討を進めようという計画ござい

ます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 電気、水道という、水道は吉本町長が企業長でありますので安心はしてはいますが、その点は協議しながら入れていただきたいと思います。

また、同じことですが、また自転車、歩行者との取り合いはどうなっているかをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 都市計画課長。

○都市計画課長（山本省吾さん） 先ほど建設課長のほうのお答えもありましたけれども、こちらにつきましても将来の市街地形成などを視野に入れまして、交通管理者の意見も聞きながら計画していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） ぜひ前向きに検討いただき、また植栽については、私はやはり景観がよくて、低木で管理しやすいほうがいいと思いますけれども、その点、町のお考えをお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 都市計画課長。

○都市計画課長（山本省吾さん） 植栽などにつきましては、この原水駅の区画整理地区内、今後、デザインガイドラインなどの策定も予定しておりますけれども、そういった面も踏まえまして、また先ほどの市街地形成の考えなども踏まえまして、また防災面や景観、また維持管理なども考慮しながら、今後どういった樹種を選定するのか等も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） ぜひ、課長、そのとおりに指導いただきますようよろしく申し上げます。

現在、町が進めている道路整備計画は、いずれの道路も重要な社会インフラであります。大雨、地震等への災害時にもその機能を損なうことなく、確実に通行できるような道路整備をすることが必要であり、一般質問をさせていただきました。

災害に強い道路整備については、町長が進める日本一のまちづくりを進めるためには欠かせないことだと思います。重要な政策でありますので、町長にその思いをお聞きいたします。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） これまで御質問いただきました道路整備につきましては、従来から課題でございました交通渋滞への対応や町内のアクセス性を向上させるための道路ネットワーク整備として進めているものでございます。これらの道路整備につきましては、単に渋滞解消や交

通利便性向上を図るためだけの道路整備ではなく、議員がおっしゃるように、近年豪雨などの自然災害が激甚化する中、災害時にも町民の皆様の安全を確保し通行できるように、担当部署に指示を出し、計画を今進めているところでもございます。現在進めている道路整備は、将来の菊陽町にとりまして重要なインフラ整備となり、議員がおっしゃるように、日本一のまちづくりの一步となると確信をしてるところでもございます。今後も、町民の皆様が快適で安心して利用できる道路整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 町長の答弁をお聞きしたところ、前向きな検討をいただき、そしてまたまちづくりに対しては町長の思いをそれに乘せていただき、県や国に要望して、本当に日本一の菊陽町という姿を見せていただきたいと思えます。

2025年の町長の今の答えに対して、非常に感銘をしております。皆さんも一緒になって、新しい議員たちも町長と一緒に、まちづくりをすべきだと感じておりますので、ぜひその点も御協力と御理解をいただきたいと思って、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐藤竜巳議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時58分

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

令和7年12月16日（火）再開

（ 第 6 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（6 日 目）

（令和 7 年第 4 回菊陽町議会12月定例会）

令和 7 年12月16日

午 前 10 時 開議

於 議 場

- 日程第 1 議案第60号 菊陽町議会議員及び菊陽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第61号 菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第62号 菊陽町工業団地造成事業特別会計条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 4 議案第63号 菊陽町町民センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第64号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第65号 菊陽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第66号 令和 7 年度菊陽町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 8 議案第67号 令和 7 年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 9 議案第68号 令和 7 年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第10 議案第69号 令和 7 年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第11 議案第70号 令和 7 年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第12 議案第71号 工事請負契約の締結について（菊陽町図書館空調設備改修工事）
- 日程第13 議案第72号 公園管理の瑕疵による損害賠償額の決定及び和解について
- 日程第14 議案第73号 契約の一部解約による損害賠償額の決定について
- 日程第15 議案第74号 町道路線の認定について
- 日程第16 議案第75号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部改正について
- 日程第17 同意第 5 号～同意第 6 号 菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第18 諮問第 1 号～諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第19 発議第10号 「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書（案）
- 日程第20 議員派遣について
- 日程第21 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について
- 日程第22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 追加日程
- 日程第 1 報告第14号 専決処分の報告について（下水道施設管理の瑕疵による損害賠償額の決定について）

日程第2 議案第76号 財産の取得について（アーバンスポーツパーク・多目的グラウンド什器等備品購入）

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | | | |
|-----|--------|----|-----|------|----|
| 1番 | 鬼塚洋 | 議員 | 2番 | 吉村恭輔 | 議員 |
| 3番 | 藤本昭文 | 議員 | 4番 | 馬場功世 | 議員 |
| 5番 | 廣瀬英二 | 議員 | 6番 | 矢野厚子 | 議員 |
| 7番 | 大久保輝 | 議員 | 8番 | 西本友春 | 議員 |
| 9番 | 佐々木理美子 | 議員 | 10番 | 中岡敏博 | 議員 |
| 11番 | 布田悟 | 議員 | 12番 | 佐藤竜巳 | 議員 |
| 13番 | 甲斐榮治 | 議員 | 15番 | 上田茂政 | 議員 |
| 16番 | 小林久美子 | 議員 | 17番 | 坂本秀則 | 議員 |
| 18番 | 福島知雄 | 議員 | | | |

3. 欠席議員

14番 岩下和高 議員

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤優誠 さん
書記 牟田修人 さん
書記 豊住祐太 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|----------|------|----|-----------------|------|----|
| 町長 | 吉本孝寿 | さん | 教育長 | 二殿一身 | さん |
| 総務部長 | 村上健司 | さん | 住民生活部長 | 吉本雅和 | さん |
| 健康福祉部長 | 梅原浩司 | さん | 産業振興部長 | 山川和徳 | さん |
| 都市整備部長 | 荒牧栄治 | さん | 総務課長兼選挙管理委員会書記長 | 平征一郎 | さん |
| 財政課長 | 今村太郎 | さん | 人権教育・啓発課長 | 弓削浩昭 | さん |
| 健康・保険課長 | 岩下美穂 | さん | 介護保険課長 | 和田征 | さん |
| 子育て支援課長 | 石原俊明 | さん | 商工振興課長 | 塚脇康晴 | さん |
| 建設課長 | 出田稔 | さん | 下水道課長 | 坂田悟 | さん |
| 施設整備課長 | 鈴木理 | さん | 総務課総務法制係長 | 高山智裕 | さん |
| 教育部長 | 矢野博則 | さん | 生涯学習課長 | 今村珠紀 | さん |
| スポーツ振興課長 | 野村瑞樹 | さん | | | |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前 9 時 59 分

○議長（福島知雄議員） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

議員番号14番岩下和高議員より、体調不良のため欠席届が提出されております。御報告します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 議案第 60 号 菊陽町議会議員及び菊陽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員） 日程第 1、議案第60号菊陽町議会議員及び菊陽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

選挙管理委員会書記長、説明を求めます。

○選挙管理委員会書記長（平 征一郎さん） 議案第60号菊陽町議会議員及び菊陽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

公職選挙法施行令に規定する公営単価につきましては、3年に1度の参議院議員通常選挙の年にその基準額の見直しを行うこととされております。公職選挙法施行令の改正に伴い、衆議院議員及び参議院議員の選挙に関し、選挙用ビラ作成等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことから、公職選挙法施行令に規定する額を準用している菊陽町議会議員及び菊陽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

本条例は、町が行う菊陽町議会議員及び菊陽町長の選挙における立候補の環境を改善し、候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、選挙運動用自動車の使用や選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の公費の負担に関し、必要な事項を定めたものであります。

それでは、条例の改正の内容について御説明いたします。

2枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表をお開きください。左側が現行、右側が改正案となっています。

まず、第8条では、選挙運動用ビラの作成に係る公費負担額等について定めております。

選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価を現行の「7円73銭」から「8円38銭」に改めるものです。

次に、第11条では、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担額等について定めております。

改正内容は、選挙運動用ポスターの作成に当たり、1枚当たりの作成単価を現行の「541円31銭」から「586円88銭」に改めるものです。

一番最初のページに戻っていただき、附則において、この条例は公布の日から施行するとしています。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第60号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第61号 菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員） 日程第2、議案第61号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（平 征一郎さん） 議案第61号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

人事院及び熊本県人事委員会が給与改定の勧告を行ったことに伴い、本町の一般職の職員においても、給与及び勤勉手当の額等を改定するに当たり、菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

条例の改正内容について説明いたします。

8枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表をお開きください。左側が現行、右側が改正案となっています。

まず、参考資料の1ページをお開きください。

今回の改正条例の第1条関係の新旧対照表でございます。

第17条は、宿日直手当について定めたもので、手当額について、現行の「4,400円」を「4,700円」に改めるものでございます。

次に、第18条は、手当等に関する規定の適用除外について定めたもので、住居手当を規定する条が削られたことによって、定年前再任用短時間勤務職員に住居手当を支給するよう改めるものでございます。

次に、第19条は、期末手当について定めたもので、第2項の定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当の支給率について、現行の「100分の125」を「100分の127.5」に改めるものでございます。

また、第19条第3項の定年前再任用短時間勤務職員については、現行の「100分の70」を「100分の72.5」に改めるものでございます。

次に、2ページを御覧ください。

第20条は、勤勉手当について定めたもので、第2項第1号の定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の勤勉手当の支給率について、現行の「100分の105」を「100分の107.5」に改めるものでございます。

また、第20条第2項第2号の定年前再任用短時間勤務職員については、現行の「100分の50」を「100分の52.5」に改めるものでございます。

この改正につきましては、附則におきまして、令和7年12月1日から適用することとしており、これにより12月支給分が0.025か月分の増額となります。

次に、2ページから9ページにかけては、別表第1の改正になります。

行政職給料表の改正であり、左側の現行の額を右側の改正後の額に改めるものでございます。下線部の部分が改正箇所でございます。

今回の改正では、全職員を対象に、9,500円から1万5,100円給料を引き上げるよう改定しております。改定は、若年層に重点を置きつつ、その他の職員についても引き上げることとしており、高卒の初任給は、1級5号給を「18万8,000円」から「20万1,500円」へと1万3,500円引き上げ、大卒の初任給は、1級25号給を「22万円」から「23万3,400円」へと1万3,400円引き上げることになります。

この別表第1の改正につきましては、附則において、令和7年4月1日から適用することとしております。

次に、10ページを御覧ください。

改正条例第2条関係の新旧対照表でございます。

10ページから12ページにかけて、第11条の改正になります。

第11条は、通勤手当について定めたもので、熊本県の通勤手当の支給額に合わせて引き上げるよう改正するものでございます。

自動車等を使用して片道5キロメートル以上10キロメートル未満を通勤する職員は「4,200円」から「5,500円」に、片道10キロ以上15キロメートル未満の職員は「7,100円」から「9,000円」に、それ以上の距離においても通勤距離区分に応じて改正するものでございます。

次に、12ページを御覧ください。

第19条の内容は、先ほどと同様に、期末手当について定めたもので、第2項の定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当の支給率について、「100分の127.5」を「100分の126.5」に改め、第19条第3項の定年前再任用短時間勤務職員については、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改めるものでございます。

第20条につきましては、先ほどと同様に、勤勉手当について定めたもので、第2項第1号の定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の勤勉手当の支給率について、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、第2項第2号の定年前再任用短時間勤務職員については、「100分の52.5」を「100分の51.25」に改めるものでございます。

この第2条による改正は、附則におきまして、令和8年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第61号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第62号 菊陽町工業団地造成事業特別会計条例を廃止する条例の制定について

○議長（福島知雄議員） 日程第3、議案第62号菊陽町工業団地造成事業特別会計条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○商工振興課長（塚脇康晴さん） それでは、議案第62号菊陽町工業団地造成事業特別会計条例を廃止する条例の制定について御説明いたします。

提案理由でございますが、菊陽町工業団地造成事業特別会計において実施してまいりました工業団地整備事業につきましては、令和7年7月に設立いたしました菊陽町土地開発公社において実施することとなったため、菊陽町工業団地造成事業特別会計条例を廃止するものでございます。このため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

現在、JASM第1工場南側において整備を進めております（仮称）第3原水工業団地につきましては、菊陽町土地開発公社を設立し、同公社において事業を実施することとしております。これにより、工業団地造成事業特別会計で歳入及び歳出予算を計上する見込みがなくなったことから、菊陽町工業団地造成事業特別会計条例を令和8年4月1日をもって廃止するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第62号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第63号 菊陽町町民センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員） 日程第4、議案第63号菊陽町町民センター設置条例の一部を改正する条

例の制定についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 議案第63号菊陽町町民センター設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、武蔵ヶ丘児童館の用途変更を行うことに伴い、菊陽町町民センター設置条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

初めに、改正の概要について御説明いたします。

今回の改正は、西部町民センター内の施設にある武蔵ヶ丘児童館をこども館へと名称変更し、子育て世帯や小学生が利用しやすい施設へとリニューアルするため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容について御説明いたします。

議案を2枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表の1ページをお開きください。左側が現行、右側が改正後案となっております。

第3条は、施設についての規定になりますが、第1項中、「児童福祉法第35条第3項の規定に基づく児童館」を「児童福祉法第34条の11第1項の規定による地域子育て支援拠点事業を行う施設、児童の健康を増進し、情操を豊かにするための遊びに必要な施設」に改め、施設名を「菊陽町武蔵ヶ丘児童館」から「菊陽町こども館」へ改めるものです。

第5条は、事業についての規定になりますが、第1項中、「菊陽町武蔵ヶ丘児童館」を「菊陽町こども館」に改め、左側の現行の第1号の規定を先ほど説明させていただきました右側の改正後案の第3条に位置づけし、改正後案の第1号を児童福祉法第6条の3第6項の事業、いわゆる地域子育て支援拠点事業を行う事業に改めるものです。第2号は、「健全な遊びを通じ、児童の集団的または個別的な指導」を「児童の健全な育成のため必要な活動」に改めるものです。第3号の規定は、従来の児童館に関する条文でありますので、号を削るものです。

2ページをお開きください。

第4号の規定についても、従来の児童館に関する条文でありますので、号を削るものです。

第6条は、使用者の範囲についての規定になりますが、第1項中、「児童館」を「こども館」に改め、同項の第1号中、「3歳以上」を削り、「幼児」を「就学前児童」に改め、生まれてから小学生まで利用できる規定に改めるものです。同項の第2号及び第3号の規定は、従来の児童館に関する条文でありますので、これらの号を削るものです。

第9条は、使用料についての規定になりますが、第1項中、「児童館」を「こども館」へ改めるものです。

第12条は、審議会についての規定になりますが、こちらの従来の児童館に関する条文でありますので、条を削るものです。

第13条は、委任の規定になりますが、第12条を削ることにより条を繰り上げる必要があるた

め、第12条へ改めるものです。

以上が改正の内容の説明でございますが、議案の最初から2枚目のページを御覧ください。

附則で、この条例は令和8年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第63号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第64号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（福島知雄議員） 日程第5、議案第64号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 議案第64号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、児童福祉法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

初めに、改正の概要について御説明いたします。

今回の改正は、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、放課後児童健全育成事業所などの職員等による虐待に関する通報義務などが創設されたことにより、関係する3本の条例を一括して改正するものでございます。

それでは、改正の内容について御説明いたします。

議案を2枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表の1ページをお開きください。左側が現行、右側が改正後案となっております。

1ページは、菊陽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表になります。

第12条は、虐待等の禁止の規定になりますが、「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改めるものです。これは、被措置児童等虐待に当たる行為、いわゆる施設職員等が施設等を利用する児童に対して虐待する行為を定めている児童福祉法第33条の12第2項及び第3項が新設されたことに伴い、従来と同条の規定を引用する必要があるため、改正するものです。

2ページをお開きください。

こちらは、菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の新旧対照表になります。

第15条は、特定教育・保育の取扱方針の規定になりますが、第1項第1号中、「この号及び次号において」を削るものです。これは、次の第25条の改正により、同条において認定こども園法を引用することから、同条の改正と併せて当該略称の及ぶ範囲を改める必要があるため、改正するものです。

第25条は、虐待等の禁止の規定になりますが、「児童福祉法第33条の10各号」を「児童福祉法第33条の10第1項各号」に改めるものです。こちらも先ほど説明させていただいた児童福祉法第33条の10に第2項及び第3項が新設されたことに伴い、従来と同条の規定を引用する必要があるため、改正するものです。

4ページをお開きください。

こちらは、菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表になります。

第12条は、虐待等の禁止の規定になりますが、「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改めるものです。こちらの改正につきましても、さきに説明させていただいた内容と同様の理由で改めるものです。

以上が改正の内容の説明でございますが、議案の最初から2枚目のページを御覧ください。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第64号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第65号 菊陽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（福島知雄議員） 日程第6、議案第65号菊陽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 議案第65号菊陽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布に伴い、国の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を踏まえ、菊陽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容は、令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、改正後の児童福祉法に位置づけられた市町村による認可事業として、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設され、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として本町でも実施する必要があるため、新たに条例を制定するものでございます。

なお、当該事業の利用対象者は、保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていないゼロ歳6か月から満3歳未満の子どもが対象となっております。

それでは、議案を1枚めくっていただき、条例の内容について御説明いたしますが、主な部分を中心に御説明をさせていただきます。

初めに、目次で全体の概要を御説明いたします。

本条例は、第1章から第3章までの章立てとしており、第1章は総則の規定を、第2章は乳児等通園支援事業の規定とし、同章の節を設け、第1節を通則、第2節を一般型乳児等通園支援事業、第3節を余裕活用型乳児等通園支援事業に区分し、第3章は雑則に関する規定として

おります。

それでは、主な規定について御説明いたします。

第4条で、最低基準と乳児等通園支援事業者について定め、第1項で、事業者は最低基準を超えて常にその設備及び運営を向上させなければならないとしており、第2項で、最低基準を理由として、その設備または運営を低下させてはならないとしております。

一番下段の乳児等通園支援事業者の一般原則の規定については、1枚めくっていただき、第5条を御覧ください。第2項で、事業者は地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならないとしております。

第7条で、安全計画の策定等について定め、第2項で、事業者は職員に対し安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しなければならないとしております。

一番下段の自動車を運行する場合の所在の確認の規定については、1枚めくっていただき、第8条を御覧ください。第1項で、事業者は、利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならないとしております。第2項では、事業者は利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認を行わなければならないとしております。

第9条を御覧ください。乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件について定め、職員は健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の倫理及び実際について訓練を受けた者でなければならないとしております。

第14条で、衛生管理等について定め、事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じなければならないとしております。

1枚めくっていただき、第16条を御覧ください。

第16条で、乳児等通園支援事業所内部の規定について定め、第1号の乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針をはじめとして、第2号から第11号までの重要事項に関する規定を定めておかなければならないとしております。

1枚めくっていただき、第20条を御覧ください。

同条で乳児等通園支援事業の区分について定め、第2項が一般型乳児等通園支援事業、第3項が余裕活用型乳児等通園支援事業の規定になります。それぞれの事業の実施方式を説明しますと、一般型乳児等通園支援事業は、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等で乳児等通園支援事業を実施するに当たり、当該定員を別に設け、在園児と合同または専用室を設けて受入れを行う方式となっております。余裕活用型乳児等通園支援事業は、保育所等に係る利用児

童数が利用定員総数に満たない場合において、定員の枠内を活用して受入れを行う方式となっております。

第21条からは、一般型乳児等通園支援事業についての規定であります。第21条で設備の基準について定め、第1号から第6号では保育を行う専用室や面積基準について規定しており、第1号に乳児または満2歳に満たない幼児を利用させる事業所には乳児室またはほふく室及び便所を設けることとし、第5号に満2歳以上の幼児を利用させる事業者には保育室または遊戯室及び便所を設けることとしております。

また、第2号に乳児室の面積は1人につき1.65平方メートル以上、第3号にほふく室の面積は一人につき3.3平方メートル以上とし、1枚めくっていただきまして、第6号に保育室または遊戯室の面積は1人につき1.98平方メートル以上であることとしております。

1枚めくっていただき、第22条を御覧ください。

第22条で職員について定め、第1項で、事業所には保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として、町長が行う研修を修了した者を置かなければならないとしております。第2項に、従事者の数は乳児おおむね3につき1人以上、満1歳から満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とし、事業所ごとに2人以上の職員を置かなければならないとしております。第3項に、従事者は専ら当該事業に従事する者でなければならないとしております。ただし、次の第1号または第2号に該当する場合は、専ら当該事業に従事する職員を1人とすることができるとしてしております。

第25条及び第26条は、余裕活用型乳児等通園支援事業についての規定であります。第25条で、設備及び職員の基準は次の各号に掲げる施設または事業の区分に応じ、当該各号に定めるところによるとしております。

第28条で、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるとしております。

なお、先ほど説明させていただきました、第8条関係でいいますと、自動車を運行する場合の所在の確認についての規定でございますが、こちらについては非常に子どもの命に関わる重要な事項でございますので、このあたりは今後また町のほうで規則等でしっかりと整備していきたいと考えております。

それと、すみません、ページが飛びまして、第25条のほうで御説明いたします。

第1号で保育所、第2号で幼保連携型認定こども園以外の認定こども園、第3号で幼保連携型認定こども園、第4号で家庭的保育事業等を行う事業について、それぞれ基準となる条例を定めております。

以上、制度の内容の説明でございますが、附則を御覧ください。附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林議員。

○16番（小林久美子議員） 何点か質問をします。

1つは、今説明にありました支援事業者の職員の一般的条件ということで、保育士以外も対応するということだと思いますけども、その点をもう一度確認をしたいというのが1点です。

それから、2点目は、この事業は結局利用時間の上限が月10時間以内ということですので、今いろいろ説明いただいたんですけど、運用上は、先にみどり園かな、公立でやりながら試行していくということだと思うんですけど。非常に何か難しそうだなというのが私の印象で、月10時間といたら、来る子どもさんは、結局2回、5時間が2回とか2時間で5回とか、運用がかなり細切れで、対応が大変なんじゃないかなと。どんなふう把握されるのかというのがとても心配になりました。

それから、一番、6か月以降で3歳未満で非常に手のかかる子どもさんの年齢なので、その辺でも対応されるのが大変ではないかと心配をします。それで、登録みたいにするのか、どんなふう考えておられるのか、お聞きします。

それから、今一時保育ってたしかありましたよね。だから、一時保育等でカバーできないのかなという。これは、保育ではなくて、いろんな相談とか、子育ての情報提供となっていますが、一時保育との大きな違いというのはどういうことかと、その点について質問をします。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 御質問についてお答えします。

最初の保育士以外の職員ということにつきましては、保育士免許を持っていない保育所に従事する職員というふうに位置づけをさせていただいておりますので、仮に例えば保育補助者であったりとか、そういう職員を想定しております。

それと、2つ目の質問ですけども、登録制にするかどうかということもございましたと思うんですけども、今後の運用につきましては、国が定めているシステムがございます。利用するに当たって、利用する保護者の方がシステムを用いて、一般のインターネット上で利用できる国のシステムがございますので、そちらを活用して運用する方針を考えております。

あとは、一時預かりのほうにつきましては、みどり園のほうで既に一時保育を実施しております。今想定しておりますのが、みどり園のほうで実施する際に、一時保育と利用が重ならないように運用をしていきたいというふうにまず考えているところです。一時保育の事業の定義と、実際子どもを預かるということに関しては非常に事業としては似てるんですけども、今回のこの国の制度の始まった誰でも通園制度というのが、子どもに対してのいわゆる保育の要望を一番に重要に考えている事業になりますので、一時預かりなると、例えば仕事をしていない方でも、例えば冠婚葬祭のそういった事由によって利用したりとか、里帰り出産とかの利用

もありますけども、利用自体の区分は非常に似てるところはあるんですけども、実際にどこにも保育園等に在籍していないお子さんはもう全てこの制度で行っていくという制度設計になっておりますので、最初はスタートするに当たっていろいろ調整等が出てくると思いますけども、そこら辺の運営のほうは、また保育所等と、施設のほうとしっかりと調整していきながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 議案第65号菊陽町の当該条例について質問いたします。

この条例といいますのは、乳幼児等の通園、それから家庭に帰る場合の自動車等です、保育園、乳児園等の。その中で、子どもを見逃したと、もう全員降りた、送り届けたということで、残っているのを見逃したり、それからこういうことがあってはならないんでしょうけど、乳幼児ですから、もう全く抵抗もできないような状況に置かれているときの運転者等の管理職員の倫理的な問題に伴って事件が起こる可能性があるということで、この法律に基づいた条例が制定されるのだと思いますけれど、非常に厳格な倫理観、性格も要求されないといけないと思いますけど、第9条を見ますと、「乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって」、ここです、「できる限り児童福祉支援の倫理及び実際について訓練を受けたものでなければならない」って、この「できる限り」、できる限りという表現であるならば、これはしなくてもいいというふうにする可能性もあります。ですから、この「できる限り」は、私は外すべきだと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） お答えします。

今の御質問は、第9条関係のできる限り児童福祉事業の倫理及び実際についての訓練を受けたものということになりますけども、まずこちらの条例のつくりのほうが、国の内閣府令のほうで省令が出されております。今回のこの条例については、国の基準に基づいて、従うべき基準、参酌する基準というのがございますけども、それに準じて表記をさせていただいておりますので、「できる限り」というのは、国のほうでも一応位置づけられた記載になっておりますので、本町も今回は条例についてはそういう形で、国基準同様の条例を制定した次第でございますので、確かにこの「できる限り」というのが、当然事業に従事する職員というのは、必ず保育士が必要ということはおもう定義しておりますので、そのあたりで例えばもう一人の職員をできるだけこういった事業に従事している職員、経験のある職員というのに従事していただきたいという考えでございますので、今のところこういう形で表現をさせていただいているところです。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 国の省令に従ったということですけど、条例の場合は上位にある省

令、法律、政令等に準じたりする必要はあるかもしれませんが、あくまでも最終的な運営をするのは条例ですから、菊陽町の条例でもって、この「できる限り」は外して、菊陽町はちょっと違うんだと、安全性、通園支援事業について、菊陽町は違うんだという意気込みを見せないと、ただ国の基準に従ったということであるならば、何かまた事件、事故が起きたときに、「できる限り」という条例の文言があったから、これでもってその行為が否定されたり緩和されたりすると思いますので、私はこれはもう一回考えるべきだと思いますけど、「できる限り」を外すと、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 先ほど説明でもありましたように、最後の第28条で委任の規定を設けております。こちらの条例の定めるもののほかに、この条例の中で町としてももう少し国基準よりも少ししっかりと位置づけをしたいということで、また町のほうで、このあたりを規則等で整備する際に、しっかりとこの定義について明記をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 子育て支援課長にお尋ねします。

第8条の2項、車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置について今後検討するということであろうかと思いますが、大事な子どもの命がかかっていますので、いつまで検討を終え、そしていつまで議会に報告するのか、それについて答弁してください。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） この事業が給付制度として令和8年4月からスタートしますので、今後この条例案を無事御承認いただきましたら、まずは今回の条例を遵守しまして、しっかりと町の規則等でしっかり運営の方向について定めたいと思っております。時期については、遅くとも3月中の議会には、議員の方には説明ができればというふうに今考えているところです。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑はありませんか。

西本議員。

○8番（西本友春議員） それでは、質問いたします。

通称誰でも通園制度のこの部分で、民間に対しての説明会を実施したというふうに聞いております。それで、その中で民間参入のアンケート、希望のアンケートを取っているということをお伺いしましたが、いつまでこのアンケートは取るのか。今、そういうエントリーしてきているところが何社かあるか、それだけ教えてください。

○議長（福島知雄議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 一応町内の保育施設等については、11月末に説明会のほうでまず説明をさせていただきました。その後に、アンケート調査という形で、今後の事業について利用希望があるかどうか、そのあたりを今調整中でございます。一応予定としては、先週末

までが一旦の期限としておりましたけども、まだ全部返ってきておりませんので、遅くとも今週までには全ての施設において回答いただいて、今現在回答いただいている施設もございませうけども、幾つかは令和8年度以降に実施したいというふうに希望されている施設も実際ございます。そのあたりは、また今後町のほうとしてしっかりその施設と話をして、事業ができるだけスムーズに運べるように、また調整をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 今の回答だと、8年度にエントリーしたいというところはあったんでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 8年度4月からということなんですけども、8年度の途中からでも実施をしたいという施設も実際ございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林議員。

○16番（小林久美子議員） 議案第65号の乳幼児通園支援事業の条例の制定ですけれども、反対討論をします。

私は、まずこの通園制度、こども誰でも通園制度は、子育て支援が拡大されるので、非常に今まで以上に子育て支援が充実するのではないかとこのように思っていましたけれども、なかなか6か月以降で3歳未満、一番手にかかる子どもさんの時期というのと、また月10時間以内の利用時間ってなれば、その時々で変わるわけで、その辺の設定も難しいのではないかと。そして、保護者のために子どもを預かるというのではなくて、いろんな経験を通じて子どもの育ちを応援するということですが、運営上、非常に幅があるといえますか、どんなふうに運営を持っていくのが難しい事業ではないかという印象が強くて、その辺はこれからみどり園でやりながら課題整理をするということですが、その辺が運営上すごくしづらい今の基準や条例案ではないかということで、今の時点では反対をします。

以上です。

○議長（福島知雄議員） ほかに討論はありませんか。

西本議員。

○8番（西本友春議員） 賛成の立場から討論をさせていただきます。

この事業は、令和6年度から開始されて、6年度は115の全国の自治体で実施しております。

す。その中では、確かに小林議員が言われるように、10時間という枠は短いというお声も頂戴しております。これは、国の制度で、国も10時間の枠は今のところの話であって、今後利用者の声、そういうのはまた実際行う中で必要があれば、逆に言うと、こちらからの声として国に届けて、10時間の枠を20時間とかに増やすような制度に変更すればいいというふうに考えておりますし、この制度そのものが令和8年度、全自治体において事業開始という国からの指示もございますので、そういうのも考慮して、この事業にはしっかりと取り組むべきだというふうに賛成の立場の討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第65号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第66号 令和7年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（福島知雄議員） 日程第7、議案第66号令和7年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん） それでは、議案第66号令和7年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

データの番号は、08番となります。

今回上程しております補正予算（第3号）では、当初予算をはじめ、これまでの予算編成時点からの状況の変化や事務執行状況を踏まえ、必要な事業を確実に推進するための予算措置を講じております。

あわせて、令和7年度も後半に差しかかることから、緊急的な対応を要するものや国県交付金の確定を踏まえた予算の反映、さらに各種事業における財源調整を行っております。

主な内容としましては、歳出で、先ほど議決をいただきました議案第61号菊陽町一般職の給与に関する条例の一部改正に伴う給与改定による人件費の増額が最も大きいものとなっております。

そのほか内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細は御質問に応じてお

答えさせていただきます。

それでは、議案第66号の議案書に続いて、データでは2枚目となりますが、令和7年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）を御覧ください。

ここからはA4横の資料となり、申し上げるページはこの補正予算からを1ページとしており、画面では偶数が右上、奇数が右下に記載してあるページ番号で御説明させていただきます。

それでは、1ページとなります。

令和7年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から4億8,388万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を227億5,358万9,000円と定めております。

第2条では繰越明許費の補正を、第3条では債務負担行為の補正を、第4条では地方債の補正をそれぞれ定めています。

次の2ページからは、第1表の歳入歳出予算の補正ですが、この内容の一部は、13ページ以降の補正予算に関する説明書の中で御説明いたします。

続いて、7ページ、8ページの第2表の繰越明許費補正は、年度内の完了が見込めない13件の事業について計上しております。こちらは、歳出予算と関係する箇所の一部御説明させていただきます。

次の9ページから11ページとなります。

第3表の債務負担行為補正は、16件の事業を追加、3件の事業を変更しております。この中で、9ページの上から3段目の菊陽町土地開発公社に対する債務保証として、期間が令和8年度から令和13年度、限度額が事業費60億円と利子に相当する額で、同公社が進めるJASM第1工場の南側での工業団地整備に係る事業費に関するものを設定しております。同公社では、工業団地整備に必要な事業費を民間金融機関からの借入れで調達するものとなることから、本債務保証において町の財政負担が直ちに発生するものではなく、同公社において整備後の工業団地を民間事業者等に売却を行い、借入金を返済する計画となっております。

また、次の4段目では、野球場誘致支援業務委託として、期間が令和8年度で、限度額が1,000万円を設定させていただいております。こちらは、熊本県が移転整備を計画する野球場の誘致に関して、各種必要な調査を事前に進めるための業務委託費に対するものとなります。

そのほか、適正な業務期間の確保及び令和8年度に実施する管理業務、システム構築、食材購入など、令和7年度中に契約などの準備行為を行う必要があるものを設定しており、改めて令和8年度当初予算に必要な予算を計上することとなります。

続いて、12ページとなります。

第4表の地方債補正では、事業費の変更等に伴い、1件の追加、2件の変更について計上しています。こちらも補正予算に関する説明書の中で後ほど御説明させていただきます。

それでは、補正予算の内容について御説明いたします。

16ページをお開きください。

ここから2の歳入となり、まず19ページとなります。

款の20寄附金、項の1寄附金、目の1一般寄附金、説明のふるさと寄附金の7,000万円は、年末に向けて寄附額の増額を見込んで計上しております。なお、ふるさと寄附金の歳入に関しては、返礼品や事務手数料の経費の歳入予算と連動することから、目標的な数字として計上しております。

同じページで、その下、款の21繰入金、項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金は、財源調整として2億6,000万円増額しております。

続いて、22ページから3の歳出となります。

こちらでは、金額が大きいものについて御説明いたします。

まず、冒頭御説明しましたとおり、歳出については、人事院及び熊本県人事委員会が給与改定の勧告を行ったことに伴う職員給与の差額改定などにより、各歳出予算科目における人件費に総額約1億3,864万円、それぞれの科目で増額しております。

続いて、25ページとなります。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の6企画費、節区分7報償費、11役務費、12委託料、13使用料及び賃借料は、それぞれ歳入予算でも御説明しましたふるさと納税に関する経費を計上する必要があるため、合計3,499万8,000円増額しております。

続いて、26ページとなります。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の11電子計算費、節の21補償補填及び賠償金、説明欄の解約金は、国が主体となって進めております地方公共団体システムの標準化及びガバメントクラウドへの移行に伴い、戸籍総合システムにおける一部機器について、契約満了日前に解約するための解約金となり、713万6,000円計上しております。なお、本歳出予算により解約金として予算を支出することで、国の財政措置を受けられることとなります。

また、関連議案として議案第73号を上程しております。

続いて、34ページになります。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の3障害者福祉費、節区分の19扶助費、説明欄の障害福祉サービスで、障害のある方が日常生活や社会生活を送るための様々な支援となる障害者サービスの費用となり、報酬改定や利用者の増加などにより7,167万円増額しております。なお、本扶助費は、国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担割合となり、関連する歳入予算も増額しております。

続いて、38ページとなります。

款の3民生費、項の2児童福祉費、目の4保育園費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄の子どものための教育・保育給付費負担金で、認定こども園や新制度移行した幼稚園に対する町内の子どもたちが入所した分の負担金となり、昨年度より対象園が増加したことや人件費などの公定価格の上昇などにより、7,341万2,000円増額しております。なお、本負担金に

ついても、国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担割合となり、関連する歳入予算も増額させていただいております。

続いて、少し飛びまして、47ページとなっております。

款の8土木費、項の3都市計画費、目の1都市計画総務費、節区分12委託料、説明欄の測量設計業務委託料は、地下水涵養と防災機能強化を目的として整備を計画しております堀川南調整池を設計するため、1,200万円計上しております。こちらは設計に来年6月頃までの期間が必要となることから、さきに説明いたしました第2表の繰越明許費補正において、繰越事業として設定しております。

続いて、50ページとなります。

上の枠になりますが、款の9消防費、項の1消防費、目の4防災管理費、節区分の17備品購入費は、75歳以上の世帯を対象に貸与する防災行政無線戸別受信機が想定より申込者が少なかったことによりまして、2,000万円減額しております。

続いて、58ページとなります。

款の10教育費、項の5社会教育費、目の12ふれあいの森研修センター運営費、節区分の14工事請負費は、ふれあいの森研修センターの空調設備の改修で、2,695万円計上しております。本事業も、来年4月以降の工事完了の見込みのため、第2表の繰越明許費補正において、繰越事業として設定しております。

最後に、60ページとなります。

一番下の枠の款の14予備費は、歳入歳出予算調製のため、1,516万8,000円増額しております。

以上で説明を終わります。どうかよろしく願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林議員。

○16番（小林久美子議員） 今、最後に説明がありました消防費の備品購入費、減額が2,000万円ですけれども、これは対象者が何名で希望者が何名だったか、教えてください。

○議長（福島知雄議員） 財政課長。

○財政課長（今村太郎さん） 戸別受信機につきましては、当初設定が1,200世帯というふうに考えておりました。これは、全体の60%の設定をさせていただいておりまして、75歳以上の世帯となっております。結果としましては、そのうち750世帯の方から御希望があったということで、今回の減額に至っております。ですので、1,200が60%ですので……。よろしいですか、すみません。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑はありませんか。

西本議員。

○8番（西本友春議員） 歳入歳出のところで、子どものための教育・保育給付交付金、国から4,380万円、県から677万4,000円、歳出のほうで町のほうとしては7,341万円ということで、歳入と町負担よりもはるかに多くなっているんで、その差額はどのようにしているのかというのが1点と、ページ44ページで「さんふれあ」の施工工事とありまして、148万円ありますけど、この内容を教えてください。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） お答えします。

最初の子どものための給付費の件ですけども、先ほど財政課長からも説明がございましたけども、歳出のほうで7,341万1,594円を計上させていただいております。歳入のほうで、国庫負担金のほうで4,381万3,000円も計上しています。これが2分の1負担になります。それと、県費負担のほうで2分の1負担がまたございますので、670万円ぐらい計上させていただいております。

それと、もう一つが地方単独費用の補助金ということで、これは県の単独事業の補助金になりますけども、こちらが施設型給付費のいわゆる3歳以上のいわゆる教育部分でございますけども、こちらのほうも2分の1計上と、2分の1負担になりますので、1,052万8,000円を計上しておりますので、残りが町負担の4分の1というような取扱いになります。よろしくお願ひします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 私のほうからは、「さんふれあ」の修繕について御説明申し上げます。

皆様方御存じだと思いますけども、非常に劣化が激しい設備でございますものですから、だましまし今整備をやっている、運営しているのが今の現状でございます。

まず、A浴の主浴のろ過器の取替えが1件、それと屋上ポンプの受水槽へのポンプアップのポンプの取替えでございます。ろ過器が見積額では75万円程度です。屋上ポンプの取替えが58万円程度でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑はございませんか。

甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 9ページの債務負担行為の補正のところで、菊陽町土地開発公社に対する債務保証として60億円が計上されておりますけれども、皆さん御存じのとおり、最近TSMC、あれはJASMCの工事の関係についていろんな話が出ております。新聞紙上でも御覧になったと思いますけども。国や県の言明を聞いておりますと、むしろ先進的なものに替わるんじゃないかというふうな、そういう推定もされております。私も、たくさん非常に大きな投

資がなされていることなので、この方針が急に変わったりするというふうなことはないとは思いますが、我々としては町の公式見解を何も聞いておりませんので、現在町で言える公式見解があれば、それを聞かせていただきたい。

○議長（福島知雄議員） 商工振興課長。

○商工振興課長（塚脇康晴さん） お答えします。

J A S M第2工場建設に関しましては、いろいろな報道が出ておるといのは承知しております。J A S Mのほうから公式なステートメントというのが出ておまして、プロジェクト自体は継続的に進行していると。建設作業の詳細とか実行計画について、パートナー企業と今検討中ということでお聞きしておまして、プロジェクトは継続的に進行すると聞いております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第66号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

それでは、暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時13分

再開 午前11時23分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第67号 令和7年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（福島知雄議員） 日程第8、議案第67号令和7年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算

(第2号) についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長(岩下美穂さん) 議案第67号令和7年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算

(第2号) について御説明いたします。

それでは、予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に54万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億2,156万4,000円と定めるものです。

8ページを御覧ください。

2の歳入について御説明いたします。

款の10繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金は、事務費繰入金を54万8,000円増額し、計を2億6,156万5,000円としています。

9ページを御覧ください。

3の歳出について御説明いたします。

今回の補正は、全て給与改定差額分の増額となります。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費を54万8,000円増額。

款の6保健事業費、項の1保健事業費、目の2疾病予防費を30万5,000円増額。

続いて、10ページを御覧いただき、款の6保健事業費、項の2特定健康診査等事業費、目の1特定健康診査等事業費を26万3,000円増額しております。

款の10予備費、項の1予備費、目の1予備費は、調整のため56万8,000円を減額するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長(福島知雄議員) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(福島知雄議員) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(福島知雄議員) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第67号について、賛成、反対のボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長(福島知雄議員) 押し間違い、押し忘れございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第68号 令和7年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（福島知雄議員） 日程第9、議案第68号令和7年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（岩下美穂さん） 議案第68号令和7年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

それでは、予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に27万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億3,853万9,000円と定めるものです。

8ページを御覧ください。

2の歳入について御説明いたします。

款の4繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1事務費繰入金を27万9,000円増額し、計を1億3,434万4,000円としています。

9ページを御覧ください。

3の歳出について御説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、給与改定差額分として27万9,000円増額し、計を718万1,000円としています。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第68号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第69号 令和7年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（福島知雄議員） 日程第10、議案第69号令和7年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（和田 征さん） 議案第69号令和7年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

まず、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に635万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億8,087万2,000円と定めるものです。

8ページをお開きください。

歳入について主なものを御説明いたします。

款の4国庫支出金、目の5地域支援事業交付金は、令和元年度から令和4年度までの本交付金の再確定申請において追加交付が生じたことから、148万3,000円を増額するものです。

款の9繰入金、目の2その他一般会計繰入金は、主に給与改定に伴う会計年度任用職員の報酬等の差額238万2,000円を増額し、6,082万8,000円とするものです。

9ページをお開きください。

歳出について主なものを御説明いたします。

9ページ以降において、給料、職員手当等報酬を増額しておりますが、いずれも給与改定に伴うものになります。

款の1総務費、目の1一般管理費、節の12委託料は、令和7年度の税制改正に伴い、介護保険料を算定するシステムにおいて改修が必要なことから、補正額118万6,000円を計上しております。

10ページをお開きください。

款の2保険給付費、目の1高額医療合算介護サービス費は、実績見込みにより補正額138万円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第69号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第70号 令和7年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（福島知雄議員） 日程第11、議案第70号令和7年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（坂田 悟さん） 議案第70号令和7年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。

詳細につきましては、この後の補正予算実施計画で御説明いたします。

まず、第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、下段の体育館事業費用を6,690万6,000円増額し、17億984万7,000円としております。

次に、2ページを御覧ください。

第3条、資本的収入及び支出の補正につきましては、上段の第1款収益的収入を2億5,330万円増額し、9億5,544万9,000円とし、下段の第1款資本的支出を2億5,771万円増額し、11億9,396万7,000円としております。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,851万8,000円につきましては、補填する財源を上段のとおり補正しております。

続いて、3ページを御覧ください。

第4条、企業債の補正につきましては、流域下水道事業分の限度額を2億5,330万円増額し、3億9,310万円としております。

第5条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費を392万5,000円増額し、5,696万9,000円としております。

次に、附属書類となっております補正予算実施計画について、主なものを御説明いたします。

まず、収益的収入及び支出につきましては、7ページを御覧ください。

第1款事業費用、第1項営業費用の目の1管渠費につきまして、6,626万円増額し、6億5,526万4,000円としております。増額の主な内容は、熊本北部流域下水道事業維持管理負担金の増により6,503万9,000円を増額するものです。この負担金は、流域下水道処理場に流入する本町の下水量に応じて熊本県へ支払うものですが、工場排水の増加などの影響により、前年度の流量実績が予定水量より上回ったため、その精算分を支払うものです。

次に、8ページを御覧ください。

資本的収入の第1項企業債、目の1企業債につきましては、1ページの資本的支出の建設改良費の増に合わせて企業債の額も増額するもので、2億5,330万円増額し、7億4,650万円とするものです。

次に、9ページを御覧ください。

資本的支出の第1項建設費、目の1施設費につきましては、主に熊本北部流域下水道事業建設費負担金の増に伴い、2億5,771万円増額し、7億634万円とするものです。この建設負担金の増は、セミコンテクノパーク周辺における新たな工場排水による水量増加に対応するため、熊本県が、特定公共下水道の整備が完了するまでの期間、熊本北部流域下水道を最大限に活用するための管渠の改築などを行うことから、建設費負担金として2億5,360万2,000円を増額するものでございます。

次の10ページからは、補正後の令和7年度予定キャッシュフロー計算書などの予算関連資料を掲載しております。

以上で説明終わります。よろしく申し上げます。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林議員。

○16番（小林久美子議員） 議案第70号、反対討論をします。

今説明がありましたように、ページ7ページ、営業費用で管渠費で補正が6,626万円プラスになってまして6億5,526万4,000円、それから施設の建設改良費も補正が上がっています。もちろんセミコンの関係の下水道の流量が非常に増えているということで、これはこれだけの県に負担金を出して致し方ないのではないかと私も思わないわけではないのですが、ただその後企業に使用料とかで返済をされるという流れだと思いますけれども、ただ有機フッ素化合物が北部流域下水道に行く前に検出されているのは事実なので、今全国的にもこれだけ問題になっているのをそのままやっつけていいのかというのがあります。住民の不安も、もちろん水量もです

けれども、質的なそういう問題をきちんと解決しないといけないのではないか。これは、町もそうですけれども、県段階として、地下水保全条例に、そういう有機フッ素、新たな問題のことをきちんと書き込むとか、そういうことが必要だということで、流すのを止めることはもちろん、流すというか、これだけの負担金が増えるというのは理解できるんですけども、質的な問題、そういうことも県でしっかりやるべきだということで、今回この議案には反対をします。

以上です。

○議長（福島知雄議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第70号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議案第71号 工事請負契約の締結について（菊陽町図書館空調設備改修工事）

○議長（福島知雄議員） 日程第12、議案第71号工事請負契約の締結について（菊陽町図書館空調設備改修工事）を議題とします。

生涯学習課長、説明を求めます。

○生涯学習課長（今村珠紀さん） 議案第71号工事請負契約の締結について説明いたします。

菊陽町図書館空調設備改修工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容について説明いたします。

1、契約の目的、菊陽町図書館空調設備改修工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約の金額、1億2,408万円。4、契約の相手方、熊本県熊本市東区下南部1丁目3番130号、株式会社サンテクノ代表取締役福田善之でございます。

次に、工事の施工場所及び内容について説明いたします。

参考資料の1ページを御覧ください。

図面の左側が菊陽町図書館の配置図で、右側が2階平面図になり、図面の右側が北になります。

菊陽町図書館は、平成15年に建設され、建設後22年が経過しております。空調設備においても、建設当時の設備を使用しており、老朽化に伴い、不具合が起こるたびに部品交換など修理

を行ってきたところです。

しかしながら、今年度に入り、不具合が多発し、部品の調達が困難になってきたことや不具合の特定が困難になり、図書館や図書館ホールの運営に支障を来していることから、右側、2階平面図の赤色網かけ範囲の屋上の空調設備の改修工事を行うものであります。

工事概要を図面右下の赤色枠囲みに記載しておりますので、御覧ください。

機械設備工事の概要としましては、空調設備機器工事及び空調配管工事になり、電気設備工事の概要としましては、幹線動力設備工事になります。財源は、地方債の公共施設等適正管理事業債を利用いたします。

図書館ホールの空調方式は、建物の1か所に熱源機を集約し、そこから建物全体へ冷暖房を供給する中央管理型の空調方式となっており、熱源機となるチラーユニットで熱交換を行い、冷房時は冷水を、暖房時は温水をつくり、その冷温水を室内機へ送ることで冷房や暖房を効かせるシステムとなっております。

主な工事として、空調設備機器工事、空調配管工事について御説明いたします。

参考資料の2ページを御覧ください。

工事範囲を拡大した図面になります。図面の右側が北になります。機械置場は、右上の図面、機械置場断面図のとおり、鉄骨により2段造りとなっております。

下の機械置場1段目平面図を御覧ください。

空調設備機器工事としては、①チラーユニット2基の取替え、②冷温水1次ヘッダー行き1基の取替え、③2次ポンプ3基の取替え、④冷温水2次ヘッダー行き1基の取替え、⑤冷温水ヘッダー帰り1基の取替え、⑥1次ポンプ4基の取替えをいたします。

上の機械置場2段目平面図を御覧ください。

⑦チラーユニット2基の取替え、⑧膨張タンク1基の取替えをいたします。

参考に、既存のチラーユニットの写真と既存のヘッダーの写真を図面右下に掲載しておりますので、御覧ください。

続きまして、空調配管工事について御説明いたします。

図面下側の赤字の記載のとおり、冷温水が流れる配管として、直径50ミリメートルから100ミリメートルの白ガス管304メートルと冷温水の流れを調整する弁類132個、圧力や温度などを計測する各種計量器を46個、配管、弁類などの保温工事を行う計画です。

工期につきましては令和8年6月30日までとし、工期の施工については事故がないよう進めてまいります。

以上で説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長（福島知雄議員） 財政課長。

○財政課長（今村太郎さん） それでは、菊陽町図書館空調設備改修工事の指名業者及び入札結果について御説明させていただきます。

参考資料の最後の3ページの指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、図書館の主に空調設備改修に関する機械設備工事となります。

件名、場所については御覧のとおりですが、税込みの予定価格が1億2,815万円、税込みの落札価格が1億2,408万円で、落札率が96.82%となっております。

指名業者につきましては、工事内容と設計金額から、10月22日の指名審査会の審議を経まして、町内に本店または営業所を有する5社に熊本県内に本店を有する6社を加えた合計11社を指名しております。指名競争入札は11月17日に執行いたしまして、指名した業者名及び税抜きの入札価格は一覧のとおりですが、この中で最も低い価格で入札のあった1番目の株式会社サントテクノを落札者として決定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

西本議員。

○8番（西本友春議員） この空調設備、20年以上たっていて不具合があるということで、ここを見ますと、何かチラーユニットの取替えということで、これを見ますと8基あるうちの一部の取替えという、何基の取替えになるのか。残りのユニットに関しては問題がないかということについてお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 施設整備課長。

○施設整備課長（鈴木 理さん） 御質問にお答えいたします。

チラーユニットについては、4基になります。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） すみません、総数何基で、取替えが何基。今、これは改修ということで、すので、更改ではないという意味合いで聞いているところです。

○議長（福島知雄議員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（今村珠紀さん） 御質問にお答えします。

4基全てを取り替えるものとなります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第71号について、賛成、反対のボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第72号 公園管理の瑕疵による損害賠償額の決定及び和解について

○議長（福島知雄議員） 日程第13、議案第72号公園管理の瑕疵による損害賠償額の決定及び和解についてを議題とします。

スポーツ振興課長、説明を求めます。

○スポーツ振興課長（野村瑞樹さん） 議案第72号損害賠償額の決定及び和解についてにつきまして御説明いたします。

本件は、公園管理瑕疵による事故の発生に伴い、損害賠償の額を決定し和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるところでございます。

内容について説明いたします。

議案第72号を御覧ください。

1、事故発生日時、令和5年8月5日土曜日午後9時10分頃。2、事故発生場所、菊陽町大字津久礼2838番地4、菊陽杉並木公園ふれあい広場となります。

1枚めくっていただいて、参考資料を御覧ください。

当該事故発生箇所の位置図と次のページ、写真をつけております。

議案にお戻りください。

3、相手方住所、氏名、記載のとおりでございます。4、事故の概要ですが、相手方が菊陽町夏祭りにおいて公園を訪れていたところ、園内に生じていた穴に足を取られ、負傷したものであります。5、損害賠償の額、179万3,634円でございます。

なお、この額を支払うことにより、双方は本件に関し今後の一切の請求、異議の申立てはしないということが和解の内容でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第72号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第73号 契約の一部解約による損害賠償額の決定について

○議長（福島知雄議員） 日程第14、議案第73号契約の一部解約による損害賠償額の決定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（平 征一郎さん） 議案第73号契約の一部解約による損害賠償額の決定について説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

菊陽町戸籍総合システム機器賃貸借契約の一部解約に係る損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めます。

内容について御説明いたします。

1、相手方、熊本県熊本市中央区国府1丁目20番1号、肥後水前寺ビル5階、肥銀リース株式会社代表取締役江藤英一でございます。2、損害賠償の額、713万5,920円。3、事案の概要、菊陽町戸籍総合システム機器賃貸借契約において、地方公共団体システムの標準化及びガバメントクラウドへの移行に伴い、一部の機器について契約満了日前に解約するため、解約に係る損害賠償の額を定めるものでございます。

内容につきましては、参考資料により説明させていただきます。

3枚目をお開きください。

今回一部解約する契約は、菊陽町戸籍総合システム機器賃貸借で、当初の契約期間は令和5年1月1日から令和9年12月31日までの60か月でございます。契約金額は、総額2,293万5,000円であります。契約内容は、戸籍に関する情報入力、管理及び証明書発行等の業務を効率的に行うためのシステム機器の賃貸借であります。

今回の一部解約の内容ですが、国が進めておりますシステムの標準化及びガバメントクラウドへの移行に伴い、庁内に設定しているサーバー及びソフトウェア等が不要となり、令和7年12月31日をもって、継続利用する一部の機器を除き、リース契約を前倒して終了することとなり、賃貸借契約の一部を解約するものでございます。残りの期間の24か月分の賃貸借相当額

の解約金を損害賠償額として713万5,920円支払うものであります。

解約する主な機器は、本体サーバー関係機器、バックアップサーバー関係機器、ミドルウェア、ソフトウェア一式でございます。

また、解約しない主な機器は、コンビニ交付証明発行用サーバー関係機器、システム操作用パソコン及びプリンター、コンビニ交付証明発行用ミドルウェアなどがございます。

なお、今回の損害賠償額は、総務省所管のデジタル基盤改革支援補助金において、10分の10の財政措置の対象でありますので、町の財政負担は生じない見込みでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第73号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第74号 町道路線の認定について

○議長（福島知雄議員） 日程第15、議案第74号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（出田 稔さん） 議案第74号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由であります。道路法第8条第1項の規定により町道路線を認定する必要があるため、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、参考資料の位置図により御説明いたします。

2枚お開きいただき、位置図1を御覧ください。

赤い線で示しました番号①の路線は、中尾10号線であります。中尾公民館の西側に位置し、赤丸で示した町道中尾線を起点として、民間住宅開発により築造され、町に帰属された道路で

あります。道路の延長は67メートル、幅員は6メートルの路線でございます。

次のページの位置図2を御覧ください。

赤い線で示しました番号②の路線は、前田5号線であります。東部町民センターの西側に位置し、赤丸で示した町道下原中代線を起点として、民間住宅開発により築造され、町に帰属された道路であります。延長は151メートル、幅員は6メートルの路線でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第74号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 議案第75号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部改正について

○議長（福島知雄議員） 議案第75号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部改正についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（平 征一郎さん） 議案第75号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部改正について説明いたします。

まず、提案理由ですが、地方自治法第286条第1項の規定により、令和8年3月31日限りで熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要がありますので、地方自治法第290条の規定により、関係団体において同文での議会の議決を求めるものでございます。

内容について御説明いたします。

2枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表を御覧ください。

別表第2は、組合の共同処理する事務の第3条第10号に関する事務、交通災害見舞金に関する事務について、左側の現行の1行目の菊池市がここに規定する事務から脱退するため、「菊池市、上天草市」を「上天草市」に改めるものでございます。

1枚目にお戻りいただき、附則の第1項で、この規約は令和8年4月1日から施行するとしております。

また、附則の第2項において、経過措置として、改正後の熊本県市町村総合事務組規約別表第2の規定は、この規約の施行の日以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） だんだん団体が1つずつ抜けて非常に悲しいんですけど、菊池市が抜けた経緯について、御存じであれば説明をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 総務課長。

○総務課長（平 征一郎さん） 抜けた経緯については、うちの町では把握はしておりません。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第75号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 同意第5号～同意第6号 菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（福島知雄議員） 同意第5号から同意第6号菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（村上健司さん） 同意第5号、同意第6号菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明いたします。

まず、提案理由でございます。

固定資産評価審査委員会委員の任期は3年となっており、3名の委員のうちお二人が令和7年12月18日をもって任期満了となります。

そのため、現在の委員である堀行徳様を引き続き委員に、竹本順一様を新たな委員に選任し、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

まず、お一人目の堀行徳様の住所、生年月日は、記載のとおりでございます。

略歴につきましては、配付しております関連資料のとおりで、昭和57年に菊陽町役場に入庁し、税務課固定資産税係長や議会事務局長などを歴任されました。平成29年3月に菊陽町役場を退職し、平成30年6月に行政書士事務所を開設され、現在に至っております。

次に、お二人目の竹本順一様の住所、生年月日は記載のとおりでございます。

略歴につきましては、配付しております関連資料のとおりで、昭和62年に熊本国税局に入局され、総務部税務相談室税務相談官や宮崎税務署筆頭特別国税調査官資産税担当などを歴任されました。平成30年7月に熊本国税局を退職し、同年10月に税理士事務所を開設され、現在に至っております。

お二人とも、人格、識見とも高く、広く社会の実情に通じ、公正で透明性の高い審議をお願いできるものであり、委員として適任であると思われまますので、御同意いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから1議案ずつ採決を行います。

同意第5号について、賛成、反対のボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、同意第5号は原案のとおり可決されました。

採決を行います。

同意第6号について、賛成、反対のボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、同意第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 諮問第1号～諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（福島知雄議員） 日程第18、諮問第1号から諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

人権教育・啓発課長、説明を求めます。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭さん） 失礼します。諮問第1号から諮問第3号の人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

諮問第1号から諮問第3号は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

諮問第1号は、令和6年9月30日で任期満了しております堀川妙子様の後任として、松本裕顯様を人権擁護委員の候補者として推薦するものでございます。

諮問第2号の鬼塚成子様におかれましては、令和8年3月31日をもって任期満了となりますので、再任の候補者として推薦するものでございます。

諮問4号第3号は、令和8年3月31日をもちまして任期満了となります村本信幸様の後任として荒木伸一様を人権擁護委員の候補者として推薦するものです。

住所、生年月日は、議案に記載のとおりです。

候補者の略歴につきましては、配付しております関連資料に記載のとおりです。

松本様は令和5年3月から民生委員、児童委員として、鬼塚様は平成26年4月から人権擁護委員として、それぞれ積極的に活動されており、荒木様は長年警察官として活躍されてこられました。皆様方ともに誠実な人柄で、人格、識見とも高く、人権相談を通して町民の利益を守る人権擁護委員として適任でありますので、推薦の同意をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから1議案ずつ採決を行います。

諮問第1号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、諮問第1号は原案のとおり適任とすることに決定されました。

採決を行います。

諮問第2号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、諮問第2号は原案のとおり適任とすることに決定されました。

採決を行います。

諮問第3号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、諮問第3号は原案のとおり適任とすることに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 発議第10号 「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書（案）

○議長（福島知雄議員） 日程第19、発議第10号「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、大久保議員外2名の議員から提出されました。

提出者を代表して、大久保議員、趣旨の説明をお願いします。

○7番（大久保 輝議員） こんにちは。

それでは、発議第10号の趣旨について説明をさせていただきます。

発議第10号「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書（案）につきまして、提出者として趣旨を申し上げます。

まず、本意見書は、我が国の国旗や国章を故意に損壊、汚損し、侮辱する行為に対し、適切な立法措置を整備すべきであるという趣旨のものであります。現行の刑法92条には、外国国章損壊罪が設けられ、外国の国旗を侮辱目的で損壊した場合は処罰の対象となります。

一方で、自国である日本の国旗、国章を侮辱目的で損壊した場合に適用できる同様の規定は存在しません。これは、立法当時、日の丸を自ら損壊する者はいないだろうという社会的前提があったためとも言われておりますが、現代においてはその前提が崩れ、実際に国旗を侮辱する事例が見られます。自国国旗に対する侮辱行為が外国国旗よりも軽く扱われる現状は、国家として極めて不自然であり、現在の社会環境に適合していないと言わざるを得ないというふうに思います。

本意見書案は、国家の象徴である国旗の尊厳を守り、国際社会における日本の信頼向上にも資するものであり、妥当な提案であるというふうに考えております。議員各位におかれましては、どうか本意見書案の提出に御理解と御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（福島知雄議員） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第10号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議員派遣について

○議長（福島知雄議員） 日程第20、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に配付のとおり、議員派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については、配付のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま決定された議員派遣で、諸事情により期間や派遣場所、派遣議員等の変更が生じる場合は、その変更については議長に一任をいただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（福島知雄議員） 日程第21、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査についてを議題とします。

各委員長から所管事務のうち会議規則第75条の規定によって配付しました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申入れがあります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（福島知雄議員） 日程第22、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、配付しました本会議の会議日程等の議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました議案は全部終了しました。

お諮りします。

町長から追加議案が2件提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。以上2件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2として議題にすることに決定しました。

町長の提案理由の説明を求めます。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 議員の皆様方におかれましては、12月3日から本日までの14日間にわたりまして、提案をいたしました全ての付議事件につきまして、慎重に御審議の上、承認等いただき、厚く御礼を申し上げます。

大変お疲れのことと存じますが、急を要する案件が生じたので、追加議案として御審議いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

報告第14号は、専決処分の報告についてであります。

内容は、下水道施設管理の瑕疵による損害賠償請求事件に関しまして、その損害賠償の額を定めることについて、令和7年12月4日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものであります。

議案第76号は、財産の取得についてであります。

内容は、現在整備を進めておりますアーバンスポーツパーク及び多目的グラウンドに配備する備品を取得するものです。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（福島知雄議員） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 報告第14号 専決処分の報告について（下水道施設管理の瑕疵による損害賠償額の決定について）

○議長（福島知雄議員） 追加日程第1、報告第14号専決処分の報告について（下水道施設管理の瑕疵による損害賠償額の決定について）を議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（坂田 悟さん） 報告第14号専決処分の報告について御説明いたします。

本件は、下水道施設管理の瑕疵による事故の発生に伴い、相手方との示談の予定額が100万円以下でありましたので、令和7年12月4日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものであります。

それでは、内容について御説明いたします。

1枚お開きいただき、専決処分書を御覧ください。

専決第13号。専決処分書。専決処分日は令和7年12月4日です。

1の事故発生日時は、令和7年10月16日木曜日午前10時30分頃です。2の事故発生場所につきましては、記載のとおりでございまして、参考資料に当該事故発生箇所の位置図をつけております。

3の相手方住所、氏名につきましては記載のとおりでございまして。4の事故概要につきましては、相手方がトラックで町道202号線を走行中、道路上に設置されていたマンホールの蓋が跳ね上がり、当該蓋が車両に接触したことにより燃料タンクを損傷したものでございまして。この損害賠償額につきましては、27万5,011円でございます。

事故後の対応と再発防止策につきましては、事故発生当日の令和7年10月16日に、マンホール蓋が再度外れることがないように、鉄板とアスファルトによる応急的な固定措置を実施いたしました。現在は、当該マンホール蓋の交換工事を進めており、令和8年1月末の完了を予定しております。また、同型のマンホール蓋について点検を行い、危険と判断した箇所については修繕を実施しております。今後は、防食型マンホール蓋への更新や点検体制の強化を進め、再発防止に努めてまいります。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これで報告第14号専決処分の報告について（下水道施設管理の瑕疵による損害賠償額の決定について）の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 議案第76号 財産の取得について（アーバンスポーツパーク・多目的グラウンド什器等備品購入）

○議長（福島知雄議員） 追加日程第2、議案第76号財産の取得について（アーバンスポーツパーク・多目的グラウンド什器等備品購入）を議題とします。

スポーツ振興課長、説明を求めます。

○スポーツ振興課長（野村瑞樹さん） 議案第76号財産の取得について御説明いたします。

本議案は、令和8年4月の開業に向けて準備を進めておりますアーバンスポーツパークと秋頃の供用開始を予定している多目的グラウンドで使用する什器等備品購入に係る財産の処分について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

初めに、契約内容を説明いたします。

1、契約の目的、アーバンスポーツパーク及び多目的グラウンド什器等備品購入。2、財産の種類、備品。3、品名及び数量、議案2枚目以降の別表に購入する備品の品名及び数量を記載しております。4、契約の方法、指名競争入札。5、契約金額3,240万7,732円。6、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘1丁目3番1号、株式会社佐藤商店代表取締役佐藤譲治でございます。

また、この件の財源につきましては、九州防衛局からの補助金である訓練交付金と一般財源を利用いたします。

次に、品目の内容について説明いたします。

次のページからは品目の表示になります。4ページめくっていただき、参考資料の1枚目、全体図と表示されているページをお開きください。

方向は、図面上が北になり、赤枠で囲んでいる管理棟、アーバンスポーツパーク、多目的グラウンドで使用する物品を今回購入いたします。

また、品目が多いため、主なものを説明させていただきます。

1枚めくっていただき、管理棟レイアウトと表示されているページをお開きください。

まず、管理棟右下部分の事務室は、事務机4台と事務用椅子4台、キャビネットを2段置きで合計6台、金庫1台、冷凍冷蔵庫1台を用意いたします。

次に、事務室左隣の救護室は、ベッド1台、ベッドを囲うカーテンを1枚、2つ折り担架2台を用意します。

次に、管理棟中央部分のエントランスホールは、ミーティングテーブル3台、テーブルチェア12台、デジタルサイネージ2台、車椅子2台を用意します。

次に、管理棟中央部分右側の授乳室は、授乳用椅子を1台、サイドテーブルを1台、おむつ交換台を1台、クロススクリーンを1台用意いたします。

次に、管理棟左下部分の用具庫は、棚を2台、屋外利用の折り畳みテーブル20台、テーブルチェア60脚、テント5台、スポットクーラー2台、台車式ミストファン3台、フェンス50枚を用意いたします。

次に、1枚めくっていただき、アーバンスポーツパークレイアウトと表示されているページをお開きください。

まず、管理棟外南側に暑さ指数を示すWG B Tモニターを1台、パーク中央北側にパーク維持管理用備品を入れるためのプレハブ倉庫を2台、パーク西側にパラソル4台、屋外用テーブル4台、屋外用チェア8台、ベンチを28台用意いたします。

次に、1枚めくっていただいて、多目的グラウンドレイアウトと表示されているページをお開きください。

まず、外野芝生養生スプリンクラー4台、内野整備用の水まきホース4本、ホース用筒先4本、グラウンド外周部分にベンチを18台用意いたします。

以上、主なものについて説明いたしました。合計74品目、403点の備品を購入するものでございます。

以上、財産の取得に関する説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん） それでは、アーバンスポーツパーク・多目的グラウンド什器等備品購入の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後の5ページの指名入札業者一覧をお開きください。

本物品購入につきましては、現在整備を進めているアーバンスポーツパーク及び多目的グラウンドにおける什器等の備品購入で、業種は事務機器等の物品となります。件名、場所については御覧のとおりですが、税込みの予定価格が3,336万1,900円、税込みの落札価格が3,240万7,732円で、落札率が97.14%となっております。

指名業者につきましては、物品の内容と設計金額から、11月12日の指名審査会の審議を経まして、今回の事務機器等の物品業務に希望や実績のある町内に本店を有する1社に熊本県内に本店を有する9社を加えた合計10社を指名いたしました。指名競争入札は12月1日に執行しまして、指名した業者名及び税抜きの入札価格は一覧のとおりですが、この中で最も低い価格での入札のあった1番目の株式会社佐藤商店を落札者として決定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

布田議員。

○11番（布田 悟議員） 指名入札業者のところ。資料の5ページ。

10社ありますけれど、2点あります。菊陽町と大津町の会社というかお店は知っておりますけれど、町の文房具屋さん、事務機屋さんというイメージが昔からありましたけれど、入札資格とか過去の納付取扱状況とか、その辺のところは何か縛りがあるのか。それと、8、9、10で無効、辞退が出ています。これはなぜか。

以上、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 財政課長。

○財政課長（今村太郎さん） それではまず、最初の御質問ですが、物品に関しますので、特に資格等はございません。しかしながら、一般質問等でも御質問いただきましたように、こういった指名を受けたいというような業者様におかれましては、指名願というもの出されております。その中にこれまでの実績等が書かれておりますので、その実績を確認した上で、町内業者を中心に指名のほうを行っているという状況でして、今回指名させていただいている10社皆様、こういった事務機器の備品の導入実績があられる方を指名させていただいているという形になってまいります。

2つ目の無効につきましては、物品の準備ができないというような形で辞退のほうが行われておりまして、無効に関しましては応札されなかった方ということになってまいりますので、そういった形で無効という扱いになっております。

お答えとしては以上となります。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第76号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

最後に、お諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおりと決定します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和7年第4回菊陽町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後0時35分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 福島 知 雄

菊陽町議会議員 廣瀬 英 二

菊陽町議会議員 矢野 厚 子

菊陽町議会会議録
令和7年第4回12月定例会

令和7年12月発行

発行人 菊陽町議会議長 福島知雄
編集人 菊陽町議会事務局長 内藤優誠
印刷 株式会社 きょうせい九州支社
電話 (092) 831-0700 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800
電話(代) (096) 232-2111
議会事務局TEL (096) 232-4919